

## 古代法の翻訳と解釈 I

ハンムラピ法典の石柱に刻まれた楔形文字全文の原典  
その翻訳および解釈の方法について

“Comment traduire et comprendre le Droit ancien”  
-L’interprétation du code de Hammurapi-

佐藤 信夫

### 目次

法の象徴図像「王笏」 <small>(山梨学院大学「法学論集」第40号 1998年6月10日 p.220~p.304に既述)</small>	
まえがき	93~97頁
ハンムラピ法典石柱原文の読み方	98~106頁
最古の法律辞典	106~107頁
ハンムラピ法典前文	108~158頁
ハンムラピ法典各条文の邦訳と解釈	
第I章 訴訟法と訴訟手続法、偽証の罪 (第1条~第5条)	
第1条 誣告罪、同害報復 Lex talionis	160頁
殺人罪の原告が立証できなかつたら死刑	
第2条 河神の処罰、正義と法 (神罰)	165頁
「魔術を使ったかど」での告発	
第3条 脅迫による偽証罪	172頁
偽証罪の処置、人の生死に関わる訴訟	

第4条 訴訟と同額の賠償、収賄の禁止	174頁
偽証が金銭に関わる場合の措置	
第5条 裁判官の責務	176頁
判決の変更、判事は12倍の賠償額	
第II章 窃盗罪、所有権の侵犯、処罰方法（第6条～第13条）	
第6条 窃盗と赃物牙保罪	180頁
神殿と宮廷からの窃盗—死罪	
第7条 契約と供託物、準盗財	182頁
証人なしの契約と窃盗とみなされる場合は死罪	
第8条 盗品が神と宮廷の品	185頁
盗んだものが神か宮廷のものだと30倍の賠償、ムシケケヌムもの のだと10倍の賠償	
第9条 喪失物、証拠裁判	189頁
喪失物を他人の手中に発見した時の措置	
第10条 赃物の取り戻し（準盗財）	194頁
裁判所で売買の立証が可否による罰則規定	
第11条 原告の責任、遺失物回復	196頁
喪失者が所有していた事実を立証できない場合、紛争を起こした責 任者として死罪	
第12条 赃物牙保罪	198頁
赃物故売人の死亡、被告は訴訟費用の5倍を取得	
第13条 証人の確保期間	200頁
証人を確保する期間6ヶ月まで	
第III章 誘拐罪と奴隷の法規（第14条～第20条）	
第14条 幼児誘拐	201頁
他人の幼児を誘拐した者は死罪	
第15条 奴隷の逃亡幫助罪	204頁
宮廷の奴隷を逃亡させた者は死罪	
第16条 逃亡奴隷の保護	205頁
宮廷から逃亡した奴隷を保護した者も死罪	

第17条 逃亡奴隸の逮捕	208頁
奴隸の所有者は逃亡奴隸を逮捕してくれた者に2シェケルの報酬を出す	
第18条 奴隸の身元確認	210頁
逮捕した奴隸は宮殿で身元確認	
第19条 奴隸の隠匿者	213頁
一度奴隸を隠匿した者は必ず死罪	
第20条 捕獲奴隸の逃亡	215頁
奴隸を捕獲した者がその奴隸に逃げられたる場合は「神への宣誓」で放免される	
第IV章 強盗罪、強奪如何の処置 (第21条～第25条)	
第21条 侵入者の殺害、家宅侵入	218頁
他人の家に侵入した者は殺害される	
第22条 窃盗犯、強盗 (追い剥ぎ)	221頁
人の財物を略奪する目的で強盗—死罪	
第23条 盗難物件の申告	223頁
盗難された物件を神の前で申告—その地域の行政責任者がその賠償をする	
第24条 強盗殺人への賠償金	225頁
強盗に殺された者への賠償—1 マナの銀	
第25条 火事場泥棒	227頁
火災の消火に來た者が—その家の財物を窃取、その火中に投げ込まれる	
第V章 兵士階級に関する諸規定 (第26条～第41条)	
第26条 憲兵・軍族と按察官の出征	229頁
憲兵・軍族や按察官が出征を命じられたのに徴兵拒否または傭兵に代理させたら死罪	
第27条 出征兵士の土地返還	232頁
出征した兵士が捕虜となっている間その土地を使用していた者の返還義務	

第28条 出征兵士の息子、私領相続	237頁
出征した兵士に、息子がいたら、その田畑の経営を継承できる	
第29条 幼少の息子、不動産相続	238頁
まだ息子が幼少の時は、その田畑の3分の1は母に与えられ成人するまで継承	
第30条 不動産の取得	240頁
兵士の土地が放置され、他の者が三年の間その田畑を耕やしたら自分のものになる	
第31条 短期の放置	244頁
放置した期間が一年間ならば、その出征兵士に田畑は戻される	
第32条 兵士の身代金	246頁
戦争で捕虜になった兵士が、もとの身分になるには身代金を払って身受けしてもらう	
第33条 指令官と長官	249頁
軍隊における指令官や長官が国王の命令以外に勝手に徴兵をすることの禁止	
第34条 指令官の服務違反	251頁
兵士の虐待禁止、兵士の給与保護	
第35条 兵士との取引	253頁
国王から兵士に与えられた家畜の取引	
第36条 憲兵・軍族の不動産売買	255頁
公的な役職者に国王から与えられた不動産の売買禁止	
第37条 不動産売買の禁止	258頁
公職者の不動産は例え売買されて銀が支払われていても無効で銀は没収される	
第38条 妻と娘への譲渡禁止	260頁
公職者の不動産は自分の妻や娘に譲渡できず、負債のため売却してもいけない	
第39条 個人的に購入した不動産	261頁
自分の妻や娘のために個人的に購入した不動産は売買できること	

<b>第40条 不動産の売買</b>	263頁
商人や企業家は不動産の売買自由	
<b>第41条 公職者の不動産売買禁止</b>	265頁
公職者の不動産を売買するのを斡旋したり、担保に入れることの禁止	
<b>第VI章 農耕地と灌漑に関する規定（第42条～第66条）</b>	
<b>第42条 不動産の賃貸借</b>	267頁
田畑を耕作するために賃貸借した者が収穫できなかった時の賠償	
<b>第43条 田畑賃貸借の責任</b>	270頁
田畑を賃貸借して耕やさなかった者の回復義務	
<b>第44条 長期の開墾放棄</b>	272頁
原野を三年間開墾する約束で賃貸借したがそれを放棄した者の責任と損害賠償	
<b>第45条 洪水にあった田畑の損害</b>	276頁
田畑を農夫に売却した後その田畑が洪水にあったらその損害は農夫の負担	
<b>第46条 田畑売買の契約</b>	278頁
田畑を売買したがその代金を支払っていなかった場合の収穫の分配	
<b>第47条 田畑の維持管理</b>	280頁
売買の後、田畑の維持管理を他人にまかせた場合の分配	
<b>第48条 債務者の支払猶予</b>	282頁
洪水にあった田畑を持っていて負債のある者はその年の支払いと利息が猶予される	
<b>第49条 商人からの賃借</b>	285頁
商人より金銭を借りて田畑を入手して穀物やゴマを植えたその収穫は商人のもの	
<b>第50条 借財と利息</b>	288頁
上記で、穀物やゴマの収穫高はその借用した銀貨と利息分だけ商人のものとなる	
<b>第51条 法令換算表による返済</b>	290頁

返済する銀貨なき時は、借用額と利息分だけ国王の法令換算表の額面で返済できる

**第52条 契約の変更不可** 292頁

その田畑で穀物もゴマも収穫できなかつた時はその契約を変更できない

**第53条 堤の修復不全と賠償** 294頁

土手の堤を堅固におかず他人の耕作地に災害を与えたらその穀物を弁償する

**第54条 穀物の損害賠償分配** 297頁

上記で穀物の弁償ができなかつた場合に農夫は売り上げ金を互いに分配できる

**第55条 灌漑の水門放置** 299頁

灌漑の目的で水門をあけ他人の畑を水で押し流した時の損害賠償

**第56条 隣の田畑への損害賠償** 301頁

自分の水門を開き隣の田畑の供給物に害を与えた場合、10イクー大麥10グルの賠償

**第57条 牧畜の責任** 303頁

他人の田畑に家畜を放し草を食べさせたる牧人の損害賠償前条の倍額

**第58条 家畜の暴走** 306頁

前条で草を食べた家畜が公共の広場などに暴走した場合の牧人の責任とその目撃

**第59条 果樹園の樹木伐採** 309頁

果樹園の所有者がいない時にその樹木を伐採したならば半マナの罰金

**第60条 果樹園の植樹** 311頁

果樹園に植樹した時、五年目からその所有者と園丁師とが平等に分割する

**第61条 造園の未完成** 314頁

造園を開始したが完成しないまま放置した場合の園丁師の取り分

- 第62条 畝地の造園** 316頁  
 畝地に造園しようとして植樹しなかった場合、隣の田畑に準じて損害賠償
- 第63条 原野の造園** 319頁  
 田畑が原野に位置するならば田畑の所有者に返却し、10イクターにつき10グルの賠償
- 第64条 園丁師の取り分** 321頁  
 園の管理者は果樹園の収穫物の3分の2を地主に納め残りの3分の1が自分の収入
- 第65条 園丁師の管理不適切** 322頁  
 園丁師がその管理をきちんとせず収穫高を減らすようなら、隣の果樹園の収穫で賠償
- 第66条 (訳文の一部分のみ)** 325頁  
 (今号掲載分はここまで。これ以降は次号につづく。)

第66条から第99条まで石柱の表面が削り取られているから省略、他に発見された粘土板で、家屋や建物のある土地の所有等の規定が盛られていたと考えられている

## 第VII章 委託者(商人)と寄託者の規定(第100条～第107条)

### 第100条 商人(タムカル)への利息

(原文が欠如) 利息の支払いは日数を計算して商人に返済

### 第101条 寄託者の損害賠償

商人から依頼を受けた寄託者が派遣された土地で利益を出せなかった時の賠償2倍

### 第102条 不正の寄託者(行商人)

商人がその寄託者に出資金を渡す時相手の不正をみつけたら出資金の返却を求める

### 第103条 強盗にあった寄託者

寄託者が旅の途中強盗にあったら帰国後神の前で宣誓することで放免される

**第104条 署名領収書の取引**

商品を預り、財物を取引きしたる者は銀の支払いとともに署名領収書を受取る

**第105条 契約文書なき取引**

署名領収書なき取引きでは銀貨を受け取れず、ない分の計算に加えられる

**第106条 寄託者の責任**

貿易・販売契約が寄託者の側の責任で破綻したことを商人が立証した時3倍の罰金

**第107条 商人側の責任**

上記の契約で、その破綻が商人側の過失で破綻したことが立証されれば6倍の罰金

**第Ⅷ章 居酒屋の女将（第108条～第111条）**

**第108条 酒代金の受取り**

酒代金を銀で受け取ったりゴマかして受け取った居酒屋の女将は川に投げ込まれる

**第109条 治安維持義務**

居酒屋に犯罪人が群れ集っていた時それを取り押えなかったら死罪

**第110条 修道女の飲酒**

修道女が居酒屋を経営したり酒を飲みに居酒屋に入ったりしたら火刑

**第111条 居酒屋での支払い**

ツケで飲んだ客は穀物の収穫時に50シラの穀物を支払う

**第Ⅸ章 債権法（債務者、抵当、留置権）（第112条～第119条）**

**第112条 物品の横領**

他人に搬送を依頼されたものが搬送しないで横領してしまった場合に5倍の損害賠償

**第113条 債務の取立て**

債権者は無理に債務者から財物を取りあげた時その債権者の地位を

失う

**第114条 債権なき差し押え**

実際には債権がないにも関わらず、ある者が他人の家から人質を取ったら1人1/3マナ

**第115条 人質の死亡**

差し押えた人質が死亡した場合その人質を差し押える原因となった債権も消滅する

**第116条 虐待による人質死亡**

差し押えた人質が虐待によって死亡した時は同害報復、奴隷ならば3分の1マナ

**第117条 債務の抵当**

債務者が自分の妻、息子や娘を債務の抵当として引渡したら三年間労働力として働く

**第118条 奴隷の抵当処分**

上記の抵当として自分の奴隷を提供したならばそれは譲渡・売却自由で取り戻せない

**第119条 子を生んだ女奴隷**

債務者は前条の例外として自分の子供を生んだ女奴隷だけは同額の銀で取り戻せる

**第 X 章 財産権の規定 (第120条～第126条)**

**第120条 穀類の貯蔵の寄託**

穀物を信託した者が貯かったことを否定した時それが立証できたら2倍の損害賠償

**第121条 年間貯蔵費**

穀物の貯蔵を寄託したらその年間貯蔵費は大麥1グルにつき5シラの穀物を支払う

**第122条 貴金属類の寄託方法**

貴金属類等の寄託には粘土板による契約書の作成が必要条件であった

**第123条 訴訟の請求権**

寄託をした証人も契約書もなくその寄託が否認されたる場合、訴訟の請求権はない

#### 第124条 寄託の立証責任

証人を前に寄託したが相手が受託を否認した時立証に成功すれば2倍の損害賠償

#### 第125条 受託者の責任

受託者はその預った品物について盗まれたら完全に賠償するか窃盗犯から取り返す

#### 第126条 虚偽の告訴

自分の所有物が紛失していないのに紛失したと虚偽の告訴をした者は2倍の損害賠償

### 第 XI 章 家族法（婚姻と相続、第127条～第152条）

#### 第127条 誑誘・誣告の罪

他人の妻や女神官に後ろ指をさしその挙証が出来ない時は額に刻印を打たれる

#### 第128条 婚姻契約書の作成

妻を娶っても正式に婚姻契約書を作成しなかったならばその婚姻は無効

#### 第129条 妻の不貞

現行犯で妻の不貞が見つかった時男と共に水中に没せられるが亭主が助命すれば許される

#### 第130条 乙女の強姦

婚約はしたが未だ父の家にいる乙女を強姦したる男は死刑、娘を無罪放免

#### 第131条 密通の嫌疑

妻が夫から密通の疑いをかけられても現行犯でないなら神に宣誓して実家に帰れる

#### 第132条 密通の反証

他人の後ろ指で密通の疑いをかけられた妻は河神の神明裁判によって反証できた

**第133条 妻の再婚禁止**

出征した者の家に食料とする蓄えがまだある時は再婚禁止、違反者は溺死の処刑

**第134条 再婚可能の条件**

出征して捕虜となった者の家に財産がない場合その妻女は再婚することができる

**第135条 再婚の破綻**

前条の場合元の夫が戻ってきた時は妻は元の夫のもとに帰り再婚で出来た子は実父に

**第136条 逃亡夫の妻**

自分から居住地を捨てた夫の妻は誰と再婚しても良く戻ってきた夫につれ戻されない

**第137条 女神官妻の離婚**

女神官だった妻を離婚する場合は持参金と不動産の一部を与え子供の相続に関わる

**第138条 石女<sup>うまづめ</sup>の追い出し離婚**

子供を生まなかった女を離婚するには結納額の銀と持参金を払い戻す

**第139条 持参金なき女の離婚**

婚姻するに際し持参金（結納料）を持ってこなかった妻を離婚するには1マナの銀

**第140条 ムシュケーヌムの離婚**

離婚しようとする妻がムシュケーヌムである場合その離婚料は3分の1マナの銀

**第141条 妻の婚姻継承責任**

妻が離婚しようとして勝手に世帯道具をまとめたら妻を追出すことも奴隷の如くすることもできる

**第142条 妻側からの離婚**

妻から離婚を申出たる時その決定は家門会議で夫に欠陥ある場合持参金を持って実家に帰れる

**第143条 家門による審判**

前条による審判で妻に責任ありと認められた時は水中に投げ込まれ  
処罰

**第144条 妻たる女神官の地位**

女神官を妻に娶りその女奴隷が子供を生んだ時はその妻が同意しな  
い妾を困えない

**第145条 妾を困える場合**

前条で妻の女奴隷に子供が生まれなかったら妾を困えるが同居した  
妾の地位は妻の下

**第146条 子を生んだ女奴隷**

前2ケ条で女神官の女奴隷はその後妻の下に置かれるが売り払わ  
れることはない

**第147条 女奴隷の売却**

前3ケ条で妻となった女神官の女奴隷が子供を生まなかったらその  
主人は売却できる

**第148条 病気の妻離別禁止**

娶った妻がラアプム病になっても他に妻は娶れるが元の妻を離別す  
ることはできない

**第149条 妻の同意で離婚可**

前条の妻が自分の方からその家に住むことを欲しないなら持参金を  
持って実家に帰る

**第150条 封印遺言証書**

生前自分の妻に粘土板の封印遺言証書が作成されていればその妻は  
不動産を自由に処理できる

**第151条 妻の債権拘束性なし**

前条でその妻が婚前に債権があったとしても封印遺言証書の方が優  
先する

**第152条 共同の債権は率先支払**

結婚してから生じた債権は夫婦共同して先に商人に支払いをおこな  
うこと

## 第 XII 章 刑事法（殺人・近親相姦等）（第153条～第158条）

### 第153条 夫の殺害

他の男のために自分の夫を殺害した妻は、杭刺し刑に処せられる

### 第154条 姦通罪

他人の子女と肉体関係をもちその他人がこの都市から出ていけと命じたら追放される

### 第155条 息子の嫁との相姦

息子の嫁に手をつけた息子の父がその嫁と同衾している時みつかったら水死の刑

### 第156条 婚約中の息子の嫁

まだ婚約中の息子の嫁に手を出したら1マナの罰金と持参金返還

### 第157条 近親相姦

母と相姦した者は火刑によってその母親とともに二人とも焼殺される

### 第158条 父の女奴隷との相姦

父親の死後その女奴隷のところで自分の子供が生まれたことが判明したら追放される

## 第 XIII 章 婚約と結婚（第159条～第184条）

### 第159条 婚姻の取消し

婚姻の無効及び取消しの場合、結納金等持参したすべてのものを放棄すれば可能

### 第160条 婚姻申込みの拒否

花嫁の側で結婚の申し込みをしに来た花婿を拒否した場合は結納品の倍を返却する

### 第161条 中傷による拒否

中傷によって娘の婚姻を拒否した義父も倍額返済、中傷した者もその娘を娶れない

### 第162条 結婚の持参金

子供を生んだ後死亡した妻の持参金はその子供達が相続し実家の父は請求できない

**第163条 持参金の返還**

子供を生まずに死んだ妻の持参金は実家の父親が返還請求できる但し結納は嫁ぎ先へ

**第164条 持参金と結納の相殺**

前条で結納を返さない実家の父には持参金と相殺して返却すれば良い

**第165条 長所ある子の優先相続**

ある者が自分の気に入った息子に優先相続させた法的証書はその死後も有効

**第166条 未婚兄弟の保護**

父親死亡後まだ未婚の弟がいる場合はその弟に余に銀を与え妻を娶らせる

**第167条 母の持参金で相続**

最初の妻と二人目の妻がともに死亡し子供が残った時その妻の持参金に応じて相続

**第168条 相続権の剥奪**

ある息子だけその相続権を剥奪しようとしてもその正当事由なき場合は不可

**第169条 相続剥奪事由二つ以上の場合**

前条と同じくその訴訟を起こすには相続権を剥奪する理由が二つ以上なければ不可

**第170条 嫡出の認定、女奴隷の生んだ子供、嫡母庶子**

父親の存命中に女奴隷の生んだ子を自分の子と宣言したならば、その子供の相続は平等

**第171条 認知しない女奴隷の子、非嫡出子**

前条と同じ状況で認知しなかったら相続はできないが自由の身分だけは与えられる

**第172条 結納金なき結婚**

前条から続きその男が結納金を与えないで本妻をもらった時その妻と子の将来

**第173条 再婚と子供の相続**

再婚して子供を生んでから死亡した妻の持参金は前の夫と後の夫の子供達で分割

**第174条 前夫の子供への相続**

前条の再婚した女が後の夫との間に子供がなかったら前の夫の子供達のみ相続可能

**第175条 奴隷と自由人女との子**

奴隷がアウィルム階層の女との間に子供をつくったら奴隷の主人はその子を奴隷にできない

**第176条 前条の持参金**

前条の奴隷が死亡したならば結婚後得た財産は奴隷の主人とその妻とが二分割する

**第177条 幼児ある女の再婚**

幼児のいる女の再婚は裁判官の決定、旧夫の幼児の成長のため家具類は売却禁止

**第178条 女神官の持参金**

持参金を与えられた女神官が父親の死亡後受け取る不動産の措置

**第179条 女神官の相続優位**

前条と同じ場合で父親が粘土板にその女神官の意志を優先する記載があった不動産の措置

**第180条 相続の特権なき女神官**

父親がまだ特別の持参金を与える約束をしていなかった女神官は他の子供と同じ相続

**第181条 特別の神への女神官**

父親がその娘を特別の神へ捧げる女神官とした場合その家の財産の1/3を相続する

**第182条 マルドゥク神の女神官**

父親がその娘をバビロンの守護神マルドゥクに捧げる女神官にしたら同額の相続可

**第183条 生前贈与は相続不可**

父親が他人の妾となっている自分の娘に生前贈与たる持参金を与えたら娘の相続不可

**第184条 生前贈与のなき妾**

前条と同じく他人の妾になった娘に父が存命中持参金も与えなかったら父の死後その兄弟が与える

**第 XIV 章 養子縁組と家族法（第185条～第191条）**

**第185条 養子縁組**

幼い子供の時から自分の名をつけて養子にし成長させた後はその子を返せと言えない

**第186条 養子の解消**

養子を採用しようとする時その両親が反対なら採用した幼児は実家に戻される

**第187条 宮廷関係者の養子**

宮廷の廷吏や奉公人の子供の養子縁組み手続きは後で解消されることがない

**第188条 職工人の養子**

職人が子供を養子として自分の手工芸の技術を修得させたら縁組みは解消できない

**第189条 技術未修の養子、養子離縁**

前条でその養子とした子供が職工の技術未修得なら養子縁組み解消できる

**第190条 養家での不遇**

養子として採用した子供を成長させたが実子とその養子を同等に扱わないなら解消

**第191条 養子の追い出し、養子の取扱い**

養子をもってから実子ができ養子を追い出そうとしたなら成人した後1/3の生前贈与

**第 XV 章 特殊な刑法規範（第192条～第195条）**

**第192条 宮廷奉公人の養子**

宮廷の廷臣がもらった養子が自分の両親に親であることを否定した

ら舌を切り落とす

**第193条 養子が実家に戻る件**

前条の廷臣の養子となった者が養親を嫌って実父の家に戻ったならば眼球を剝り抜く

**第194条 養子及び乳母の責任と刑罰**

乳母に預けた子供が死亡しそれを隠すため乳母が他の子供と取替えたら胸を切り裂く

**第195条 傷害罪、息子の暴力**

息子がその父親を打つなら手を切られる

**第 XVI 章 傷害罪と反坐法（タリオ規範とその例外）**

（第196条～第214条）

**第196条 「目には目」の同害報復**

他人の目を潰したら自分の眼も潰される

**第197条 「骨には骨」の同害報復**

他人の骨を折ったら自分の骨も折られる

**第198条 ムシュケーヌムの目と骨**

ムシュケーヌムの目を潰すか骨を折ったならば銀1マナの罰金

**第199条 奴隷の目と骨の賠償**

奴隷の目を潰すか骨を折ったらその奴隷の値段の半額を支払えばよい

**第200条 「歯には歯」の同害報復**

他人の歯を折ったら自分の歯も折る

**第201条 ムシュケーヌムの歯、殴打賠償**

ムシュケーヌムの歯を折ったら銀1/3マナ

**第202条 高位の者に対する頬の殴打**

自分よりも身分の高い人の頬を打ったら牛の鞭で60回叩かれる

**第203条 同身分の頬を殴打**

同じ身分の者の頬を殴打した場合1マナの銀貨をその賠償として支払う

**第204条 ムシュケーヌムの頬を殴打**

同じムシュケーヌムの頬を殴打したる場合は10シエケルの賠償

**第205条 奴隷が殴打したる時**

奴隷がアウィルム階層の者を殴打した時その奴隷の耳は切り落とされる

**第206条 殴打による傷害の賠償**

他人を殴打して傷害を与えた時は宣誓の上相手の傷の治療費を支払う

**第207条 殴打による死亡**

前条で相手が死亡した時、銀1/2マナ（500g）の損害賠償を支払う

**第208条 ムシュケーヌムの殺害**

前2ヶ条と同じ場合で、相手がムシュケーヌムなら1/3マナの銀が損害賠償となる

**第209条 殴打流産致死、妊娠中の女性を流産**

殴打した相手が妊娠中の女性でそのために流産したら10シエケルの銀貨が損害賠償

**第210条 女性の殴打殺人**

殺した相手がアウィルム階層の女性だったら、自分の娘も殺される

**第211条 ムシュケーヌム女性の殴打、流産の損害賠償**

殴打した女性がムシュケーヌム階級の女性でそのために流産したら5シエケルの賠償

**第212条 ムシュケーヌム妊婦の流産致死**

前の条文の女性が死亡したら銀1/2マナの損害賠償を支払う

**第213条 女奴隷の胎児流産**

殴打したのが他のアウィルム階層の女奴隷でそれで胎児が流産したら2シエケルの賠償

**第214条 女奴隷を殴打殺人**

前条の女奴隷が死亡したら銀1/3マナの損害賠償

**第 XVII 章 医師に関する規定（第215条～第223条）**

**第215条 外科と眼科治療**

外科医が青銅のメスを使いアウィルム階層の者に外科手術をしたら

銀10シケルの謝礼を受け取ることができる

**第216条 ムシュケーヌムの患者が外科手術**

前条の外科手術をおこなった患者がムシュケーヌムであったらその治療費5シケル

**第217条 奴隷の患者が外科手術**

前2ケ条と同じ外科手術をした患者がアウィルム階層の奴隷なら治療費は2シケル

**第218条 外科手術の失敗、医師の法的責任**

青銅メスによる外科手術で患者を殺害してしまったり目を潰したら外科医は手を切られる

**第219条 外科手術で奴隷が死亡した時の損害賠償**

前条と同じ手術でムシュケーヌムの奴隷を殺害したらその奴隷と同程度の奴隷を賠償

**第220条 手術で奴隷の目が失明**

外科手術で奴隷の目が失明したらその奴隷の購入額の半額を損害賠償

**第221条 骨折治療の治療費**

患者がアウィルム階層の場合その治療費は銀10シケル

**第222条 ムシュケーヌムの患者、骨折と内臓治療費**

外科医が骨折と内臓の治療をした患者がムシュケーヌムの人だったら治療費3シケル

**第223条 奴隷の治療費**

前条の治療をおこなった患者がアウィルム階層所有の奴隷なら治療費は銀2シケル

**第224条 獣医の治療代**

外科医が牛や驢馬を切開手術したらその治療費は1/6シケルの銀片

**第225条 獣医の手術ミス**

外科医が牛や驢馬を手術ミスで殺した時はその家畜の値段の1/4を家畜の持主に払う

**第 XVIII 章 烙印官の規定 (第226条と第227条)**

**第226条 烙印官の責任**

売買の出来ない奴隷を主人の許可をえないで烙印したらその烙印官の指は切られる

**第227条 虚偽の烙印**

烙印官を騙して売買の出来ない奴隷に烙印を押させたらその者は死刑、烙印官は知らなかった旨を宣誓すれば釈放

**第 XIX 章 建築家に関する規定（第228条～第233条）**

**第228条 建築家への報酬**

家屋の建造を依頼した者は家が完成したら建坪1サルあたり2シェケルの建設費

**第229条 建物の倒壊**

依頼された建築家が手を抜いて家屋が倒壊しその家の主人が死亡したら建築家も死罪

**第230条 倒壊による息子の死**

前条の建物が倒壊して屋主の息子が死亡したら建築家の息子も殺される

**第231条 奴隷の死亡**

前二ヶ条で建物の主人の奴隷が死亡したらその奴隷と同程度の奴隷を賠償する

**第232条 家具や家財道具の破損**

同じく家具類が家の倒壊で破損したら同等の家具類の賠償と家屋の再建

**第233条 壁面の損壊**

建築家は自己の資金で壁面の補修

**第 XX 章 船頭・船大工の規定（第234条～第240条）**

**第234条 船大工の賃金**

60グルの船の建造費は2シェケル

**第235条 船の補修**

船を建造した年に破損したら補修義務

**第236条 船の賃貸借料**

船を賃貸借して船頭が沈めたら賠償

**第237条 船の荷物損失に対する賠償**

船頭が不注意で船を沈め積載した荷物を失ったならばその船と荷物を賠償する

**第238条 沈没船の引上げ**

船頭が自分の沈没させた船を引き上げたらその値段の半額を銀貨で支払う

**第239条 船頭の年収**

船頭の給料は年に大麦6グルとする

**第240条 船の衝突**

川を上下する船と横断する船が衝突したら川を上下する船が横断する船の荷を賠償

**第 XXI 章 各種賃貸料と管理責任 (第241条～第252条)**

**第241条 牛の抵当料**

牛を抵当に取る時その値は1/3マナの銀薄

**第242条 馬鋤付き牛の賃貸**

馬鋤のついた牛を一年賃貸するには大麦4グル

**第243条 胴繋ぎ牛の賃貸**

胴で繋いだ牛を一年賃貸するには3グル

**第244条 賃貸した家畜の殺害**

野原で賃貸した家畜がライオンに殺されたならその損害は持ち主の側に負担

**第245条 賃貸した牛の殺害**

不注意か打擲のため賃貸した牛が死んでしまったら同じ程度の牛を損害賠償する

**第246条 牛の足を折った賠償**

賃貸した牛の足を折れば同程度の牛賠償

**第247条 牛の目を潰した賠償**

賃貸した牛の目を潰せば牛の価半分賠償

**第248条 角と尾の賠償**

賃貸牛の角や尾等を切ったら1/4の価賠償

**第249条 賃貸した牛の自然死**

賃貸した牛を神が殺したら誓約の上放免

**第250条 牛の角で人殺害**

牛が歩行中の者を角で殺害—処罰なし

**第251条 突き癖ある牛が人殺害**

突き刺す癖がある牛を保護措置をしなかったため人が殺されたら1/2  
マナの銀を賠償

**第252条 奴隷を殺した時の賠償**

前条で奴隷を突き殺したら1/3マナの銀

**第 XXII 章 人の管理責任と盗難（第253条～第277条）**

**第253条 管理者の横領**

田畑の管理を依頼された者が種子や飼料を横領したら指を切り落さ  
れる

**第254条 穀物食糧の横領**

前条の者が穀物食糧を横領したらそれに相応する大麦の賠償でよい

**第255条 賃借の不誠実**

前2ヶ条で、賃借した牛を他人に重ねて賃借したり飼料を盗んだた  
め田畑に何も生えないようなら収穫時に10イクーに60グル賠償

**第256条 賃貸借の賠償不能**

前条の賠償不能の場合牛の代りに労働

**第257条 耕作人の雇傭**

耕作人の雇傭費は1年間に7グルの大麦

**第258条 牛飼いの雇傭**

牛飼いの雇傭費は1年間に6グルの大麦

**第259条 鋤の盗難**

野原で鋤を盗んだら罰金5シエケルの銀

**第260条 開墾鋤か馬鋤の盗難**

開墾鋤か馬鋤の盗難は罰金3シエケル

**第261条 牧人の雇傭**

牛や羊を飼育する牧人の雇傭費は1年間128グルの大麦

**第262条** 〔原文欠損〕

「ある者が、牛や羊を……に」だけ記載

**第263条** 牛や羊の損失

渡された牛や羊の損失は同程度の賠償

**第264条** 牧人の損失負担

手当を渡されて預かった牛や羊の生産率を減少させたらその減少分の負担をなす

**第265条** 牧人の盗み

飼育のために渡された牛や羊を牧人が銀のために売却したら10倍に至るまでの賠償

**第266条** 牧人の責任解除

家畜の自然死と野獣による殺害の時は牧人が神の前で宣誓しその責任を免かれる

**第267条** 牧人の責任事項

牧人の不注意で牛や羊が倒れたらそれらを回復させ持ち主に渡す

**第268条** 牛の脱穀用賃貸

脱穀のため牛を賃貸したら20シラの大麦

**第269条** ロバの賃貸

前条でロバを賃貸したら賃料大麦10シラ

**第270条** 子羊の賃貸

前2ケ条で子羊の賃貸は賃料大麦1シラ

**第271条** 運搬人の賃貸

荷車の牛やそれを運ぶ者を賃貸借したらその賃貸借料は1日180シラの大麦

**第272条** 荷車の賃借料

自分で動かす荷車を賃借したら40シラの大麦を支払う

**第273条** 日雇い労働者の賃銀

日雇い労働者の賃金は季節により異り、5月までは6シェの銀、6月からは5シェの銀

**第274条 各職人の給料**

〔楔形原文が各部分欠損しているが〕各職人の給料はだいたい1日  
4シエ～5シエの銀

**第275条 〔原文欠落〕**

前条と同じく但しかなり安い1日3シエの職業が記されていたと思  
われる

**第276条 河川の上下船賃借**

河川を上下する船を賃借する時は1日につき2.5シエの銀貨がその賃  
借料

**第277条 60グル船の賃借**

60グルの容積をもつ船を賃借する時は1日につき1/6シェケルの銀貨  
がその賃借料

**第 XXIII 章 奴隷に関する法規範（第278条～第282条）**

**第278条 病気の奴隷購入**

奴隷を購入して1ヶ月以内にペヌ病が発病したら売った者に戻し  
支払った銀を取りかえせる

**第279条 奴隷の所有権**

奴隷を購入したがその所有権を戻すよう要請されたら売り主はそれ  
を認める必要あり

**第280条 外国での奴隷購入**

外国で購入した奴隷をそのもとの主人がバビロニア人だと確認した  
ら解放される

**第281条 奴隷の地位確認**

前条の外国で購入した奴隷が他国の者であると判明したら神前で支  
払った金額を告げ、奴隷を取り戻すことができる

**第282条 奴隷の身分否定**

奴隷がその主人に向かって「貴方は自分の主人ではない」と言ったり  
したらその身分を確認した上で耳を切り落とす

**ハンムラピ法典後文**

あとがき

## まえがき

山梨学院大学が、その創立五十周年を迎えるべく、準備段階に入った時期（1994年）、何かそれを記念とする企画を立てるようにすべての教職員に依頼があり、その時点で筆者は師先してパリのルーヴル博物館から「ハンムラピ法典石柱のレプリカ」を購入し、それを丁度新設しようとした大学院棟一階ロビーの正面入り口に置くようにと、提案した。

それというのも筆者が、この山梨学院大学で「西洋法制史」の講座を新たに開設し、法学部の授業で楔形文字法から現代の外国法に至るまでの一貫した講義はずっと続けて、その時点までおこなってはきたものの、かつてUCLA（カリフォルニア大学ロスアンゼルス校）の大学院博士課程で準必須科目として履修する過程で入手することに成功したヒッタイト法以外の楔形文字による法史料や粘土板等の原資料は、その時までに殆ど入手できずにおり、折に触れ外国、特に中近東の各地域に出向き、例えばレプリカでも良いから楔形文字の原文をなるべく多く購入するよう、かなりの努力はしてきたものの、法学部の学生が深く理解できるように教育してゆくの、目に触れて刺激となる生の楔形文字原典資料が、殆ど自分の手許に無かったに等しい状況であったからに他ならない。

また同時に、筆者は同大学の紀要『一般教育部論集』第12号～第14号（1990～1992年）にインド・中近東の古代法、特にヒッタイトの条約法を原典の楔形文字から逐語訳の対訳そして解釈と他の法文化との比較考察なども加えて発表してきたが、その当時からそれよりも更に古い実定法上の重要史料である「ハンムラピ法典」を、これと同じ方式で何とか訳出してみたい、という当初からの願望にずっと取りつかれ続けてきたのである。

扨て、山梨学院でこの「ハンムラピ法典の石柱レプリカ」の購入が正式

に決定すると同時に、まず筆者は、中近東文化センターに置いてあるレブリカから早速に前文と第1条（勿論アッカド語の楔形文字原版に第1条、第2条……と刻まれているわけではなく、これはV.シャイユ〔V. Scheil シュイユ、フランス語の文字をいかに発音するか良くわからない日本の研究者によってシェイルとかシェール、あるいはドイツ語風にシャイルなどと記載されることもある〕というアッシリア学者によって法典の本文にあたるところを282ヶ条に分類したもの）から順序よく、やっと翻訳作業に着手し始めたのである。

そして先ず最初に石柱原典の楔形文字は、自分で正確に筆写するか細かく写真に撮るかして、その下に逐語訳を記入していこうと決心して、その作業を開始し、その後になってレブリカの楔形文字の原文をそのまま柘本にとってその下に逐語訳をつけるべく作業を変更したりして、幾度かの試行錯誤を繰り返してきた。丁度その最中、偶然にもかつて筆者と『アッシリア語入門』と『グルジア語文法』（泰流社刊）を共著で出版した飯島紀氏が「筆者と全く同じ方法でハンムラビ法典の原典直訳（逐語訳）を出したいから、購入したばかりの山梨学院のレブリカを参照し、是非意見を聞かせてもらいたい」と言って甲府まで来られる機会に遭遇したのである。

飯島氏とは、その後この時までには筆者と『対訳グルジア憲法』（信山社刊）の翻訳作業を共同で進めようとしていたから、そのついでに飯島氏が使用したルネ・ラバット氏等から引用した楔形文字原典と逐語訳部分を、そっくりそのまま使用させてもらうべく飯島氏に了解を取り、柘本による読みにくい、しかも時間のかかる石摺りの作業だけは、これで何とか解決できたものであるが、翻訳と解釈の過程で、従来日本でドイツ語訳や英訳からの重訳として出版されてきたハンムラビ法典のそれまでの訳文というもの参照してみると、その相互間にあまりにも矛盾した敢えて誤訳とも言える記述の相違が目立ち辟易としたが、それだけに翻訳と解釈だけで

も、なかなか進捗しないことが多く、いたずらに時間だけが無駄に経過していったのである。

しかしながら、何とか約五ケ年の歳月を費して、この原典から翻訳とその後の影響について言及した比較法的考察を加えた初期段階の解釈なるものができあがった。

このハンムラビ法典の各条文解釈と比較法的考察が、今後西洋法制史を研究しようとする学生諸君に、いささかなりとも貢献することを念じつつ、その原典の読解と比較法的展開に一歩ずつ真理の究明を深めていてもらいたいものと思う次第である。

ところで筆者が高等学校の学生時代（昭和30年代）、この法典は片仮名で「ハムラビ法典」という四文字で示されていたが、その後筆者が高等学校の教師としてアメリカ合衆国のロスアンゼルス日本語教育振興会が設立した文部省海外指定授業校である「あさひ学園高等部」で、世界史の授業を担当していた時に使用した山川出版社の「詳説・世界史」（昭和56年＝1981年発行）では、ハンムラビ法典となっており、それを制定したハンムラビ王のところに横文字の註で Hammurabi となっていた。

丁度その時期に、筆者が楔形文字法をカリフォルニア大学で学習するために、日本で購入しておいた原田慶吉氏の『楔形文字法の研究』（昭和42年発行、清水弘文堂書房刊行）ではハンムラビ法典と片仮名の語末が、半濁音のピとなっているのではないか……そこで筆者は、同じヒッタイト語を履修していた楔形文字を同様に使用しているアッカド語専攻の学生に確認してみたところ、最初の頃発掘された文献に楔形文字が四文字だけ使用された Ha-mu-ra-bi と記されたものがあることはあったが、現在は五文字の楔形文字 Ha-am-mu-ra-pi から原文のインターリネアル筆写も構成されているものが多く、五文字で表示するほうが、正確だろうということだった。アッカド語を専攻する学生は、語末の pi か bi に関してはその楔形文

字が有声音であるか無声音であるかの断定は難しく、唇音であること以外に確認できないとのことであった。

その後アッカド語の語源的解釈によって、語頭の楔形文字による二つあるいは三つの楔形文字の解釈を「天上の神につながる民族の父」と解釈し、また語中の-am-muを現代アラビア語のもとになったナバタイ文字やアラム文字さらにはヘブライ語やウガリット語からの類推解釈で、「父側の伯父」それが「民族」を構成するように解釈する傾向が生じてきた。更に語末の二文字を有声音で読んだ場合は、そのことだけで「偉大なる」を意味し、一方無声音で読んだ時に母音を長母音で読むと「治癒者たる」(-rāpi)と解釈できるとする見解が、表明されてきたのである。(1965年に H.B. Huffmon、1976年に M. Sfol、1995年に J.M. Sasson などの学者によって表明)。その後日本では、1980年に江上波夫氏と五味亨氏が『古代バビロニアの歴史』-ハンムラピ王とその社会-山川出版社刊、を翻訳して出版(原題が“Hammurapi vom Babylon und seine Zeit”原著者はホルスト・クレンゲル Horst Klengel 氏)も出され、山川出版社も教科書では-biとしたものの、翻訳では原著の-piをそのまま、「ピ」とした形で発行し続けていた。

その後の日本における翻訳を見てみても、鈴木佳秀氏が Hans Jochen Boecker 氏の著“Recht und Gesetz im Alten Testament und im Alten Orient”を、翻訳した折も『古代オリエントの法と社会』-旧約聖書とハンムラピ法典-(1989年ヨルダン社)と、「ピ」のほうをそのまま使用し続けていたのである。

ところで1999年に、中田一郎氏が『ハンムラピ「法典」』(リトン社)を出版した時、中田氏はその著書中に「……楔形文字には、piを表すPIという文字があるにもかかわらず、ハンムラピの名前がPIの文字を使って書かれることが事実上皆無であること、またアララク文書に HA-AM-

MU-GAL と書かれた名前があり、この名前にある GAL が rabi を表現する表意文字にほかならないことなどから、最近再び Hammu-rabi という読み方を採用する研究者が増えてきている……」と記述し、これによってハンムラビと記すこと、を明言しこれが一般的に通用するもの、と考えられて今日に至っている。

日本では、昭和十年（1938年）に遊佐慶夫氏が『古バビロニア法の研究』（巖松堂書店發兌）を出版した時に「ハンムラビ法典ノ研究」と最初に翻訳して以来、筆者と何冊もの共著を出しておられる飯島紀氏も、ハンムラビと語末の濁音すなわち楔形文字の-bi 音にこだわって翻訳してきた傾向が一貫してあることは事実である。（本書では、楔形文字各行の逐語訳では飯島紀氏の訳をそのままハンムラビとして残しておいた）

しかしながら、今日においてもなおアッカド語の固有名詞を正確にどのように読んだのか、いうきちんとした証明が科学的に完全になされてきたわけではない。そのような時期に、日本放送協会は、西暦2000年を記念して「世界四大文明展」を東京の四会場で開催した（何でもこの年は放送開始75周年記念でもあるらしい）。そして世田ヶ谷美術館において開催された「メソポタミア文明展」において、何等そのような解説を客観的に加えることもなく、古代バビロニアにはハンムラビ王と呼ばれた王がいた、という解説だけをおこない、その楔形文字の各行をどのように読んで解釈していくかという説明は全く無いまま、法典の石柱だけをパリのルーヴル博物館から借りてきて、そのままを展示していたのである。

学生諸君は、山梨学院大学の大学院棟で、この石柱のレプリカを実際に真近に見ながら、そこには何が詳細に書かれてあり、法的にどのように解釈するのが適当なのかを、以下に従って先ず楔形文字から読み始めることで考察してもらいたいと思う。

## ハンムラピ法典の読み方

### その言語について

この楔形文字で石柱に記載されているハンムラピ法典の言語は、学術的にはアッカド語（バビロニア語とアッシリア語の総称）と呼ばれているもので、それはもともとサルゴン王（B.C.2300年頃）がシュメールの北部に建設した一都市国家であるアガデ（Agade）に由来する、セム系の言語（今日で言うところの西部セム系言語をも含むヘブライ語、アラム語、アラビア語等のルーツに近い）である。

それが、旧約聖書創世紀の第10章第10節に記載されている「彼の王国の主な町はバベル、ウルク、アッカドであり、それらはすべてシンアルの地にあった……」という記述となって、古代バビロニアで使用されていたこの楔形文字の言語は、とどのつまりアッカド語という名称となった。

サルゴン王の支配した領域は、このアガデという都市を中核とし、古代世界で最も繁栄したところとなり、これ以降かつてシュメールという名だけで知られていた地域は「シュメールとアッカド」という言語・文化的な地域の呼称に変化したのである。

ハンムラピ法典においても、その法文が書かれている楔形文字は、膠着語族であったシュメール人が最初に象形文字からそれを簡略化して創造し、それをバビロニアのハンムラピ王が両民族を統括することで集大成したものであるが、当初はバビロニア期の法律文書の形式でも石柱等に刻る場合に漢文と同じ縦書きのシュメール方式の楔形文字による文章によって書かれていたものを、そのまま継承して、アッカド語でも正式な国王の公布する法律上の法文では、この石柱のように、縦書きで記載されていた（今日の日本語のように上から下まで続けて書かれるのではなく、その縦書

き部分は6～8 cmの欄（段落）で区切られそれを右から左へ読み進められた）のである。但し粘土板ではその逆に左から右の横書きとなって書かれたものが多数発掘され、そのほうが後に文書形式では正当となっていった。

またアッカド語によって記載された法典という観点からみても、歴史的な時代のうえで「エシュヌナ法典」のほうが、このハンムラピ法典に先行して公布されているから、従来一般的に言われてきたように、このハンムラピ法典が世界で最古の法典というわけではないのである。確かにこの法典の前文と後文だけを翻訳した段階では、このハンムラピ法典が、最古のものであるというアッカド語で書かれた文章からくる印象を受けるであろうが、その後の考古学的発掘によって、この条文の文章構成もシュメール時代の、リピト・イシュタル法典の法文構成を踏襲していることが、すでに認められているのである。

### ハンムラピ法典の法律条文

ハンムラピ法典の条文を記載したアッカド語の文章の大多数は、各条文の書き出しが、殆ど  (シュンマ・アウィルム *sum-ma a-wi-lum* 語幹母音を長母音化してアヴィールムあるいはアウィールムと書く研究者もいる) という書き出しの文面から成り立っている。

こういう文章を直訳する場合「もしもある者が……（何々ということ）したる場合において、……（以下の罪となし）、而して……という罰則が与えられることになる」という構文のパターンに、通常は邦訳されることになる。

こうした典型的な法律の文章は、今日の日本で施行されている「刑罰法典」などを中心として、どの国でも普遍的な実定法の条文となって、世界的にも広くゆき亘っているものと言えよう。このような条件的な形式によ

って規定された法は、また別の法文形式理論からは「決疑論的に構成された法」とも定義され、それを単に縮少して「決疑法 Kasuistisch Recht」とも呼ばれている。

このような形式の法典は、古代社会の中にあってハンムラビ法典に代表されるようにアッカド語法文化において最も普及し、やがてそのまま同じセム系法文化の中に発展してゆくことで、旧約聖書の「出エジプト記」の中で契約の書として残され、それがユダヤ教の律法やタルムードを通じてセム系社会の法体系となって普遍的に定着するようになってゆく。また一方、同じ「出エジプト記」の中には、条件的な文章を一切用いず、ただ命令文という形で「……してはならない……」「……するな！」という文章が出ており、こちらのほうは主として、モーセがシナイ山で神から受けた「十戒」の規定、となって出現する。因みにハンムラビ王のことは、同じ旧約聖書の「創世紀」Genesis 第14章の冒頭と第9節にシナルの王アマラフェル **שִׁנְאֵר מֶלֶךְ וְאַמְרָפֶל** という、ヘブライ語の呼称で登場する。 **Shinar king-of and-Amraphel**

この条件文を用いず、簡潔な命令を断言的に伝える宗教上の法文形態を「断言法」Apodiktisch Recht と呼んでいる。このような法形式はユダヤ民族固有のものと言われているが、その後において絶対的な唯一神による処罰が認められる宗教上の規範において、全世界的に普遍化して普及してゆく要素を有してはいるものの、法律学上の規定としては決疑法のほうがよりわかり易く、今日の刑法典も、実定法上の規定は殆ど決疑法によって成文化されているのがわかる。

ところで、この決疑法による法形式を世界で最初に確立したのは、バビロニアに先立つ古代シュメール王朝の時代、ウル・ナンム法典（ウル・ナンム王の治世、B.C.2064～2046下に発布）あたりを始めとし、その後リピト・イシュタル法典（ウル・ナンムの約二世紀後、イシンの王リピト・イ

シュタルの治世、B.C.1875～1864下に発布) によって完成されたものであり、このリピト・イシュタル法典では、tukumbi 「……したる場合には……」という単語で、法文を導く文章の条文が始まっているのである。

ハンムラビ法典は、シュメール時代（シュメール人は言語的にはセム系でなく、その言語も膠着語族であった）から続く、法律文の表現形式を、各種の契約文書とともに法公布の様式に至るまで恙<sup>つ</sup>がなく継承して、石柱に刻字し（シュメールの法文は漢文と同じ縦書きとなっている）裁判所も兼ね備えていたエサギラ神殿に「国家の裁決を調べて不正義を正すために」国王像と対峙して、設置されていたものである（後文参照）。

法律用語もまた「アナ・イッティシュと呼ばれる法律用語集」の辞書によって、シュメール語とアッカド語の法律文の対訳が書記階級などに学習され、シュメールの法律用語のかなりのものが、そのままハンムラビ法典のアッカド語法律文の形式にもそのまま採用されてきたのである。

## 住民の階層

既述したように、ハンムラビ法典の条文中その殆どが、アッカド語文章の条件を提示しているšum-ma（もし……なる場合には……）という単語から始まるが、またその次に続くアッカド語の単語として、a-wi-lum（アウィルム階層の人が……）という単語が最も多くアッカド語法律文の書き出しに登場する。

ハンムラビ法典の条文282ヶ条とみられている各条文の過半数はこの二語の書き出しからその法文が始まっているのであるが、各条文の邦訳として「ある者が……（の場合に）……」という条件を露骨に出した文章を避けることにし、筆者は普通の文体をその「試訳」という形で書き替えてある。この冒頭の「ある者」は、当然古代バビロニア社会のアウィルム階層

の男子だけをその対象としているので、原文通り、逐語訳に基いて「もし、アウィルム階層（の男子）が……をしたならば……」と訳するほうが良いのかも知れないが、それではあまりにも各条文が長くなって締まりのない墮落した文章となってしまう、その上、各条文を単独で読むと理解できなくなってしまうことが多い、と推察せられるのである。

紀元前17～18世紀の古代バビロニア時代に、一体「アウィルム階層」に属する者たちが何人くらい、そしてバビロニア社会の中で何パーセントくらい存在し、どのように支配者階層として機能していたかは統計的さらに具体的には完全に良くわからないところが多いが、主として宮廷に国王の直属の臣下として仕えるムシュケーヌム階層との相関関係には具体的に細部に至るまでは理解できないことも多すぎる。ハンムラピ法典の罪状とか、損害賠償あるいは給与などの規定から単純にその内容を見てみるならば、このムシュケーヌムという名で呼称される人々はアウィルムの下に位置する特殊な社会階層と理解できるだろうが、ハンムラピ国王がこの法典で（特に第8条を始めとするムシュケーヌムの特別の保護規定を置いていることを考慮すると）、従来ハンムラピ法典の解釈で採られてきた、アウィルム、ムシュケーヌム、奴隸という単純な三層のヒエラルヒー構成は、そのままでは妥当するものとは言い難いところがある。

アッカド語の語源から考察すると、ムシュケーヌムは「地面に向かって自分の身体を屈折させる者」という意味を有しており、英仏語の形容詞 *humble*、英語動詞 *humiliate* の語源となったラテン語の *humilis* < *humus* と共通する *human*（人間の）要素を有しており、その社会のなかにあって「謙虚な、卑しい」という意味だけでなく、大地（その領域と国家）に対して腰を折る、すなわち国王に対して忠誠を誓う社会的身分を意味すると解釈できるだろう。そして、古代バビロニア社会ではこのアウィルムとムシュケーヌムの下に位置する奴隸（男奴隸ワルドゥム、女奴隸アムトゥ

ム) 階級が存在していたようである。

勿論、当然のことながら古代バビロニア社会で、奴隷にはローマ法と同様に人格などがなく、従ってどちらかと言えば商品として売買される存在ではあったが、第170条に規定するように父の存命中奴隷の生んだ子を自分の子として認めたような場合、その奴隷身分から子供達は解放されるようなこともあったのである。

翻訳にあたって、従来アウィルムを「自由人」と訳す研究者も多くいるが、どの社会でも完全な自由人などは存在せず、まして古代バビロニアではこのハンムラピ法典の条文を読んでいけばわかる通り、幾多の規制された社会の中でその社会体制を担っていた主体が、このアウィルム階層の男子だったことから、この単語はその意味で「不特定のある者」を意味しているにすぎないところが多い。そこで本書では逐一解説的な語句を入れず「ある者が……」という「試訳」のところで使った訳文による書き出しで、すべて統一することにした。

現在までに、アッシリア学者を中心とする世界のハンムラピ法典の研究者のあいだでは、この石柱に刻まれた楔形文字の原典は、その正面上部にレリーフされた太陽神であると同時に司法神である座っているシャマシュ神とハンムラピ王の象徴図像、そのシャマシュ神の玉座（椅子の）右下から始まる前文（上から第五欄（段落）目の真中まで）そしてそこから始まる本文の条文（282ヶ条ということになっているがその一部分は不明）と石柱背後の下部にある後文から出来あがっている、ということになっている。しかしながら、何も原典の楔形文字で「この部分が第……条である」ということを示す文字も記号も刻まれているわけではなく、また石柱原典表面の下位部分が削り取られているので、そこにどのような条文が正確に何ヶ条記載されていたかの詳細は不明である。

これは、おそらく後世のエラム国王シュトルク・ナフンテという人物

が、メソポタミア地方に遠征しバビロニアの諸侯と戦闘をおこなって勝利し、当時エラムの首都であったスーサ（現在はイラン領内）に戦利品として持ち帰ったからだ、と推定されている。そしてエラムの国王はこの石柱の下部を削り取って、そこに自分の顕彰文などをつけ加えようとしたのではないかと考えられているが、なぜかついに何も刻られず、欠損したまま放棄され、フランスの考古学者達によって、バビロンから東へ約300 kmも離れた現イランのスーサというところで、1901年に発掘されその発掘隊の要員だったシャイユによって、条文という形で世に出たのである。

しかしながら、このハンムラピ法典の内容は、全文がすべて記載されていたと思われるこの石柱だけでなく、他に粘土板文書としてもその断片などが多数発掘されており、それらを整理統合して、上記のシャイユ（シュイユ V. Scheil、シェイル、シャイルと書く研究者もいる）という学者が、欠落部分をも何とか推測して回復することができると思われる条文を入れて全条文を282ヶ条として、すぐその翌年に発表、それ以降その条文の呼称と分類方法が、今日に至るまで最も普遍的なものとして、広く世界中に受け入れられている（欧米の学者は条文としてより§1「第1条」のように示す）ので、本書もその条文の番号をそのまま踏襲して各箇条の条文訳と解釈をおこなってゆこうとするものである。

## バビロニアの「<sup>バーブイリム</sup>神の門」

従来説明されてきたバビロニアという名は、一般には旧約聖書の「バベル（混乱）の塔」から生じている、とみられることが多いようであるが、当時のアッカド語でアムルル人（西方のセム系のカナアン人、マルトゥ人とも呼ばれることがある）が、シュメール時代に本来の地名バビ（ラ）をバーブイリムと呼称し、それを後世になってギリシア人が採り入れて「バ

ピロン」と呼ぶようになってバビロニア（旧約聖書のヘブライ語ではシナル）という名称が定着した、というのが言語学的ならびに歴史学的にみて正しい解釈であると言えよう。

このバビラという名称は、シュメール時代から *bāb (tum)* 「神の門」を意味していたようで、メソポタミア（ティグリス河とユーフラテス河の間の土地、拙著『アルメニア史』泰流社刊、p.14を参照のこと）を中心として、最初に中央集権国家を成立させたシュメール人のウル王国（前4000年紀末、旧約聖書の「創世紀」では第11章に、セム（語）の系統としてハラナが故郷カルデアのウルで死んだことになっている）のウル第三王朝時代に、総督がこのバビラに駐留したようになっていた（既述したように、今日ではシュメール人はセム系ではなく、膠着語を話す東洋系の民族であった、とみられている）

象形文字（絵文字）から楔形文字を最初に創り出したのは、前述したようにこのシュメール人なのであったが、全メソポタミアを版図とする最初の国家を支配したのがアッカドのサルゴン王（B.C.2300年頃）で、この国王は本来セム系言語を話していた半遊牧民がその出身とみられている。

このアッカド語というセム系言語を使用した民族の後裔がアムルル系人とみられるバビロニアのハンムラピ王（B.C.1728～1686）で、その主たる担い手としての支配階層としてこのハンムラピ法典の大部分を占めるアウイルム階層は、アッカド文化の「神の門」とその下部構造規範を、末端に至るまでその民族構成の単位として、宮廷から庶民の間に至るまで支配階層の意識の中に段階的に確固として形づくっていったようである。

ハンムラピ法典でも、その第126条、第142条、第251条の三ヶ条にわたって *bābtum* 「都市の門」とか「家門」と訳されるアウイルム階層の紛争処理機構がみられ、最終法廷が置かれたエサギラ神殿に出る前の「行政的な下部の地方裁判機関」として機能するように設置されていることがわか

るが、この都市の住民の行政単位として、このバビ(ラ) bāb (tum) の下部機構は、「バビロニアの神の門」に至る前段階に位置する「門」として、裁判と法的な決定に関与した処理をおこなってきた、と考えられる。

またこの神の門の下部機構は、ハンムラビ法典第2条から頻繁に登場する「河神による神明裁判」にも深く関わっていたと思われ(メソポタミア、すなわち両大河の間の法文化として当然のことであるが)、インド法や中国法における「法」という言葉の語源とも関連を有している(拙著『法の源流』——デルポイの神託と般若心経、インド・ヨーロッパ比較法思想史の試み——芦書房、主としてインド p.83~100、中国 p.39~48参照のこと)

### 最古の法律辞典

この辞書は、書記の教育用に使われたらしい粘土板で、楔形文字の左側がシュメール語、右側がアッカド語の対訳形式となっている。

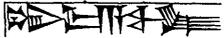
ハンムラビ法典では、その前文で「ハンムラビ王が、シュメールとアッカドの国家へ光を放つ者」と記され、シュメール時代の「リピト・イシュタル法典」からの影響



が濃厚である。

なおこの法律辞典は、現在の大英博物館に保存されているが、ニネヴェのアッシュールバニパルの王宮文書庫から発掘され「アナ・イッティシュ」と呼ばれている法律用語集の第七書板に位置する粘土板である。

一般的にシュメール語の法律用語は、アッカド語の文章の中にそのまま挿入されるか、短い法文の例がアッカド語の対訳とともに行間に置かれるのが普通であるが、書記の教育用に使われたとはいうものの対訳の形で掲載されているのは珍しい。

ハンムラビ法典のアッカド語文章もその殆どが  (sum-ma a-wi-lum)、(もし、ある者が……) から始まるのであるが、これも本来シュメール語では tukumbi-から始まっており「ある者が……したる場合に……の罪となり…… (どのような刑罰が加えられる)」という決疑論的な法文はもともと膠着語族の言語シュメール語の法文形式から始まって、今日に至るまで法律用の形式文書として定着してきたのである。

## ハンムラピ法典

### 前文

〔前文の文章を「十五段落」に分割し、その各段落毎にそのすぐ下に「試訳」と解釈を掲載してゆくことにしたいと思う。（なおこの段落は、シュメール時代の法文化として縦書きにした区画のコラム欄（段）という場合の条文括弧内の楔形文字文を上から数えた段とは異なる）

法の象徴図像「王笏」において、ハンムラビ法典の上部に刻まれた象徴図像を解説する必要から、前文と後文の内容に深く関って、「王笏」の意味するところを解明してきた。しかしながら、実際に当時の「前文」は甚だ文章の上で冗漫なところがあり、その楔形文字の各行と原文の解釈は以下に分析して総合的に段落別の形で解釈する通りである。

前文

第1段落の楔形文字原文

(注) 記号 については バビロニア語、シュメール語


  
 i<sub>3</sub>-nu anum ši-ru-um anum < an 神  
 時、 アンと 崇高なる 限定詞神と書かない


  
 šarru 'a-nun-na-ki 'en-lil<sub>2</sub> šarru < lugal  
 王である 神アヌンナキの 神エンリルとが anunnaki マンに従う八百万

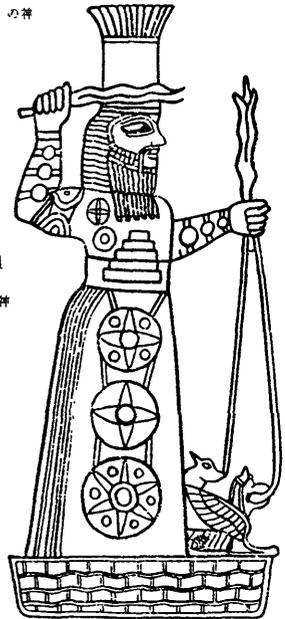

  
 be-el sa-me-e<sub>2</sub> u<sub>3</sub> er-še-tim の神  
 主で 天 と 地の


  
 sa-i-im ši-ma-at matim matim < kalam  
 決定者である 運命の 国土の


  
 a-na 'marduk(amar-ud) marduk < amar-ud  
 ヘ 神マルドゥク マルドゥクはバビロンの主神

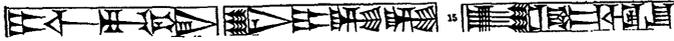

  
 marim re-es-ti-im ša 'ea(en-ki) ea < en-ki  
 長子である の 神エア marim < dumu


  
 'en-lil<sub>2</sub>-ut kišsat(kiš) ni-sis -ut で抽象名詞化  
 最高の神権を あらゆる 人々への シュメール語の -nam



マルドゥク神

(右側のマルドゥク神の像は、岸本通夫氏他著、世界の歴史2「古代オリエント」河出書房新社、p.95から転載)



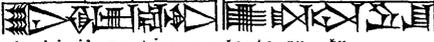
i-si-mu-šum in i-gi<sub>4</sub>-gi<sub>4</sub> u<sub>2</sub>-sar-bi-u<sub>3</sub> šu

決定して(与えて)イギギの中で 偉大なものとさせ 彼を sāmu 決する  
igi<sub>4</sub>gi エンリルに従う神々



babilim(ka-dingir-ra<sup>ti</sup>) sum-su ši-ra-am ib-bi-u<sub>3</sub> nabū 呼ぶ

バビロンを その名で 崇高なる 呼んで



in ki-ib-ra-tim u<sub>2</sub>-ša-te-ru su

四界にて 傑出させ それを

babilum < ka-dingir-ra<sup>ti</sup>



i-na li-ib-bi šu sar-ru-tam da-ri<sub>2</sub>-tam

において その中 王国を 永遠の



ša ki-ma ša-me-e u<sub>3</sub> er-še-tim

(所の (如く 天 と 地の)

kānu 設立する、固定する



iš-da ša(Su) šu-ur<sub>2</sub>-šu-da u<sub>2</sub>-ki-in-nu šum

基礎が その 確立した) 堅固とした(↑時) 彼のために



i-nu-mi šu ha-am-mu-ra-bi

時、 その ハムラビを

前文を受けて、 ~時、その時

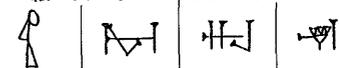
となる シュメール独特の構文



ru-ba-am na-a<sub>2</sub>-dam

大王であり 敬虔な

絵文字 | 古拙文字



pa-li-ih i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub> ia-ti

畏れる(所の) 神を (私を)

inanna | i<sup>š</sup>tar | イナンナ神

mu<sub>3</sub> | palāhu 恐れる (ibid.)



mi-ša-ra-am i-na ma-tim a-na su-bi-i-im

正義を において 国土 ため、 実現する

Sabū 支配する、攻撃する



ra-ga-am u<sub>3</sub> še-nam a-na hu-ul-lu-ki-im

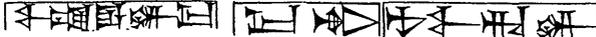
悪者 と 虫けらどもを ため、 殺戮する halāqu 破壊する、失う

  
 dan-nu-um en-sa-am a-na la ha-ba-li-im

強い者が 弱い者を ため、ない 虐げ habālu 虐待する、略奪する

40   
 ki-ma <sup>11</sup>samaš <sup>4</sup>utu a-na qaqqadim šalmat sag-gig >qaqqad šalmat

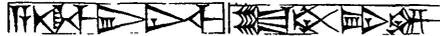
の如く 太陽神 ために、 頭に 黒い 人民、元来はシュメール人

  
 wa-ši-e-im-ma ma-tim nu-wu-ri-im namāru 輝かす

立ち上り 国を 照らす

45   
 anum <sup>u3</sup> <sup>11</sup>en-lil<sub>2</sub>

アン と 神エンリルとは anum < an 神

  
 a-na ši-ir ni-ši tu-ub-bi-im tābu 良い、満足する

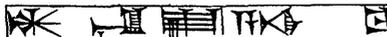
ため 幸福を 人々の 満足させる

  
 su-mi ib-bu-u<sub>2</sub> su-mi=sum-i 私の名

私の名で 呼んだ。 私に名を与えた、の意

50   
 ha-am-mu-ra-bi ri-i-a-um ni-bi-it reaum 保護者

ハンムラビとは 牧者 名付けた nabu 名付ける

  
<sup>11</sup>en-lil<sub>2</sub> a-na-ku it < a<sub>2</sub>

エンリルが 私である。すなわち

### 第1段落の試訳

アヌンナキ神々の王で、崇高なる神アンと、天地の主でかつ国土の運命の決定者である神エンリルとは、エア神の長子であるマルドゥク神に、あらゆる人々へ〔対する〕最高の神による権利を与え、バビロンの王をイギギという神々の仲間として偉大な者とみなし、またバビロン（という名称）を崇高なるその名前と呼んで、四界に傑出させ、その中で天地の如く、その基礎が確立したところの永遠の王国を国王のために固めたる時

に、敬虔なる大王であり、神を畏れるハンムラビ即ちこの私を、国土において正義を実現するために、悪漢と虫虻ども（邪悪なる者）を殺戮するために、強者が弱い者を虐げないようにするために、太陽の如く人民の中に立ち上がり、国土を照らさんがために、アン神とエンリル神とは、人々の幸福（直訳・頭の黒い者の肌を良くする）を満足させようと、この私の名で呼びかけてきたのである。

（そして、まさしく）エンリル神が、名付けた「ハンムラビ牧者」とは、この私のことなのである。すなわち……

### 前文第1段落の解釈

冒頭に出てくる神アン（天上の最高神）とその次の行にある Anunnaki（アヌンナキ）は、ともにアン神で、アヌンナキというのはもともとシュメール語の A. NUN. NA（諸侯の種）からアッカド語に入ったものである。アン神に従う<sup>やおろずの</sup>八百万神のことを指す集合名詞である。そして後に「黄泉の神々」の総称ともなったものである。

この前文の第1行目末にある *širuum* を形容詞としてみるか、副詞としてみるかによって、「崇高にして、アヌンナキの王たる神アンが……」という訳文になるが、拙訳ではこれは形容詞として天上の最高神アンにだけかかるものと考えて試訳してみた。いずれにせよ、アヌンナキはアンから派生した、それに所属する八百万の神々であるからしてその頂点に位置する神アンを修飾することでその下にいるすべての神々をも間接的に修飾すると思われるから、品詞としてはどちらでも良いのではなかろうか。

アンは、シュメール時代からアヌ Anu「天」を意味する単語として使用され、それがアッカド語においても「天神」として最高神の地位を継承したまま崇敬の対象となって継受したものと考えられている。

次の行の末に出てくる（二行目の終り）エンリル神は、この神格を修飾する三行目と四行目の修飾語句からもわかるように「天と地の主にして、

かつ国の運命の決定者である神」として、バビロニアでも尊敬されていた神格であるが、もともとシュメール語で「大気（空気）の主」を意味していた神で、その主要な聖霊を祭ってあったのは、シュメール時代にニップールという場所にその神殿が置かれていたものと推定される。その神殿は「エルク神殿」と呼ばれ、後にローマのパンテオン Pantheon（万神殿、大神殿）ともなるもので、ギリシア神話ではウラノスからクロノスそして神々の王ゼウスに、またローマではユピテル（神々の王）となるものである。

次の第5行から7行目にかけて「エア神の長子であるマルドゥク神にあらゆる人々に対する最高の神の権利（エンリルの地位）を与えて……」という文章が出てくるが、この冒頭に出てくるエア神（シュメール語名はエンキ神）とは、そもそも天上の最高神アヌの息「

「 |  | u5.12  
から派生したとされている神で、  
| intu | 息  
」 (ibid.)

「水の神」（特に淡水の神であるとともに「知恵の神」）としてシュメールからアッカド時代に君臨していたもので、その長子が「東天光の神」マルドゥク神（この前文第1段落の図参照）となって、具体的にバビロニアのセム系民族の神格として、シュメール時代から続くエンリル神の役割を受け継いで機能していた、と考えられている。

この後、印欧神話の世界では、前6世紀に哲学を始めたと言われるミレートの哲人タレースが「万物の根源が水である」と言ったことから哲学という言葉 *φιλο-Σοφία* というギリシア哲学の根元論が始まる、と考えられているが、そもそもバビロニアの神話では、天地創造がおこなわれる前の宇宙が「混沌たる水」でそれがティアマットという神話的存在となりそれを殺害することによって天地創造がおこなわれた、ということになっている。ユダヤ人がバビロンの捕囚後に、こうした神話をもとに旧約聖書

の「創世記」をつくったことは十分に考えられるが、「ノアの大洪水」の神話もやはりアッカド語のエア神に由来するもの、と考えたほうが筋が通っているように思われる。

ハンムラビ法典は、その条文の第2条から「河神による神判」が早くも出てくるが、水に関わる神の裁判によってその罪状を決定し、シュメールやアッカド時代から「聖なるユーフラテス河」で禊ぎや清めの儀式が早くからおこなわれてきたことが伝えられている。

これが後に、キリスト教による「神聖な洗礼の儀式」として、ヨルダン川でヨハネによる洗礼へ、と発展するのである。

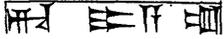
いずれにせよエア神は、もともとシュメール時代からウルという古代都市の南西20kmほどのところにあった都市エリドゥの守護神で「その姿は一個の瓶を携えその瓶から二筋の水が流れ出てそれがティグリスとユーフラテスの両河となる」と考えられていたから、メソポタミア全域の守護神として発展する素地をシュメールの時代から有していたものと言える。

次の8行目に出てくるイギギの神々（イギグ諸神）というのは、冒頭に出てきたアムンナキがアン神に従う神々というのと同様に、エンリル神に従う神々という意味で使われている。その次に出てくる人称代名詞suが何を意味するか今日の文法的な解釈ではかなり困難であるが、そのまま文章がずっと続いており、この人称代名詞はここから6行後のハンムラビ大王あるいはそれを前以て暗示する「バビロン王」と解して訳出しておくほうが無難ではないか、と思われる。

この冒頭に出てくるハンムラビ法典の前文にあたる楔形文字によるアッカド語の文章は、現代の言語文法でいう句読点が全く無く、どこで区切って翻訳すれば良いのか甚だ困惑せざるをえないが、一応ハンムラビ大王の名を登場させてその説明に入ってゆくところで区切って第1段落とし、その中で解釈するのに厄介な語句を以上のように解説していこうと思う次第

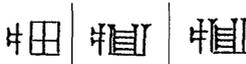
である。

なお、ハンムラピ大王の尊称として使われている「牧者」という称号は、一般的には遊牧民社会において特有に用いられるものと思われているが、シュメール時代の神話「牧者王ドゥムジ」がそのままアッカド語においても「国王」を意味するその正統性へと発展して、ユダヤ教からキリスト教を経て、今日にまで伝っているものと思われる。実際にこのハンムラピ法典では前文を十五に分割した第8段落に牧場 mi-ri-tim という単語が出ており、ハンムラピ王はこの牧草地を完全にしたる者としてその存在を明らかに主張している（つまり治癒者となっている）のである。そして「牧者 ri-i-a-um」という尊称は、後文の第2段落と第4段落にも登場し、牧草地を管理するだけでなくその牧者の尊称が「王権」をも意味するように発展していくことが窺えるのである。

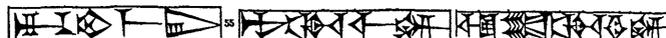
現代の日本で、「牧師」というとキリスト教会で按手礼によって任職された教師の中で、教会の牧会や伝道の責任者に任ぜられたキリスト教会の指導者を呼ぶ時に使用されるのが普通になっているが、この英語名 *pastor* はラテン語 *pasco*（放牧する、牧畜する、飼育する）という動詞から派生した名詞で、これはギリシア語の70人訳聖書で *βοιωτός* という動詞からつくられた *βοῖμην* をラテン語に翻訳したものと伝えられているが、アッカド語と同じ古代セム系言語のヘブライ語では *רֹעֶה* *shepherd*,（ローエ、ラーヤ）が牧師という意味をもっており、それを楔形文字の原典で記した  (ri-i-a-um) というアッカド語との語源的な関連性があるのではないかとみられている。

漢字の「牧師」という二文字熟語は、律令時代以前から中国で一般的に「牧場をつかさどる役目」としての意味だけをもって使用されていたようであるが、日本古代の律令国家においては「牧」の一字だけがそのまま令制と延喜式制において採用され、牛や馬を管理する役目としては古記や義

解(令釈)の解釈などで「牧子」という子を後につけた二文字熟語として使用されていたようである(2000年12月9日、法制史学会東京部会第189回例会、国学院大学教授・小林宏氏の発表による「古記と令釈」—その法解釈の手法について—参照、ならびに小林宏氏より御送付いただいた東京大学文学部史學會発行「史學雑誌」第95編第1号「八・九世紀の牧について」山口英男著 p. 1~p. 37参照)

なお、シュメール時代から一般的な「牧者」を意味する楔形文字は、次のような形「  
 古拙文字  |  |  | sip<sub>2</sub> | sip<sub>2</sub> | 牧者  
 sipa | Sab<sub>6</sub> |」  
 で描かれていた。  
 (飯島紀氏著『アッカド語』国際語学社刊 p.181参照)

### 第2段落の楔形文字原文

  
 mu-gam<sub>2</sub>-me-ir nu-uh<sub>2</sub>-si-im u<sub>3</sub> tu-uh<sub>2</sub>-di-im nuhsu 豊富 uh<sub>2</sub>=ud-uh<sub>3</sub>

引き起こす者、 豊富 と 充滿を tuhdu 充滿横溢

  
 mu-sa-ak-li-il mi-im-ma sum šu sakalu 完成する、引きこす  
 蓋る、差し押さえる

差押さえる者、 何であれ その名の

  
 a-na en-lil<sub>2</sub><sup>k</sup> dur-an<sup>k</sup> zanānu 支持する  
 のため ニップル dur-an もニップルのこと

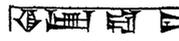
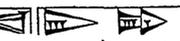
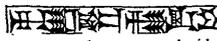
  
 za-ni-nu-um na-a-du-um sa e<sub>2</sub>-kur

支持者、 著名な の エクル神殿 naidu 高めたる

  
 šarrum li-i-a-um mu-te-ir <sup>ki</sup>un<sup>ki</sup> e<sub>2</sub> kur 山の神殿  
 返す

王、 強力な 返す者、 エリドウを leu カある

  
 a-na aš-ri su  
 へ 所 その Col. II

			
mu-ub-bi-ib / Su-luh	e2 zu-ab	ebebu 純化する	
清める者、	聖域を	アプズ神殿の	
		e2 zu-ab = bit apsi	
			
ti-i-ib	ki-ib-ra-at	ir-bi-tim	tebu 突進する
突撃者、	方位の	四	<ub-da-tattab-ba 四方位の
			
mu-sar-be3	zi-ik-ru	ka-dingir-ra <sup>k i</sup>	surbu 偉大にする
偉大ならしめる者、名を	バビロンの		

### 第2段落の試訳

潤沢（豊富）と充滿を（この地に）漲みなぎらせたる（もたらす）者、都市ニップールのためには、それが何であれ、いかなるものたりといえども完備させたる者（差し押さえ、あるいはそれを入手できる者）エクールム神殿の名誉ある著名な維持者、強力な国王にしてエリドゥという都市をそのところへ返す者（エリドゥ市を復旧したる者）アプズ（エーアプツ）神殿の聖域を清浄化する者、四つの方位（東、西、南、北）世界への突撃者（全世界を支配する者）、バビロンの名を偉大ならしめる者、

### 第2段落の解釈

この第2段落では、シュメールからバビロニアにかけて繁栄した二つの都市と神殿が登場し、前の第1段落で説明した神との関係を強調してバビロンの支配者たるハンムラピの権勢を展開する。

先ず最初に記された第3行目のニップール（原語では dur-am-ki で「天地の結び目」を意味し、そこで神がハンムラピ大王に王笏と王冠を与えた）という都市は、ハンムラピ王（B.C.1792～1750）が統治するバビロンの第一王朝に先行する同じセム系の「ウル第三王朝（B.C.2112～2095）」の最初の支配者ウル・ナンムが建設したと言われている都市で、この都市

の中心にウル・ナンム王は「エンリル神殿」の建築をおこなって新王国の宗教的中心を創った、すなわちそこを天と地の結び目たる宗教都市とした、と伝えられている。そしてウル・ナンム王は、政治上の首都であるウルと宗教上の都市であるニップールの機能的分化をおこなったとされるが、ニップールのティグリス・ユーフラテス両河からの大運河の建設は、バビロンのハンムラピ王が旧来の敵であったラルサのリム・シン I 世を敗ってシュメールからの政治的都市ウルを併合し、その統治33年目に大運河を建設したことによるということがレオナルド・ウーリー (Leonard Wooley) 氏の発掘調査によって、明らかになっている。そのニップールに次いで出てくるエクール (ルム) 神殿というのは、アッカド語でいうエンリル神殿と同じもので、もともとシュメール時代から「山の上にあった神殿」というところからシュメール語で「山の神殿」(山なる家) と言っていたことに由来するらしい。

エリドゥという都市は、シュメール南部の都市で、もともとエア神を祭っていたところから「エーブツ神殿 (アブツ・アブズ神殿)」と古代バビロニアではみられていたが、そこが更に昔のシュメール時代には「海と河川の神であるエンキ (智慧) の神」が祭られており、文字の上では「大地の主人」(語源的には「頭部をもちあげたる家」) を意味していた、とも言われている。メソポタミアが、ティグリス・ユーフラテスの両河川の間土地を意味するところからつけられたる名称で、現在のイラクもまた「河岸の土地」を意味し、水の神は、サンスクリット語のサラスヴァティ (弁財天) やヴァルナ (水と司法の神) とも関わるから、古今東西、水に関わる神の名称には共通して一脈通ずるところがある、とみななければならぬだろう。

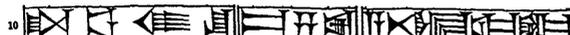
この段落の第3行目にあるニップールについては、楔形文字で土地の名や神殿名そしてユーフラテス河とそこから堀削されたイドシャウルという

運河などが描かれた粘土板の地図が発掘され、現在イェナ大学に保存されている。その粘土板地図には、エンリル神を祭祀するエルク神殿も描かれ、シュメール時代からペルシア時代にまで栄えたニップールの都市がどのようなものであったかが良くわかるようになっているのである。なお、この第2段落の第7行目途中šū-luh（聖域）というところで、このハンムラピ王の定めた法典で、スーサにおいて発掘された石柱の表面に刻された象徴図像（立って口に手をあてているハンムラピ王とそれに王笏と王冠を渡しているシャマシュ神）の玉座椅子の後脚下から始まる楔形文字の縦書き欄（7～8 cm）の第1段目が終り、次の第2段目（第2欄）に移って、その第2欄はまた第1欄が始ったすぐ下の右側に移行して、次のエーアブツ神殿（アブツ・アブズ神殿）から縦に6～8 cmの幅（第2欄）として左側に読み進めてゆくことになる。

### 第3段落の楔形文字原文

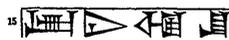
  
mu-ti-ib li-ib-bi <sup>i1u</sup>marduk be-li<sub>2</sub> šu tābu 良い

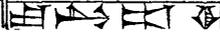
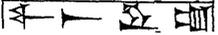
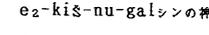
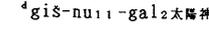
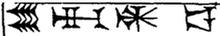
満足させる者、心を マルドウクの 主 彼の

10   
ša u<sub>4</sub>-mi-šu iz-za-zu a-na e<sub>2</sub>-sag-il<sub>2</sub> izuzzu 立っている  
所の者、毎日 立つ に エサギラ神殿 e<sub>2</sub>-sag-il<sub>2</sub> 代理の神殿

  
zēr šar-ru-tim ša <sup>i1u</sup>en-zu

種、王統の 所の 神シンが

15   
ib-ni-u<sub>3</sub> šu banū 建てる、生む  
生んだ 彼を

		
mu-na-ah-hi-is	ušiš-ab <sup>ki</sup>	nahāšu 豊富に供給する
豊富な供給をする者、ウルに		šeš-ab ウル町
		
wa-aš-ru-um	mu-uš-te-mi-qum	wašru 敬虔な
敬虔な 熱烈祈禱者、		emēqu 懇願する
		
ba-bil	hez-gal <sub>2</sub>	e2-kiš-nu-gal <sub>2</sub> シンの神殿
持ち込む者、豊かさをへ		
エキシヌガル		giš-nu-gal <sub>2</sub> 太陽神シャマシュ
		hegallu 豊富
		
šarru ta-si-im-tim	še-mu <sup>i1</sup>	da-num <sub>2</sub>
王、聡明な 従順な 神シャマシュに強力な		babālu 持ち込む
		tašimtu 知恵
		
mu-ki-in	i sid	ud-kib-nun <sup>ki</sup> = zimbir シッパル
堅固にした者、基礎を		i sid < suh <sub>6</sub>
シッパルの		

### 第3段落の試訳

かの主、マルドゥク神の心を満足させた者、日毎いつもエサギラ神殿に参詣するために立てる者、シンの神が彼を生んだところの王統の種、ウルの都市に豊富な（物資を）供給する者、敬虔にして熱烈な祈禱者、エキシヌガル神殿への豊かさを持ち込む者、強力なシャマシュ神に従順に従い聡明なる王、都市シッパルの基礎を堅固にしたる者、

### 第3段落の解釈

マルドゥク神は、第1段落の5行目に既に出てきたように水の神エアから生れた長男でメソポタミアに位置するバビロニアの主神、そしてバビロンにあるこのマルドゥク神の神殿がエサギラ神殿であるから、その神殿に毎日参詣をするハンムラビ王はその地の守護者として正統であることを強調した内容である。次に出てくる「シンという神名」は、シュメール時代はナンナ Nanna と呼ばれていた「月の神」で、シュメール時代からその

都市国家ウルの守護神であり、愛と豊饒と生殖の女神イナンナの父親でもあった神であるが、セム系のアッカド語ではこのようにシンと呼ばれるようになったものである。しかしながらこの文章に続いてシュメールからの都市ウルも潤沢にするのがハンムラピ王であるという記述があることからわかるように「シュメールとアッカドのすべてを統括する王」としてのハンムラピの業績と正嫡を意識して述べたものと思われる。

シュメールの都市国家ウルは、旧約聖書『創世記』第11章の29～32章に出てくる「カルディア人のウル」から西欧のキリスト教徒にはアブラハムの生地としてある種の特別な位置が与えられてきたように思われる。シュメール時代の都市ウルがはたして旧約聖書のカルディア人のウルと同一であるかどうかは考古学上確認するに至っていないが、セム系のバビロニアの国王であるハンムラピが隣着語族に属する異民族のシュメール人をもすべて統括したことが、このハンムラピ法典によって確かめられるのである。それに続く「エキシヌガル神殿」とは、このシュメールから続く都市国家ウルに建てられた「シン神の拝殿」のことで、語源的には「偉大なる光の宮殿」の意味で、このウルはハンムラピがラルサのリム・シン I 世を滅ぼすまではリム・シンの統治下にあった土地であるからこそ、ハンムラピはこの土地の正統な王権を有することをここで主張したかったものと思われる。

次に出てくる太陽神シャマシュに就ては、本書冒頭「法の象徴国家『王笏』」と「憲法の史的淵源と象徴」という論文（山梨学院大学『法学論集』第44号）の中で詳述した。そこに次いで出てきている都市シッパールというところは、太陽神シャマシュとシャマシュ神の妃アヤ神の神殿が置かれていた土地として、アッシリア学のなかで有名である。

バビロニアの太陽神シャマシュは、もともとシュメールのウトゥ神をそのまま太陽神の神格として受け入れたものであるが、月神のシン神と同様

に偉大なる光の源泉でそれが「正義神」から「司法神」も兼ねていることはメソポタミアだけでなく、インドのスーリア神や古代ギリシアのアポロン神にも共通し、原始的な宗教感ではこの太陽神がすべての世界に共通する要素をもっているのである。

なおこのシッパール市以外にも、ラルサに以下の第4段落に出てくる太陽神の神殿エバツバルがあり、月神シンの神殿エキシュヌガルと一對の要素をもち、陰陽二元の二元論に関する普遍的な信仰の源をつくっていた、と考えられるのである。

#### 第4段落の楔形文字原文



mu-sa-al-bi-is wa-ar-ki-im

装う者、 緑で

labāsu 着る

warqu 緑の

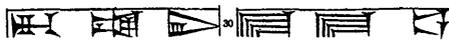


gi-gu-ne-e i<sup>l</sup>u<sup>a</sup>-a

社を アア神殿の

a-a シヤマシユの祀

malkat 神殿ともいう



mu-si-ir bit e<sub>2</sub>-babbar

荘厳にする者、エババール神殿を

Ṣiru 高貴にする

e<sub>2</sub>-babbar 日い神殿、シヤマシユ



ša ki su-ba-at sa-ma-i

所の ような 住まい 天の

神殿、bit はなくてもよい

šamū 天

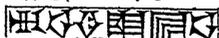


qarrandum ga-mi-il ud-unu(g)<sup>ki</sup>

勇士、 守る ラルサを

qarrandu < ur-sag

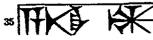
gamālu 保護する



mu-ud-di-is e<sub>2</sub>-babbar

再興する者、エババール神殿を

edēšu 再興する

				援助者
ana i lu samaš	ri-ši	šu	rešu	援助者
のため 神シャマシュ 援助者 彼の				
				生きる
be-lum	mu-ba-li2-iš	unu(g)ki	balātu	生きる
主、 生かした ウルクを				
				豊富
ša-ki-in	me-e	nu-uh2-ši-im	nuhšu	豊富
提供する者、 水を 豊富な Sakānu 置く、提供する				
				
a-na	ni-š1	šu		
のため 市民 その				

#### 第4段落の試訳

アヤ（アア）神殿の社殿を緑で被った者、天の住まいのようなところの  
エババール（エバツバル）神殿を（さらに）荘厳にしたる者、ラルサ（と  
いう都市）を守る勇士、彼の援助者シャマシュ神のためにエババール（エ  
バツバル）神殿を再興したる者、ウルク（という都市国家）を生きかえら  
せた主人、豊富な水をその住民のために供給する者、

#### 第4段落の解釈

この段落の最初に出てくる神は、楔形文字の原文でアの音が二つ並んで  
いるだけだから「アア神」とすべきところであるが、どうも読みにくいので  
次のア音の前に i 音を挿入して「アヤ神」と表記することがかなり古く  
からおこなわれてきた。このアヤ神は太陽神シャマシュの妻で、次の行に  
記された「エババール（エバツバル）神殿」はこの太陽神であるシャマシュ  
とその妻アヤ神を崇拜するため設置された神殿である。

太陽ばかりでなく「月の神」にも男神のナンナとその妻ニンガルが存在  
していたことがわかっており、シュメールの古代都市ウルの神殿に建てら

れたジグラットと呼ばれる塔の南東部には、この月の女神ニンガルの正規の神殿があったことが考古学上確かめられているから、ナンナの神殿もそれに対象とする場所に存在していたことは確実に、シュメールの末期から広義のアッカド期にかけて、太陽と月という二元論だけでなく、太陽と月も夫々二元論の原点として今日のセム系言語に多く使用される「両数（双数）」の基礎が創られていったものと思われる。

次に出てくるラルサという都市は、続く文章から推してシャマシュ太陽神を祀った拝殿の置かれた重要なところと考えられ、ハンムラピ王が征服する前はバビロニアで数少ない大都市のひとつであった、と伝えられている。そして都市が形成されたのはやはりシュメール時代でその後エラム人の侵入によって破壊され、ハンムラピ王の即位する前に同じセム系の「ラルサ王朝」の最後から二番目のワラド・シン王（B.C.1834～1823）によって大規模な都市整備がなされた、と楔形文字粘土板文書に記載されている。他の粘土板では、バビロン第一王朝の第三代王サビウムがこ「このラルサの軍勢を武器で打ちのめした」とあるので、当時すでにバビロニアの影響下には入っていたものと考えられる。

この段落の最後に登場するこのウルクという都市国家は、ハンムラピ法典の前文においては次の段落に出てくる「アンという神とイシュタル神の拝殿のある都市」としての価値ぐらしか重要性が掲載されていないが、ハンムラピ王がその都市を再復興させるだけの重要性を歴史的に有しているのである。因みにメソポタミアの考古学は、有史時代以前にジャルモ期（B.C.7～6千年紀）、ハッスーナ・サーマッラー期（B.C.5千年紀前半）、ハラフ期（B.C.5千年紀後半）、ウバイド期（B.C.4000～3400年頃）と続くが、この時期頃から「天水農耕から灌漑農耕」への転換と交易が始まったと考えられているが、有史時代に入る最初が「ウルク期」（B.C.3400～2600年頃）で、シュメール人が絵文字または象形文字から楔形文

字を創り出す丁度何年頃どういう事件が起きたという歴史の記述が始まる時にウルクという都市国家が創られたのである。

そして最古の叙事詩で、旧約聖書のアダムの原話ともなったと考えられている「ギルガメッシュ叙事詩」の主人公ギルガメッシュが、ウルクの都市を支配した歴史上の人物を偶像化したもの、であることが今日確かめられている。メソポタミアの考古学を記述した『カルデア人のウル』(邦訳・森岡妙子氏訳、みすず書房、1986年版、原文 UR 'of the CHAL-DEES' Sir Leonard Woolley revised and updated by P. R. S. Moorey, Herbert Press, London,1982)の著者レオナルド・ウーリー氏もその発掘調査を殆どウルクでおこなっているのである。

エバツバル(エババール)神殿とは、前の第三段落でも説明したように太陽神シャマシュの神殿であるからして、天の光り輝けるごとく「白く輝くような外観に仕上がっていた家屋」の形で建造されていたものと思われる。そして月神シンの神殿であるエキシュヌガル神殿も同様に「偉大なる光の宮殿」を意味していたことからわかるように、やはり輝く石材を使って建造されていたが、太陽神のほうがより白く輝くようになっていたのではないか、と考えられる。シュメールからアッカドにかけての楔形文字で神を表わす ANU(シュメール語)と Ilu(アッカド語)は、ともに光が四方に散らばるようになっており、それがアッカド語からヒッタイト語になると Dingir と呼び、十字架となって、ギリシア神話のアポロン神へと発展してゆく(拙著「法の源流」—デルポイの神託と般若心経、インド・ヨーロッパ比較法思想史の試み—芦書房、拙稿「法の象徴図象『玉笏』」など参照のこと)

この段落の三行目冒頭に出てくる mu-si-ir という動詞は「荘厳にする者」と訳しておいたが、その分詞となった意味に学説が分れており、単に「高くする者、荘厳にする者」という意味だけでなく「制定する者、設

計・施行する者」という意味が加わるべきだと解釈する学者もいる。

いずれにせよ、この段落で書かれている内容は、ハンムラビ大王がその治世30年（B.C.1763年）に、バビロニア南部のラルサを滅ぼしてバビロニアを統一した事蹟を述べている、と思われるので、エバツバル（エバーバル神殿）を建設したことが、この統治を完成させたことに関連するものと思われる。

この段落の最後に挿入された「市民」ni-siとは、一般的にはウルクの住民全体と考えられているが、この前文に続く条文の最初から出てくるa-wi-lum アウィールム階層だけを意味するのか maš-en-kak ムシュケーヌム階層を含めあらゆる人々を意味するのか良くわからないが、ここでは奴隷をも含めてすべての住民を含んだ名称として ni-ši が使われている、と解すべきであろう。

### 第5段落の楔形文字原文

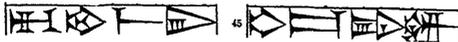


mu-ul-li ri-eš e2-an-na

elū 上げる

上げる者、頂を アン神殿の

e2 an-na < e2 an ak



mu-gam<sub>2</sub>-me-ir hi-iz-bi-im

gamāru 完成する

完成する者、 富を

hizbu 富



ana an-num u<sub>3</sub> i' inanna

istar < inanna

のため 神アンと神イナンナ

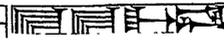


šalūl ma-tim mu-pa-ah-hi-ir ni-si

pahāru 集める

守護者、 国の 集めた 人を

šulūlu < an-dul<sub>3</sub>

		
sa <sub>6</sub> -ap-ha-tim	ša i <sub>3</sub> -si-in <sup>k<sub>1</sub></sup>	saphu 散らされた
四散した	の イシン	
		
mu-da-ah-hi-id	nu-uh <sub>2</sub> -ši-im	bit e <sub>2</sub> -gal-mah gal <sub>6</sub> mah も大きい
もたらせる者、	豊富を	神殿に エガルマー e <sub>2</sub> -gal-mah 大神殿
		
ušumgal	šar alim ta-li-im	i <sup>1</sup> za-ba <sub>4</sub> -ba <sub>4</sub> ušumgal= gal-bul <sub>2</sub>
龍、	王の 町々の 兄弟、	神ザババの dahādu 大量にもたらす
		
mu-sar-si-id	su-ba-at	*i <sup>1</sup> kis <sup>k<sub>1</sub></sup> rašādu 建設する
建設者	住まいの	キシユの

### 第5段落の試訳

エアンナ（アン神殿）の頂を上げた者、アン神とイシュタール神のために富を完成したる者、イシン（という都市）の四散した人々をかき集めた国家の守護者、エガルマー（エガルマハ）神殿に豊富さをもたせたる者、諸都市の王の巨大な龍（皇帝の象徴図像）、ザババ神の寵愛を受けた兄弟、キシユの住まいの建設者、

### 第5段落の解釈

アンという神は、もとシュメールの天神でシュメール語でアンという語は「天」を意味していたものがそのままアッカド語に受け継がれたものである。楔を星形に拡散した「神」を意味する楔形文字そのものをシュメール語では「アン」と読んでいたが、アッカド語では他の神名を出す前に先行して ilu と呼ぶようになり、後期アッカドの楔形文字では斜めの楔が横に統合されそれに続く印欧語のヒッタイト語ではこの十字状になった「神」の名称を Dingir と読んで表意文字 (ideogram) 化してゆく、それが古代ギリシアに受け継がれて太陽神アポロンの象徴となり、やがてキリ

スト教の十字架として普及することになるのである。

次のイシュタル神は、シュメール時代にイナンナと呼んでいた「愛、豊饒と生殖の女神」がアッカド語でイシュタル神と呼ばれるようになって、それが後に同じセム系のヘブライ語で旧約聖書のエステルに変化して、キリスト教の名称として今日にまで残ることになるが、シュメール時代に「天の女王」を意味しているところから「聖婚」の儀式において祀られるようになり、シュメール時代の指導的な都市でその英雄時代の首都でもあったエレクの守護神となったものである。

次に出てくるイシンという都市もやはりシュメール時代の重要な都市で、ウル第三王朝の没落後は、このイシン市がシュメールの首都となったのである。そしてエガルマー神殿はこのイシン市にあったニヌルタ Ninurta 神の神殿名称で、ニヌルタとは南風を司るエンリル神の息子で、それ故に嵐の神、戦いにおいては「戦神」として祈願の対象となった一方、通常は「神々の農夫」として農業の神の役割も持っていた。それに続くザババ神というのはまさしくこのニヌルタが風によって変身した姿で、キシユという大洪水のあとシュメール最初の王朝の首都となった伝承上の都市の守護神で、こうした伝承はそのままアッカド語によっても語り継がれていたものと、思われる。

このハンムラビ法典前文（本書前文第5段落～第10段落）と後文（第23段落～26段落）に登場したイシュタルの名をそのまま継承したセム系文化として、旧約聖書の『エステル書』に著述されるようなユダヤ法文化の中にバビロニアの法文化がどの程度純粋な形で継続しているか、は今後も研究していく課題であろう。しかしながらハンムラビ法典第196条と第200条が合体して、同じ旧約聖書の『出エジプト記』第21章第23節（日本聖書協会新共同訳 p129）に反坐法 *Lex talionis* の規定として、そのまま残された事実等を勘案すると、ハンムラビ法典はやはり同じセム系文化と

して旧約聖書中の「律法（トラー）」のみならずユダヤ教の法典「タルムード」中にも、そのまま残されてきているとみるべきである。

バビロニア滅亡後、ネブカドネザル軍の包囲によってエルサレムは再度崩壊し、ユダヤ人は第二の「捕囚」としてペルシア帝国にも連れてこられた、と考えられる。

そしてアケメネス朝ペルシアで、ダレイオス I 世の息子として君臨していたクセルクセス王の治世下の物語を記述したものが「エステル記」とみられているが、そのエステル記の記述中、当時権力者だったアガグ人ハマングクセルクセス王に述べた事項が以下の通りである。

בֵּין	וּמִפְּרָד	מִפְּזָר	אֲחֵד	עַם	יְשֻׁנוּ
among	and-being-scattered	being-dispersed	certain	people	there-is-he
וְדַתֵּיהֶם	מַלְכוּתְךָ	מְדִינֹת	בְּכֹל	הָעַמִּים	
and-customs-of-them	kingdom-of-you	provinces-of	in-all-of	the-peoples	
עֹשִׂים	אֵינָם	הַמֶּלֶךְ	וְאֶת־דַּתְךָ	עַם	מִכָּל־שְׁנוֹת
ones-obeying	not-they	the-king	laws-of and	people	from-all-of ones-differing
	לְהַנִּיחָם:	שְׁנָה	אֵינְךָ	וּלְמַלְכְּךָ	
	to-tolerate-them	being-in-best-interest	not	and-to-the-king	

(The NIV Interlinear Hebrew-English Old Testament, Volume 3. Zondervan Publishing House p. 265)

「お国のどの州にも、一つの独特な民族がおります。諸民族の間に分散して住み、彼らはどの民族のものとも異なる独自の法律を有し、王の法律には従いません……」(旧約聖書『エステル記』第3章第8節、日本聖書協会『聖書』新共同訳 p.766)

ここに記述されたユダヤの法律が、今日まで伝えられるユダヤ教の「律法」ならびに「タルムード」という法典にどれだけ影響し、その姿を伝えているかはわからないが、いずれにせよこの段階でのユダヤ法までは、か

なりハンムラビ法典の影響があり、アケメネス朝のペルシア法文化とは異  
 ったセム系法文化を残していたものと考えられる。

第6段落の楔形文字原文



mu-uš-ta-aš-hi-ir me-li-im-mi e2-me-te-ur-sag me-te 裝身具

取り巻く者、 輝いて メテウルサグ神殿を Sahāru 取り巻く



mu-uš-te-iš-bi pa-ar-š12 ra-bu-u2-tim š1-bū 積まえる

確定者、 社の 大きな



ša i<sup>11</sup>inanna

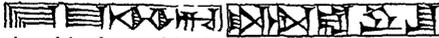
の 神イナンナ



kalam-ma < kalam ak

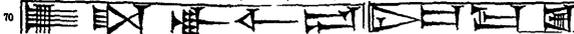
pa-ki-id bi-tim hur-sag kalam-ma paqādu 指示する

管理者、 神殿の フルサグ 国土の hur-sag 山



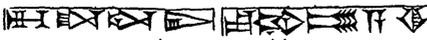
bit-kisal na-ki-ri sa nit2-ra-ru su bit-kisal (詳細不明)

屋外建築、 敵の 所の 援助が<sup>Col.</sup>彼の



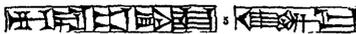
u2-sa-ak-š1-du / ni-is-ma-zu kašadu 届く、得る

届けた 希望を



mu-sa-te-ir a<sup>11</sup>gu2-du8-a<sup>11</sup>

拡大する者、 クタの町を atāru 大きくする



mu-ra-ab-bi-iš mi-im-ma

大きくする者、 如何なる方法でも rapāšu 大きくする



sum-su a-na miš-lam

miš-lam ネルガル神殿

その名を のため ミシュラム

## 第6段落の試訳

メテウルサグ（エメテウルサグ）神殿を輝かしく取り巻いて保護する（威光をめぐらさせしめたる）者、イシュタール神の大きな寺社の祭りを確定したる者、フルサクの領土（カランマ）神殿の管理者、この援助が希望を届けたところの敵への屋外建築物（敵を捕えるための綱状の建物）、クタ（の都市）を拡大したる者、ミシュラム（エメスラム）神殿のため、いかなる方法をもってしてもその名を大きくするようにした者、

## 第6段落の解釈

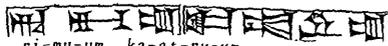
メテウルサグ *meteursag* 神殿というのは、大洪水後のシュメール国家の首都となったキシュに存在していたというザババとイシュタール（シュメール時代はイナンナ）の両神を祀ってあった神殿の名称で、その意味するところは「英雄に相応しい家屋」のことであり、シュメール時代からそこで大祭が催されていたらしい。シュメールからの伝承を受け継いで、バビロニアでもハンムラビ大王はこの祭りをそのままそっくりと開催していたもの、と思われる。

フグサグ・カランマ *hur-sag Kalam-ma* 神殿は、この大洪水の後首都となったキシュ市の一部を占めていた土地の名称をつけた神殿で、前後の脈略からザババ神あるいはそれに変化する前のニヌルタが祀られていた神殿であると思われる。後半のカランマあるいはカラム・アクは国土もしくは領域を意味するから「地区」あるいはシュメール時代の行政区域の名称でキシュ市内の一地域を表わすのではないだろうか。

クタ *kuta* という都市は、月神ナンナの妃でイナンナの母親となるニンガル（ネンガル）*Ningal* という女神の拝殿があった都市（太陽熱で乾燥した土地が神格化した場所で、黄泉の神が祀られていたとも言われる）で、そこがハンムラビ王によって整備拡大されたものと解釈できるだろう

う。ミシュラム神殿という名称はこの上に掲げたニンガル女神の拜殿名と思われる。この第6段落の第6行目途中で、石柱表面の楔形文字欄第2欄が左端で終了し、この第6行目から楔形文字第3欄の右端に移って読んでゆくことになる。

第7段落の楔形文字原文



ci-mu-um ka-at-ru-um

野牛、 雄々しい



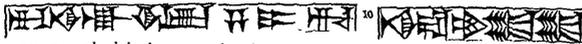
シュメール  
絵文字



シュメール古拙文字

rimu 野牛

qadru 野性的な



mu-na-ak-ki-ip za-i-ri na-ra-am tu<sub>2</sub>-tu<sub>2</sub> nagāpu 突き刺す

突き刺す者、 敵を 愛する者、トウトウを tu<sub>2</sub>-tu<sub>2</sub> 神マルドゥク

gu<sub>4</sub> (ibid.)  
雄牛



mu-ri-is <sup>11</sup>bar-zi-ba<sup>k1</sup> na-a-du-um erešu 耕す

開発者、 ボルシッパの 著名人、 narāmu 愛する



la mu-up-pa-ar-ku-u<sub>2</sub>-um a-na e<sub>2</sub>-zi-da la-mupparkū 不届の

たゆまない所の ために エジダ e<sub>2</sub>-zi-da トウトウ神殿



i-lu Sarum alim mu-di igi-gal<sub>2</sub>-im igi-gal<sub>2</sub> 視野の広い

神、王の 町々の 知る人、英知を mū-dū 賢い



mu-sa-ad-di-il me-ri-eš-tim Sa dili-bat<sup>k1</sup>

広げる者、 耕地を の デイルバトの šadālu 広げる



mu-ga-ar-ri-in karē

貯える者、 穀物を

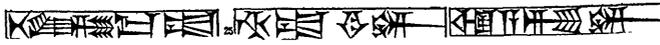
garānu 貯える



a-na <sup>11</sup>uraš ga-aš-ri-im

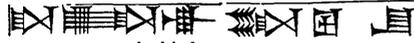
のため 神ウラシュ 強力な

uras < ib



be-lum zi-ma-at ha-at-ti-im u<sub>3</sub> a-gi-im simtu 裝備

主、飾った 笏 と 冠とで



sa u<sub>2</sub>-sa-ak-li-lu su kalālu 終える

所の 完成する それを



e-ri-is-tum 'ma-ma

賢い 神母が

### 第7段落の試訳

雄々しい野牛、敵を突き刺す者、トゥトゥを愛する者、ボルシッパ（という都市）を開発したる者、エジダ神殿のために弛まぬ著名人、町々の王の神、英知を知る人、ディルバットという都市の耕地を広げた者、強力なウラシュ神のために穀物を貯えたる者、賢い神ディルバットが完成したところの王笏と冠とで裝飾する主、

### 第7段落の解釈

トゥトゥというのは、エア神の長子であり東天光の神マルドゥク神の息から生じた神で後には第1段落の右側に描かれたマルドゥク神と同一化してゆき、楔形文字を刻む筆をその象徴とするようになっていった。シュメール時代、書記 dubsor はかなり特権階級で、このマルドゥク神の名をつけることも出来たのである。最初シュメール時代の書記の守護神は女神であるニサバ神の加護によって守られていたが、後にこのハンムラピ法典のこの部分に記されているボルシッパ Borsippa という都市のナブ神（トゥトゥと同じ神）にとって変わることになる。エジダ e-zi-da（これは「王達の神の住う場所」という意味もあるらしい）神殿とはこのトゥトゥ神あるいはナブ神の神殿を意味する。ディルバットという都市はその後に

出てくるウラシュ神の拝殿があるところで、ウラシュ神は前の段落に出てくる戦神ニムルタ神の別名であると考えられている。

この段落に出ている王笏については、拙稿「法の象徴図像『王笏』（山梨学院大学『法学論集』第40号）参照のこと。

### 第8段落の楔形文字原文

𒄠  
 mu-ki-in u<sub>2</sub>-zu-ra-tim sa kiš<sup>k<sub>i</sub></sup> ušurtu 境界

確定する者、境界を の キシュ

𒄠  
 mu-di-es-si ma-ka-li el-lu-tim mākalu 祭り

豊かにした者、祭りを 純潔なる ellu 輝く

𒄠  
 a-na i<sup>i</sup>n<sup>n</sup>in-tu dašu 賛況にする

のため 神ニントウ（ママ）

𒄠  
 mu-uš-ta-lum gi-it-ma-lum sa-i-im šaalu 決する

忠告者、 完全な 決定する

𒄠  
 mi-ri-tim u<sub>3</sub> ma-aš-ki-tim mašqitu 水飲み場

牧場 と 水飲み場を

𒄠  
 a-na šir-bur-la<sup>k<sub>i</sub></sup> u<sub>3</sub> gir<sub>2</sub>-su<sup>k<sub>i</sub></sup>

のため ラガシュ と ギルス

𒄠  
 mu-ki-il ni-in-da-bi-e ra-bu-tim kālu 運ぶ、用意する

運ぶ者、 奉献を 大いなる

𒄠  
 a-na e<sub>2</sub>-ninnu e<sub>2</sub>-ninnu 50番神殿、ニンギルス神殿

のため エニンヌ

### 第8段落の試訳

キシユ（という都市）の境界標石を確定したる者、ニントゥ神のために純潔な祭りを（おこない、その祭礼を）豊かにしたる者、ラガシュとギルスという都市のため牧場と水飲み場（灌漑地域）を決定したる完全な警告者、エニンヌ（＝ニンギルス神殿）に大いなる奉獻を運びたる者、

### 第8段落の解釈

この段落に出てくるキシユ（あるいはケシュと読んだほうが良いのかも知れない）という都市は、どうも第5段落に出てきたキシユとは異なり、その二行目に出てくるニントゥ神殿が存在していた都市らしい。この都市はハンムラビ大王が境界標石を確定した都市ということからして、バビロニアの辺境にあったのではないかと考えられる。中田一郎氏は、「外郭を確定した者」という訳をしておられるが、この古代の都市にそれを取り囲むような外郭がすでにあったのかどうかわからない。ニントゥ神は前の段落にある神母（ma-ma）と同一であると考えられている。ラガシュという都市は、ウルの少し北にあった都会でウルとの間に密接な関係があったとみられている。すなわちラガシュを支配していたウル・バウ王はウルも支配することに成功し、その娘にエナネパダという祭儀名を冠して月神ナンナの女祭司長に献じられた、ということが、ウーリーの発掘した資料によって明らかにされている。その次のギルスという都市は1870年代の初頭にフランス考古学者の発掘隊の手によって発掘されたことで、その存在が明らかになっている。シュメールの支配体制はこのウル第二王朝の始祖ウル・ナンシュの孫エアナトゥムによって確立された、とみられている。

この段落の最後に登場する「エニンヌ Eninnu」とは、シュメールの都市ラガシュにおかれていたニンギルス神殿のことで、その正式名はエニンヌ・イムドゥド・バツバルである。この都市国家ラガシュの支配は、始祖

ウル・バウによって始められたが、その義理の三人の息子のうち一番重要な地位を占めたのがグデアという名の知事で、その石碑銘や像はラガシュを発掘した既述のフランス発掘隊によって発掘され、石の土台書板の楔形文字によって、その詳細な事実が確認されている。

第9段落の楔形文字原文



mu-tam-me-ih a-a-bi

捕獲する者、敵を

a-a-bi = aibu 敵

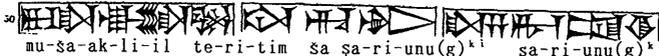
tamāhu 捕まえる



mi-gi<sub>4</sub>-ir te-li-tim

お気に入り、テリトウの

telitu イシュタルの異名、熟練者



mu-ša-ak-li-il te-ri-tim ša ša-ri-unu(g)<sup>k</sup> ša-ri-unu(g)<sup>k</sup>

仕上げた者、法令をのハラブハラブ、アレッポ



mu-ha-ad-dī li-ib-bi iše-dar

楽します者、心をイシュタルの

tērtu 法律

iše-dar イシュタル

hadū 喜ばす



ru-bu-um el-lum ša

王子、純潔の所の

nišū 直撃で手を挙げる

adad 天候神

idū 知る gati = qātu



ni-iš ga-ti šu<sup>1</sup> adad i-du-u<sub>2</sub>

挙げを手のその神アダドが知る



mu-ni<sub>3</sub>-ih li-ib-bi<sup>1</sup> adad

静める者、心を神アダドの

nāhu 平和にする



ku-ra-di-im i-na<sup>1</sup> im<sup>k</sup>

勇士、でのカルカラ町

im 風、アダド神

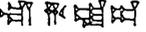
qurādu 勇士

### 第9段落の試訳

敵を捕獲する者、テリトゥ（イシュタル神）のお気に入り、アレッポ（当時の名はハラブ、現在もアラビア語ではハラップと発音する）の法令を仕上げたる者、イシュタル神の心を楽します者、その誓いをアグド神が知悉している純潔の皇太子、アグド神の心を静める者、ビート・カルカラという都市での勇士、

### 第9段落の解釈

この段落の二行目に出てくるテリトゥという名は、アレッポにおけるイシュタル神を表示したもので、シュメール時代のイナンナは一般的なアッカド語ではイシュタルとなるが、バビロニアの各地でこのように呼称が変わるのである。

今日、シリア共和国第二の商都アレッポは、アラビア語ではハラブという呼び方で知られているが、もともとこのハラブという名称もインド・ヨーロッパ語族のヒッタイト人によっても使用され、ヒッタイトの楔形文字では  URU Ha-la-ap と記されていたが、(拙著『法の源流』芦書房、p.155参照) それに先行するセム系のアッカド語ではsa-ri-unu(g)<sup>k1</sup>と表示されていたのである。

この次頁に表示したアレッポの地図で、中央の右側に楕円形の城塞の遺跡 (Citadelle) が現在もなお残っていることがわかるが、ここからは印欧語族のヒッタイト時代の楔形文字しか未だ発掘されていない。しかしながらシュメール時代のイシュタル神もこのようなところに建設された神殿に祀られていたものと思われる。

今日のアレッポ市街図（現在はシリア共和国第2の商業都市）



この左側の地図上方に、ユダヤ人の居住していた場所があったが、現在はシナゴーク（ユダヤ教会）を守る一家族を除いて国外追放となり（シリアのバース党の政策もあって）ユダヤ人の所有権のみ法的に残されている。



この右側中央のやや左側に楕円形の面を有するかなり大きな城塞 (Citadelle) がイスラーム時代に築かれた。この上半分はアルメニア人の居住地域がヒッタイト時代から築かれ、今も十万単位の人口を擁している。

現在は、オスマン帝国以降においてイスラーム化された城砦が造られているが、太古よりこの地はフェニキア文化が発展していった地中海岸のラタキア（古代都市ウガリット）とユーフラテス河上流を結ぶ街道の中間に位置していたこともあって、その後シルクロードにおいても重要な交通の要衝として発達した。

アダド神は、メソポタミアではかなり古くから崇拝されていた神で、語源的には「風」から派生した「天気または気候の神」でもある。アダド Adad は、アッドゥ Addu または語頭に有気音を入れてハダッド Hadad とも記されることがあり、太陽神シャマシュと一体になって Addu-Shamash と綴られることもあったようである。カルカラという都市は、このアダド神の拝殿があったとされるところで、カルデア系の都市として語頭にビートを加えビート・カルカラ Bitkarkara とも呼ばれていたらしい。なおアダド神は、その後セム系民族の中で特殊な地位を築き、後にユダヤ民族の守護神 Yahweh ヤハヴェにも影響を与えたものと思われる。

第10段落の楔形文字原文

  
 mu-uš-ta-ak-ki-in zi-ma-tim sakānu 置く、固定する

施した者、 飾りを

  
 i-na e<sub>2</sub>-ud-gal-gal

の中に ウドガルガル神殿

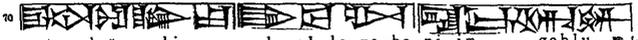
  
 Sarrum na-di-in na-bi-iš-tim a-na ud-nun<sup>k1</sup> nadānu 与える

王、 与えた 生命を ヘ アダブ町 napištu 生命

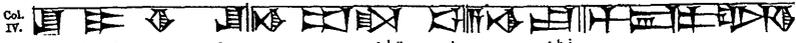
  
 a-se-ir bit e<sub>2</sub>-mah bit は必要ない

保護者、エマー神殿の

e<sub>2</sub>-mah 大神殿の意味

  
 e-te-el šar alim ga-ba-al la ma-ha-ri-im qablu 戦士

君主、王の 町々の 戦士、 ない 前には mahru 前

Col. IV.   
 šu i-qi-šu na-ab-ša-tam a-na \*<sup>1</sup>mas-kan<sub>2</sub>-pa-al<sup>k1</sup>

者、 与えた 生命を に マシュカン-シャブラ pa-al=šabra 高僧

  
 mu-se-eš-ki nu-uh<sub>2</sub>-ši-im a-na miš-lam Saqu 水をかける

水を注ぐ者、 豊富に のため ミシュラム qāšu 与える

  
 im-qum mu-tab-bi-lum emqu 賢い

賢い 支配者、

abālu もたらす、支配する

  
 šu ik-šu-du na-ga-ab ur-ši-im kašādu 届く、得る

所の 打ち勝つ 洞窟に 山賊の uršu 森、山賊

第10段落の試訳

ウドガルガル神殿（エウドウガルガルと書かれることもある）の中に装飾を施したる者、アダブ（ウドナンという都市）へ生命を与えたる国王、エマー（エマハ）神殿の保護者、町々の諸王の君主（統治者）、依然には

いなかった戦士、マシュカン・シャブラ（という都市）に命を生命を与えた者、ミシュラム（メスラム）のために豊富に水を注ぐ者、山賊の洞窟に打ち勝つところの賢い支配者、

### 第10段落の解釈

ウドガルガル神殿は、カルカラの都市に位置していたアダド神の神殿名である。アダブ Adab という都市は、シュメール時代からの重要な都市で、シュメール時代のルガランネムンドウの治世下においてシュメールの首都として君臨していた都市である。シカゴ大学のオリент研究所によって1903年から1904年にかけて発掘調査がなされ、そこで発掘した数千板の粘土板文書がシカゴ大学とトルコのイスタンブールに保存されている。

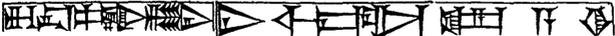
続くエマー神殿とは、アダブに設けられたマー神の拝殿で、それに続くマシュカン・シャブラという都市はアダブに隣接する町で、ミシュラムというのはそのマシュカン・シャブラ maṣ-kan-ṣabra にあったアダド神か何かの神殿であると思われる。

この段落におけるアッカド語の文章は、かなり乱雑で、後から楔形文字の挿入があったのではないかとみられている。特に一番最後の文章は他の粘土板文書から異った翻訳をする研究者も多い。

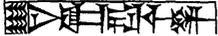
中田一郎氏は、筆者がここで分離した次の第11段落の最初と関連づけて翻訳し、ダッシュを入れて挿入して、アッカド語の文章が次の数行続いていると解釈しているようで「賢き者、世話人、知恵の源泉に達した者——マルギウムの人々を災難から守った者、彼ら（人々）の住まい（の基い）を据えた者——（そして）彼の王権を偉大ならしめるエアとダムガルヌナのために清い食事の供物を豊かさのなかに永遠に定めた者」と翻訳しておられる。この段落の第5行目で、楔形文字で書かれた石柱表面のシャマシュ神の玉座の後脚下から始った前文の第10段落が位置する第3欄（第3

段コラム) は終了し、この段落の第 6 行目から次の第 4 欄が下の段に移って丁度シャマシュ神の玉座の後脚下30cmくらいのところを下に、6~7cm 縦方向下に読み進む形で左へと移行する読書方法が採られることになる。

### 第11段落の楔形の文字原文

  
 mu-us-pa-az-zi-ir ni-si mal-al-ka-a<sup>ki</sup> pa-zā-ru 隠れ場所を設ける

匿った者、 住民を マルカの

  
 in ka-ra-si-im karāšu 必要、不幸  
 に 緊急時

  
 mu-sar-si-du šu-ba-ti si-in in nu-uh<sub>2</sub>-ši-in

建設した者、 住まいを 彼らの 豊富に

  
 dam-gal-nun-na  
 a-na 'en-ki u<sub>3</sub> 'dam-gal-nun-na マルドックの母  
 のため 神エア や 神ダムガルヌンナ en-ki <en-a<sub>n</sub>-ki 神エンキは

  
 mu-sar-bu-u<sub>2</sub> sar-ru-ti šu da-ri<sub>2</sub>-i<sub>š</sub> rabū 大きくする  
 大きくした所の 王国を 彼の 永遠に

  
 i-si-mu zi-bi el-lu-tim Sa<sub>mu</sub> 決定する

決定した者、 犠牲を 純潔なる

  
 a-sa-ri-id sar-alim mu-ka-an-ni-i<sub>š</sub> kanāšu 征服する

第一人者、 町の王の 征服者、

  
 da-ad-mi 'ud-kib-nun-na naru < id<sub>2</sub> = a-zikum  
 住居地の ユーフラテス河(群)の ud-kib-nun-na シッパル



sal-tum i' da-gan ba-ni su

勇士、神ダガンの 親 彼の

bānū 親、創造者

### 第11段落の試訳

緊急な時に、マルカ（マルギウムという都市）の住民を匿った者、その王国を永遠に大きくした所のエア神やダムガルヌンナ神のためにそれらの住まいを豊富に建設したる者、純潔なる犠牲を決定したる者、町々の王の第一人者、ユーフラテス河畔の居住地における征服者、自らの親神ダガンの勇士、

### 第11段落の解釈

マルカ（マルギウム）という都市は、ハンムラピ王の統治するバビロニアによって、ハンムラピ王が即位してから十年後に征服された町で、ティグリス河の東岸エシュヌンナの南に位置した場所にあった、とみられている。ハンムラピ体制に呼応して立ちあがったこのマルカの住民をハンムラピ王は保護したから、このような記述となって、ハンムラピ法典の前文に記録されることになったものと思われる。

なおこのマルカという都市には、以下に掲げられるシュメール時代にエンキ神として知られ海と河川の神であったエア神（智慧の神）と後にバビロニアの全ゆる収入を入手し征服者となったマルドゥク神の母でエア神の妃であったダムガルヌンナ女神の拝殿が置かれていたと言われている。そのような都市であるにも関わらず、ハンムラピ王統治下の35年目に再び反乱を起して、ハンムラピ王に再度征服され、重い処罰を下されたということである。

この段落の最後にある親神ダガンが如何なる神であるか不明であるが、エア神とダムガルヌンナの親神という解釈でみれば、メソポタミアの創造

神で特にバビロニアの水に関わる両大河の神、特にユーフラテス河中流域の至高神と理解すべきではないだろうか。

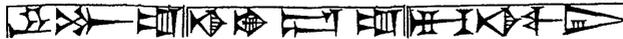
ハンムラピ法典の第2条等に登場する河神に具体的な神名が記されていないのは、このダガン神を指しているかも知れないし、その人称代名詞がハンムラピ王を指しているのならば、ハンムラピ大王の祖先神と考えることも出来るかも知れない。中田一郎氏は、この末尾の文章を切らずに、この第12段落の文章から前にかけて翻訳してこれ「彼（ハンムラピ）の生みの親ダガンの命によってユーフラテス川沿いの町々（居住地）を服従させた者」と翻訳している。

第12段落の楔形文字原文



su ig-mi-lu ni-si me-ra<sup>k1</sup> u<sub>3</sub> tu-tu-ul<sup>k1</sup> gamāru 守る

者、保護した 住民を メラ と トウトウルの



ru-bu-um na-a-du-um mu-na-wi-ir

王子、 著名な 輝かす

namāru 輝かす



pa-ni inanna sa-ki-in ma-ka-li el-lu-tim

顔を 神イナンナの 設定した者、祭りを すばらしい



a-na nin-a-zu sa-ti-ib ni-si su

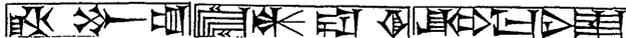
のため 神ニアズ 助ける者、 住民を 彼の



in pu-uš-ki-im mu-ki-in-nu is-ki-si-in

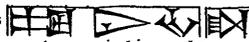
pušqu 危急、困難

の時 危急 確保した者、 財産を



kir-bu-um ka-dingir-ra<sup>k1</sup> su-ul-ma-ni-iš qirbu 真ん中

真ん中に バビロンの 安全に

45    
 rē-i ni-si<sub>3</sub> sa

保護者、人民の 所の

rēi < si-pa(d)=pa-udu

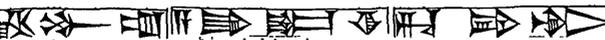
si<sub>3</sub> < sig

   
 ip-še-tu su e-li iš<sub>3</sub>-dar ta-ba

業績が その には イシュタル 気に入った

   
 mu-ki-in-ni iš<sub>3</sub>-dar i-na e<sub>2</sub>-ul-maš

設置した者、 イシュタルを の中に ウルマシュ神殿

50    
 kir-bu-um a-ga-ne<sup>k1</sup> ri-bi-tim

の真ん中の アガネ 広場

### 第12段落の試訳

メラ（マリ）とトゥトゥル（という都市）の住民を保護したる者、イシュタルの顔を輝やかす著名な皇太子、ニンアズのためにすばらしい祭礼と聖饗を設定したる者、緊急に際し、その住民を助けいたわる者、バビロンの真ん中に安全に財産を確保したる者、イシュタル神にその功績が気に入られた人民の保護者、アガネ広場の真中の（アッカドのなかに存在する）ウルマシュ（エウルマシュ）神殿の中にイシュタル神（像）を安置したる者、

### 第12段落の解釈

メラ（マリ）とトゥトゥルという都市がどこにあったかは不明であるが、ハンムラピ王の治世33年に征服した都市のひとつに数えられており、その二年後に都市の外壁が破壊されたという記録が残っている。その住民を保護したということは多分異民族の支配に属していた都市であると思われる。この段落以降セム系の神としてイシュタル神というセム系の名を使わず、もとのシュメールで使用していた「天の女王」で農饗と生殖の

女神イナンナをそのまま使用してそれから後にイシュタル神と変えているところから、この前文の最後のほうの段落では、バビロニア創世紀の内容を包んでいるものと考えられる。

ニンアズというのは、神々のもとで働く医師を指すものとみられているが、神殿において働く医師それも神々に奉仕する医師で、このハンムラピ法典第215条～第225条に登場する外科医・獣医などではなく、この神々の医師それ自体の前に「神」を表わす *ilu* がついているから「ニンアズ神」あるいは「医の神」としても良いのではなかろうか。

この当時の都市状況を理解するのに、粘土板に刻まれた地図が重要な役割りを果たすことになる。

以下に掲げた二枚の地図は、B.C.3000～2500年「アザラの耕地」と楔形文字で刻まれたバビロニアの所領図と、地理の歴史を説明した地図帳など



バビロニアの所領図（粘土板の地図）

に必ず掲載されている「バビロニアの粘土板地図（B.C.700～500年頃）」である。「アザラの耕地」は北西メソポタミアの遺跡から出土したもので、魚の鱗状に印されているのが山岳で、その二つの山地に囲まれた小さな盆地に位置する所領を描いたものとみられている。

これより約1500年位後に製作されたのが以下に示す通称「バビロニアの世界図」と呼ばれるものである。

二つの同心円内側の小円が円盤状の世界バビロン、縦に二本の平行線のように中央部を流れているのが、当時のバビロン市街のユーフラテス河、右下の三日月形がペルシア湾の入口、と考えられている。

この内側の円に沿って七つの小さい小円があるが、これらがバビロニアの外に位置する他民族の都市で、この段落にあるメラ（マリ）とトゥトゥ



ルという都市もこの小円として描かれた都市のひとつではなかったかと思うのである。

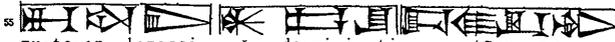
この段落の最後に登場するバビロン市のアガネ広場の中央にあったウルマシュ神殿とは、この文章からも明らかなようにアッカド時代にイシュタル神が崇拜された神殿の総称で、ハンムラピ王はこの神殿を随所に建築して、そこにイシュタル神の神像を奉納したと考えられるのである。

### 第13段落の楔形文字原文



mu-se-bi ki-na-tim mu-su-se-ir am-mi āpū 輝かす

輝かす者、正義を 正しくする者、民族を ašāru 正義である



55 mu-te-ir lamassi šu da-mi-iq-tim tāru 返す

戻す者、保護女神を 彼の 好意ある lamassi <<sup>d</sup>lama<sub>2</sub> = <sup>d</sup>ka1



a-na <sup>a</sup>1<sup>u</sup>a-usar<sup>k</sup>1

へ アッシュール



mu-se-ib-bi na-bi-hi

napāhu 上がる

輝かしめる者、立ち上がる（太陽？）を



60 šarrum ša i-na ni-nu-a<sup>k</sup>1 i-na e<sub>2</sub>-miš-miš

王、所の での ニネヴェ で ミシュミシュ神殿



u<sub>2</sub>-šu-bi-u<sub>3</sub> me-e <sup>1</sup>1<sup>u</sup>inanna

mū 名、木

輝かす 名を 神イナンナの

āpū 輝かす



na-a-du-um mu-uš-te-mi-qum

emēqu 懇願する

著名な 祈願者、



a-na ilāni rabūti

rabūti &lt; gal-gal

に 神々 偉大なる

### 第13段落の試訳

正義を輝やかす者、民族を正しく（矯正）する者、好意あるかの保護女神をアッシュール（という都市）へと戻す者、立ち上がってゆく存在（太陽？）を輝やかしめる者、ニネヴェのミシュミシュ（エメスメス）神殿で、イシュタル神の名前を輝やかす国王、偉大なる神々への著名な祈願者、

### 第13段落の解釈

都市としてのアッシュール Ashur (Assur) が建設されたのは、もう既に紀元前三千年紀に早くもティグリス河沿岸に、主として錫を扱う交易地として、その都市形成が始っていたもの、とみられている。今日ではクアルト・シェルクアットという地名がこのアッシュールの遺跡の上に建てられたものと見られ発掘調査が進んでいる。この都市名を人名の一部に採り入れた国王、例えばアッシュールバーニパル Assurbanipal (B.C. 668～626) などを多く排出するのはアッシリア時代であるが、このハンムラピ法典前文にあるように、バビロニア時代からかなり有力な都市としてすでに知られていた。

そもそもメソポタミアの北部で同じセム系に属するアッシリア国が建国され、そのアムール人（アモリ人）に属するシャムシーアダド I 世（在位 B.C.1815～1782年）がこのアッシュールという都会を奪い取り、それから後はこのアッシュールは商業都市として、アッシリア商人の商業活動が盛んになりこの都市で交易がおこなわれていたのである。

バビロニアの国王となったハンムラピ (B.C.1728～1686年頃) もこのセ

ム系アムール人に属する一族であった。すなわちこのアムール人のスムア  
ブム（在位 B.C.1894～1881年）という人物が、バビロンを首都として  
「バビロン第一王朝」を創始するのである。

次に出てくるニネヴェ（Nineveh）という都市は、このハンムラピ王が  
上部メソポタミアに位置するアッシリアのスパルトゥを征服した時に占領  
したアッシリアの都市で、考古学調査の結果、ディヤルベキルというところ  
で「ハンムラピの戦勝碑」が発見されているが、この石碑にアッシュー  
ルとニネヴェという二つの都市名が掲げられている。同じく1890年から  
1900年の発掘調査によって、このニネヴェ市の大図書館から多くの粘土板  
文書が発掘され、アッシリア帝国の絶頂期にアッシリアの首都であったニ  
ネヴェ市の詳細が明らかになった直後の1901年12月から1902年1月につ  
けて、J.モルガンが指揮するフランスの考古学者達により「ハンムラピ法  
典」の石碑が発掘され、これによってバビロニアからアッシリアにかけて  
の法規集がかなり明らかになったのである。

そのニネヴェにあったミシュミシュ神殿（あるいは楔形文字の語頭の e  
を加えてエーミシュミュ神殿）とは、それに続くイシュタール神からもわ  
かるようにニネヴェのイシュタール神の神殿名がこのように呼ばれていた  
ものである。

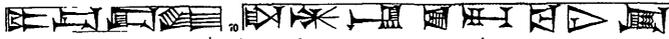
#### 第14段落の楔形文字原文



li-ib-li-ib-bi sa su-mu-la-ilu

ilu < dingir

子孫、 の スムラエル



mār da-num<sub>2</sub> ša <sup>11</sup>sin-mu-ba-li<sub>2</sub>-iṭ dannu 強い  
息子、強力な の シンムバリット mār < dumu nit



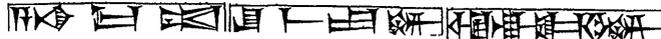
Col. 7. / zer da-ru<sub>3</sub>-um ša šar-ru-tim dārū 永続する  
種 永久の の 王統



šarrum da-num<sub>2</sub> <sup>11</sup>šamaš ka-dingir-ra<sup>k1</sup> utu でなく šamaš と並び  
王、 強力な 太陽神 バビロンの たぬ -šu と送りがな



mu-še-zi nu-ri-im ašū 出ていく  
放つ者、 光を



a-na ma-at šu-me-er<sub>4</sub>-im u<sub>3</sub> ak-ka-di-im  
へ 国 シュメール と アッカドの



<sup>10</sup>šarrum mu-uš-te-eš-mi ki-ib-ra-at ar-ba-im šemū 聞く  
王、 聞かしめる 方位に 四



mi-gi<sub>4</sub>-ir <sup>11</sup>inanna a-na-ku  
お気に入り、 神イナンナの 私は～である。

### 第14段落の試訳

スムラエル（スム・ラ・イル）の子孫、シン・ムバリットの力強い息子、王統の永久の種に所属する者、強力なる王、バビロンの太陽神、シュメールとアッカドの国家へ光明を放つ者、四方位（東、西、南、北の全世界）を従える国王、イシュタル神のお気に入り、それはこの私（ハンムラピ王）なのである。

### 第14段落の解釈

ここではハンムラピ大王のバビロニアにおける「王統表」が参考になり、その父親と祖父名が先ず登場する。しかしながらその一代前のバビロ

ン第一王朝を創始したはずのスミアム（前の段落参照）の名は、ハンムラピ法典になぜか記載はされていない。

スミアムは、バビロンの周囲にある領域をかなり広範囲に領土として支配していたことが、バビロンから30km 離れたディルバトというところで発掘された粘土板の楔形文字文書に出ており、バビロンには総計14年間に在位していたと考えられているが、ハンムラピ大王は自分の祖先としてあげてはいないのである。ハンムラピ大王が自分の祖先としてこの段落の冒頭であげているのは、このスミアムの後継者となったスメラエル（B.C.1880～1845年）で、自分をその子孫として明記しているのであるが、このスメラエルという国王は前の第8段落で掲げたキシユという都市と戦闘を交えていることが、他の粘土板文書で明らかになっている。

同様にバビロン第一王朝の王統表からみると、このスメラエルの後継者第三代のサビウム王（在位 B.C.1844～1831年）と第四代アピルスィーン王（在位 B.C.1830年～1813年）の先代二人の王名もこのハンムラピ法典の文章からは省略されている。第三代サビウム王は、この前文第四段落にあるラルサという都市の軍勢と戦闘を交え、勝利したと伝えられている。また第四代のアピルスィーン王も北バビロニアに位置するかなりの部分を征圧し、バビロン第一王朝がかなり強大な国家に発展したものと思われる。

この第四代アピルスィーン王に続くのが、ハンムラピ王自身がこの法典で「シン・ムバリットの力強い息子」と自分のことをわざわざ強調しているように、まさにハンムラピ大王の父親で、第五代バビロン第一王朝の国王である。

シン・バリット（別表記ではスィーンムバルリット・在位 B.C.1812～1793年）王は、粘土板文書によるとウルとイスィンという都市と戦って勝利したと伝えられるが、どうもこれらの都市を長く征圧下に置いて

おくことはできなかつたらしい。

ラルサという都市を完全に征服して、バビロニアの領土を広大なものとしたのは、やはりこのハンムラピ法典に記してあるように、ハンムラピ王になってから始めて成功した、とみるのが正当であると思われる。

この前文の最後に、ハンムラピ大王は「シュメールとアッカドの国家に光明を放つ者」という表現でバビロニアの地位を強調しているが、このような文章上の修飾語句はもう既にウル第三王朝（B.C.2112～2095）の初代国王ウル・ナンムによって使用された「シュメールとアッカド王」という断片として発掘された石碑に記されているところから、他民族特に膠着語族に属するシュメール人を支配することで、他民族の国家をも支配し全方位の世界を手に入れた証拠を強調することが普遍的になっていたもの、と考えられるのである。

この本書前文第14段落に使用された「シュメールとアッカドの国家」という国家領域の画定は、ハンムラピ法典ではまた本書後文の第4段落にも再度登場し、バビロニアの国家領域を指すものとして、古代社会では認識されていたものと思われる。

バビロニアは、既に述べてきたようにセム系言語の民族であり、それに先行するシュメール人はその言語系統の詳細は不明であるが、この地域における生住民族であり象形文字から最初に楔形文字を創り出した文明の担い手であることが良く知られている。そしてこのシュメール語からアッカド語への楔形文字を使用した言語的展開が古代世界での文明を正統に継承したことを意味し、それを使用できる人間だけがバビロニア社会の担い手として古代の「国家」を支配してきたと思われるが、それではそのような文字言語文化を使用できないバビロニア社会で、その周辺に居住していた（またその一部分はバビロニア国内にもかなり多数いたと思われる）人々は、一体どのように呼ばれ、どのような扱いを受けてきたのであろうか。

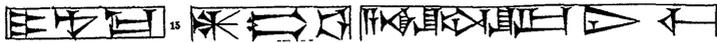
この当時のアッカド語楔形文字で記されたいくつかの粘土板文書には、最初そうした文化的に劣る民族名を指すものとして「マルトゥウ Kur-mer-tu」という名称が既に記されたウル第三王朝（B.C.2112～2095）の粘土板を見ることができる。

マルトゥウが、はたして古代ギリシアにおいて自らの文化的地位を確認するギリシア人の呼称ヘレネスに対して、聞き苦しい言葉を話す野蛮な民族バルバロイと同じような意味として同様に使われていたかどうかについては、古代バビロニアにおいては良くわからない。しかしながらこのウル第三王朝時代までにマルトゥウという言葉はすで民族的意味をほとんど失い、アッカド語で「軍事的な組織」を意味するようになっていた、と考えられている。

この前文の最終段落にあたる楔形文字の第2行目で、石柱表面のシャマシュ神の玉座の後脚下から始まった前文は第4欄（第4コラム段目）が左端で終了し、今度はその前文が第5欄（第5段目のコラム）として右端40cmの後脚下から左へと読み進み、右柱表面の真中25行目まで続いて前文はすべて終り、そのまま第1条が第26行目から始まって左に第2条、第3条……と読み進めてゆくことになる。

従って、シュメール時代にはただの蔑視表現としか考えられないマルトゥウという用語が、アッカド語ではすでに「軍隊組織」を担う外来民族としてシュメールとアッカドの国家である古代バビロニアの兵士階級（特にハンムラピ法典第26条から第41条まで続く<sup>レ</sup>憲兵<sup>ード</sup>とか<sup>ウ</sup>軍族<sup>ム</sup>、そして治安を取締る<sup>バ</sup>按察官<sup>イルム</sup>などの人々）として、近代国家とは異なるものの、古代バビロニアの国民の中に入ってきたものと思われる。

第15段落の楔形文字原文



i-nu-ma i<sup>1</sup> marduk a-na su-te-su-ur ni-si ašāru 正しく支配する

時、神マルドゥクはため支配し人を



mātim u<sub>2</sub>-si-im šu-hu-zi-im u<sub>2</sub>-we-e-ra an-ni usū 支持する

国に助けをもたらず派遣し(たので)、私を



ki-it-tam u<sub>3</sub> mi-sa-ra-am

法律と正義を



i-na pi<sub>4</sub> ma-tim aš-ku-un

で命令国に設定し

Sēru 内、幸福

Sakānu 置く、指名する



šī-ir ni-si u<sub>2</sub>-ti-ib i-nu-mi su tābu 良くなる

幸福を人民の繁栄させた↑時その

第15段落の試訳

マルドゥク神は、人民を支配して、国家に助けをもたらすため私を派遣したので(あるから)、命令(の形式)で国内に法律と正義とを設定し、人民の幸福を繁栄させたる時、……その時に、

第15段落の解釈

[この文章に続いて、ハンムラビ法典の第1条の条文が始まるのであるが、この法典石柱に明らかな条文の箇条を示す楔形文字や記号は全く無く、また正面下方部の条文(約第66条~第99条にあたるだろうと推測されている)の部分は表面が削り取られている。しかしながらこの部分は別に発掘された粘土板文書、特にペンシルヴェニア断片などでほぼ全部が再現され、ほぼ282ケ条よりなる法典であろうことが今日明らかになっている

が、実際に現イランのスーサにおいてフランスの考古学者達によって発掘された「ハンムラピ法典」の石柱には、この部分がすっぽりと完全に欠落しているので、本書においても現在パリのルーヴル博物館にある「石柱の原典」に従って、この部分は省略したまま「試訳」という形で訳出するものとする]

### (前文の後)

一般的なアッカド語の文章としては、この前文の最後の語句 i-nu-misu (その時……) の後、以下に示す282ヶ条の条文が入るのではなく、そのまま直後に、ハンムラピ法典の石柱で言えば裏面の下半分にある後文の di-na-a-at mi-sa-ri-im……が続くのであって、そこの部分を中断してその間に「法文としてのšum-ma a-wi-lum から始まる各条文」をハンムラピ王は挿入したものであろうというのが、アッカド語学者であるクラウス F.R. Kraus 氏やジャン・ボテロ Jean Bottéro 氏などの見解である。他のアッカド語の「王碑文」やローマ時代の内臓占い「オーメン・テキスト」などと比較考察すると、この後に続く「条文集」のところは、各条文がšum-ma (若し……) ……から始まるオーメン・テキストの条文を挿入した判決や判例であって、このハンムラピ法典は、法典の形式を整えたものではない、特に第6条から第13条のような判例は実際にあったものではなく、仮空の事例であるとみているようである。

中田一郎氏は、こうした見解を全面的に受け入れて、その著「ハンムラピ『法典』」(1999年12月20日、有限会社リトン刊)の解説で述べておられる。本書は「まえがき」のところでも述べたように、イランのスーサで発見されたハンムラピ法典の石柱原典そのものを読解し、解釈する目的で書いたものであるから、この問題にはこれ以上触れず、それに関しては中田氏の著か、ボテロ氏の翻訳書(ジャン・ボテロ Jean Bottéro 氏著、松島

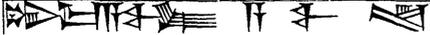
英子氏訳『メソポタミア—文字・理性・神々』法政大学出版局刊)などを参照されたい。

この条文の典型例からなる、アッカド語のšum-ma……(若し、仮に……)から始まる各条文の決疑法的な文章「もし……であるならば……の罪となし……の罰則にするものである」という典型的な「Kasuistisch(決疑的な)な法文」は、これ以降現代法に至るまで刑法規範の最も基本的な文体として定着するのである。

第1条～第66条

イランのスーサで、フランスの考古学者による発掘がなされたハンムラピ法典の石柱は、その表面上部にある立ったままで右手で口の前を掩いシャマシュ神という司法神から王笏と冠を受けているハンムラピ王と座して肩の上から三本ずつの光線を発する太陽神でもあるシャマシュ神という象徴図像の下から法典の前文と条文が始っている。そして司法神シャマシュの玉座後脚下から縦に7～8 cmの幅で楔形文字の前文が始まり、左へと読み進んで約65～70行で左端に達し、そこから次の欄（縦の長さ同じく7～8 cm）が始まる、という形で、前文が第5欄の丁度真正面（右から数えて第25行目）で終り、そこから楔形文字としては何の区切りや句読点もないままこの第1条の条文が第5欄（第5段目コラム）の第26行から始っている。それが以下の通りである。

第1条（原文・逐語訳）

	
sum-ma a-wi-lum a-wi-lam	人民には awilum（自由人）
もし 人が 他人を	muškēnum（平民） waradum
	（奴隷）があった
u <sub>2</sub> -ub-bi-ir ma ne-ir-tam e-li su	abāru 起訴する
起訴して、 死罪を 対して 彼に	
	
id-di ma la uk-ti-in su nadū 控げる	
負わせようとしても ないならば 証明でき それを	
	
mu-ub-bi-ir su id-da-ak dāku 殺す	
原告を その 死に付す	

## 第1条（試訳）

ある者（自由人）が、他人を告訴し、「殺人罪」（の罪名）を着せた（死罪にあたる罪で起訴した）が、その罪状が立証されなかった場合において彼を（他人を）「殺人罪」で告訴したる者は〈自分も〉その同じ罪で、死刑に処せられなければならない。

## 第1条の解釈

ハンムラピ法典の第1条は、シュメール時代以降かつてこの地に確立した Lex talionis（同害報復のタリオ法）を最初に明示したものと言える。

普通ハンムラピ法典において、Lex talionis の例示がなされる時、第196条と第200条の「目には目、歯には歯」が旧約聖書にも引き続き援用されているのでそのことだけが示されているが、同じ階級の者に対して、ある罪名で告訴した場合それと同等の刑罰をもって処断されるという Lex talionis 本来の条文が、この第1条からすでに始まっていると考えられるのである。

このタリオ *taliō* というラテン語は、ローマ法によって発展したものであるが、普通「同害報復」と訳されているものの、本来は形容詞 *talis* から派生した名詞で、「同じような、このような……」といったニュアンスを有した単語であるから、必ずしも刑法上の原則ではなく、このハンムラピ法典では寧ろ民事上の損害賠償が同じ階級間で下されるという一貫した原則として貫かれている。

いずれにせよこの第1条は、先ず訴訟の厳正さを示したもので、告発した原告にはその立証責任を徹底的に負わしめ、その責任にみあった立証ができない時は原告に死刑を判決することを最初に示したものと、言えるだろう。

ハンムラピ法典は、先ずその第1条においてこのような「裁判の厳正」

に関する規定が置かれ、そこから古代の裁判と訴訟の手続きへと条文が展開するような形（これを条文ではなく判例と見る見解もあるが）で「法体系」が羅列するような形をとって法典の成立をみている。

こうした法体系は、今日の法体系からみればかなり奇妙な印象を受けるようであるが、古代社会での法が先ず裁判を念頭に置いて展開されるという共通の発想から出ているもの、とみて良いだろう。

因みに古代ローマの「十二表法」“Lex XII tabularum”も、その第 I 表の第 1 条は“Si in ius vocat, ito. ni it, antestamento: igitur em capito”（若し原告が被告を法廷に召喚するのであれば、被告は出頭しなければならない。若し被告が出頭しない場合は、証人を召喚すべきである。しかしその後被告を逮捕すべきである。）と規定されており、ハンムラピ法典が「裁判の厳正」、十二表法が「法廷への被告の出頭」という違いはあるにせよ、ともに「訴訟手続き」の事項を述べていることで共通している。

十二表法は、この条文で古代ローマにおける「法律訴訟手続き開始に関する一般原則」が規定されているのであるが、裁判の厳正さの原則とどちらが優先して条文に規定されるかは、その社会における「法の認識」によって変わってくるものと思われる。

この第 1 条の冒頭に登場し、ハンムラピ法典殆どすべてに使われるアウィルム a-wi-lum（アヴィールムと書かれることもある）という階層が、いかなる社会的地位を占めていたかに就て、幾多の学説と反論があるが、ここではそれに深く立入らず解釈上古代ギリシア法の ἐλεύθερος（自由人）とほぼ同一の階層として解釈してゆくものとする。

この第 1 条の法文をアッカド語の文法から解析してみると、この文章の第 2 行目の冒頭にある動詞 u<sub>2</sub>-ub-bi-ir は、不定法 abārum（訴える、起訴する、告発する）の談話態と称される形の過去形・第三人称単数で「強

意、使役、再帰」などを示し、それに続く id-di は nadum (投げる、与える) の過去形第三人称単数を表わしている。そして第3行目の後方にある uk-ti-in という動詞は、不定法 kānum (立証する、拠証にする、証明する) の完了形第三人称単数であり、その結果を示す動詞 iddāk は不定法 dākum (殺す) の未来形であるから、この文章を解析するにあたって、「もしあるアウィルム階層に属する男が、他人をある罪状で告発しようとして、その結果裁判においてその時点までに告発した罪状でそれを完全に挙証できなかった場合、それが殺人罪であったならばそれと同等の罪で死刑に処せられるべきである」と解釈するべきものである。

この法文の規定は、広い意味では「誣告罪」(独 falsche Anschuldigung. 英 false charge) と呼ばれる犯罪で、現行日本刑法第172条の「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する」という虚偽告訴の罪を示すものも含まれる、と思われるが、この犯罪をフランス刑法では第373条で「個人に対する罪」編の「人身に対する罪」の中で *dénonciation calomnieuse* (中傷する目的で人を告発する) という法律用語を用いているのに対し、ドイツ語と英語は寧ろ、*false*, *falsche* が「虚偽の……」というニュアンスを多くもっており、日本の現行刑法も「国家の作用に対する罪」と解されるようになって以上、その刑法典上各種の偽造罪の後ろに位置させているのは体系的にみて正当ではないだろう、と批判されている。

ハンムラピ法典で第1条にこの誣告罪が置かれているのは、やはりこれを個人に対する罪の概念で捉えておらず、司法神シャマシュに対する「虚偽の罪」と考えられたからであろう。

こういう虚偽の告発がバビロニア社会の秩序を乱すことからこのように厳格なタリオ主義による処罰を規定したものと思われる。

このアッカド語の動詞 *u<sub>2</sub>-ub-bi-ir*（起訴する、告発する）をローマ法学者の原田慶吉氏は刑事法上の法律用語とは認識せず、ハンムラピ法典第1条の訳として「もし人が人に罪を帰せしめて、殺人行為〔の責〕を彼に対して投げ掛けたるもの（負わしめたるも）、彼に確証せざりしときは、彼に罪を帰せしめたる者は殺さる」（原田慶吉氏著『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房 p.304 原文は旧字だが現代漢字と仮名に改訳して掲示した）とアッカド語を普通の文章で翻訳しておられる。

その後、1980年にホルスト・クレンゲル（Horst Klengel）氏著“*Ham-murapi von Babylon und seine Zeit*”を邦訳した江上波夫氏と五味亨氏は、この第1条の動詞を「……起訴が受け入れられて、それが偽りであったときは、それは原告にとり悪い結果となった。殺人関係の起訴でそれが立証できなかったときには、原告は殺されるし……」（『古代バビロニアの歴史』ハンムラピ王とその社会、山川出版社 p.182）の中で起訴と名詞形で訳されているし、1989年、ハンス J.ベッカー（Hans Jochen Boecker）氏著の“*Recht und Gesetz im Alten Testament und im Alten Orient*”, Neukirchener Verlag, 1984 を『古代オリエントの法と社会』、旧約聖書とハンムラピ法典（ヨルダン社）と翻訳した鈴木佳秀氏は「ある人が他の人を告発し殺人の罪を着せたが、それが立証されなかった場合、人を殺人の罪で告発した者は殺されなければならない（loc. cit., p.116）」という風に「告発する」という動詞形で訳している。

そもそも現代法上の起訴とは公訴を提起することであり、検察官が特定の刑事事件について裁判所に対してその審判を求める意思表示のことで、日本の刑事訴訟法第256条から第267条などに規定されるような「通常の公判を求める意思表示」と同じく刑事訴訟法第462条に定められた「略式命令の請求」という二種類の起訴がある。それに対して「告発」という法律用語は、本来フランス語の *dénonciation*、ドイツ語の *Anzeige* という名

詞で表わされ、犯罪に直接関係のない第三者すなわち犯罪人および告訴権者以外の者から捜査機関に対して一定の犯罪事実を申告して訴追を求める意思表示を意味するのである。

アッカド語の *u<sub>2</sub>-ub-bi-ir* という動詞が、はたしてフランス語の *dénoncer* かドイツ語の *anzeigen* に相当するのかどうかは疑問であるが、中田一郎氏はその著「ハンムラビ『法典』」(有限会社リトン1999年刊)において鈴木氏と同様に「告発する」という動詞を使い、それと併用して「起訴し、……起訴した者は……」という文脈で訳出している。それでは中田一郎氏の訳文をみると「もし人が(他の)人を起訴し、彼を殺人(の罪)で告発したが、彼(の罪)を立証しなかったなら、彼を起訴した者は殺されなければならない」(ハンムラビ『法典』p.9)。つまるところ、アッカド語の動詞がどこまでの範囲で法律学的意味をもっていたかで、「告訴、起訴、告発など」の訳語が確定してくるものと思われる。

## 第2条(原文・逐語訳)



sum-ma a-wi-lim ki-iš-bi e-l<sub>1</sub>

もし 人が 魔法(の罪)を 対し

<sup>35</sup> 

a-wi-lim id-di ma la uk-ti-in šu

他人に 投げて、 ないなら 証明でき それを



ša e-li-šu ki-iš-bu na-du-u<sub>2</sub> a-na <sup>11</sup>nārum nāru 河、シュメール語には格変化  
者は 自身に 魔法の罪が投げられた の所へ 河神 がない <sup>4</sup>id<sub>2</sub>-lu<sub>2</sub>-ru-gu<sub>2</sub>

<sup>40</sup>  ともいう

i-il-la-ak <sup>11</sup>nāram i-sa-al-li-a-am ma alāku 行く

行き、 河(神)に 飛び込んで、 šalū 突っ込む



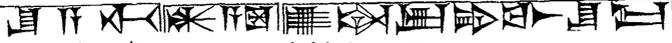
sum-ma <sup>11</sup>nārum ik-ta-ša zu mu-ub-bi-ir su

もし 河神が 捕らえたなら 彼を 原告は その kasādu 得る、届く



bit zu 1-tab-ba-al sum-ma a-wi-lam

家を その 取り上げるが もし 人に tabālu 取り上げる



šu-a-ti <sup>11</sup>nārum u<sub>2</sub>-te-ib-bi ba-aš-su ma

その 河(神)が 減水して おり tabū 成む、減水する



iš-ta-al-ma-am sa e-li su

bašū ある、持つ

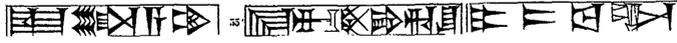
salāmu 安全な、無害な

無害であったなら 所の者は 対して 彼に



ki-iš-bi id-du-u<sub>2</sub> id-da-ak ša <sup>11</sup>nāram

魔法の罪を 投げた 死に付され、 者は 河(神)に



iš-li-a-am bit mu-ub-bi-ri su 1-tab-ba-al

飛び込んだ 家を 原告の その 取り上げる

## 第2条 (試訳)

ある者が、他人を「魔術を使った罪」で、告発をしようとしたが、その根拠を立証することができなかった場合において、魔術を使ったかどで告発されたる者は、河神のもとに行き、その河川に飛び込んでみなければならない。河神の河川がその者を捕えたる時(水死したる時)は、告発したる者がその者(魔術を使ったかどで告白された者)の家屋を所有することができるものとする。河神の河川が、その者(魔術を使った者をその嫌疑から)解放し、魔術を使ったという者が無事に(河神のところから)助かった時は、(今度は)魔術を使ったとしてその者を告発した側が殺害されなければならない(その者は死刑に処せられる)。(そうした場合に)河神の河川に飛び込んだ本人が、自分を告発した者の家屋を所有することがで

きる。

## 第2条の解釈

このハンムラビ法典第2条の規定は、古代世界で一般的におこなわれていた自然神による神判の慣習法がそのまま残ったものと考えられる。

このような河神による神明裁判は、すでにリプト・イシュタル法典の第17条にも記されており、シュメール時代から普遍的な規定としてメソポタミア地域に普及していたもの、と思われる。他の粘土板文書では、このような河川における神明裁判では、明らかに容疑者を縛ったまま水中に投げ込んだこと、そして容疑者達がこの神明裁判を切り抜けて神の裁きによって自分達の無実を立証できたとみなされる時、その容疑者を告発した者は、火炙りによる死刑に処せられたことが記載されている。ハンムラビ法典の第2条は、告発した側の処刑方法については何も述べていないが、同じように多分「火刑」によって処罰されたものと思われる。

タリオ法規を示した原則規定の第2条にこの神明裁判が出ているのは、後のユダヤ法への発展を示している。

すなわち旧約聖書『申命記』Deuteronomy 第19章「裁判の証人」によって、証人が3人に増やされるとともに、河神の神明裁判は最早おこなわれなくなるが、同害報復の原則はそのままの形で貫かれてゆくことになる。

旧約聖書『申命記』第19章第15節～第21節

וְלִכְלֹ-	עוֹן	לְכָל-	בְּאִישׁ	אֶחָד	עֵד	יָקוּם	לֹא-	(15)
or-for-any-of	crime	for-any-of	against-man	one	witness	he-may-rise	not	
שְׁנֵי	פִּי	עַל-	יַחֲטִיא	אִשֶּׁר	חֲטָא	בְּכָל-	חַטָּאת	
two-of	testimony-of	by	he-committed	that	offense	in-any-of	offense	

עֲדוּם אֹו עַל־ פִּי שְׁלֹשָׁה עֲדוּם יָקוּם דְּבָרָ: כִּי־  
if (16) matter he-must-establish witnesses three testimony-of by or witnesses

יָקוּם עַד־ חָמָס בְּאִישׁ לְעֵנֹת בּוֹ סָרָה:  
crime against-him to-accuse against-him malicious witness he-takes-stand

וְעָמְדוּ שְׁנֵי־ הָאָנָשִׁים אֲשֶׁר־ לָהֶם הָרִיב לִפְנֵי  
before the-dispute to-them who the-men two-of then-they-must-stand (17)

יָחַגָּה לִפְנֵי הַכֹּהֲנִים וְהַשֹּׁפְטִים אֲשֶׁר יִהְיוּ בַיָּמִים  
in-the-days they-are who and-the-ones-judging the-priests before Yahweh

הָהֵם: וְדָרְשׁוּ הַשֹּׁפְטִים הַיָּטִב  
to-be-thorough the-ones-judging and-they-must-investigate (18) the-those

וְהָגָה עַד־ שֹׁקֵר הָעַד שֹׁקֵר עֲגָה בְּאָחִיו:  
against-brother-of-him he-testifies lie the-witness liar witness-of and-if

וְעָשִׂיתָם לוֹ כַּאֲשֶׁר זָמַם לַעֲשׂוֹת לְאָחִיו  
to-brother-of-him to-do he-intended just-as to-him then-you-do (19)

וּבְעֵרְתָּ הָרָע מִקִּרְבְּךָ: וְהַנֹּשְׂאָרִים  
and-the-ones-remaining (20) from-among-you the-evil so-you-must-purge

יִשְׁמְעוּ וְיִרְאוּ וְלֹא־ יִסְפוּ לַעֲשׂוֹת עוֹד  
again to-do they-will-repeat and-not and-they-will-be-afraid they-will-hear

כִּדְבַר הָרָע הַזֶּה בְּקִרְבְּךָ: וְלֹא תַחֲזִים עֵינֶךָ  
eye-of-you she-must-pity and-not (21) in-among-you the-this the-evil the-thing

נֶפֶשׁ בְּנֶפֶשׁ עֵין בְּעֵין שֵׁן בְּשֵׁן יָד בְּיָד רֵגֶל בְּרֵגֶל:  
for-foot foot for-hand hand for-tooth tooth for-eye eye for-life life

(The NIV Interlinear Hebrew-English Old Testament, Vol. 1  
Deuteronomy (p.539~540), Edited by John R. Kohlenberger III, Zonder-  
van Publishing House)

### 申命記第19章 裁判の証人

いかなる犯罪であれ、およそ人の犯す罪について、一人の証人によって立証されることはない。二人ないし三人の証人の証言によって、その事は

立証されねばならない。不法な証人が立って、相手の不正を証言するとき、係争中の両者は主の前に出、そのとき任に就いている祭司と裁判人の前に出ねばならない。裁判人は詳しく調査し、もしその証人が偽証人であり、同胞に対して偽証したということになれば、彼が同胞に対してたくらんだ事を彼自身に報い、あなたの中から悪を取り除かねばならない。ほかの者たちは聞いて恐れを抱き、このような悪事をあなたの中で二度と繰り返すことはないであろう。あなたは憐れみをかけてはならない。命には命、目には目、歯には歯、手には手、足には足を報いなければならない。

〔新共同訳『聖書』—申命記—日本聖書協会 p.311参照〕

古代社会にあっては、どこの世界においてもこのような「魔術を使った者」に対する罪の規定があったようで、古代ローマの十二表法典中にも、その第八表の第1条で“qui malum carmen incantassit,…”（悪しき呪術を唱えたる者については……）という条文があったことが記録されている。それがどのような処罰を下されたか、あるいはこのハンムラピ法典第2条のような神明裁判によってその内容を明らかにしたかどうか不明であるが、コルヌートゥス Cornutus の『ペルシウス諷刺詩』などによると、このような魔術を使ったかあるいは悪しき呪文を唱えた者は、公衆の面前で杖によって死に到るまで打擲ちようちやくされる制裁、を受けたようである。

ゲルマン古法における、神にその判断を委ねた、「神断」Gottesurteil（神明裁判、神の裁き）にもその代表的なものとして Wasserprobe（水断）と Feuerprobe（火断）が示されている。最も古代のメソポタミアにおけるハンムラピ法典では、この水断の割合が非常に大きかったと言えるだろう。

法と水神（河川の神をも含む）との関係については、拙著『法の源流』（芦書房1995年刊）においても詳述したが、司馬遷の『史記』（正式には「太史公書」）も五帝本紀のなかで黄河の治水事業を成功させた黄帝を最

初の皇帝として記述しており、後に中国の普遍的宗教として揺がぬ地位を占めるようになる道教の開祖老子の第六章は「谷神不死、是謂玄牝、玄牝之門、是謂天地根、綿綿若存、用之不勤」とあり、続く第八章でも「上善若水、水善利万物而不争、処衆人之所惡、故幾於道……」とあるように、水神はこの古代世界でも善悪を判断する根底に位置づけられていたのである。

またインドにおいても、リグ・ヴェーダの思想が社会の法思想の中で定着し、西欧の紀元前後に編纂されたと考えられる『マヌ法典』第1章の第10条に「水はナーラーと呼ばれている。その理由は水こそがまさにナラの子であるからだ。そしてその水なるものはかつてその依拠するがところにあるがゆえに別の梵天 nārāyaṇa と名付けられることになるのである」と記され、そこから水による判断の基礎が展開され、今日のヒンズー教におけるガンジス河の水浴などの法慣習に発展するのである。

古代においては、黄河、ガンジス河と同様、メソポタミアのティグリス河とユーフラテス河の両大河もその一部においては河神の存在が認識され、それが刑罰を下すものとして、法の執行に際して、ある種の神聖な役割りをはたしてきたものと思われる。

ハンムラピ法典では、この第2条の始まる河神の神判の他に第132条のように他人から浮気の疑いをたてられたる妻が、自分から河神の神判を受けることなども規定してあるが、父親が息子の嫁に手をつけて同衾しているところを発見された場合、河川とは特定されず単に「捕縛されて水の中に投げ込まれる」(第155条)という水による処罰の規定もあるのでその相異を注意して解釈する必要がある。

更に、中国語で「妾」という字は、辛と女から出来ていて、この辛は入れ墨に用いる針で罪ある者にはこれで入墨をいれた。それが接という字と関連して「神に接するために神に捧げられたもの」と解釈され、卜文に

「河妾」という語句が記されている。これは「河神」を祠る時に犠牲として河の神に捧げたもの」と解釈されている。〔白川静氏著『字通』平凡社 p.788〕

ヨーロッパでは、古代ローマが帝政になってからでも尊属殺害罪に対する処刑は、poena cullei（革袋刑）といって、その犯人を革袋に入れてローマ市を流れるティベレ河に投ずる、という極めて古くからの処刑方法がとられていたのである。（船田享二氏著『ローマ法』第1巻、岩波書店 p.228等参照）

なお古代インドの「マヌ法典」第八章の第82条に「偽証をなす者は、百の人生のあいだも扶助されることなく、ヴァルナの縄縛によって堅く縛られる。ゆえに人は真実の証言をしなければならない」とあって、このヴァルナという神は「司法神」とともに「水の神」であることから、漢字の法の字源と同様、古代インドにおいても「水神による処罰が刑事罰として最も重要な判断基準に位置していたものと思われる（「拙著「法の源流」 p.96～p.97など参照のこと）。

中田一郎氏は、この第2条最初の ki-iš-bi を「呪術」として訳しているが、シュメール時代から「呪術、呪文」は、象形文字（絵文字）として発展した呪文などを意味する楔形文字などからみて、以下に示す通りで、その歴史的内容を深く考察するとあまり適訳とは思われない。

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					en <sub>2</sub>	siptu	呪文

（飯島紀氏著『アッカド語文法』国際語学社刊 p.198参照）

第3条 (原文・逐語訳)

	
sum-ma a-wi-lum i-na di-nim	
もし 人が で 訴訟	
	
a-na si-bu-ut sa-ar-ra-tim	sarrāti 脅迫
のため 証言 脅しの	
	
u <sub>2</sub> -zi-a-am ma a-wa-at iq-bu-u <sub>2</sub>	amātu 器、命令
出廷して 言葉が 述べた	asū 出かける
	
la uk-ti-in sum-ma di-nu-um	qibū 言う
ず 証明され(しかも) もし 訴訟が	kānu 囲める
	
su-u <sub>2</sub> di-in na-bi-is-tim	dinu 裁判
その 訴訟なら 生命の	
	
a-wi-lum su-u <sub>2</sub> id-da-ak	
人は その 死に付される	

第3条 (試訳)

(訴訟事件にあたって) ある者が、偽証によって証言をなしたが(脅迫されて証言をしたが)、その自分が申し出た言葉を(物証等合理的根拠に基づいて)立証できなかった場合において、それ(この訴訟)が「人の生死に關与する訴訟の(ような)時にあつては、その者(偽証をなした者)は殺されなければならないものとする。

第3条の解釈

Lex talionis (同害報復)の延長線上にある規定で、前二ケ条に続いて、偽証またはその証言を裏づける有力な証拠を法廷に示せなかった場合、当該訴訟の刑罰が死刑にあたるような犯罪の証言であるならば、その

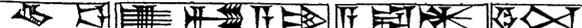
証言した者も死刑に処せられるという「同害報復」に関連した規定である。

ハンムラピ法典の第2条が原告の立証責任について記したのに対し、この第3条のほうはその時審理中の事件に対して偽証をおこなったり、無責任な陳述を何の考慮もしないまま証言したりすることを防止する目的で規定されたものと思われ、その事件が生命に関わるような重大な事件でその証言が偽証であることが判明した時は、その無責任な陳述をおこった者に「死刑」の判決が出されることもあるということをここで定めた、と考えられる。この第3条の考察についても、先にあげた第2条の資料「申命記」を参照されたい。この第3条の翻訳として原田慶吉氏は「もし人が訴訟において、犯罪の（あるいはむしろ「不実の」）証言のために出廷して、〔彼が〕謂いたる言を確証せざりしときは、もしその訴訟が生命の訴訟なるときは、その者は殺さる」と訳し、中田一郎氏のほうは「もし人が裁判において偽証（を行う）ためにでかけ、自分が述べた言葉を立証しなかったなら、もしその裁判が死罪にかかわる裁判なら、その人は殺されなければならない」と訳しておられる。

日本の刑法が偽証罪を「3ヶ月以上10年以下の懲役」（刑法第169条）と定めているのと較べると何と重い刑罰を規定してあるのかと思うが、キケロの「義務論」*De officiis* などでは“quod ex animitui sententia juraris, id non facere perjurium est.” (III-29-108) と述べられ、また「法律論」*De legibus* でも、偽証罪 *perjurii poena* (II-9-22) として記載されていたものが、帝制となったローマがキリスト教を受け入れ（ミラノ勅令）やがてカノン法の教会法典として西欧の倫理感の中で発展してゆくと、これはまさしく「神をけがす罪」としてかなり重大な要素が加わってくることになる。ラテン語で *per-*（……を通り過ぎて）と *-jurere*（誓う）が結びついて出来あがったこの単語は、動詞前接の *r* がとれて *pejero*（不定法

pejerare) となるが、法律用語ではこのように省略されることなく、perjury (英、偽証罪) となって、宣誓違反のさまざまな罪が形成されることになる。

第4条 (原文・逐語訳)

		Col. VI.	
			
Sum-ma a-na ši-bu-ut /se-'im u <sub>3</sub>		se'u 穀物 < se	
もし のため 証言 穀物 と		(ibid.)	
			
kaspim u <sub>2</sub> -zi-a-am a-ra-an di-nim arnu 罰		še 大麦	
銀 (の収賄) の 出廷した時は 罰を 訴訟の		kaspim < kug babbar	
			
su-a-ti it-ta-na-as-si		našū 耐える、運ぶ	
その 負担する			

第4条 (試訳)

ある者が、穀類か銀 (金銭) に関与する訴訟の法廷で、(偽って) 証言したような場合において、その者はこの裁判で下される (予定の) 当該の刑罰を (自分もまた) 負担しなければならない。

第4条の解釈

やはりこれに先立つ三ヶ条の内容と同じく Lex talionis の規定をもとにした条文で、穀類か金銭上の訴訟で偽証したる者は、その訴訟で訴えられている同額の賠償を支払わされるものとするのがこの第4条の規定である。

この第4条は、第3条と続いていて証拠を厳正なものとして維持させる

目的で収賄を禁じ、無責任な証言をした者が判明した場合、その訴訟で訴えられている金額と同額の損害賠償責任をその証言した者に課しているのである。第3条が生命に関わる訴訟だからその偽証に対して死刑と定めているのに対し、この第4条は穀類か金銭という民事訴訟だから、その訴訟額と同額の損害賠償が定められているのである。

この第4条の最初の行末で、ハンムラピ法典の石柱表面に刻まれた楔形文字第5欄が終り、その最後の単語から第6欄として右のシャマシュ神から下で同じ後脚のところから真下に約40cmのところから、この第4条末の条文が始まるのである。

遊佐慶夫氏は、その著『古バビロニア法の研究』（巖松堂書店、昭和10年発行 p.32）において、この第4条の規定するところは「証拠を厳正ならしむ為めには、収賄を禁じ、これを犯す者の損害賠償責任をも規定している……」（遊佐氏の原文は、旧仮名遣いの片仮名で旧漢字を使用しているので、これらの引用はすべて筆者の判断で、平仮名と現代仮名づかいに改め旧漢字も現代漢字に改めてある。以下の引用において全てこの方式に従うことにするからその度にこのような注釈を入れないうこととする）と解釈しており、この第4条に関して原田慶吉氏は「もし穀物または銀の証言のために出廷したときは、その訴訟の罪を負担す」と訳しているのに対して、中田一郎氏のほうは「もし大麦あるいは銀にかかわる（偽）証（を行う）ためにでかけたのなら、彼はその裁判の（あらゆる）罪を負わなければならない」とかなり拡大解釈して翻訳しており、その理由としてフィンケルシュタイン J.J. Finkelstein 氏の学説を脚註にあげておられるのでそれをここに転載する。それは「法典」碑が「その裁判の（あらゆる）罪を負わなければならない (a-ra-an di-nim šu-a-ti it-ta-na-aš-ši)」となっているのに対し、r テキストでは「そ〔の……〕の要求に応えなければならない (ru-gu-um-ma-né-e {……-t}i i-ip-pa-al)」となっている。なお it-

ta-na-aš-ši (Gtn) は行為の持続性あるいは反復性を表すのではなく、対象の多数性を表すと考えて「(あらゆる)」を補って訳しておく、と述べておられる。

この中田氏の文章中にある r テキストと Gtn が、著書の後に掲載してあるテキスト一覧で r と t が J.J. Finkelstein 氏の Journal of Cuneiform Studies のテキストで、大文字の G が O. Schroeder 氏の著述した“Keilschrifttexte aus Assur verschiedenen Inhalts”、ライプツィヒ Leipzig で 1920年出版、とわかるようになっている。なお「大麦」のシュメール象形文字（絵文字）から楔形文字への変遷は、原文・逐語訳の右に示した他、以下のように変化したのである。

絵文字	古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
				シュメール	アッシリア	
				se	se seu	大麦

(ibid.)

### 第5条（原文・逐語訳）

§ 5   
 sum-ma da-a-a-nu-um di-nam i-di-in daianu 裁判官  
 もし 裁判官が 訴訟を 取り上げ

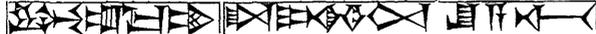
pu-ru-za-am ip-ru-uš ku-nu-uk-kam  
 裁決を 下し、 記録を

u<sub>2</sub>-se-zi-ib wa-ar-ka-nu-um-ma di-in su ezēbu 放棄する、交付する  
 交付し その後に 訴訟を その warkānu その後

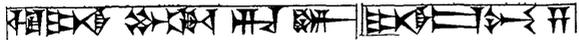
i-te-ni da-a-a-nam su-a-ti i-na di-in enū 変更する  
 変更した時は 裁判官に その で 訴訟

  
 i-di-nu e-ne-im u<sub>2</sub>-ka-an-nu-su ma nadānu 与える

与えた 変更を 確認して、 kānu 囲める

  
 ru-gu-um-ma-am sa i-na di-nim su-a-ti  
 罰金を 所 の で 訴訟 その

<sup>20</sup>   
 ib-ba-as-su-u<sub>2</sub> a-du 12 su i-na-ad-di-in bašū ある、持つ  
 生じた 12 (倍) その 課され、

  
 u<sub>3</sub> i-na pu-uh<sub>2</sub>-r<sub>1</sub>-im i-na i<sup>3</sup>u<sup>3</sup>kussē puhru 集まる  
 かつ でも 会合 から 椅子 i<sup>3</sup>u<sup>3</sup>kussū < i<sup>3</sup>gu-za

<sup>25</sup>   
 da-a-a-nu-ti-su u<sub>2</sub>-se-it-bu-u<sub>2</sub>-su ma tebū 送り出す  
 判事職の 追い出されて、

  
 u<sub>2</sub>-ul i-ta-ar ma it-t<sub>1</sub> da-a-a-ni tāru 返る  
 ないし、帰ら 共に 裁判官と

  
 i-na di-nim u<sub>2</sub>-ul us-ta-ab ašabu 住む、留まる  
 で 訴訟 ない 留まることは ta は sa の間違い

### 第5条 (試訳)

裁判官が、(ある事件の) 判決を下して事件を裁決し、その(事件の) 記録証書を作成させたが、後になってからその裁判官が(自分の) 判決を変更したような場合においては、その裁判官について、自分が下した判決の変更事由を(自らが) 確認しなければならない。そして前の訴訟で言い渡した12倍(の賠償額)をその裁判官は(賠償金として) 支払わなければならない。更に(その上)、裁きの法廷における裁判官の座席からその裁判官は追放されなければならない。その裁判官は、二度とその裁判官の職席に復帰してはならないし、また再び(他の) 裁判官と共に、裁きの職席に座るようなこともあってはならないものとする。

### 第5条の解釈

第1条から第4条の Lex talionis の根本原則から外れて、この第5条は裁判官の職席に関する重要な規定が挿入されている。

この第5条に見る限り、当時の裁判官の地位と職席については近代国民国家の裁判官よりも相対的にかなり低い地位に置かれていた、と考えられる。

民事あるいは商業に関する訴訟の場合、裁判官が前に自分の下した判決を勝手に変更したりその内容を変えたりすれば、自分の下した判決の訴訟額の12倍もの多額な賠償金を支払わねばならなかった。しかし、ここではっきりしていることは、各裁判で下されたすべての判決は、その判決内容が刻まれた証書（勿論粘土板によって記録され、おそらく密封して保存されたもの）がきちんと残されていたろうし、後にその判決を参照する時に前の判決の粘土板文書は開かれ、かつてどのように裁判されたか（おそらくハンムラピ王の前で）証拠として提出して吟味されたのであろう。そして判決を勝手に変更した裁判官は、永久にその裁判官としての地位を失う弾劾規定がこの第5条に示されている。

その「裁判」を意味する楔形文字は、この第5条において第3行目と第4行目そして更に第6行目と第11行目にも出ているが、この文字がシュメール語の象形文字（絵文字）から楔形文字としてのアッカド語に発達した過程は以下の通りである。

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					ti di sub <sub>2</sub>	ti di	判決

(ibid.)

この第5条の規定から推察すると、当時の古代バビロニア社会において、裁判官が枉法収賄をよくおこなって既に出された判決を変更したりす

ることが良くあったようで、ハンムラピ法典は、こうした裁判官に関しては一般的なタリオ原則は適用せず罰金として訴訟金額の12倍の損害賠償を支払うだけでなく、このように裁判官の資格喪失に関する条項が明文で規定されるに至ったものと思われる。

こうした裁判官に関する規定は、あまりにも膨大になるので資料として原典は掲載しないが、旧約聖書『出エジプト記』第23章の法廷における規定、特に第6節から第8節に重大な影響を与え、さらにその後『イザヤ書』第1章「シオンの審判と救い」（日本聖書協会・新共同訳『聖書』p. 1062）『エゼキエル書』第22章12節「お前の中には賄賂を取って流血の罪を犯す者……」などにも記されることになるが、その中でも「サムエル記・上巻」の第8章と『アモス書』の第5章12節は特に重要と思われるので、日本語訳のみ以下に掲げておくことにする。

「サムエルは年老い、イスラエルのために裁きを行う者として息子たちを任命した。長男の名はヨエル、次男の名はアビヤといい、この二人はベエル・シェバで裁きを行った。しかし、この息子たちは父の道を歩まず、不正な利益を求め、賄賂を取って裁きを曲げた。」

（旧訳『サムエル記・上』loc. cit., p.438）

「お前たち咎がどれほど多いか  
その罪がどれほど重いか、わたしは知っている。  
お前たちは正しい者に敵対し、賄賂を取り  
町の門で貧しい者の訴えを退けている。」

（旧訳『アモス書』loc. cit., p.1435）

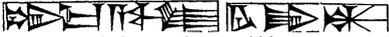
このような形で、ハンムラピ法典第5条の規定は後に宗教法的な色彩が

加わり、ユダヤ法としてはトーラー（律法）からタルムードへと展開してゆくのである。

なお遊佐慶夫氏は『古バビロニア法の研究』の中で、ヘブライ法との比較考察をかなりおこなっており、盗難に関する賠償に関してはヘブライ民族が4倍の損害賠償であるのにハンムラピ法典は30倍と高い、と述べておられるが、裁判官が自分の判決した時の変更によって生じる損害賠償が12倍というのはなぜなのか、あまり言及されたものがない。

いづれにせよ、このバビロニア時代にひとつの裁判を担当した裁判官は3～10人ぐらいであったと他の粘土板文書に記されており、その裁判官が損害賠償額を分担して支払ったのかどうかには就いては未だ明らかになっていない。この第5条に関する中田一郎氏の翻訳と脚註は「もし裁判官が判決を下し、決定を行い、捺印証書を作成させ、そのあと、彼の判決を変更したなら、彼らはその裁判官が自分の下した判決を変更したことを立証しなければならない。そして、彼（その裁判官）はその裁判で生じる請求額を12倍にして与えなければならない。さらに、彼らは彼を集会において裁判官の席から追放しなければならない。そして、彼は再び（他の）裁判官たち<sup>59)</sup>とともに裁判官の席につくことができない。」この条文に関して中田氏の脚註では、その裁判官に関する粘土板についても以下の如く書かれている「59) シッパル出土の古バビロニア時代裁判文書によると、裁判官は3人の場合、5人の場合、6人の場合、7人の場合、10人の場合(?)などがあったことがわかっている。Eva Dombradi, *Die Darstellung des Rechtsaustrags in den altbabylonischen Prozessurkunden*, FAOS 20/1, Stuttgart, 1996, § 291, 20/2, pp. 14-16 参照。」

## 第6条 (原文・逐語訳)

	
Sum-ma a-wi-lum ni <sub>3</sub> -ga ilim	ni <sub>3</sub> -ga > namkuru
もし 人が 財産を 神	
	
u <sub>3</sub> ekal-lim is-ri-iq a-wi-lum su-u <sub>2</sub>	sarāqu 盗む、奪とる
又は 宮殿の 盗むならば 人は その	ēkal < e <sub>2</sub> gal
	
id-da-ak u <sub>3</sub> ša su-ur <sub>2</sub> -ga-am	
殺される 又 所の者も 盗品を	
	
i-na ga-ti su im-hu-ru id-da-ak	mahāru 受け取る
から 手 彼の 受けた 殺される	

## 第6条 (試訳)

ある者が、神（殿）の所有物か宮殿の所有物を窃盗したる場合において、その者（窃盗犯）は死刑に処せられる。また盗まれた物を、その者（窃盗犯）の手から受け取った（赃物牙保）者も、同様に死罪に処せられるものとする。

## 第6条の解釈

この第6条から第25条までの20ヶ条のあいだに「重罪犯に対する処罰規定」が置かれている。

この第6条とその後ひとつにおいて規定された第8条とは、神殿とか宮廷といった当時のバビロニア社会でその支配階層の神聖な場所から盗んだ窃盗犯人には、その刑罰として「死刑」を科せられたことが明示されている。またその盗まれたるものを受け取って自分のところに置いておいた者にも同様に死刑が宣告されることを示している。しかしながらこの条文の後に続く第8条で、神殿や宮廷のものでも牛、羊、ロバ、豚、小船などに

関しては30倍の損害賠償が規定されているのだから、この第6条で規定されている対象は神殿や宮廷のもっと重大なものとみてよいだろう。

言わばこの第6条は、プログラム規定のようなもので、実際にその犯人を捕まえてみて死刑にするか第8条に準拠して賠償額を高くするかは裁判官の裁量によって決っていたものと思われる。この条文を規定することで「神殿や宮廷の重大なものを盗めば死刑」ということを広く知らせる必要から規定されたものとみてよいだろう。原田慶吉氏の翻訳は「もし人が神〔殿〕または官廷の物を盗みたるときは、その者は殺さる。また盗品を彼の手より受け取りたる者も殺さる。」同様に中田一郎氏の訳は「もし人が神〔殿〕あるいは王宮の財産を盗んだなら、その人は殺されなければならない。また、彼の手から盗品を受け取った者も殺されなければならない。」とあるように、この第6条に関する翻訳は研究者たちによってあまり差がないし、解釈としてもホルスト・クレンゲル氏が「それらはもしかすると威嚇のために定められたのかも知れないが、それにしてもとにかく厳しい……」というような印象だけしか受けなかったようである。

### 第7条 (原文・逐語訳)



sum-ma a-wi-lum lu kaspam lu hurasam

hurasu < kug-g<sub>1</sub>, ku<sub>3</sub>-sig<sub>1</sub>-

もし 人が 銀であれ、金であれ、



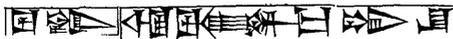
lu wardam lu antam lu alpam lu immeram

waradu < ir<sub>3</sub>

amutu < geme<sub>2</sub>

奴隸であれ、下女であれ、牛であれ、羊であれ、

alpu < gud, gu<sub>4</sub>

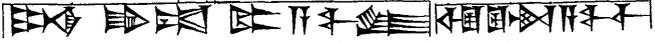


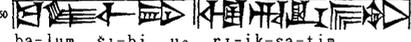
lu imēram u<sub>3</sub> lu mi-im-ma sum su

immeru < udu

驢馬であれ、或いは 何であれ、 名が その

imēru < anse

  
 i-na qa2-at mār a-wi-lum u3 lu warad a-wi-lim qātu 手、所有  
 から 所有 息子の 人の 又は 奴隷であれ 人の

50  7証拠も証書もなしに買ったり  
 ba-lum š1-bi u3 ri-ik-sa-tim 信用貸しで取るならば---  
 なしに 証拠も 証書も Sāmu 買っ

  
 iš-ta-am u3 lu a-na ma-ša-ru-tim im-hu-ur  
 買ったり 又は で 信用貸し 取るならば

55   
 a-wi-lum su-u2 sar-ra-aq id-da-ak  
 人は その 盗人として殺される

## 第7条 (試訳)

ある者が、金や銀、奴隷や女奴隷、牛や羊、ロバやその他どんなものであっても、(それを) 自由人の子供かあるいは奴隷の手から「証人や証言による契約」なしに購入するかもしくは供託物として受領したる場合には、その者は窃盗犯と(同様に) みなされ、(その受け取ったる者は) 死罪となる。

## 第7条の解釈

この時代、売買契約の担い手はいかなる者かがハンムラビ法典のうえで示され、自由人であっても子供とか奴隷などは売買契約の一方の当事者として不適切であることがこの条文でわかるのである。更にまた、この条文の冒頭で、窃盗の対象となるだろうと思われるもの(金銀、奴隷、牛、羊、ロバ)を例示して、売買契約の実例を掲げているのである。

広い解釈では、この条文は「所有財産の保護についての関心」とも考えられるが、法学者や歴史家などによってさまざまな解釈が加えられている。

この第7条においては、窃盗となる対象物として銀と金が掲げられているが、古代バビロニアにあって通貨の価値を有していたのは銀であり、古代ギリシアなどのような硬貨は未だ鑄造されていなかったようであるが銀の薄片による「銀本位制」とも言うべき価値体系が既に確立されていたもの、と思われる。ハンムラビ法典の末尾第274条をはじめ、各条文に労働者の日給が示されているがだいたい4～6シエの銀薄片が労働賃金として支払われていたようである。

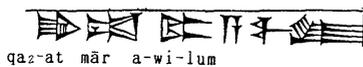
絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					gin <sub>2</sub> tu du <sub>2</sub>	siqlu tu tun <sub>2</sub>	シケル(重さ) 深さ

(ibid.)

1シエは180分の1シケルで、1シケルが約8グラム強であったと想定されているから相当に薄い銀の薄片が「通貨」と同様のもの、として使用されていた、と思われる。古代ローマが銀を貨幣として始めて用いたのが紀元前269年であったからそれよりも1500年も昔に、古代バビロニアにおいて銀が通貨の代りに用いられていたことになる。

この第7条から準盗財の規定が始まるとして、遊佐慶夫氏は「ことに無責任な少年、不忠実な奴隷其他取引に通ぜざる者との取引によって、財物を取得する者は、盗賊として死刑に処せられるのであった」(『古代バビロニア法の研究』p.37)と記しているが、このように各条文のアッカド語すべてを訳さず、他の翻訳した者の文章の一部分をとって、現実の国家法の判断から分類するのはかなり危険性があると思われる。

遊佐氏が「無責任な少年」としている箇所のアッカド語原文



(アウィルム階層の男の息子の所有から……)について、

このmārを「息子」「子供」と訳すか、遊佐氏のように「責任のない少

年」と訳すか、その前にある qa<sub>2</sub>-at との関係もあってかなり翻訳と解釈に問題があったと考えられる。因みにローマ法学者の原田慶吉氏は、その著『楔形文字法の研究』（清水弘文堂書房、昭和42年刊 p.305）において鉤括弧つきで「人の息」と訳し、その註釈で「人の息」とは muškênum および奴隷に対立する完全自由人の呼称、と記述した。これを受けて、その後高等学校の世界史に関する史料集などにも「アウィルム階層」の子供そのものを「人の息」という本当の意味が良くわからない言葉で説明されてきたのである。その原田慶吉氏の翻訳と「人の息」に関する〔註〕は以下の通り「もし人が、銀にせよ金にせよ、奴隷にせよ女奴にせよ、牛にせよ羊にせよ驢馬にせよ、あるいはまたおよそいかなる物にせよ、「人の息」あるいはまた人の奴隷の手より、証人と〔書面の〕<sup>51</sup>契約なくして買い、あるいはまた寄託に受け取りたるときは、その者は盗人なり、殺さる。」となっている。

原田氏の〔註〕は、「(48行)「人の息」とは muškênum および奴隷に対立する完全自由人の呼称。(51行) Koschaker, Studien S. 10, 73, 123.

中田一郎氏は、この mār についてもうこのような拘わり方をせず「(他の)人の息子」として以下の如く簡単に翻訳しておられる「もし人が銀、金、男奴隷、女奴隷、牛、羊、ロバ、あるいは(その他)いかなる物であれ、(他の)人の息子あるいは(他の)人の奴隷の手から証人および<sup>60</sup>契約なしに購入し、あるいは保管のために受け取ったなら、その人は盗人であり、彼は殺されなければならない。」というのがその訳文である。そしてこのように昔は翻訳用語としてこだわっていた単語も、今では極普通に訳されるようになったものがかなり多いのである。

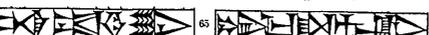
第8条 (原文・逐語訳)

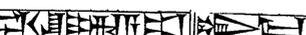
  
 sum-ma a-wi-lum lu alpam lu immeram  
 もし 人が 牛であれ 羊であれ

  
 lu imeram lu saḥām u<sub>3</sub> lu elippam  
 驢馬であれ 豚であれ 或いは 船であれ

  
 is-ri-iq sum-ma sa i-lim  
 盗むならば、そしてもし 神の物

  
 sum-ma sa ekallim a-du 30 su  
 又もし 宮殿の物であれば 30 倍 その

  
 i-na-ad-di-in sum-ma sa maš-en-kak  
 支払うが もし の物ならば ムシケヌー

  
 a-du 10 su i-ri-a-ab sum-ma  
 10 倍 償う もし

  
 šar-ra-ga-nu-um sa na-da-nim  
 盗人が 物を 支払うべき

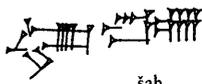
  
 la i-su id-da-ak  
 ないならば 持た 殺される

saḥū < saḥ

eleppu < \*i<sup>1</sup>ma<sub>2</sub>



anše  
 絵文字 > 楔形文字 □バ



šaḥ  
 豚

naḏānu 与える

maš-en-kak > muškēnu 賤民

rābu 償う、返す

išu 持つ、ある

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					gud gu <sub>4</sub>	alpu	牛
					ma <sub>2</sub>	elippu	船

(ibid.)

第8条 (試訳)

ある者が、牛や羊、またはロバか豚もしくは小船 (などのようなもの)

を窃盗したる場合において、それが神（殿）のものかまたは宮殿のものであれば、その（窃盗をしたる）者はそれ（窃盗したものの価格の）を30倍にして賠償せねばならない。それ（窃盗したる物）がムシュケーヌム階級のものであれば、その者（窃盗犯）はそれ（窃盗した対象物）を10倍にして賠償しなくてはならない。窃盗をしたる者がそれ（対象物の10倍額）を支払えない場合、窃盗犯は死罪に処せられる。

### 第8条の解釈

この条文の規定するものは、窃盗犯が盗んだもの（例として、牛、羊、ロバ、豚、小船が掲げられている）が、(1)神殿あるいは宮殿に所属する場合その賠償額が30倍 (2)ムシュケーヌム階級の場合はその賠償額が10倍、と窃盗をおこなった対象によって賠償額に3倍の差がもうけられ、その賠償額が支払えない時には、その窃盗犯が死刑に処せられる旨規定されているところにその特色がある。

ここに規定された条文の中に出てくる「ムシュケーヌム階級」とは、当時のバビロニア社会のなかで、アウィルムと呼ばれる「自由人」の下に位置する特殊な階級であると考えられている。一応ムシュケーヌムも広義においては自由人のなかに入るが社会的にアウィルムに従属していると考えられており、更に王に仕える階級であったがために特別な保護を必要としたからこのような条文に登場したものと思われる。しかしながら、従来アッシリア学者のあいだでもその地位に関する解釈ではかなり異なったものがあり、訳語として「半自由人」とか「臣下、宮廷奴隸」あるいは経済的にみて「貧困階級」とするような訳語があったが、そのような解釈は現在では間違いであると言われている。

この邦訳においては、アッカド語のまま「ムシュケーヌム」という原語をそのまま使用しておくが、本来の自由人アウィルムの所有物に関する処

罰規定がこの第8条に無い以上、両者の階級的差異をここで述べるわけにはいかないと思う。

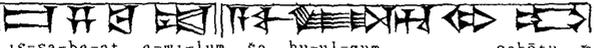
このムシュケーヌムという階層が、楔形文字文書に始めて登場するのは、ハンムラピ王より約500年以上も前の「ファラ文書」が初出で、その後「エシュヌナ法典」にも多く登場するが、アウィルム階層との本質的な差異については、今までのところ未だあまり良くわかっていないようである。第8条の原田慶吉氏の翻訳は「もし人が、牛にせよ、羊にせよ、驢馬にせよ、豚にせよ、あるいはまた船にせよ、これを盗みたるときは、もしそれが神〔殿〕のものたり、もしそれが官廷のものたるときは、〔彼は〕その30倍を与う。もしそれがムシュケーヌム (muškēnum) のものたるときは、その10倍を賠償す。もし盗人が与うべきものを有せざるときは殺さる。」としている。なお、その原田氏の〔註〕は「(65行) muškēnum とは、本来「拝跪する」者を意味し、セミティック語では、乞食的貧窮者の意を帯びている。Landsberger によれば、人 (awīum) に対立する場合は奴隷に非ざる賤民たるも、宮廷に対立する場合は全臣民を意味する。ここでは15条、16条、175条と同じく後の用法か。Eilers, Stände の語参照。」となっている。それに対して中田一郎氏の訳は「もし人が牛、羊、ロバ、豚、あるいは船を盗んだなら、もし（その盗品が）神（殿）の物あるいは王宮の物なら、彼はその30倍を与えなければならない。もし（その盗品が）ムシュケーヌムの物なら、彼はその10倍を償わなければならない。もし盗人が与える物を持たないなら、彼は殺されなければならない。」となっている。なおその原田氏は、この第8条の訳でムシュケーヌムという単語をこの文章の中でどのように解釈するか、かなりこだわっていたようであるが、筆者も既述したように第6条とこの第8条の条文を実際に窃盗犯として処罰する時にどのような形でどちらの条文を採用したのか、はなはだ解釈に苦しむところである。

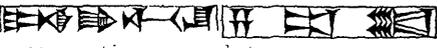
第9条 (原文・逐語訳)

Col  
VII

70    
 sum-ma a-wi-lum /sa mi-im-mu su hal-quc halāqu 失う 毀す  
 もし 人が 所の 何かを 彼の 失った

   
 mi-im-ma su hal-ga-am i-na ga-ti a-wi-lim halqu 失われた  
 何かを 彼の 失われた 中に 手の 他人の

5    
 1S-sa-ba-at a-wi-lum Sa hu-ul-qum Sabātu 取る、罰む  
 見つけた時に、 人が 所の 紛失物を

   
 i-na ga-ti su sa-ab-tu  
 に 手 彼の 持っている

 10   
 na-dī-na-nu-um mi id-di-nam ma-har si-bi-mi  
 「売り主が 私に 売った、 前で 証人の nadānu 与える、売る

   
 a-sa-am iq-ta-bi u<sub>3</sub> be-el hu-ul-qi<sub>2</sub>-im Sāmu 買へ  
 買ったのだ」といい、 主も 紛失品の qibū 言へ

 15   
 si-bi mu-dī hu-ul-qi<sub>2</sub>-ia-mi lu ub-lam mūdū 知る人、賈い  
 「証人を知る 私の紛失品を たい連れて来」 abālu 伴へ、もたらす

   
 iq-ta-bi sa-a-a-ma-nu-um na-dī-in sāmānu 買い手  
 といい、 買手は 売り主

20    
 id-di-nu sum u<sub>3</sub> si-bi  
 売った 彼に と 証人とを

 「買う」という動詞の  
 シュメール語源

sa i-na mah-ri su-nu i-sa-mu it-ba-lam  
 所ので 前 彼の 買った 伴い、

		
絵文字		
		
	Sam <sub>2</sub> San	Sam <sub>2</sub> 買う

   
 u<sub>3</sub> be-el hu-ul-qi<sub>2</sub>-im  
 又 主も 紛失品の

(ibid.)

23 

ši-b<sub>1</sub> mu-di hu-ul-qi<sub>2</sub> šu

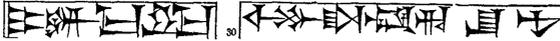
証人を 知る 紛失を 彼の



it-ba-lam da-a-a-nu a-wa-a-t<sub>1</sub> su-nu

伴った場合は、裁判官は 言を 彼らの

amātu 言葉 m に注意



i-im-ma-ru ma si-bu sa mah-ri šu-nu

検討して、証人 所の 前で 彼らの

amāru 見る 検討する



s<sub>1</sub>-mu-um is-sa-mu u<sub>3</sub> s<sub>1</sub>-bu mu-di

ある値段で 売買された や 証人は 知る

šimu 価格



hu-ul-qi<sub>2</sub>-im mu-du-zu-nu ma-har i-lim

mūdūtu 証言、切識

紛失品を 知る所を 前に 神の



i-ga-ab-bu ma na-di-na-nu-um

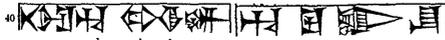
qibū 言う、告げる

告げる(べし) 売り主が



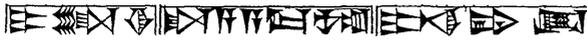
sar-ra-aq id-da-ak

盗人なら 殺される。

40 

be-el hu-ul-qi<sub>2</sub>-im hu-lu-uq su

主は 紛失品の 紛失品を 彼の



i-li-qi<sub>2</sub> sa-a-a-ma-nu-um i-na bi-it

liqū 取る、受ける

取り、 買い手は より 家

45 

na-di-na-nim kaspam is-qu<sub>2</sub>-lu i-li-qi<sub>2</sub>

saqālu 盛る、支払う

売り主の 銀を 支払った 取る

### 第9条(試訳)

(自分の所有物を) 喪失したる者が、失われたその喪失物を他人の手中に見つけたる時に、喪失物を手にしたる者が「私は、(きちっとした) 証

人の前で、売主から（私に）この喪失物を購入したものだ」と主張し、その物を喪失した者も「（それならば）私の喪失物であったことを知る証人を連れてきたい」と主張したる場合に、買い手（喪失物を手中にしている者）はその（喪失物を）売った売り主と自分たちの前で購入した時の証人を伴い、また一方、喪失物の主も（その喪失したるものがもともと自分のところにあったということ）を知っている証人を伴った場合、裁判官はそれらの人物の主張を検討して、その者どもの前である価格で売買されたということを証明する人物や喪失物を知っている証人を神の前に告げるべきである。（その場合）売った人物が窃盗犯なら死刑に処せられる。

（なお）買い手（喪失物を手中にしていた者）はそれを売った者の家から自分の支払った銀（その価格の金銭）を取り返すことができる。

### 第9条の解釈

この条文には、赃物故売に関する詳細な規範が定められている。

近代刑法でも、例えば日本刑法第256条には「贓物を收受したる者は三年以下の懲役に処す」と定められ同条2項で「贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保を為したる者は十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処す」とあって、明らかに「他人の喪失した物」を自分の手中に持っている者は処罰の対象となるように定められている。日本の刑法用語としても、この明治40年法律第45号として定められた時に使用されていた「贓」という字はかなり難しく、刑法の解説書でも「贓」の字に変えられて使用され（団藤重光著『刑法綱要』各論、創文社 p.538）ついに平成7年に改正されることになって、この条文は（盗品譲受け等）となって以下の如く第256条として、「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。2前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分があつて

んをした者は、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処する。」と規定されるに至った。しかし「赃物」という概念は非常に重要であるので、この解釈の用語としてはそのまま使い続けることにしようと思う。ところで、このハンムラビ法典では、むしろ赃物の故買すなわち「有償で取得したこと」が主になっており、「その者が金銭を払って取得したのだからその価格にあたる金銭を売った者から取り戻せること」が明文で規定されているのである。このハンムラビ法典第9条には、赃物牙保を訴えた者がそのかつて自分が所有していたものを取り戻せるかどうかの明文は記入されていない。なおこの条文では、赃物の故売が先行して規定されているが、これに続く第10条から第13条まで、この赃物牙保者の「故買した理由」や「証人に関する詳細な規定」が述べられることになる。なおこの条文に続くハンムラビ法典第10条に「取り戻すことのできる事由」が規定されている。

日本では、民事法上も盗難にあった物品に対して二ケ年間はもとの所有者が所有権を行使できることになっているが、ハンムラビ法典において刑事、民事の区別なく、この第9条～第12条において規定される条文が適用されるのである。

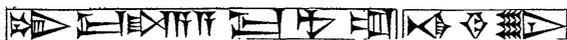
遊佐慶夫氏は、その著『古バビロニア法』（巖松堂書店、昭和10年発行）の中で「……現代法制にも見る様な証拠の判断は裁判官の自由心証に一任することを明言する規定……」（原文は片仮名、平仮名と現代の漢字用法に書き替えたのは筆者の責任である）と説明しているが、当然現代の自由心証主義とは異なっている。またその後には翻訳した原田慶吉氏の訳は「もし自己の何物かが紛失し居れる人が、紛失し居れる彼の何物かを、人の手の中にて取り押え、紛失品が自己の手の中に取り押えられてある者が、「売主こそ私に与えたのだ、証人の前でこそ私は買ったのだ」と言い、また紛失品の主も、「私の紛失品をこそ知っている証人を、私は差し出さず

い」と言い、買主は彼に与えたる与え主と、自己の前において彼が買った証人とを差し出し、また紛失品の主も、彼の紛失品を知れる証人を差し出したるときは、裁判官（複数）は彼等の言を検討し、自己の前にて売買が売買せられたる（行われたる）証人と紛失品を知れる証人も、彼等の知れる所を神の面前にて告ぐ。〔しからば〕買主は盗人なり、殺さる。紛失品の主は彼の紛失品を取り、買主は売主の家より、彼が支払いたる銀を取る。」となっており、これに対して中田一郎氏の訳文は「もし自分の何かが無くなった人が、無くなった自分の何かを（他の）人の手中にあるのを取り押さえ、（もし）無くなった物が自分の手中で取り押さえられた人が、「ある売手が私に売り、私は証人たちの前で買った」と言い、他方、無くなった物の所有者が、「私の無くなった物を知っている証人を連れてきたい」と言い、（そして、もし）その買手が、彼に売った売手とその立会のもとで買った証人たちを連れてきて、他方、無くなった物の所有者が彼の無くなった物を知っている証人たちを連れてきたなら、裁判官たちは彼らの言葉を調べなければならない。またその前で購入が行われた証人たちと無くなった物を知っている証人たちは、彼らの知るところを神前で述べなければならない。その売手は盗人であり、彼は殺されなければならない。無くなった物の所有者は自分の無くなった物を取り戻すことができる。その買手はその売手の家から彼が支払った銀を取り戻すことができる。」としている。

この長いアッカド語の文章を、ホルスト・クレンゲル氏は「盗品を転売した者あるいは預かっただけの者、そしてまた盗品または紛失品を所持していることを確証され、しかもそれに対して正当に、つまり文書を発行されて得たのである旨を立証できなかった者は死刑に処される恐れがあった」（江上波夫氏と五味亨氏の共訳 *op. cit.*, p.184）というように簡単に解釈しておられる。これらの解釈は「赃物故買」という罪名でそれ程複雑な

ものとしてではなく理解できるものである。それとは別に、この第9条の最初の行のところでイランのスーサで発見されたハンムラピ法典の石柱原文の表面における楔形文字欄の第6欄（第6コラム、第6段目）が終了し、第9条の後半から第7欄に刻された条文がその右端上部から下に読むという形で始まるのである。

### 第10条（原文・逐語訳）



sum-ma sa-a-a-ma-nu-um na-di-in

（上記で）もし 買い手が 売り主



id-di-nu-sum u, si-bi sa i-na mah-ri su-nu

売った と 証人を 所ので 前 彼らの



i-sa-mu la it-ba-lam be-el hu-ul-qi<sub>2</sub>-im ma

買った ず 伴わ 主が 紛失品の



si-bi mu-di hu-ul-qi<sub>2</sub> su it-ba-lam

証人のみ 知った 紛失を 彼の 伴うならば、



sa-a-a-ma-nu-um sar-ra-aq id-da-ak

買い手は 盗人として 殺される



be-el hu-ul-qi<sub>2</sub>-im hu-lu-uq su i-li-ki

主は 紛失品の 紛失品を 彼の 取る

### 第10条（試訳）

（第9条の規定に引き続き）買い手（赃物牙保者）が、（その赃物を）売った売り主とその売買契約をした時の証人を伴わず、（一方）それを喪

失した主がその喪失したる物（がその喪失者のもとにあったということ）を知った証人だけを伴って裁判所に現れた時、買い手（贓物牙保者）は、（それが贓物であることが立証できないので）窃盗犯人とみなされ死刑に処せられる。（また）喪失者はその喪失したる対象物を取り戻すことができる。

### 第10条の解釈

前の第9条に続くこの条文で、今度はお互いの「証人」の重要さが示され、贓物牙保者すなわちこの条文でいう「買い主」はそれを購入したということ立証できない以上、その本人が盗んだとみなされ死刑に処せられるのである。

遊佐慶夫氏は「遺失物を買得したと主張しても、これを立証すること能はざるときも、盗賊として死刑に処せられる、しかして遺失物の所有者は、その物を回復することを得る」と訳し、原田慶吉氏は「もし買主が、彼に与えたる与え主と、自己の前において彼が買いたる証人とを差し出さず、唯ひとり紛失物の主が、彼の紛失物を知れる証人を差し出したるときは、買主は盗人なり、殺さる。紛失品の主は、彼の紛失品を取る」と翻訳しておられる。また中田一郎氏は「もしその買手が彼に売った売手とその前で買った証人たちを連れてこず、他方、無くなった物の所有者が彼の無くなった物を知っている証人たちを連れてきたなら、その買手は盗人である。彼は殺されなければならない。無くなった物の所有者は彼の無くなった物を取り戻すことができる」と訳しておられる。

この第10条の規定は、まさに日本の刑法では「贓物收受罪」「贓物故買罪」「贓物牙保罪」とか「横領罪」とかの名称で呼ばれるもので、せいぜい3年から10年以下の懲役という刑が確定するだけのものであるが、その「贓物」という用語も平成七年の改正でなくなり、現在では第38章「横領

の罪」と第39章「盗品等に関する罪」（刑法第252条～刑法第257条）に規定されるようになってしまった。

そのハンムラピ法典の第9条の解釈のところですでに引用した刑法第256条をここで改めて記してみよう。

盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあるをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する

赃物罪に関しては、日本の刑法が目的物を「赃物」という名で規定したのに対し、ドイツ刑法では目的物が「犯罪行為によって取得された物」とだけ規定されていたのでその解釈がかなり面倒であったが現代刑法で「盗品等に関する罪」という等という一字を入れるだけでかなり解釈に幅がでてきたように思われる。

このハンムラピ法典のようなセム系の言語で記載された刑罰は、その後ユダヤ法さらにはイスラーム聖法シャリーアなどにより「盗人に対して手首の切断をおこなう」という規定にまで、その解釈が影響を与えていると考えるとしかるべきだろう。

### 第11条（原文・逐語訳）



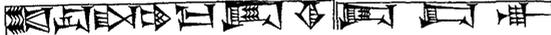
Sum-na be-el hu-ul-qi₂-ım si-b₁ mudi

もし 主が 紛失品の 証人を 知る Col. VIII.



hu-ul-qi2 su la it-ba-lam /sa-ar

紛失を 彼の ないなら、連れて来 犯罪人として



tu-us-sa-am ma id-ki id-da-ak

争いを かき立てる 殺される

tuSSu 争い、不和

dikū 獲き盡せる

### 第11条 (試訳)

(自分の所有物を) 喪失したという者が、(その所有していた事実を立証できる) 喪失した事実を知る証人を連れてくることができないのならば (このような) 紛争をまき起こした犯罪者として死刑を処せられる。

### 第11条の解釈

他人の所有している物を見て、それがかつて自分が所持していて紛失したものであると訴えたとしても、その紛失した情況(喪失とか盗難とかの事実)を知る証人を連れてその者が裁判所に出てこられない場合、そうした訴えを起こした原告は「立証できないことを裁判所に持ち出し」勝手に紛争事件をまき起した責任において、原告の側に死刑の判決が下されるものとする。

近代刑法の論理からすれば、かなり苛酷な量刑であると思われるが、古代の裁判においてこのように挙証責任の重大さを意識させる事例をあげておく事は何でもやたらに訴訟を起こす良き歯止めとして意義のあったことであろう。

この第11条の三行目後ろから二番目の単語 id-ki を「(紛争を) かき立てる、まき起こす」という意味か、あるいはフィンケルシュタイン J.J. Finkelstein 氏のように iq-bi と読み「中傷した」と読むかによって、中田一郎氏も指摘するように、第11条の訳文はかなり変わってくるものと思われる

る。

遊佐慶夫氏の訳は「遺失物の所有者が、遺失物を回復するには、自己の所有物と同一なることの立証責任を負う。もしその立証をなすことが、出来ぬ場合には、偽証を主張し、誣告をなしたる者として死刑に処せられる」と解釈していたようであるが、原田慶吉氏と中田一郎氏はともに「中傷する」と解釈しておられるようで、原田慶吉氏の訳は「もし紛失品の主が、彼の紛失品を知れる証人を差し出さざりしときは、犯罪人なり、中傷行為を働きたる者なり、殺さる」さらに同じく中田一郎氏の翻訳は「もし無くなった物の所有者が彼の無くなった物を知っている証人たちを連れてこなかったら、彼は嘘つきで、(他人を)中傷した。彼は殺されなければならない」と解しておられるようだが、はたして嘘つきで、とまで推定して拡大解釈して良いのかどうかは疑問であるとみななければなるまい。

## 第12条 (原文・逐語訳)



sum-ma na-di-na-nu-um a-na si-im-tim

もし 売り主が に 運命



it-ta-la-ak sa-a-a-ma-nu-um i-na bi-it simtu 運命、契約

従うならば、 買い手は より 家 alāku 行く、暮く



na-di-na-nim ru-gu-um-me-e

売り主の 罰金として



di-nim su-a-ti a-du 5 su i-lī-qi

訴訟の その 5 倍を 取る

## 第12条（試訊）

売り主（窃盗犯もしくは赃物故売人）が、その運命に従うならば（刑法上の慣用的な表現で、「死刑に処せられたとしたならば……」の意味であろう）買い手（赃物牙保者が裁判にかけられた者）は、売り主に対する罰金として、当該訴訟（に關する）費用の5倍の額を（多分売り主の側から）取得することができる。

## 第12条の解釈

この条文の文言だけでは正確な内容は把握できないが、これに続く第12条から判断すると、赃物牙保者たる「買い主」がまったく善意で、窃盗とか遺失物などであることを全く知らないで購入した場合、多分その赃物はその所有者に戻されるとしても購入した代金（条文の邦訳上は多くが「売り主に対する罰金」としている）の5倍（同じく、条文上は当該訴訟費用とあるが、多分その赃物購入の代金額）の額を売り主（窃盗犯など）から取り戻せることを規定したものであろうと想像される。

この a-na si-im-tim it-ta-la-ak（運命に従うならば）をただ単に「死亡した」とだけ解釈するか「死刑に処せられた」と解釈するかは難しいところである。原田慶吉氏の訳は「もし売主が運命に赴きたるときは（死亡したるときは）、買主は売主の家より、その訴訟の請求額をその五倍方取る。」となっており、それに対して中田一郎氏の訳は「もしその売手が死亡していたなら、その買手はその売手の家からこの裁判の請求額の5倍を取ることができる。」なお原田氏の訳で「その訴訟の請求額をその5倍取る」とあるのは、楔形原文の šu-a-ti を二重に訳しすぎ、法的な意味が曖昧になっていると思われる。後の「その」はいらぬのではないかと、いずれにせよ窃盗犯ないし赃物故売人が死亡していた場合それをどのように買い手に渡したのか明らかにできないのだから、訴訟の場で出された請求額

の5倍を支払うことによって損害賠償は片がつく、とみななければならないだろう。

第13条 (原文・逐語訳)

 15  
 sum-ma a-wi-lum šu-u<sub>2</sub> šu-bu šu la kir-bu

もし 人が その 証人を 彼の 持たないならば

 qarābu 存在する  
 da-a-a-nu a-da-nam a-na arhim 6<sup>am</sup> arhu < it<sub>1</sub> 月 (month)

裁判官は 期間を まで 6ヶ月 kam < ak-am 序数限定詞

 i-sa-ak-ka-nu-šum ma sum-ma i-na arhim 6<sup>am</sup>  
 指定して、 もし 以内に 6ヶ月 Sakānu 固定する、指定する

<sup>20</sup>  si-bi šu la ir-di-a-am rīdū 暮く、生ずる  
 証人を 彼の ないなら 作れ

 a-wi-lum šu-u<sub>2</sub> ša-ar a-ra-an arnu 罰、ペナルティ  
 人は その 犯罪人として罰金を

 di-nim su-a-ti it-ta-na-as-si našū 耐える、持ち運ぶ  
 訴訟の その 負担する

第13条 (試訳)

(原告あるいは被告となった) 人が、自分の側の証人をつくることができないならば、裁判官は6ヶ月までの期間を指定するが、もしその当事者(原告あるいは被告となった者)が6ヶ月までのその期間に自分の証人をつくれなかった場合、その当事者は当該訴訟の犯罪人として、訴訟の罰金

を負担しなければならない。

### 第13条の解釈

本条訳文では、単に「人が……」という書き出しにしたが、これは解釈上この訴訟を起した原告と被告の双方を意味するのではないかと思われる。裁判を起した原告も、贓物牙保で訴えられた被告もともに自分達の証人を捜すことができなかつた場合、裁判官は判断することができないので、その両当事者に「罰金刑」を命じたものと思われる。

筆者はこの第13条の最初の行の主語をその二ヶ条前の「紛失物の主」を「訴訟を起こした側の証人」と一応解釈しておいたが、多くのハンムラビ法典の解釈者たちは「その近くに自分の証人がいないなら……（その者が……）」という風に従来解釈してきたようで、原田慶吉氏の訳は「もしその者に、彼の証人が近辺にあらざるときは、裁判官（複数）は期間を六ヶ月まで彼に定め、しかしもし六ヶ月内に、彼の証人を連れいかざりしときは、その者は犯罪人なり、その訴訟の罪を負担す。」となっており、同じく中田一郎氏も「もしその人に関して、彼の証人が近くにいないなら、裁判官たちは彼のために6ヶ月の（猶予）期限を設定しなければならない。もし6ヶ月がたって彼が彼の証人たちを出廷させられなかつたら、その人は嘘つきである。彼はその裁判の（あらゆる）罪を負わなければならない」と主語は紛失品の主だとしてそのまま訳しておられるようである。

### 第14条（原文・逐語訳）



sum-ma a-wi-lum mār a-wi-lim

もし 人が 息子を 人の



## 第14条（試訊）

ある者が、他人の幼い息子を盗んだ場合、その者は死刑に処せられる。

## 第14条の解釈

幼児誘拐犯の規定である。条文上の規定では「息子 māru<dumu」となっていて、「娘 mārtu<dumu-mi<sub>2</sub>」は書かれていないが、この男性形は代表して掲げられていて当然「娘」もこの条文上の規定に含まれると解釈されるべきだろう。この幼児誘拐の罰則規定は、当時の状況下でその誘拐した子供を奴隷に売りとばすことを主たる目的とした犯罪行為で、ハンムラピ法典では「幼い息子」を盗むという表現で、特に幼児誘拐を冒頭に置いてその親の出自に関係なく「幼児誘拐」はいかなる者でも死刑になることを明白に規定しているのである。この条文に続くハンムラピ法典の第15条～第19条には「奴隷」に関する規定が出ているが、それは明らかにこの第14条の「幼児誘拐」が奴隷制度に繋がるものであることを示している。原田慶吉は、この条文を第7条の時と同じく「人の息」として訳しておられるが、中田一郎氏の訳は「もし人が（他の）人の幼い男児を盗んだなら、彼は殺されなければならない。」としている。

このハンムラピ法典第14条の規定は、この時代より約1200年くらい経ってからユダ王国の崩壊後、ユダヤ民族がバビロニアに捕囚として連行された後、これらの法規を継承して『旧約聖書』を成立させ、その「出エジプト記」の中に成人を含めた規定として登場してくる。勿論、「出エジプト記」の時代は、バビロン捕囚との丁度中間であるから（B.C.1200～1100）、こうした誘拐罪の規定は古代よりずっと禁止されるものとして宗教法上も

厳しく取り締りの対象となって、普遍的に禁止されてきたもの、と解することができる。

旧約聖書「出エジプト記」第21章16節

אִישׁ	וְנִיב			
another	and-one-kidnapping			(16)
יּוּמָת׃	מוֹת	בְּיָדוֹ	וְנִמְצָא	וּמְכָרוֹ
he-must-die	to-die	in-hand-of-him	or-he-is-caught	whether-he-sells-him

(第21章16節、邦訳) 人を誘拐する者は、彼を売った場合も、自分の手もとに置いていた場合も、必ず死刑に処せられる。

こうした「人道上の規定」は、旧約聖書から更に出エジプト記のモーセの説教を民族宗教に進展させた「申命記」において、イスラエルに対する神の選びの愛とそれに対するイスラエルの責任を強調した内容として「イスラエル人の誘拐」という特別な規定となって現れ、「申命記」第24章7節では以下のごとくなる。

כִּי־	יּוּמָצָא	אִישׁ	גֵּנֵב	נַפְשׁ	מֵאֲחָיו	מִבְּנֵי יִשְׂרָאֵל
	he-is-caught	man	one kidnapping		of-brothers-of-him	Israel from-sons-of
וְהִתְעַמְרָה־	בּוֹ	וּמְכָרוֹ	וּמוֹת	הַגֵּנֵב		
and-he-treats-as-slave	to-him	or-he-sells-him	then-he-must-die	the-kidnapper		
הַהוּא	וּבְעֵרָתָּ	הָרָע	מִקִּרְבְּךָ׃			
the-that	so-you-purge	the-evil	from-among-you			

(邦訳) 同胞であるイスラエルの人々のうちの一人を勾引かして、これを奴隷のように取り扱い、またはこれを売る者を見つけたならば、その勾引かした者を殺害して、貴方がたの中から悪を除き去らねばならないものとする。(ibid.)

これらすべての宗教規範および法思想の根底となったのがこのハンムラピ法典第14条であると考えられるのである。

### 第15条 (原文・逐語訳)

  
sum-ma a-wi-lum lu warad ēkallim

もし 人が 奴隷であれ 宮殿の

  
lu amat ēkallim lu warad maš-en-kak

下女であれ 宮殿の 奴隷であれ ムシュケーヌの

  
lu amat maš-en-kak abullam uš-te-zī id-da-ak abullam < kač-gal 城門

下女であれ ムシュケーヌの 城門を 去るならば 殺される ezēbu 去る

### 第15条 (試訳)

ある者が、宮廷奴隷か宮廷の女奴隷さらにムシュケーヌムの奴隷か女奴隷を都市の城門から（外に）逃亡させたる場合において、その者は死刑に処せられる。

### 第15条の解釈

すでに第8条で登場したムシュケーヌムという社会階層は、バビロニア社会において、ある意味では自由人階層アウィルムの下位に立つと考えられるものの、国王に従属し、国王に直接仕える者であったがために、この条文のように特別な保護が与えられ、奴隷も所有することが認められていたばかりでなく、その奴隷を逃亡させた場合の処罰規定までもハンムラピ法典が厳格に規定していたものであると考えられる。

ムシュケーヌムに関して、原田慶吉氏は、それが本来「拝跪する」という意味で、セミティック語では乞食的貧窮者の意を帯びている、と解釈しておられる（第8条の解釈のところを参照されたい）。

この第15条と次の第16条の規定に関し、ハンス J.ベッカー氏は、前の第14条を訳出し解説した後「続く規定部分では、ハンムラピ法典は所有物保

護の観点から一連の事例を取り扱っている。該当する対象は奴隸である。ここでも宮廷の奴隸、つまり王が所有する奴隸に関して宮廷や王の側に立つ特別な法的保護が定められている。際立っているのは、第15条と第16条が、ムシュケーヌムが所有する奴隸に対しても同等の法的保護を規定していることである。先に触れた、ムシュケーヌムが明らかに王と特別の関係に立つ人物であるという規定は、この二つの規定からその裏付けを得ることができる。」この第15条をハンス・ベッカー氏は「ある人が、宮廷奴隸か宮廷女奴隸、あるいはムシュケーヌムの奴隸かシュケーヌムの女奴隸の一人を町の門から逃亡させた場合、その者は殺されなければならない。」(H.J.ベッカー著、鈴木佳秀訳『古代オリエントの法と社会』ヨルダン社、p.124)と解しているのである。

原田慶吉氏の訳は「もし人が、宮廷の奴隸にせよ、宮廷の女奴にせよ、ムシュケーヌム(8条参照)の奴隸にせよ、ムシュケーヌムの女奴にせよ、市の門を立ち去らしめたるときは殺さる。」となっており、一方の中田一郎氏の訳は「もし人が王宮の男奴隸、王宮の女奴隸、ムシュケーヌムの男奴隸、あるいはムシュケーヌムの女奴隸を(市の)門から出て行かせたなら、彼は殺されなければならない。」となっている。ここで古代バビロニアの社会が、多分その都市毎に城郭に囲まれ、その城郭内で奴隸等はかなり厳重な管理がなされていたことがわかるのである。

### 第16条 (原文・逐語訳)



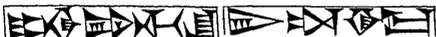
sum-ma a-wi-lum lu wardam lu amtam

もし 人が 奴隸であれ 下女であれ



hal-ga-am sa ekallim u<sub>3</sub> lu maš-en-kak

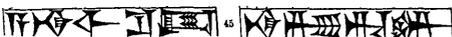
逃亡者を の 宮殿又は ムシュケーヌからの halqu 逃亡者、落とし物



i-na bi-ti-šu ir-ta-ki ma

rakū 保護する

中へ 家の 保護して、



a-na šī-si-it na-gi-ri-im

šīšitu 叫び

でも 大声 警告官の



la us-te-zi-a-am be-el bitim

ないなら 去らせ 主は 家の



su-u<sub>2</sub> id-da-ak

その 殺される

## 第16条 (試訳)

ある者が、宮殿かムシュケーヌムのところから逃亡した奴隷または女奴隷を自分の家に保護して（匿い）大声で（告知する）告知伝令官の布告に応答せず（その者を）外へ連れ出さなかった場合、その家の主人は死刑に処せられる。

## 第16条の解釈

この第16条を解釈する場合、第4行目のšī-si-it na-gi-ri-im（大声警告官、大声の伝令官）と名詞の形で訳すか、その前のa-naという前置詞をただ単にその伝令官の「(布告)で……」と解釈するかでかなり異なった訳文となる。

筆者はこのšī-si-itを次のna-gi-ri-imとの熟語として「大声で（告知する）伝令官」と解釈すると同時に、その伝令官もしくは警告官が「大声で

布告しても」という両方の意味をもたせて上の試訳とした。

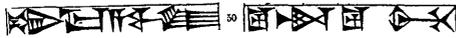
前述のハンス J.ベッカー氏の著述でその鈴木佳秀氏の訳ではこのšī-sī-it の「大声～」が完全に欠落している。鈴木佳秀氏訳「ある人が宮廷かムシュケーヌムのもとから逃げた奴隸か女奴隸の一人を自分の家にかくまに匿い、伝令官の布告に答えず連れ出さない場合、その家の持ち主は殺されなければならない。第16条」、原田慶吉氏と中田一郎氏はともに「大声～」を入れて訳しておられる。つまり原田慶吉の訳は「もし人が、逃亡中の奴隸にせよ、女奴にせよ、宮廷あるいはまたムシュケーヌムの者を、彼の家の中に留め隠して、大声告知人の叫に拘わらず、立ち去らしめざりしときは、その家の主は殺さる。」であり、また中田一郎氏の訳は「もし人が王宮あるいはムシュケーヌムの逃亡中の男奴隸あるいは女奴隸を自分の家に匿い、大声告知人の告知にもかかわらず出て行かせなかったなら、その家の所有者は殺されなければならない。」となっている。

この原田氏と中田氏がともに使用している大声告知人というのは、バビロニア宮廷の役人なのかハンムラピ王の個人的な使用人なのか詳しいことはわかっていないが、このような布告をかなり大声を出してその受け持ち領域内で告知して歩いていた役職の人物がいた、ということだけはこの第16条の条文でわかっている。

ハンムラピ法典では、「宮殿またはムシュケーヌムのところから逃亡した奴隸」という社会的身分としての奴隸の地位が記されているだけであるが、これが後世の『旧約聖書』などになると「ヘブライ人である奴隸」というような民族的な階層としての奴隸などに置き換えられていくとともに、奴隸の身分はもっとゆるやかな規定に変化してゆく、「出エジプト記」の場合、ヘブライ人である奴隸は6年間働けば自由になるという規定が加えられ、また目や歯を折った場合にも奴隸は自由な身分となって解放されるようになる。

伝令官の布告というのは、おそらく伝令が「奴隷が逃亡したぞ！」と公然と触れ回っているのに逃亡した奴隷を隠したりしたことを意味するのであるから、このような重罪として処刑されたもの、と考えられるのである。

### 第17条 (原文・逐語訳)



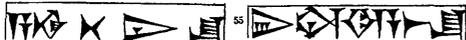
sum-ma a-wi-lum lu wardam lu amtam

もし 人が 奴隷であれ 下女であれ



hal-ga-am i-na si-ri-im is-ba-at ma sêru 野

逃亡者を 中で 野原の 取り押さえて、



a-na be-li<sub>2</sub> šu ir-te-di-a-as su ridū 導く、支配する

に 主 その 連れ行くなら 彼を



2 siqil kaspim be-el wardim i-na-ad-di-is-šum šiqil < gin<sub>2</sub>

2 シェケルの銀を 主が 奴隷の 支払う nadānu 与える、支払う

### 第17条 (試訳)

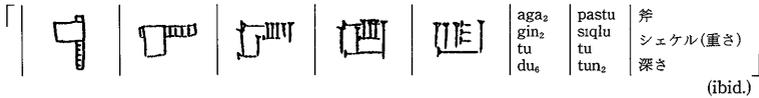
ある者が、逃亡したる奴隷および女奴隷を野原で捕え、その所有者のところへ連れていった場合、その奴隷の所有主はその者に銀2シェケルを(報酬として)与えねばならない。

### 第17条の解釈

古代のアカド法において「逃亡奴隷の問題」はかなり重要で普遍的な事項であった。

シェケル（原田氏訳ではシクル、中田氏訳ではシキルと異った単位を使っているが読み方の違いだけで同じもの）という単位は、1 マナの60分の1で、1 マナは約500g だから〔本ハンムラビ法典第24条参照〕 奴隷を連れてきた謝礼は約17g の銀と考えて良いだろう。中田一郎氏は、約16.7グラムと微細に解釈しておられるが、古代の計量がそれほど正確に測れるかどうかは疑問である。

なおシェケルという単位は、シュメール時代の象形文字（絵文字）では斧の形から派生しており、それが古拙文字から楔形文字に変化した形は



である。

ハンムラビ王の統治時代 (B.C.1728～1686) における重量単位は、古代世界における「重量測定の制度」がかなり複雑で多様だったため正確には分からないことが多いが、このバビロニアに続くアッシリア時代の重量がだいたい分かっており、アッシリアはその多くの単位をバビロニアの先例からそのまま継続したものが多いため、その両者を合せた「アッカド時代」においてほぼどの位の重量かだいたい判断ができるのである。この第17条の原田慶吉氏の訳は「もし人が、逃亡中の奴隷にせよ、女奴にせよ、これを野の中に取り押えて、その主にこれを連れ行きたるときは、銀2シクルを、奴隷の主は彼に与う。」であり、一方、中田一郎氏の翻訳は「もし人が逃亡中の男奴隷あるいは女奴隷を荒野で捕え、その所有者まで連れてきたなら、奴隷の所有者は銀2シキル（約16.7グラム）を彼に与えなければならない。」としている。この第17条について、ハンス J.ベッカー氏著で鈴木佳秀氏の訳は、前の条文から続いて「この第16条の後に、『逃亡奴隷』を取り扱う規定が置かれている。逃亡奴隷は、ことさら奴隷所有者の身分に応じて違いが設けられることなく、一般的な形で規定されてい

る。この逃亡奴隷に関する規定で、再び死刑が科せられている。逃亡奴隷を家に匿った者は、死刑であると明記している（第19条）。他方、逃亡奴隷を捕えて持ち主に引き渡す者には報償が与えられる」と記した後に、第17条の訳文を掲載して「ある人が逃亡した奴隷を戸外の野で捕え、その持ち主のところに連れ戻した場合、奴隷の持ち主は彼に2シェケルを与えなければならない。第17条」と訳文を記述したさらに後に、「逃亡奴隷の問題は、他の古代オリエント法でも重要な役割を占める主題であった。既にウル・ナム法典は、その第15条で逃亡奴隷を規定の対象としている。他の法集成も例外なくこの逃亡奴隷に触れている（リピト・イシュタル法典第12条、第13条、エシュヌナ法典第49条以下参照）。この規定は、明らかに古代オリエント世界全体にわたって、重要であった問題を扱っている。これはただ単に所有権に関わる問題に留らず、社会秩序全体に関わる問題であった……」と論じ、旧約聖書への言及がなされ、旧約聖書の申命記第23章16節－17節の規定によって旧約聖書では逃亡してきた奴隷をこれらの古代オリエント法とは全く反対に「その主人に引き渡してはならない」という記述があることから、聖書に対する特別な思いと解釈がハンス・J.ベッカー氏の著述にはあるようである。

### 第18条（原文・逐語訳）



šum-ma wardum šu-u<sub>2</sub> be-el šu

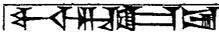
もし 奴隷が その 主を 彼の



la iz-za-kar a-na ēkallim

ないなら 名乗ら に 宮殿

zakāru 名指す、宣言する

				
i-ri-id-di su	wa-ar-ka-zu	ip-pa-ar-ra-aš	ma	parāsu 調査する
連れて行き 彼を その後 調査して、				warku の後
				
a-na	be-li su	uc-ta-ar-ru su	tāru 返る、返す	
へ 主 彼の		返す	彼を	

### 第18条 (試訳)

(前条のように戸外の野原で捕えた) 奴隷が、自分の所有者 (主人) の名を名乗らないならば、その奴隷を宮殿に連れてゆき、その背後の事情 (奴隷の) 身元を調査して、(奴隷の) 主人のもとにその奴隷を返すようにしなければならない。

### 第18条の解釈

奴隷は単なる商品と同じであり、紀元前の17～18世紀においてはその所有に関する規定は厳格であったのは当然である。

この第18条に関する原田氏と中田氏の翻訳は、原田慶吉氏の訳が「もしその奴隷が彼の主を名指さざりしときは、<sup>62</sup>宮廷に彼を連れ行き、その背後<sup>64</sup>にひそむ事情が審査せられ、しかる後〔彼等〕<sup>66</sup>彼の主<sup>67</sup>に彼を返す。」となっており、その原田氏の〔註〕は、「(64行) Deimel 参照。もつとも war-kâsû を「その事件」(Eilers)、「彼の過去の行情」(Harper, Edwards, Luckenbill) と訳する者あり。また審査せられたる「後」(Müller) と訳す者もある。」としている。

〔なお原田氏の訳に添えられた (64行) という数字は、楔形文字の原文がハンムラピ法典石柱の正面にあるシャマシュ神の椅子の後脚下から始まっており、前文がその縦書きの欄 (段) の第5欄 (段) 目ほぼ中央まで続いており、そこから第1条が始っているので、この「(64行) というのはその下の第六欄 (段) 目の正面右から数えて64行目の楔形文字として原文が

存在することを表わしている。中田氏のほうもラテン数字で欄（段）をアラビア数字で行数を示してあるが、それらはすべて省略することにした。原田氏は、その〔註〕において楔形文字原文第4行目（第六段の64行目）にある wa-ar-ka-gu（原田氏の註では warkāsū）を、その翻訳で「その背後にひそむ事情が……」と訳したことについて他の研究者の訳文を参考にのせ、ハーパー（Harper）、エドワーズ（Edwards）、ラッケンビル（Luckenbill）がともに「彼の過去の行情」という意味でとっているから、このような訳文になったことを説明しようとしている。中田氏はこのアッカド語の単語にそこまで拘泥せず、以下にその翻訳を転載したように「彼（その奴隷の）事実関係が確定されなければならない……」という訳文だけに留めておられる。中田一郎氏の訳は「もしその奴隷がその所有者（の名前）を言わないなら、彼はその奴隷を王宮に連れていき、彼（その奴隷）の事実関係が確定されなければならない。そして彼（その奴隷）を彼の所有者に返さなければならない」となっているが、古代の奴隷制を考慮する場合、その奴隷がいかなる理由で奴隷の身分になったか、いくら古代社会であったからといってそのまま所有者に直ちに戻すようなことはなかったであろう、と思われる。

古代法の解釈においては、特にそのような法的考察をしなければ、古代法の規定する内容はきちんと把握できず、また完全に解釈したとは言えないのではなかろうか。古代の奴隷制については次の第19条の解釈のところに掲載した「ローマ法大全」における逃亡奴隷の規定などを良く読んで、その何たるかを深く把握してもらいたいものである。

## 第19条 (原文・逐語訳)

	sum-ma wardum su-a-ti i-na bi-ti su	
	もし 奴隷を その 中に 家の その	
	ik-ta-la su wa-ar-ka wardum	ka-lū 留める、閉じる
	留めており、その後 奴隷を	
Col. IX. 	/ i-na ga-ti su it-ta-as-ba-at	sabātu 掴む
	で 手 彼の 捕らえても	
	a-wi-lum su-u <sub>2</sub> id-da-ak	
	人は その 殺される	

## 第19条 (試訳)

(ある者が) 自分の家の中に逃亡奴隷を匿い、(その後になって) 自分の手でその奴隷を捕えた(と後に公言した)としても、その(一旦は奴隷を匿った)者は死刑に処せられる。

## 第19条の解釈

一度たりとも奴隷を自分の家の中に匿った者は、途中で自分の気が変わってその奴隷を捕えたことにして所有者のもとにやってくる、逃亡奴隷を匿ったということがわかれば、その者は殺害される、というのである。

この第19条の翻訳で、原田慶吉氏の訳は「その匿った人の手で」と解されるが、中田氏はその奴隷が「彼の手中にあるのを取り押さえられたら……」と他人がその奴隷を取り押えたように拡大解釈している。以下にその原田慶吉氏の訳は「もしその奴隷を彼の家の中に留め置き、その後奴隷が彼の手の中にて取り押えられたるときは、その者は殺さる。」となって、それに対して、中田一郎氏の訳文は「もしその奴隷を彼が自分の家

に留めておき、のちにその奴隷が彼の手中にあるのを取り押さえられたなら、その人は殺されなければならない。」となっている。アッカド語の文章に問題があるのか、指示代名詞に問題があるのかかわからないが、中田氏のように *ga-ti* を「(その) 手中にあって……」と解釈するのもひとつの方法かもしれない。

逃亡奴隷については、ローマ法大全 (Corpus Iuris Civilis) の学説彙纂 *Digesta* 第11巻第4章でも“*De Fugitivis*” (逃亡奴隷に就て) という項目において幾多の詳細な規定が定められているが、その冒頭においてウルピアヌス・告示註解の第1巻として“*Is qui fugitivum celavit fur est* (逃亡奴隷を隠匿した者は盗人である)”という原則が先ず述べられている。しかしながらこのハンムラビ法典の第19条のようにいきなり死刑という厳しい罰則は定められておらず、法的にどのような手続きを取るべきかが詳細に論じられているのである。この条文に先立つ第18条で、古代バビロニアでは「捕えた奴隷が自分の所有者の名を名乗らない時、その奴隷を宮殿に連れて行って身元を調査する」ことが定められていたようであるが、ローマ法大全では、このような手続きはファビア法とモデストゥス諮問書簡で作成された「元老院決議」により以下の如く定められたのである。

*ut fugitivos inquirere volentibus litterae ad magistratus dentur, multa etiam centum “solidorum” in magistratus statuta, si litteris acceptis inquirentes non adiuvent. sed et in eum, qui quaeri apud se prohibuit, eadem poena statuta. est etiam generalis epistula divorum Marci et Commodi, qua declaratur et praesides et magistratus et milites stationarios dominum adiuvere debere inquirendis fugitivis, et ut inventos redderent, et ut hi, apud quos delitescant puniantur, si crimine contingantur.* (逃亡した奴隷を探し求めようと期待する者には、官憲への文書が付与されて、更に金貨100枚による「科料」なるものが、官憲に

たいして定められていた。しかるに、自分の手許で尋問されることを禁止した者に対しても同じ罰金が定められていたのである。さらにその上、マルクス帝とコモドゥス帝の一般書簡があって、地方総督も官憲もさらに兵士や守備隊員なども（奴隷の）所有者が、逃亡した奴隷を探し求めるのを支持しなければならないことが、これによって宣告されたのである。そしてその結果として発見された奴隷を返却し、そのこと（逃亡中の奴隷によって）で犯罪が起こされていたような場合には、これらの者のところにおいて隠れていた者達は処罰されることになるのである）このようにローマ法大全の中では、逃亡した奴隷とそれを隠まった者はかなり整備されたいくつかの法典とその規定で、処罰されるようになるのである。

この第19条の丁度真中第2行目のところでハンムラピ法典石柱の表面に刻まれた楔形文字原文の上から数えて第8欄（第8番目の段、コラム）が終り、第19条の第3行目からはその下の第9欄（第9段目）の表面から見て右側から縦に読んで左に進んでゆく読み方で条文が第20条～（以下）となって読み進めてゆくことになる。

第20条（原文・逐語訳）



šum-ma wardum i-na ga-at

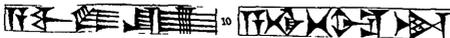
もし 奴隷が より 手



ša-bi-ta-ni su ih-ta-li-iq

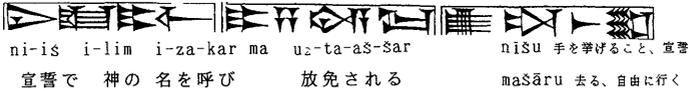
捕獲人の 彼の 逃げたならば

halāqu 奪せる、破壊する



a-wi-lum su-u<sub>2</sub> a-na be-el wardim

人は その に 主 奴隷の



## 第20条（試訳）

（一度捕えた）奴隷が、自分を捕獲した者の手から逃亡した場合に、その（捕えた）者は、奴隷の所有者（主人）に対して「神の名を呼んで（ある決った）宣誓をすれば」（その者の罪はないものとし）放免されるものとする。

## 第20条の解釈

奴隷を捕えた者が、その奴隷を逃がしてしまった時にある決った宣誓をすれば、その者の罪科が許されると解釈すべきで、放免されるのが奴隷と解するのは後世の人間の「奴隷解放規定」からの誤った少数の研究者による解釈であろう。

この第20条の翻訳も解釈についてもあまり研究者によって差がないが、古い訳と新しい訳とを例に見れば、まず原田慶吉氏の訳は「もし奴隷が彼の捕え人の手より逃げ去りたるときは、その者は奴隷の主に対し、神のもとに誓いて放免せらる。」となっており、それと同じく中田一郎氏の訳文も「もし奴隷が彼を捕えた者の手から逃亡してしまったなら、その人は奴隷主に対して神に誓ったのち、釈放される。」とその内容はほぼ同一であるが、古代バビロニアにおいて奴隷の逮捕は市民の当然の義務という原則が確立していたように思われる。

この奴隷を意味するアッカド語の wardum という単語は、新バビロニア語では語頭の w が消えて ardu- という語になり、同じセム系の新アッシリア語では母音の a が u に変って urdu という単語になる。丁度ギリシア語の語頭の Διγαμμα がアッティカ方言などで消滅するのと同じような

変化を示すのである。

この新バビロニアで ardu と呼んでいたものは、後のインド・ヨーロッパ語族で楔形文字をそのまま使用していたヒッタイト人にも継続的に使用されて「奴隷」の意味を伝えることになるが、ギリシア語で「生きた所有物」としての奴隷を示す一般的な用語として使用されていたドーロス *δοῦλος* とどのような差があるのか良くわからない。

ギリシアの奴隷制に関しては、アメリカ合衆国生まれで古代学を専攻しエール大学在学中にアメリカの共産党に入党し、冷戦時代に米ソ友好協会活動家のカザケヴィッチと結婚して旧ソ連に渡り、旧ソ連邦の科学アカデミーで古典古代的奴隷制史の研究と発表をおこなったエミリア・リヴォヴァ・カザケヴィッチという女性学者が詳しいが、ローマのようにその初期においてエトルリア人の支配下にいた民族は、必ずしもカザケヴィッチの主張するような「所有」の概念からだけ奴隷制を法制度化したものとは思われない。

ラテン語で確かに *servus* (奴隷) という単語はあるが、その発生は十二表法の第三表にもある如く債権の抵当として身体を提供した結果生じたもので、英語から日本の外来語になった「サービス (service)」の語源が、ラテン語動詞 *servire* から派生していることからわかるように「身体を抵当に入れる」ことから奴隷階級に落ちていったものもかなりいたと考えられる。このハンムラビ法典第15条から続く古代バビロニアにおける奴隷が、どのような言語を話し、いかにして奴隷の地位につくことになったか詳細な歴史の史料に乏しいが、ハンムラビ法典にあるように、シュメールとアッカド以外の民族で、この両民族に戦争で破れた人々が奴隷となったことはほぼ確かであろう。

もともとシュメール時代から、シュメールの周辺にいた各種の異民族「北方のスビル人、東方のエラム人、西方のマルトゥ人」などを、セム系

言語を話すアッカド人によって統治することになり、西方にいたマルトゥ人 kur-mar-tu などの民族をウル第三王朝あたりから奴隷として使用するようになり、語頭の m 音が消滅したか w 音に変化することなどの言語変化が起った結果、アッカド語の wardum という単語が出来あがったのではないかと思う。

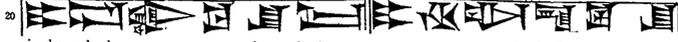
第21条 (原文・逐語訳)


  
 šum-ma a-wi-lum bi-tam ip-lu-uš palāsu 穴をあける、突破する

もし 人が 家に 侵入したならば


  
 i-na pa-ni pi-il-si-im su-a-ti pilšu 突破、侵入

で 面前 侵入の その


  
 i-du-uk-ku su ma i-ha-al-la-lu su halālu 投げ込む

殺して、 彼を 投げ出す 彼を

第21条 (試訳)

他人が、(自分の) 家に (不法に) 侵入してきた時、その侵入している間 (自分たちの面前にいる時は) その者を殺害 (処刑) して (穴をあけた場所に) 投げ出して (住民に示す) ことができる。

第21条の解釈

住居不法侵入に関して、世界各地域と時代によってその法的対応はかなり異なる。米合衆国ルイジアナ州で起った「服部剛丈君射殺事件」で、被告ロドニー・ピアーズ被告の罪状認否がおこなわれた東バトンルージュ郡

裁判所は、被告側の「正当防衛」たることを認める形で決審した。同じく刑法第36条で正当防衛の認める日本の法制度のもとで、このように他人の住居地に侵入しただけで殺害したような場合、明らかに過剰防衛という認定が下され、正当防衛が認められることなどは先ず無いだろう。インドの古代『マヌ法典』では、昼間と夜間とではその対応方法が異なる扱いがなされているが、ハンムラピ法典では何の条件も示さず「死刑」が定められ、侵入者の遺体は外に放り出されることだけが明文で示されている。

古代ローマの十二表法においては、その第VIII表の12に *Si nox furtum faxsit, si im occisit, iure caesus esto* (仮に、夜陰に隠れて窃盗がなされたる時は、その盗人を殺害しても法により殺害されたるものとみるべし) という規定があり、やはり夜間においてのみ殺すことのみが許可されていたのである。

従来出版されてきた翻訳の中で、原田慶吉氏は楔形文字本文1行目末の動詞 *ip-lu-uš* を「闖入したるときは……」と訳しておられるが、この動詞は、原文1行目の末に註がつけられたように、本来、*pa-lā-šu* (穴をあける、突破する) という動詞であり、アッカド語をそのまま直訳すれば確かに穴をあけると訳せるが、中田一郎氏のようにそのままの形で翻訳して良いものかどうか、盜棒の形態は場所と状況によってその社会の中で異ってくるのである。

古代ギリシアと古代インドでは、このアッカド語と同様に「壁を抜ける穴」を掘って家の中に侵入する *τοιχωρῖχ-εω* という動詞から派生した *τοιχωρῖχος* (壁掘り=泥棒) ということで「泥棒」という名詞が出来あがっている (Henry George Liddell & Robert Scott “A Greek-English Lexicon” Oxford p.1802)。

またサンスクリット語でも同様に、「抜け道を掘る」という動詞で、板塀を切ったり、家の一部を破壊して侵入する「泥棒」の意味に拡大されて

いったのである。従って翻訳としては原田慶吉氏の「闖入したるとき……」が良いが、その処刑方法としては、原文3行目にあるその動詞 i-ha-al-la-lu を「埋める」と解釈するのか、家の前に「吊り下げる」と解釈すべきか正確にはわからない。筆者は公道に投げ出すと試訳しておいたが、家の前に吊るすのではあまりにも見た状況が良くないのではなからうか。原田慶吉氏の訳は「もし人が家に闖入したときは、彼の闖入場所の面前において、「彼等」彼を殺し、しかる後彼を埋む。」となっており、中田一郎氏の訳文は「もし人が（他人の）家に穴を開けたなら、彼らはその穴の前で彼を殺し、彼を吊さなければならない。」

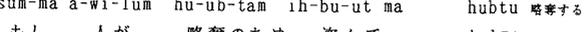
古代法の解釈としては、その穴をあけた場所に短時間吊るしてその地区の住民がすべて確認した後で埋めたか、都市の外壁の外に捨てた、と理解すべきではなからうか。

なお、古代バビロニアの住居と壁を意味する楔形文字に関して、それに先立つシュメールの象形文字（絵文字）からの発達は以下に示す通りである。

絵文字		バビロニア			アッシリア		意味
		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		
					シュメール	アッシリア	
					hat <sub>3</sub>	dUru	壁
					dag tag <sub>2</sub> par <sub>3</sub>	dak daq par <sub>3</sub>	住宅 宅

(飯島紀氏著「アッカド語」国際語学社刊 p.181)

## 第22条 (原文・逐語訳)

						略奪する
Sum-ma	a-wi-lum	hu-ub-tam	ih-bu-ut	ma	hubtu	略奪する
もし	人が	略奪のため	盗んで		habātu	盗む、破壊する
						
						取る、羅む
it-ta-as-ba-at	a-wi-lum	Su-u <sub>2</sub>	id-da-ak	sabātu	sabātu	取る、羅む
捕らえられたならば	人は	その	殺される			

## 第22条 (試訳)

人が、(他人の財物を)略奪するために強盗(追い剥ぎ)をしたことで捕えられたらば、その者は死刑に処せられる。

## 第22条の解釈

この楔形文字の表わすところが、今日でいう強盗なのか窃盗なのか正確には良くわからないが「略奪のために盗む」と解釈し、また全体から判断するとやはり強盗とみる他はないように思われる。日本の刑法第236条では、五年以上の有期懲役であるが、アッカド法の時代では死刑以外の選択はなかったものと思われる。

この第22条の hu-ub-tam (略奪のため) と次の第23条の ha-ab-ba-tum (強盗) のしたことにどれだけの差があるか、すなわち現代刑法でいう「窃盗」と「強盗」との言語における意味の差があるのかなのか、という問題が必ず出てくることになる。この後に出てくるセム系の宗教に記載される犯罪でも、例えばムハンマッドが神アルラーの啓示によって表わした「アル・クルアーン(聖コーラン)」とムハンマッドの言行録「ハディース」に記されたイスラーム聖法シャリーアの規範では、ただ単に「盗み」とあるものが多く、イスラーム刑法をそのまま適用していると自称するサウジアラビアの裁判所でも「路上強盗」すなわち「追い剥ぎ」と「窃盗」とを区別するだけである。

このハンムラピ法典の第22条は、後のサウジアラビアで解釈されているイスラーム刑法でいう、追い剥ぎに近いとみられるので、サウジアラビアの刑罰としても1. 死刑、2. 磔刑、3. 手足切断刑、4. 懲役のいずれかの罰則が裁判官によって選択されることになる。

どうもセム系語族においては、単なる「窃盗」と「追い剥ぎ」あるいは「他人の家に押し入る強盗」というような法的な区別をあえて意識して翻訳できる内容と資料が少ないようで、原田慶吉氏は「もし人が強盗を強盗して（働きて）、取り押えられたるときは、その者は殺さる」というふうに、動詞 hu-ub-tu（略奪する、窃盗する、路上強盗する、追い剥ぎする）と ih-bu-ut-ma（盗んで、窃盗して）そして第23条の冒頭にある ha-ab-ba-tum（強盗が……）という名詞とを同等のもの、と考えているようである。中田一郎氏もこの第22条はこれらの動詞を「盗む」というひとつの概念でしか把握していないようで「もし人が強盗を働き、捕えられたなら、その人は殺されなければならない。」という翻訳だけに終始しているように思われる。

この第22条に類似した規定として、古代インドの『マヌ法典』第九章270条～271条を以下に参考としてあげておくが、このマヌ法典のほうは、自分の家に匿うだけでなく、その村において盗賊を匿う者が盗賊に便宜を与えたことで、かなり異っていることに注意しなければならない。

「正義の国王は、その盗人が所持した盗品とともに捕えられたものでなければ、その盗賊を処刑死させてはならない。盗んだ品物および強盗の道具とともに捕えられたものは直ちに死刑にしてもよい。また村落において、盗賊に食物を与え、あるいは彼等の盗賊備品等を隠匿するための場所を提供したような者は、すべてこれを死刑にするものである」

## 第23条 (原文・逐語訳)



sum-ma ha-ab-ba-tum la it-ta-as-ba-at

もし 強盗が ないで 捕らえられ



a-wi-lum ha-ab-tum mi-im-ma šu

人は 略奪された 何かを 彼の


hal-ga-am ma-ha-ar i-lim u<sub>2</sub>-ba-ar ma halqu 紛失物

紛失物を 前に 神の 証明して、


alum u<sub>3</sub> ra-bi-a-nu-um sa i-na alum < uru

町 と 町長は その での

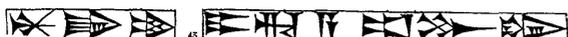

ir-si-ti šu-nu u<sub>3</sub> pa-ti šu-nu

地 彼らの と 区域 彼らの



hu-ub-tum ih-ha-ab-tu mi-im-ma šu

略奪で 奪われた 何かを 彼の



hal-ga-am i-ri-a-ab-bu-šum rābu 賠償する

紛失物の 賠償する

## 第23章 (試訳)

強盗した者が逮捕されなかった場合、(自己の所有物の何かを) 略奪されたる者は、その紛失物を神の前で(それが何であるかを) 立証しなければならない。(その者が居住する) 都市と市長は(略奪された領土とその行政区域の) 責任者として、強盗によって奪われた紛失物を賠償する責を有する。

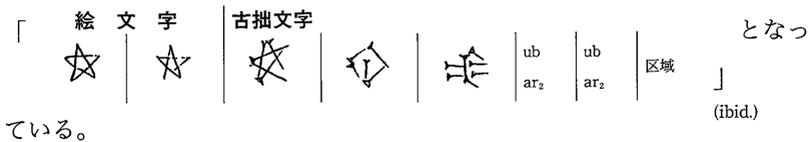
## 第23条の解釈

古代社会の治安担当責任者が、「自分の統括する都市内で強盗にあった

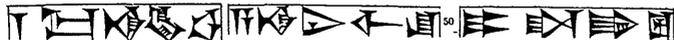
者の被害額を賠償するべきもの」とした規定であり、当然のことながらその居住する（統治する）都市は小さく、かなり全ての住人に対する目がゆき届いていたと思われる。その賠償に至るまでの過程で必ずおこなわなければならないのが「神の前でおこなう宣誓」であった。その宣誓をおこなう場所は、当然のことながらハンムラビ法典の前文中に記された裁判をおこなう場所である「エサギラ神殿」であり、神とはこのハンムラビ法典の上部に彫刻された司法神であり太陽神であるシャマシュ神であると考えられる。このような宣誓をおこなう裁判を「神明裁判」と一般的には呼んでいるが、このように行政上あるいは私法的なものに関する賠償行為も神明裁判の手続きの中で取りおこなわれたようである。

この第23条の後から2行目にある mi-im-ma について、その盗難にあった品物のすべてなのかあるいはその中の「何かの物品」であるのかもしくは盗難の被害物と「同一の品物」なのかについて、翻訳者によってかなり解釈上の差が出てきているようである。そしてその前提として、その盗難物を神の前で立証しなければならない、という面倒な手続きがこの条文には入れられている。中田一郎氏の「……無くなった物は何であれ……」というのはちょっと意味が強すぎると思われるが、原田慶吉氏の「紛争中の彼の何物かを……」では特定物がはっきりせず、翻訳上の問題がかなりあると思われる。それではこの両者の翻訳を次にみてみよう。まず原田慶吉氏の訳は「もし強盗（人）が取り押えられざりしときは、強奪せられたる者は、紛失中の彼の何物かを、神の前に証明し、しかる後自己の地と区域の中にて強盗が強盗せられたる（働かれたる）町とその長は、紛失中の彼の何物かを彼に賠償す。」となっており、それに対して中田一郎氏の訳は「もし強盗が捕えられなかったなら、強盗にあった人は、無くなった物をすべて神前で明らかにしなければならない。そして、強盗が行われたその地あるいは領域の（行政権を有する）市とその市長は、彼の無くなった物

は何であれ彼に償わなければならない。」となっている。古代バビロニアにおいて、国王によって画定された「行政区」（この解釈の末を参照のこと）の責任者は、その治安の維持にかなりの神経を使わされていたに相違ない。古代の法を適用するにあたって、今日でいう公法と私法の混在がこのような形で見られ、特にこの第23条に関しては、民事上の損害のみならず、刑事上の被害をも行政区の責任者が支払っていたことがわかるのである。この行政区の責任者が、第26条以降に登場する「<sup>パ-イムム</sup>按察官」のことかあるいはその同じ条文に登場するレードゥム（憲兵を包む軍族の階級）なのか、あるいは他にそのような役職についていた者がいるのかどうか詳しくはわからないが、この第23条の第4行目にある ra-bi-a-nu-um（市長、町長）は、そうした治安維持関係者を統括する地位にいた者と考えられる。楔形文字原文の第5行目に出てくる pa-ti（区域）とは「行政区」であると思われるが、シュメール時代から、こうした区域を表わす一般名詞は ub または ar<sub>2</sub> であり、その象形文字（絵文字）からの発達は



第24条（原文・逐語訳）


sum-na na-bi-iš-tum ai <sup>um</sup> u <sup>3</sup> ra-bi-a-nu-um
(上記で) もし 生命なら 町 と 町長は

l ma-na kaspim a-na ni-si šu i-ša-ga-lu saqālu 益る、支払う
l マナの銀を に 町民 その 支払う

## 第24条（試訳）

（第23条の条文より続いて）（強盗に入られたる者の紛失したのが）生命であるならば、都市とその市長は（失われた生命の代価として）1 マナの銀を（強盗に入られた）住民（の遺族）に支払う。

## 第24条の解釈

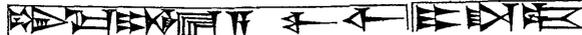
前条に続き、強盗に入られて紛失したものがその都市の住民の生命であったならば、1 マナ（原田氏の訳ではマヌー）の銀を（多分強盗に入られた家の）戸主である住民に対して支払う、と解釈すべきだろう。

ハンムラピ王が統治していた時代の1 マナとは、正確にはどれ位の重量が分からないが、「新アッシリア時代にも標準的な重量の単位としてバビロニア時代の重量を使用していた」という記述があるので、1 マナは約500gに相当したと思われる。そうすると現在のアメリカ合衆国で使われている重量単位1 ポンドに近い単位であったのではないかと推定されるのである。更に1 マナは60シェケルに分割された。このマナは、後にアッシリアで「軽量マナ」となり、アッシリアではこれと併行して「重量マナ」という単位が用いられた。1 重量マナは約1 kgに相当したとみられているが、ハンムラピ王統治時代のバビロニアでは前記のように約500gの銀が都市の一般的な「住民の生命の値段」であったと考えてよい。

第24条の訳文は、前の第23条からアッカド語の文章が続いているので、その翻訳にあたり各翻訳者が条文の部分だけを訳すのに苦労しておられる。その原田慶吉氏の翻訳は「もし〔問題となれるものが〕生命なるときは、町とその長は、銀1 マヌーをその所屬員に支払う」というふうに強盗に入れられ失ったものを問題となれるもの、と訳しておられる。一方、中田一郎氏の訳は「もし（無くなった物が）生命なら、市と市長は彼の遺族に銀1 マナ（約500グラム）を支払わなければならない」と無くなった物

という訳文を括弧つきであてておられる。

第25条 (原文・逐語訳)



Sum-ma i-na bit a-wi-lim i-sa-tum išatu 火  
もし に 家 人の 火災が



in-na-bi-ih ma a-wi-lum napāhu 起きる  
起きて、 人が



Sa a-na bu-ul-li-im il-lī-ku balū 毀す、消す  
所の ために 消す 来た



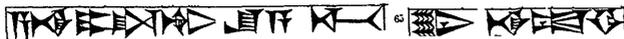
a-na nu-ma-at be-el bitim  
に 家具 主の 家の



i-in šu iš-si-ma nu-ma-at be-el bitim sāmu 決定する  
目を 彼の 向けて 家具を 主の 家の



il-te-di a-wi-lum šu-u2 liqū 取る、受ける  
取るならば 人は その di は q<sub>12</sub> の誤り



a-na i-sa-tim šu-a-ti in-na-ad-di nadū 投げる  
に 火 その 投げられる

第25条 (試訳)

人の(居住する)家屋が火災によって燃焼している時に、その火災を消火するために来た人が、その燃焼している家の家財道具等に目をつけて、(燃焼している家などの)家財道具を略奪しようとするならば、その者は(その)火災の中に投げこまれる。

### 第25条の解釈

火災が発生している時に、その火災を消火する目的で集った人の中に燃えている家の中の家具等を盗む目的で持ち出そうとする人がいたら、その者をつかまえてその火事の中に投げ込むことができるという規定である。

古代社会にあつて、家具等は貴重なものでしかも他人の火事という不幸な状況下においておこなった犯罪に対する、ある種の見せしめ的な記述の条文である。

実際には、はたしてどれだけ適用された条文であるかは不明であるが、人が火事等の不幸にあつた時、善意で救助をおこなうにあつて、邪悪な意図を持ってはいけない、という多分に道徳的な規範としての意義を有していたものと思う。この第25条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし人の家に火が焚きつけられて（火災起りて）、消火せんがために赴きたる者が、家の主の物に眼を向けて、家の主の物を取りたる時は、その者はその火に投ぜられる。」となつており、一方近年翻訳した中田一郎氏の訳は「もし人の家で出火し、消火に行った（別の）人がその家の所有者の家財道具に欲心を起こし、（その）家の所有者の家財道具を盗ったなら、その人はその火に投げ入れられなければならない。」という翻訳をしておられる。

この第25条の5行目 *i-in šu iš-ši-ma* を原田氏のようにそのまま「眼を向けて」と訳すべきか、中田氏のように「……に欲心を起こし」と意識すべきかの問題であるが、現在でも「目をつける」という表現はそのまま使われているので、原田氏の訳のままでそれ程変えることはないかと思われる。

第26条 (原文・逐語訳)

-   
 sum-ma lu rid-sābē u<sub>3</sub> lu bāirum                      rid(-sābē) < aga-us<sub>2</sub> 兵  
 もし                      軍人であれ 又 警官であれ                      bāiru < šu-ha 警官
-   
 ša a-na har-ra-an šar-ri-im  
 所の者がに 出征<sup>Col.</sup> 王の
-   
 a-la-ak šu / ga-bu-u<sub>2</sub> la il-li-ik                      qibū 言う、命ずる  
 従軍を 彼の 命ぜられた ず 行か
-   
 u<sub>3</sub> lu <sup>am</sup> i u agram i-gur ma                      agāru 雇う  
 又は                      傭人を 雇って                      agru < hun-ga<sub>2</sub> 日雇い
- <sup>5</sup>   
 pu-uh šu it-ta-ra-ad lu rid-sābē                      puhhu 代わりに  
 代わりに 彼の 派遣したなら 軍人であれ                      tarādu 派遣する
-   
 u<sub>3</sub> lu bāirum šu-u<sub>2</sub> id-da-ak  
 又は 警官であれ それが 殺される
- <sup>10</sup>   
 mu-na-ag-gi-ir šu bi-zu i-tab-ba-al                      tabāru 取る  
 雇われた者は 彼に 家を その 取る

第26条 (試訳)

レードウーム                      バイルム  
 憲兵・軍族あるいは按察官であった者が、国王が出征するように命じた  
 (にも関わらず) 時に行軍せず、あるいは自分の代りに傭兵を雇って行軍  
 に参加したる者は、(それが憲兵・軍族あるいは按察官であれ) 死刑に処  
 せられる。また (その憲兵・軍族あるいは警官をそれを告発したる者は、  
 その所持する) 家屋を没収できるものとする。

第26条の解釈

この条文は、兵士<sup>レードウーム</sup> (憲兵を包む軍族の階級) や町の治安を守る地位

(<sup>パーイルム</sup>按察官など)にある者が、国王が出征命令を出した時にその徴兵を拒否したり、あるいは徴兵に参加せず自分の知りあいに代って傭兵となって出征してくれるように頼んだりしたような場合、その徴兵を拒否したり遺棄あるいは他の者を代理に頼んだ者は死罪となりその者の家屋は没収される、と規定されている。

近現代で言えば「徴兵拒否者に対する制裁規定」であるが、この第26条から第41条あたりまでの条文は「国王や国家に対して兵士や一般の住民が負うべき兵役義務とか賦役の義務」を記述してある。

「<sup>レードゥム</sup>憲兵・<sup>パーイルム</sup>軍族あるいは<sup>パーイルム</sup>按察官」と訳したが、このような国家に対する「封臣」の概念が正確にはどのようなものであったか不明である。

語源的には、前に出てくるレードゥムのほうが「一種の憲兵」のよう存在であり、後のパーイルムがアッカド語の意味するところ「捕獲者」で実際に網を持って戦う戦士のことと思われるが、人をも捕獲するところからローマ法からの類推で<sup>パーイルム</sup>按察官という訳語でも良いように思われる。いずれにせよ他の賦役を負担する者達と同様にこれら二種類の役職者たちは、やはり国王から土地を給付または貸与という形で与えられていたようである。この条文に対する原田慶吉氏の訳は「もし兵士にせよ、あるいはまた<sup>トリデ</sup>捕手にせよ、王の出征に彼の従軍を命ぜられてある者が従軍せず、あるいはまた賃金労働者を賃借して（雇人を雇いて）、彼の代人を遣わしたるときは、兵士にせよ、あるいはまた捕手にせよ殺され、彼の賃借せられたる者は、彼の家を取る。」となっており、以下にその註がつけられている。

その原田氏の〔註〕とは、「〔捕手〕というも、その者が魚を捕える者(Eilers)か、獣を捕える狩人(Meissner)なるか、敵を捕える軽装兵(Ungnad)なるか争あり、最後の者なるときは、「兵士」とは重甲兵のことなろう。」というように書いておられる。

この条文以降の第27条～第32条にわたって登場してくる lu rid-sābē と

lu bāirum をどのように訳するか、かなり訳語において困難なところがある。ところで中田一郎氏のほうは、以下に見るようにアッカド語の原語をそのまま片仮名で用い、脚註で解説するという方法をとっている。

筆者は、原田氏が兵士としたところを憲兵・軍族とし捕手としたところを<sup>バーイルム</sup>按察官としてその双方に原語の片仮名をつけることにした。按察官としたのは勿論ローマ時代の下級官吏の名称ではあるが、日本の警察のことでなく、むしろフランスの Gendarmerie (憲兵隊) の「憲兵」古くは宮廷の近衛騎兵に近い兵隊の役職を想定したからである。

lu rid-sābē を中田氏の脚註では、文字どおりには、「人々や家畜を」護送する者、連行する者、追う者」を意味する。時には、憲兵に似た役割を果たすこともある。ここでは、「レードゥーム兵士」と訳しておく。同様に lu bāirum のほうは、文字どおりには、(魚、鳥、獣などを網などをもって)「捕える者」を意味し、しばしば、「漁師」などと訳されるが、ハンムラビ「法典」に見られるバーイルムの機能はかならずしもはっきりしない。彼らは、また、グループに組織され、兵役義務に就かされることもあったと言われている。ここでは「バーイルム兵士」と訳しておく。

そして中田氏は第26条の翻訳として「もし王の遠征に行くことを命じられたレードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士が、行かなかったかあるいは傭兵を雇い彼の身代りとして派遣したなら、そのレードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士は殺されなければならない。彼を告発した人は彼の家を取得することができる。」という訳文を掲載しておられる。

たしかにアッカド語本来の意味からすれば、<sup>トリデ</sup>捕手あるいはそのまま片仮名書きでバーイルム兵士という形でも良いだろうが、当時のバビロニアの軍事と行政上の役職を「翻訳」しないでそのままの呼称を書くというのはいかがなものかと思われる。

筆者は、前のレードゥーム兵士 (lu) のほうを軍族として勤務する「憲

兵」、後のパーイルム兵士のほうを一応ローマ時代の「按察官」*aedilis plebis*（平民按察官）という訳語をあてておきたい。古代ローマにおいて、アエディーリス *aedilis* あるいはアエディーリタース *aedilitās*（按察官）という役職者は、その語源からみて最初は建築を監督する役人としてスタートしたようであるが、公共の建築特に神殿や宮殿そして都市の一区画を建造したり監督するようになり、その地域の治安を取り締まるようになっていった。そして道路の修理や交通整理から上下水道の管理などもするように徐々に権限が拡大されていった。

バビロニアのパーイルム兵士 (*lu*) が、このように広範な役職をもっていたとは考えられないが、その職責が具体的にはっきりしない以上一応この「<sup>パーイルム</sup>按察官」という訳語を用いておくことにしたい。

この第26条の第3行目途中 *šu* という人称代名詞のところで、ハンムラビ法典石柱の第9欄が終り、楔形文字原文の *ga-bu-u<sub>2</sub>*（命ぜられた）というところからその下の第10欄に入り、右端を縦（本書ではそれを左から右へ筆写）に読んでいくことになる。

### 第27条（原文・逐語訳）



*sum-ma lu rid-sābē u<sub>3</sub> lu-u<sub>2</sub> bāirum*

もし 軍人であれ 又 警官であれ

<sup>15</sup> 

*ša i-na dan-na-at šar-ri-im tu-ur<sub>2</sub>-ru*

所の者が（おり）で 帝 王の 捕虜となる *tāru* 帰る、捕虜となる

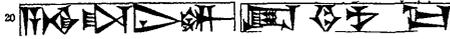


*wa-ar-[ki] šu eqil su u<sub>3</sub> kirū su*

*eqil < a-ša<sub>3</sub>*

その後、 彼の 畑 彼の と 果樹園を 彼の

*kirū < kirī<sub>6</sub> < giš-šar*



a-na ša-ni-im id-di-nu ma

に 他の人 与えたため、



i-li-ik šu it-ta-la-ak

事業に その人の 経営されている時

alāku 行く、運送する

ilku 事業、仕事



Sum-ma it-tu-ra-am ma ali šu ik-ta-aš-dam

もし 帰還して、 町に彼の 着いたなら kašādu 届く、得る



eqil šu u<sub>3</sub> kirā šu u<sub>2</sub>-ta-ar-ru šum ma

畑 彼の と 果樹園を 彼の 返して 彼に



Su ma i-li-ik šu i-il-la-ak

彼こそが 事業を 彼の 経営する

右図

シュメール時代の  
果樹園と楔形文字

クリストファー・ウォーカー著

大城光正訳「楔形文字」學藝書林 p.13

kiri<sub>6</sub>  
果樹園

### 第27条 (試訳)

憲兵・軍族もしくは按察官 (の地位にある者) が、国王の城砦で捕虜となり、(そのために) 自分の田畑と果樹園が他人のものとなってその他人が経営していた時にその者が帰還して自分の都市 (集落) に辿り着いたならば、(もと憲兵・軍族または按察官にあった者の土地を耕している) 人物は、もとの人の田畑と果樹園をその人に返還し、その人 (もと憲兵・軍族役職者としてのか按察官) がその田畑や果樹園を経営 (管理) することになる。

### 第27条の解釈

ハンムラビ国王の領域内における「警官や憲兵・軍族」などの地位を規定した条文であると考えられるが、これらの職業軍人あるいは武力を担う階級について、西欧の学者は未だこうした「封臣」が職業的な階級を構成

したものではなく、封建制社会の構造を示すものとして理解すべきではない、と考えているようである。

しかしながら、この当時すでにこのような規定を設けるに至った背景には、やはり職業軍人的な世襲の階級が既に芽生えてきていた、と理解すべきであろう。原田慶吉氏の翻訳は「もし兵士にせよ、<sup>14</sup>あるいはまた<sup>トリテ</sup>捕手にせよ、<sup>16</sup>王の<sup>15</sup>武装勤務中に<sup>17</sup>捕虜となれる者〔ありて〕、<sup>18</sup>彼の〔去りたる〕後に、〔彼等〕<sup>19</sup>彼の原と彼の園を<sup>20</sup>他人に<sup>21</sup>与えて、〔同人が〕<sup>22</sup>彼の封を<sup>23</sup>封したる（行使したる）ときは、<sup>24</sup>もし<sup>25</sup>彼が帰還して彼の町に到達したるときには、〔彼等〕彼の原と彼の園を<sup>27</sup>彼に返して、<sup>28</sup>彼が正しく彼の封を封す（行使す）。」となっており、更に原田氏の〔註〕は、「(15行)「Driver-Miles p. 264. (22-23行) 元来封とは勤務に「赴くこと」、ここの造語「封する」とは「赴く」という文字である。」とつけ加えられている。この条文の中田一郎氏による翻訳は「もし、王の要塞で捕虜となったレドゥーム兵士あるいはバーイルム兵士に関して、のちに彼の耕地と果樹園を別の人に加え、彼（別の人）がそのイルクム義務を果し、もし彼が戻り、彼の市に到着したなら、彼らは彼の耕地と果樹園<sup>65</sup>を彼（捕虜になっていた人）に戻し、彼が自分のイルクム義務を果すことができる。」となっている。

この第27条の楔形文字原文で第2行目にある i-na dan-na-at šar-ri-im（直訳、王の砦で）をどう解釈するかが第27条解釈の問題となるところである。この王とは「敵の王の陣営」のことであるか、あるいは原田氏のように王とはハンムラビ王のことであると解釈して「王の武装勤務中に……」という訳にするかどうか<sup>65</sup>が解釈の別れ目である。中田一郎氏は、アッカド語の意味どうりの解釈で「王の要塞で」としているが一体どの王の要塞なのか解釈に苦しむ。

さらにこの第27条から第31条まで i-li-ik という厄介な概念が出てくるが、これをどう解釈するかがハンムラビ法典の重要な法解釈に結びついて

いると思われる。

原田慶吉氏は、その註にも記してあるように一般的には「封を封する（行使する）」という訳文をあて、それが「勤務に赴くこと」すなわち労働の職務上の義務のように解釈して、「正しく……封す」という訳文をあてておられる。これに対して中田一郎氏のほうは、この単語の翻訳をつけて解釈せず、そのアッカド語の原音をそのまま使用した片仮名で「イルクム義務」という概念（後述するように、既にこの概念もホルスト・クレンゲル Horst Klengel 氏によってすでに述べられているが）を出し、フィンケルシュタイン J.J. Finkelstein 氏がその「楔形文字学雑誌 “Journal of Cuneiform Studies” の中で見出しとして使用した「レードゥーム兵士・バーイルム兵士」という項目をそのまま注解として用い、そこで解説をおこなっているのである。それによると「……これらの兵士たちは、国家に対して特別な奉仕義務（イルクム義務）を負っており、王の遠征を拒否したり、身代りを派遣した場合は死罪に当たること（\$26）、王の遠征で捕虜となった兵士が無事帰還した場合は出征前に保有していたイルクム地を回復することができること（\$27）、レードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士の捕虜の期間中、もしその息子がイルクム義務の遂行能力を持っている場合は息子が父親のイルクム義務を代行しなければならないこと（\$28）、息子が幼少の場合は、子供の養育に必要なイルクム地（耕地と果樹園の3分の1）を母親に残しておかなければならないこと（\$29）、奉仕義務の厳しさに耐えかねて逃亡し、3年以上不在の兵士が戻ってきても前のイルクム地を回復できないが（\$30）、1年間の場合は回復できること（\$31）、捕虜となったレードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士を商人が身代金を払って請け出してきた場合、本人が請け出し金を弁済しなければならないこと、もし本人にその能力がない場合は、市の神殿あるいは王宮が請け出し、イルクム義務に対する反対給付として与えられている耕地、果樹園、

家を請け出し金代りとして与えてはならないこと (§32)、兵士補充の際の中隊長および小隊長の責任 (§33)、レードゥーム兵士に対する中隊長および小隊長の職権濫用禁止 (§34)、王からレードゥーム兵士に与えられた家畜を買い取ることを禁止 (§35) などが扱われている。

国家に対して奉仕義務(イルクム義務)を負う人々は、扶養の地としてイルクム地が与えられていた。イルクム地は兵役義務その他のイルクム義務を負う人が自ら耕作に当たる場合もあったが、例えば兵役義務を負ったレードゥーム兵士やバーイルム兵士の場合のように、農業労働者(国家の下級用員?)と小作契約を結び、実際の農作業を小作料を支払って彼らに肩代りしてもらい、収穫の3分の1から2分の1を受け取るということもあった。次の§§36-38、41等が示すように、レードゥーム兵士やバーイルム兵士が生活の基盤となるイルクム地を失うことは国防の基礎を揺るがすことになりかねないので、これを防ぐために彼らは厳しい規制によって保護されており、イルクム地の売却や保有者名義の書き換えができなくなっていた。(中田一郎氏著「ハンムラビ『法典』」有限会社リトン、1999年12月20日、p.96~97、なおアンダーラインは筆者の添加である)。中田氏が「イルクム義務」として、この第27条から続くハンムラビ法典の条文を片仮名書きにするより前に、ホルスト・クレンゲル氏の翻訳をおこなった江上波夫氏と五味亨氏は、そのIV「ハンムラピとその権力の基盤」の第三番目に「イルク」制度として、この概念を説明し、それが「土地の給付と引き替えに行われる義務の遂行」だとして、この用語を用いて表わされる制度について訳されている(『古代バビロニアの歴史』山川出版社、p.134~)。そして、「この制度がいかに複雑なものであったかが別の文書群でも明らかになる」としているが、その解説にはかなり限界があったように思われる。

第28条 (原文・逐語訳)

  
 30 sum-ma lu rid-sābē u<sub>3</sub> lu-u<sub>2</sub> bāirum

もし 軍人であれ 又は 警官であれ

  
 ša i-na dan-na-at šar-ri-im tu-ur-ru

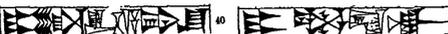
所の者が(おり) で 岩 王の 捕虜となる

  
 35 mār šu il-kam a-la-kam i-li-i lēu 可能な

息子が 彼の 事業を 経営する事が出来るなら

  
 eqlum u<sub>3</sub> kirūm in-na-ad-dī-iš sum ma

畑も 果樹園も 与えて、 彼に

  
 i-li-[ik] a-bi šu i-il-la-ak (ibid.)

事業を 父の 彼の 経営する



kiri<sub>6</sub>  
 果樹園

(右図) シュメール時代からの果樹園象形文字(絵文字)から変化した楔形文字

第28条 (試訳)

憲兵・軍族もしくは<sup>パイルム</sup>按察官(の地位にある者)が、国王の城砦で捕虜となった時、その者の息子が(父親の)職席を継承することができるならば、(その)田畑と果樹園はその者の息子に与え、その父のはたしてきた職席を継承させることができる。

第28条の解釈

前条の説明で「<sup>レドウム</sup>憲兵・軍族もしくは<sup>パイルム</sup>按察官(の地位にある者)」が、古代バビロニアにおいては未だ職業的階層に達していない、と解釈されていることを記述したが、このように世襲を認めたことが後の「職業軍人あるいは兵士階級」の社会的地位を形成する、と思われるのである。

第27条と第28条の冒頭で、同文の「国王の城砦で捕虜となった……」とあるのは、おそらく当時の表現で、正規の戦闘のことを意味し、ここに言

う国王とは敵の国王で城砦もやはりある種の形式をもった戦闘のことを象徴的に表現したものと思われる。原田慶吉氏の訳は、「もし兵士にせよ、あるいはまた<sup>トリテ</sup>捕手にせよ、王の武装勤務中に捕虜となれる者〔ありて〕、彼の子が封を封ずることを得るときは、原と園が彼に与えられて、彼彼の父の封を封ず（行使す）。」これに対して中田一郎氏の訳は、「もし、王の要塞で捕虜となっている〔レドゥーム兵〕士あるいはパーイルム兵士に関して、彼の息子がイルクム義務を果すことができるなら、耕地と果樹園は彼に与えられ、彼が彼の父親のイルクム義務を果〔さ〕なければならぬ。」としてある。

この第28条の中田氏の訳文中に記述された「イルクム義務」については、前の第27条の解釈のところで引用したように、国家に対して特別な奉仕義務を負っているからこそ、父の不動産が息子に継承されることになるのだと解釈したほうが、現在までのところその翻訳文にも無理がないように思われる。

### 第29条（原文・逐語訳）



šum-ma mār šu ši-hi-ir ma

sihiru 小さい、若い

（上記で）もし 息子が 彼の 幼少であって、



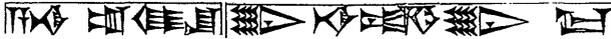
i-li-ik a-bi šu a-la-kam

事業を 父の 彼の 経営することが



la i-li-i ša-lu-uš-ti eqlim uš kirēm

ないなら 出来 三分の一を 畑 と 果樹園の šalsu 三分の一



a-na um-mi šu in-na-ad-di-in ma

に 母 彼の 与えて、



um-ma šu u<sub>2</sub>-ra-ab-ba šu

母が 彼の 成長さす 彼を

### 第29条（試訳）

（アッカド語の文章は第27条と第28条から続いて）もしその  
 （<sup>レドウム</sup>憲兵・軍族もしくは<sup>バイルム</sup>按察官の）息子が、（未だ）幼少であって、自分の  
 父の職席を継承することができない場合、その田畑と果樹園の三分の一を  
 その（息子の）母に与えて、その息子が成長するまで、母の経営をそのま  
 ま継承するものとする。

### 第29条の解釈

（<sup>レドウム</sup>憲兵・軍族もしくは<sup>バイルム</sup>按察官の地位にある者の）息子が幼少の場合、そ  
 の息子が成長するまではその母が田畑や果樹園の三分の一を経営すること  
 ができるという条文であるが、なぜ三分の一なのかあるいは息子が成長し  
 た場合に残りの三分の二は取り戻せるのか不明である。原田慶吉氏の訳は  
 「もし彼の子が年少にして、彼の父の封を封する（行使する）こと能わざ  
 るときは、原と園の三分の一が彼の母に与えられて、彼の母が彼を成長せ  
 しむ。」としておりその一方で、中田一郎氏の訳は「もし彼の息子が幼く  
 て自分の父親のイルクム義務を果すことができないなら、耕地と果樹園の  
 3分の1が彼の母親に与えられなければならない。そして彼の母親は彼を  
 養育しなければならない。」となっている。

この第29条の解釈も同様に、i-li-ik（イルクム）という古代バビロニア  
 における独特の世襲制度とバビロニア社会での「国家に対して有する特別

な奉仕義務」と解釈すれば、父親の職席をその息子がまた幼少にして継がない場合に、その果実を生み出す父親の不動産の3分の1を母親が監理して息子を育てあげ、その父親に見合う職席をバビロニア社会でその息子が果せるようになったならば、今度は息子が父親の職席を継ぐと同時にバビロニア社会で新たな不動産なり職席にみあった給料に価するものを受けとり、反対に母親のほうを扶養できるようになる、と解釈したほうが良さそうである。

第30条 (原文・逐語訳)



šum-ma lu rid-sābē u<sub>3</sub> lu bāirum

もし 軍人であれ、 警官であれ



eqil šu kirā šu u<sub>3</sub> bī-zu

畑 彼の 果樹園 彼の や 家を 彼の



i-na pa-ni il-kī-īm id-dī ma

dabāru 無駄にする

に 前 事業の 投げ出して、

nadū 置く、投げる



ud-da-ab-bi-ir ša-nu-um wa-ar-kī šu eqil šu

放って置き 他人の人が 後に 彼の 畑 彼の



kirā šu u<sub>3</sub> bī-zu is-ba-at ma sattam 3<sup>ka m</sup>

果樹園 彼の や 家を 彼の 占拠して、 三年間



i-li-ik šu it-ta-la-ak šum-ma

事業を 彼の 経営した時は もし



it-tu-ra-am ma eqil su kirā su u<sub>3</sub> bī-zu

(彼が) 帰還して、畑 彼の 果樹園 彼の や 家は 彼の



i-ir-ri-iš u<sub>2</sub>-ul in-na-ad-di-iš sum erēsu 問壁する、求める

求めても 決して～ず、 与え 彼に

Col. XI



/ša is-sa-ab-tu ma i-li-ik su

所の者が 占拠して 事業を 彼の



it-ta-al-ku su-ma i-il-la-ak

経営する 正に 経営する

### 第30条 (試訳)

憲兵・軍族もしくはは按察官 (の地位にある者) が、自分の田畑、果樹園、家屋 (など) をその事業の前に投げ出して放置しておく、後になって他の者がその田畑、果樹園、家屋を占拠して (そのまま) 三年の間その事業を経営したる場合は、その者 (憲兵・軍族もしくはは按察官の地位にあった者) が (兵役から) 帰還して、田畑、果樹園、家屋 (の返還) を求めてもそれを決して認めてはならず、他のものが (そのまま) 継続して占拠し、正当なものとしてその事業を経営し続けていけるものとする。

### 第30条の解釈

憲兵・軍族またはは按察官 (捕獲者) といった公務にある者が兵役に出征したとしても、その者が出征する前にすでに自分の所有する田畑、果樹園、家屋等をきちんと経営・管理しておらず、他人が三年間その経営・管理にあたっていたら、その者が兵役から帰還しても、自分の所有していたそのような不動産を返還する要求を持ち出すことは出来ない、という規定である。

現代民法でいう「事務管理」の原則が、すでに今から四千年ぐらい前に確立していたことを示す資料で、<sup>レードゥーム</sup>憲兵・軍族とか<sup>パーイルム</sup>按察官という特殊な地位についている人であっても、自分の所有する田畑とか果樹園等を正当な理由がないのにその経営を放棄し、他人がその管理にあたっているような場合は、自分の軍隊の任務が終つてあるいはその任務をおこなつたことでその所有を確認しようとしてもその返還は認めない、というのがこの条文の主旨であるように思われる。

この第30条に関する原田慶吉氏の訳は「もし兵士にせよ、あるいはまた<sup>トリデ</sup>捕手にせよ、彼の原、彼の園または彼の家を、封〔の負担〕を前にして投げ出して（負担に堪え兼ねて投げ出して）去り、他人が彼の〔去りたる〕後に、彼の原、彼の園または彼の家を捕えて（占有して）、三年彼の封を封し（行使し）たるとき、もし彼が帰還して、彼の原、彼の園または彼の家を請求するも、決して彼には与えらるることなく、捕えて（占有して）彼の封を封したる（行使したる）者が正しく〔引続き〕封す（封を行使する）。」と単なる「兵士」と「<sup>トリデ</sup>捕手」という名称ですませている。これに対して中田氏は当時の古代バビロニアにおける軍隊制度を考慮して、その上でアッカド語の原語をそのまま使用して訳文を出しておられる。その中田一郎氏の訳は「もしレードゥーム兵士あるいはパーイルム兵士がイルクム義務（の厳しさ）に耐えかねて、彼の耕地、果樹園および家を捨てて逃亡し、彼のあとに別の人が彼の耕地、彼の果樹園および彼の家を保有し、3年間彼のイルクム義務を果したなら、たとえ彼が戻ってきて彼の耕地、彼の果樹園および彼の家を要求しても、それ（ら）は彼に与えられない。

（それらを）保有し彼のイルクム義務を果したその人が（イルクム義務を引き続き）果さなければならない。」としている。なお中田一郎氏は、この第30条に関し、ハンムラピ法典の石柱をフランスの考古学者がイラン南西部のエラム王国の旧都スーサで発掘した後、直ちに翻訳して出版したシ

ヤイユ（中田氏はシェイルと記す）氏の条文分類が282ケ条としたのに誤りがあることを指摘したところで、この第30条とそれに続く第31条は、他に発掘された粘土版写本では独立したパラグラフとはなっていないものとして例示し、その粘土板写本の翻訳を解説のところに掲げている。その中田一郎氏の粘土板のテキストを翻訳した第30条と第31条の連続した訳を以下にみてみよう。「§30 もしレードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士がイルクム義務（の厳しさ）に耐えかねて、彼の耕地、果樹園および家を捨てて逃亡し、彼のあとに別の人が彼の耕地、彼の果樹園および彼の家を保有し、3年間彼のイルクム義務を果たしたなら、たとえ彼が戻ってきて彼の耕地、彼の果樹園および彼の家を要求しても、それ（ら）は彼に与えられない。（それらを）保有し彼のイルクム義務を果たしたその人が（イルクム義務を引き続き）果さなければならない。

§31 もし1年間（のみ）逃亡して戻ったのなら、彼の耕地、彼の果樹園および彼の家は彼に与えられる。そして彼自身が自分のイルクム義務を果たさなければならない。」(op. cit., p. 178)

この第30条と第31条を連続した翻訳は、アッカド語の文章としてはかなり正確である、と言えるだろう。しかしながらそのような観点からみれば、このハンムラピ法典の条文では他にもかなり多くの条文がアッカド語の文章では連続していると考慮されるところがあり、ハンムラピ法典全部を新たに「アッカド語による分類」をして訳し直さなければならなくなる。そこまで改訂して自分なりの分類と訳文を構成しない以上282ケ条の形で条文の翻訳と解釈をしてゆくのもひとつの方法なのではあるまいか。

この第30条の第8行目末で、ハンムラピ法典のスーサで見つかった石柱表面に刻まれた楔形文字原文の第10欄は左端に終って、第9行目（下から2行目）のところから次の第11欄の右端に移って読み進めてゆくことになる。

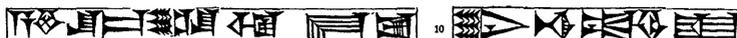
第31条（原文・逐語訳）

  
 Sum-ma Sa-at-tam iS-ti-a-at ma Sattu 年

（上記で）もし 一年間

  
 ud-da-ab-bi-ir ma it-tu-ra-am

放っておき 帰還したならば

  
 eqil su kirā su u3 bi-zu in-na-ad-di-iS

畑 彼の 果樹園 彼の や 家が 彼の 与えられて、

  
 sum ma su ma i-li-ik su i-il-la-ak

彼に 彼が 事業を 彼の 経営する

第31条（試訳）

（第27条から30条まで続いてきた<sup>レドウーム</sup>憲兵・軍族および<sup>バイルム</sup>按察官の地位にある者が、自分の田畑、果樹園、家屋を）一年間（経営・管理せず）放置しておき、兵役から帰還したならば、自分の田畑、果樹園、家屋はその者に返還され、自分の事業を経営することができる

第31条の解釈

「他人の事務管理が三年間に及ぶと返還が許されず、一年間ならば返還できる」とする原則をここで確認したもので、当然この前の第30条との関わりから、<sup>レドウーム</sup>憲兵・軍族および<sup>バイルム</sup>按察官にあった者で、その事務管理の期間は<sup>レドウーム</sup>憲兵・軍族または<sup>バイルム</sup>按察官が兵役に就く前のことである、とも解釈することができるかも知れない。

この前の条文から続いてきた第31条の翻訳を、原田慶吉氏は「もし唯一年去りて帰還したるときは、彼の原、彼の園または彼の家は彼に与えられて、彼が正しく彼の封を封す（行使す）。」と訳しているが、その文章の末

尾にある「……正しく……封す」と翻訳した楔形文字の ma i-li-ik……i-il-la-ak をその当時（第二次大戦前から昭和40年頃まで）は「正しく」と解釈していたようである。二十世紀の一番最後に翻訳を出した中田一郎氏は、第28条から第30条までと同様に、このアッカド語の単語 i-li-ik と i-il-la-ak の二つの単語をアッカド語の読みにそのまま従ってひとつの概念で「イルクム義務」とのみ訳し、そのイルクム義務がいかなる性質ものであるかについて何の説明も加えてはいない。中田一郎氏の訳は「もし1年間（のみ）逃亡して戻ったのなら、彼の耕地、彼の果樹園および彼の家は彼に与えられる。そして彼自身が自分のイルクム義務を果さなければならない」となっている。この楔形文字第2行目にある動詞 ud-da-ab-bi-ir についても、原田慶吉氏の解釈では、ただ一年去りて帰還したるときは……」とその帰還が自主的なものか軍の規律に反したものかわからないように訳されているが、中田氏のほうはこれを前3ケ条から続いて「1年間だけ逃亡して戻ってきた……」と解釈している。

ud-da-ab-bi-ir という動詞に「放置しておく」とい意味はあるだろうが、はたして逃亡したと解せるかどうか、は疑問である。また中田一郎氏は、前の第30条とこの第31条は、ハンムラピ法典を発掘して直後に翻訳をおこない（1902年）282ケ条にパラグラフ分けをしたシャイユ V. Scheil（中田氏はシュイルと記すが、原田氏はドイツで楔形文字を習ったので、多分ドイツ語の発音でシャイル、一般的にフランス文字の語末-il は-イユと読むから、正確には日本語の片仮名にする時、シュイユのほうが近いだろう）の条文に問題があり（“Mémoires de la Délégation en Perse”）、この第31条は粘土板によるハンムラピ法典によって前の第30条に文章上連なるものである、と主張している。

第32条 (原文・逐語訳)



sum-ma lu rid-sābē u<sub>3</sub> lu bāirum

もし 軍人であれ 又 警官であれ

<sup>15</sup> 

ša i-na har-ra-an šar-ri-im tu-ur<sub>2</sub>-ru

所の者を 出征中 王の 捕虜となった



tamkarum ip-tu-ra-aš šu ma

商人が 請け出して、 彼を

padāru 身代金を払う

tamkaru < dam-gar<sub>3</sub>



ali šu uš-ta-ak-si-da-aš šu

町に 彼の 着かせたとき 彼を

<sup>20</sup> 

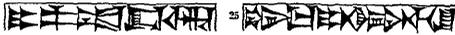
sum-ma i-na bi-ti šu

もし では 家 彼の



ša pa-da-ri-im i-ba-aš-si šu ma ra-ma-an šu

所の 身代金が ある 彼が 自身 彼



i-pa-ad-da-ar sum-ma i-na bi-ti šu

身代金を払うが、 もし に 家 彼の



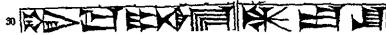
ša pa-da-ri šu la i-ba-aš-si

身代金が 彼の ないならば



i-na bit ili ali šu ip-pa-ad-dar

で 神殿 町の 彼の 身代金を払う

<sup>25</sup> 

šum-ma i-na bit ili ali šu

もし では 神殿 町の 彼の



ša pa-da-ri šu la i-ba-aš-si

所の 身代金が 彼の ない



ēkallum 1-pa-ad-da-ri šu -ri は -ar の終り

宮殿が 身代金を払う 彼の



eqil šu kirā šu u<sub>3</sub> bī-zu

畑 彼の 果樹園 彼の や 家は 彼の



a-na ip-te-ri su u<sub>2</sub>-ul in-na-ad-di-in

には 身代金 彼の 決して 払われない

### 第32条 (試訳)

憲兵・軍族または按察官<sup>レードウーム</sup> (の地位にあった者) が、王の (命令で) 兵役に就いていた時に捕虜となってしまう、商人がその者を (身代金を払って) 請け出し、その者の都市に帰還させた場合、(その者の家が裕福で) 身代金額がある時はその者自身でその身代金を支払うが、その者の家に身代金に相当する金額がない場合は、その都市の神殿 (その者が居住する都市の神殿) がその者の身代金を支払うものとする。その者の (所有する) 田畑、果樹園、家屋は、その者の身代金 (の代りとしては) 決して支払う (べき代償となってはならない) 対象となってはならない。

### 第32条の解釈

古代バビロニアにおいて、職業的な兵役義務を担っている憲兵・軍族や按察官<sup>レードウーム</sup>の所有する不動産には特別な配慮が払われていた。軍族や按察官<sup>レードウーム</sup>の地位にある者が、王の命令で実戦部隊の戦線に投入され、そのことによって敗戦し敵方の捕虜となった時に、もし商人が金を払ってその捕虜を請け出したならば、その捕虜の手もとに動産となる金銭があればそれで身代金を商人に支払えばよいが、身代金を所持していない場合に、自分の所有する不動産などを処分してまで商人にその身代金額を支払う必要がない、と

いう規定である。そうした場合、その者が居住しておりその身分が系属している地区の神殿が、多分その都市の住民による奉納金をもってその身代金額を支払うことを定めたものであろう。

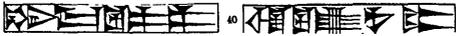
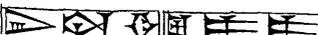
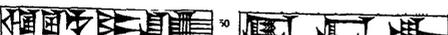
この第32条をもって、<sup>レードゥーム</sup>憲兵・軍族または将校という職業的な兵役義務者の地位にある者の特別規定は終り、次の第33条からは「軍隊内部の規律」に関する一般的な法文に移行する。ところでこの第32条の原田慶吉氏の訳は「もし兵士にせよ、あるいはまた<sup>トリヂ</sup>捕手にせよ、王の出征中捕虜となれる者〔ありて〕、商人が彼を請け戻して、彼の町に彼をして到達せしめたるときは、もし彼の家の中に請け戻すべきもの存するときには、彼が正しく彼自身を請け戻す。もし彼の家の中に彼を請け戻すべきもの存せざるときは、彼の町の神殿の中にて請け戻さる。もし彼の町の神殿の中に、彼を請け戻すべきもの存せざるときは、官廷が彼を請け戻す。彼の原、彼の園または彼の家は、彼の請戻のためには決して与えられるることなし。」これに対して中田一郎氏の訳では「もし王の遠征で捕虜となったレードゥーム兵士あるいはバーイルム兵士を、商人が請け出し彼を彼の市に到着させたなら、もし彼の家に請け出す物があれば、彼自身が自らを請け出さなければならぬ。もし彼の家に自分を請け出す物が無ければ、彼の市の神殿によって請け出さなければならぬ。もし彼の市の神殿に彼を請け出す物が無ければ、王宮が彼を請け出さなければならぬ。彼の耕地、彼の果樹園および彼の家は、彼の請け出し資金の代りに与えられてはならぬ。」となっている。

このバビロニア時代、商人階級がこのように実力をもって兵士などが捕虜になった時に請け出すほどの力をもっていたことは驚嘆に値する。セム系民族において、はるか後世にアラビア人の商人階級クライシュ族のムハンマドがイスラーム教の教祖となり、武力によるジハード（聖戦）をおこなってあれ程の大帝国を築きあげたのを彷彿させる内容をこの条文

はすでにもっている。

また楔形文字原文の第6行目にあるその「請け戻し金」あるいは「身代金」pa-da-ri-im（これは丁度古代ローマの十二表法第III表に規定する「請戻し金」[pecunia]に相当する）が、その兵士自身で支払えなかった時、その者が所属している神殿が支払い、更にその神殿に金がない時はバビロニアの宮廷が支払うという一種のヒエラルヒー構造が当時すでに出来あがっていた、ということは古代バビロニアの社会を考える上でかなり重要な参考資料となる条文として、この第32条は位置しているのである。

第33条（原文・逐語訳）

 <p>sum-ma lu pa-pa u<sub>3</sub> lu-u<sub>2</sub> nu-banda<sub>3</sub></p> <p>もし 指令官であれ 長官であれ</p>	<p>u<sub>3</sub> lu-u<sub>2</sub> 或いは又 pa-pa &gt; šāpīr nu-banda<sub>3</sub> 監督 nu=lu<sub>2</sub></p>
 <p>sāb ni-is-ha-tim ir-ta-ši</p> <p>兵を 徴集した 受けたり、</p>	<p>rašū 得る、受ける sāb &lt; erin<sub>2</sub></p>
 <p>u<sub>3</sub> lu a-na harrān sar-rī-im</p> <p>又は にであれ 出征 王の</p>	
<p>45</p>  <p>*m<sup>1</sup>u<sup>1</sup>agram pu-ha-am im-hu-ur ma</p> <p>備人を 代わりに 受けて、</p>	<p>*m<sup>1</sup>u<sup>1</sup>agram &lt; <sup>1</sup>u<sup>1</sup>hun-ga<sub>2</sub> puhhu ~の代わりに mahāru 受ける</p>
 <p>ir-te-di lu pa-pa</p> <p>連れ行くなら 指令官であれ</p>	<p>riḏū 躍り立てる</p>
 <p>u<sub>3</sub> lu nu-banda<sub>3</sub> šu-u<sub>2</sub> id-da-ak</p> <p>長官であれ それが 殺される</p>	<p>nu-banda<sub>3</sub> 監督 nu=lu<sub>2</sub></p>

### 第33条（試訳）

（軍隊の）指令官または将校が（自分勝手に）徴兵の募集をおこなったり、あるいは国王の出征命令を受けた時に（自分の代り、あるいは兵士の）代りに傭兵を連れて出征したならば、その指令官または将校は死刑に処せられるものとする。

### 第33条の解釈

軍隊内部にあって、例え指令官や将校という地位にある者でも勝手に徴兵をおこなったり、正規の兵役義務にない者を傭兵として国王の出征命令の時に連れていったならば、そのような指令官や将校には死罪が相当するという、軍隊の規律としてかなり厳格な規準が定められている。

この第33条と次の第34条に出てくる *lu pa-pa* と *lu nu-banda<sub>3</sub>* が、バビロニアの軍隊において正確にはいかなる地位にあったのか、翻訳の際にそれに相応する軍隊内部の秩序と序列がはっきりとわからない以上、かなりそのことを翻訳することは難しいのではあるまいか。lu とある以上兵隊であることは確かで、しかも一般の兵士に命令を下せる立場にあったことは事実であろう。原田慶吉氏は、どうもその文章のうえでアッカド語の *lu pa-pa* のほうを下にみて下士官としているが、中田一郎氏はこちらを中隊長、*lu nu-banda<sub>3</sub>* のほうを小隊長とみているようである。一方原田氏のほうは当初その全く反対に *lu nu-banda<sub>3</sub>* を上士官と解釈していたようである。

この第33条の原田慶吉氏の訳は「もし下士官にせよ、あるいはまた上士官にせよ、賤民を取得し、あるいはまた王の出征に賃銀労働者を代人として受け取りて、連れ行きたるときは、その下士官にせよ、あるいはまた上士官にせよ、殺さる。」となっている。この条文の原田氏の〔註〕は（41行）Delitzsch, Eilers, Ebeling. 無用者 (Ungnad, Deimel)、逃亡兵、落

伍兵等も考えられる。

その一方で中田一郎氏の訳文は「もし中隊長あるいは小隊長（の隊）に（他の労働のための）徴用者がいたなら、あるいは王の遠征に傭兵を身代りとして受け入れ連れて行ったなら、その中隊長あるいは小隊長は殺されなければならない。」となっており、この中田氏の訳では隊長とあるが、はたして隊長と言える地位にいたものかどうかは分からない。しかしながら下士官ではないと思われるので、隊長にもなることのできる将校あたりの訳語が適当ではないか、と思われる。

いずれにせよ、この第33条に規定された者は、一般の徴兵あるいは募集した兵士に対して命令を下せる立場にある職業軍人に対するもので、そうした者に対する規範がここで定められている、とみるべきだろう。

### 第34条（原文・逐語訳）

	
sum-ma lu pa-pa u <sub>3</sub> lu nu-banda <sub>3</sub>	
もし 司令官であれ 長官であれ	
	
nu-ma-at rid-sābē il-te-q <sub>12</sub>	liqū 受け取る
家具を 兵の 取り上げ、	
	
rid-sābē ih-ta-ba-al rid-sābē a-na ig-ri-im	habālu 漬す、磨ける
兵を 虐げ、 兵をして のため 雇用	
	
it-ta-di-in rid-sābē i-na di-nim	nadānu 与える
引き渡し、 兵を では 訴訟	
	
a-na dan-nim iš-ta-ra-aq	šarāqu 与える、盗む
に 強力者(側) 付け	



qiz-iš-ti sar-ru-um

qistu 贈り物、資金

報酬を 王が



[a]-na rid-sābē id-di-nu

に 兵 与える (所の)



il-te-di lu pa-pa

-di は -qiz の誤り

取り上げるならば司令官であれ



u<sub>3</sub> lu nu-banda<sub>3</sub> su-u<sub>2</sub> id-da-ak

又 長官であれ 殺される

### 第34条 (試訳)

指令官または将校が、兵士の家財道具を取りあげたり、兵士を虐げたり (兵士の権利を剥奪したり)、賃貸料をうかせるために (軍務ではないことに) 兵士を使役し、訴訟において兵士を見捨てて有力者の側に引き渡したり、国王が兵士に与えた報酬を奪い取ったりしたる場合、(いずれも) その隊長または将校は死刑に処せられるものとする。

### 第34条の解釈

軍法の基本原則がこの条文には盛られている。ある軍隊の上級士官または兵士を指揮する者は、その兵隊から個人的なものを収奪したりあるいは個人的な利益を得る目的で兵士を勝手に使用したりすれば、その軍隊の士気に影響を与えることは必至であり、そういう軍の指揮官が守らねばならぬ事が最初に掲げられるのは当然のこととみななければならない。古代においても、かなり多くの兵隊を組織し、大帝國としての規律のとれた軍隊を維持するのは並大抵のことではなかったろうが、そうした軍隊の指揮系統を確立してゆくには、このような原則が厳然として守られていなければな

らないことは当然たる軍隊としての秩序と見て良いだろう。この第34条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし下士官にせよ、あるいはまた上士官にせよ、兵士の物を取り、兵士を虐げ、兵士を賃借料（賃金）のために与え、兵士を訴訟にあたりて強者に委附し、王が兵士に与えたる報酬を取りたる時は、その下士官にせよ、あるいはまた上士官にせよ、殺さる。」そしてバビロニアの軍隊制度をも考慮した中田一郎氏の訳は「もし中隊長あるいは小隊長がレードゥーム兵士の家財道具を横領したり、レードゥーム兵士を虐待したり、賃貸したり、裁判で強者に引き渡したり、王がレードゥーム兵士に与えた贈物を横領したなら、その中隊長または小隊長は殺さなければならない。」となっている。

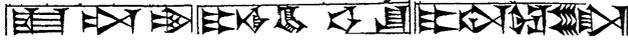
軍隊の上官（将校）たるものは、一般の兵士を私物を取りあげたり、その兵士の給料を横領したり、兵士をあらゆる面で虐待などしたりしてはいけないことは現代国民国家の軍隊においても同様に言えることで、古代バビロニア軍制度の軍律に関する基本原則をここで述べていると解釈すべきである。

第35条（原文・逐語訳）

<sup>69</sup> 
  
 sum-ma a-wi-lum ab<sub>2</sub>-gud-ha<sub>2</sub> ha<sub>2</sub>=he-a 複数限定詞
   
 もし 人が 牛の群 ab<sub>2</sub>-gud-ha<sub>2</sub> > sugullu

<sup>70</sup> 
  
 u<sub>3</sub> sig<sub>2</sub>-lu-ha<sub>2</sub> ša sar-ru-um a-na rid-sābē sig<sub>2</sub>-lu-ha<sub>2</sub> > sēnē
   
 や 羊の群を <sup>Col. XII</sup>所の 王が に 兵

<sup>70</sup> 
  
 id-di-nu / i-na ga-ti rid-sābē
   
 与えた から 手 兵の



iš-ta-am i-na kaspi šu i-te-el-li sāmu 買う

買うのならで 銀 彼の 支払う義務がある elū 支払い義務がある、没収

### 第35条（試訳）

ある者が、国王が兵士に与えた牛や羊の群をその兵士（の手）から購入しようとする際は、自分の銀で支払いをなしてもそれ（その対価）を失うことになる。

### 第35条の解釈

条文の意味するところから判断すれば、言わば兵士の給料として下賜されたものを入手する際に、当時すでもう貨幣の役割りをはたしていた銀によって、正当な取引をおこなうよう示した規範であろうと思われるが、この第35条最後の動詞 *i-te-el-li* (*elū*) には「没収される」という意味もあり、そう解釈する翻訳者が多い。ところでこの第35条に関する原田慶吉氏の翻訳は「もし人が、王が兵士に与えたる牛または小家畜を、兵士の手より買ったときは、彼の銀（代価）を失う。」としており、それに対して中田一郎氏の訳としては「もし人が王がレドゥーム兵士に与えた牛あるいは小家畜を（その）レドゥーム兵士から買ったなら、彼は自分の銀（支払った代金）を失う。」という風に両氏とも「その銀を失う」すなわち「その売買契約は無効である」と訳されている。

原田氏と中田氏ともにこの最後の動詞 (*elū*) を「失う、没収される」と解釈されているようであるが、「自分の銀で支払う義務がある」と翻訳することも出来るような気がする。筆者としては一応アッカド語学者の殆どが一般的な翻訳としている「国王が兵士に給与として与えたものは金を支払っても購入できない」という意味に解釈しておくこととする。

なお、この第35条の第3行の楔形文字動詞 *id-di-nu* のところで、ハンム



訳すればその不動産を売るのに「銀で売られることはない」のであるか、理解に苦しむが、当時そのことを正当とする理由があったのだろうと思う。この条文の翻訳として原田慶吉氏の訳は「兵士、<sup>トリヂ</sup>捕手または賦役負担者のものたる原、園または家は、銀のためには、決して与えられることなし（売却せらるることなし）。」としているだけであるが、中田氏は楔形文字第2行目末の bi-il-tim についてかなりこだわった解釈をしているようであり、その中田一郎氏の訳をみると「レドゥーム兵士、バーイルム兵士あるいはビルトゥム義務を負う者（後方支援担当者）の耕地、果樹園あるいは家は、売却されてはならない。」という翻訳をしている。なお中田一郎氏は、この第36条の解釈で、従来 bi-il-tum を「税吏、賦課負担者」と訳してきたものをアッカド語の原語をそのまま使った「ビルトゥム義務を負う者（後方支援担当者）の……」と翻訳し、その理由として脚註でフランスのアッカド語学者フィネ A. Finet 氏の新しい解釈に従って「物質の輸送などいわゆる後方支援を担当する者」の意味にとっておく、と説明している。(A. Finet. *Le code*, p. 57; A. Finet, "A propos du *nāš i biltim*", *Mesopotamian History and Environment, Occasional Publications*, Vol. 2 (Festschrift Leon de Meyer), Leuven 1994, p. 237-p. 242.)

そして中田一郎氏は、この後に記した注解によって以下の如く「§§36-41 イルクム義務の付随する耕地、果樹園および家」という表題で次のことを述べておられる「この部分も国家に対して奉仕義務を有する人々が対象になっているようであるが、r テキストの「耕地、果樹園および家に関する判決」という小見出しが示すように、関心は耕地を中心とした不動産へと移動している。そして、これを媒介として、§42以降に、耕地の耕作に関するパラグラフが配列されている。

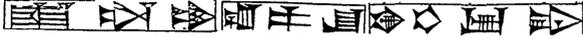
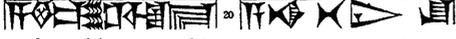
古バビロニア時代、何らかの意味で国家の管理下にあった耕地を、大きく2つのカテゴリーに分けることができる。1つは、国家の直轄地（ビル

トゥム地)で国家の下級用員によって耕作された。もう1つは、国家に対してイルクム義務(奉仕義務)を負う人々に扶養の地として与えられるイルクム地であった。レードゥーム兵士やバーイルム兵士あるいは後方支援担当者(nāši biltim)の耕地、果樹園あるいは家を売却すること(\$36)、あるいはこれらを他の不動産と交換すること(\$41)が禁止されていた。この禁止条項にもかかわらずこれらの不動産を購入した者は、購入した不動産はもちろん支払った銀も失った(\$37)。また、奉仕義務の反対給付として保有が許されている不動産を妻または娘の名義に書き換えること、あるいは債務弁済のために与えることも禁じられていた(\$38)。ただし、\$38は自分で購入した不動産には適用されなかった(\$39)。

レードゥーム兵士、バーイルム兵士、および後方支援担当者が国家に対して奉仕義務を負う1つのグループをなしていたが、このほかにもナディートゥム修道女、商人およびその他のイルクム義務を負う者がいた。このグループの人々は、耕地、果樹園および家を売却することができた。ただし、購入者はこれらの不動産に付随する奉仕義務を果さなければならなかった(\$40)。(loc. cit., p.97~ p. 98) なお中田氏がこの注解の中で「rテキスト」と記しているのは、前述のJ.J.フィンケルシュタイン J. Finkelstein 氏の著で「楔形文字学雑誌」に掲載されたテキストのことを指している。

この解釈が絶対的とは思わないが、他に反論できる根拠もない以上、この解釈を第36条の内容としては尊重せざるを得ないであろう。

第37条 (原文・逐語訳)

<p>10           šum-ma a-wi-lum eq̄lam kirām u<sub>3</sub> bitam          もし 人が 畑 果樹園 や 家を</p>	
<p>          sa rid-sābē bāirim u<sub>3</sub> na-ši bi-il-tim          の 軍人 警官<sup>15</sup> や 人 税吏の</p>	<p>biltim &lt; gu<sub>2</sub>-un</p>
<p>          iš-ta-am tup-pa šu ih-hi-ib-bi          買うならば 粘土板は 彼の 破棄され、</p>	<p>tup-pa &lt; dub          hipū 取り消す、破棄する</p>
<p>          u<sub>3</sub> i-na kaspi su i-te-el-li          については 銀 彼の 没収される</p>	<p>elū 没収される、支払い義務がある</p>
<p>          eq̄lum kirūm u<sub>3</sub> bitum a-na be-li<sub>2</sub> šu          畑 果樹園 や 家は に 主 その</p>	
<p>          i-ta-ar          返す</p>	<p>tāru 返る、返す</p>

第37条 (試訳)

レードウーム バイイルム  
 憲兵・軍族・按察官または税官吏 (のような公役人) の田畑、果樹園、家屋 (などの不動産) を購入しようとするならば (すでに売買契約が結ばれて金銭の支払いがすすんでいても) その契約は破棄されて、(購入した者の) 銀は没収され、田畑、果樹園、家屋 (など) はそのような主 (バイイルム 按察官、税官吏) のもとに戻される。

第37条の解釈

今日の法概念である国家の公用物、ある種の公職にある期間だけその公職に奉仕するために特別に供給される給料といった明確な法的概念は未だ確立していないと思われるが、ハンムラビ法典第27条から始めて第41条ぐ

らいまで続く条文中にしばしば登場する「<sup>レドゥーム</sup>憲兵・<sup>バーイルム</sup>軍族、按察官」さらに一部の条文にはそれに「税官吏」が加わって、そういう特別な公職者、当時の概念でみれば国王の特別な統治機構に働く「封臣」の所有する田畑、果樹園、家屋といった不動産には、今日でいう国有とまではいかないが一般人のいわゆる「普通の不動産」とは異った特別の規制が設けられ、永久あるいは一時的な所有の概念、または賃貸借などの契約関係において特別な法規定の範囲が定められていたものと思われる。

かなり古いが原田慶吉氏の訳は「もし人が兵士、<sup>トリダ</sup>捕手または賦役負担者のものたる原、園または家を買いたるときは、彼の証書は破棄せられ、かつ彼の銀を失い、原、園または家は、その主に還る。」というものであり、これに対してアッカド語の原語をそのまま使用した中田一郎氏の訳は「もし人がレドゥーム兵士、バーイルム兵士あるいはビルトゥム義務を負う者（後方支援担当者）の耕地、果樹園あるいは家を買ったなら、彼の文書は破棄され、彼は自分の銀を失う。耕地、果樹園あるいは家はその（本来の）所有者に返されなければならない。」となっている。中田一郎氏の訳文中にある「ビルトゥム義務」については第36条の解釈で説明済みである。なお、原田氏の訳文中 tup-pa を「証書」という訳語とし、同じく中田氏は「文書」と訳しておられるが、これらはいずれも粘土板文書で「売買の契約書」のことを指すから、その契約は破棄されて（解除されて）……という訳文のほうが良いのではないか、と思われる。なおシュメール時代からこういう法的な文書は以下のように粘土板に作成されていた。

		バビロニア		アッシリア				意味
絵文字		古拙文字	古典的楔形文字	後期楔形文字	音価			
					シュメール	アッシリア		
					dub	dup duppu	粘土板	

(飯島紀氏著『アッカド語』国際語学社刊 p.174)

第38条 (原文・逐語訳)



rid-sābē bāirim u<sub>3</sub> na-ši b<sub>1</sub>-il-tim

軍人 警官 や 人は 税吏の



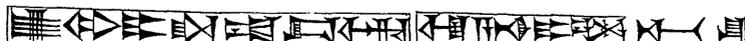
i-na eqlim kirēm u<sub>3</sub> bitim ša il-q<sub>12</sub> šu

について 畑 果樹園 や 家 所の 彼の 仕事である



a-na aš-ša-ti šu u<sub>3</sub> mārti šu

のために 妻 彼の や 娘 彼の mārtu < dumu-mi



u<sub>2</sub>-ul 1-ša-ad-da-ar u<sub>3</sub> a-na i-il-ti šu Sataru 書く、譲渡する

決して～ないし、譲渡し のために 負債 彼の



u<sub>2</sub>-ul i-na-ad-di-in

決して～ない 売ること

第38条 (試訳)

リードウーム パーイルム

憲兵・軍族、按察官や税官吏の田畑、果樹園、家屋 (などの不動産)

は、(自分の仕事に付属し、とあるものだから) それを自分の妻や娘には決して譲渡してはならないし、自分の負債 (を支払う) ために売却するようないことがあつてはならない。

第38条の解釈

前条までの解釈のところにも述べてきたように、このような不動産は、家族に個人的に譲渡できなくなっている。この第38条に関する原田慶吉氏の訳は「兵士、<sup>トリデ</sup>捕手または賦役負担者は、彼の封のものたる原、園または家の中より、彼の妻または彼の娘のために、決して書面の処分を行うことなく、また彼の債務のために (の故に)、決して与うこともなし。」となっておりこの古風な訳文に対して、現代的な古代のアッカド語を解釈した

とも言える中田一郎氏の訳は「レードゥーム兵士、バーイルム兵士あるいはビルトゥム義務を負う者（後者支援担当者）は、彼のイルクム義務の付随する耕地、果樹園あるいは家（の保有名義）を彼の妻あるいは娘に名義変更することができないし、彼の債務（弁済）のために与えてはならない。」としている。この中田氏の訳文中「ビルトゥム義務」と「イルクム義務」の解説などはすでに第36条の解釈のところに掲載した。しかし古代法の翻訳という観点からはこのように片仮名だけを多く用いて、脚註や注解による解説で理解させようという方法は、あまり良い解釈方法とは言えないのではないだろうか。

### 第39条（原文・逐語訳）



i-na eqlim kirēm u<sub>3</sub> bitim

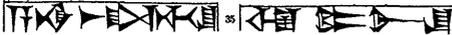
において 畑 果樹園 や 家



ša i-ša-am-mu ma i-ra-aš-šu-u<sub>2</sub>

rašū 得る、受ける

所の 買って、 得た



a-na aš-ša-ti su u<sub>3</sub> mārti su

のために 妻 彼の や 娘 彼の



i-ša-ad-dar u<sub>3</sub> a-na e-hi-il-ti šu

譲渡したり のため 債務 彼の



i-na-ad-di-in

売る（事が出来る）

### 第39条（試訳）

（ずっと続いている憲兵・軍族、按察官、税官吏などの地位にあるアウ  
ィルム階層にいる人が）自分の妻や娘のために（特別な理由と手続きで）  
購入したる田畑、果樹園や家屋（に関しては）これを譲渡したり、自分の  
債務（を返却する）のために売る（与える）ことができるものとする。

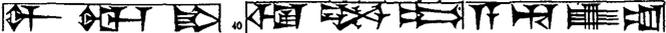
### 第39条の解釈

第38条の規定があるものの、その例外として、こういった地位と階層に  
ある人物が、自分の娘や妻のために、公務とは関係なく個人的に購入した  
（おそらくそのためには特別な理由を明示できる方法と手続きを要したで  
あろうが）不動産については妻や娘に譲渡もできるし、自分の負債を精算  
するために売却することもできる、と定めたものであると思われる。

当然そのためには、その不動産が妻や娘のために個人的に購入したもの  
であることが立証できる手続き等が必要であったと思われるので、試訳の  
中に括弧をつけて入れておいたが、そういう手続等がはっきりと見つかっ  
たわけでもないし、それが立証されているわけではない。この条文に対す  
る原田慶吉氏の訳は「彼が買って取得する原、園または家の中よりは、彼  
の妻または彼の娘のために、書面の処分を行い、また彼の債務のためにも  
与う。」これだけではどうもはっきりと意味がわからない。そして一方中  
田一郎氏の訳は「彼が買い受けて手に入れる耕地、果樹園あるいは家は、  
（その所有名義）を彼の妻あるいは娘に名義変更することができ、また彼  
の債務（弁済）のために与えることができる。」となっている。その内容  
ははっきりと理解できるが、楔形文字原文の第4行目冒頭にある動詞 i-š  
a-ad-dar を「名義変更することができ……」は一寸拡大解釈がすぎるの  
ではないかと思う。当時の古代バビロニアにおいて、そのような妻や娘の  
名義となった田畑や果樹園がどれだけあったのか、法律的な裏づけと証明

がない限り、翻訳という形で掲載すべきではないと考えられる。

第40条 (原文・逐語訳)

	assatum tamkarum u <sub>3</sub> il-kum a-hu-u <sub>2</sub> -um assatu < dam
婦人 商人 や 企業家は 或る種の	tamkaru < dam-gar <sub>3</sub>
	eqil šu kirā su u <sub>3</sub> bi-zu a-na kaspim
畑 彼の 果樹園 彼の や 家を 彼の のため 銀	
	i-na-ad-di-in ša-a-a-ma-nu-um sāmānu 買い手
売却出来るし 買い手は	
	i-li-ik eqlim kire <sub>m</sub> u <sub>3</sub> bitim
事業に 畑 果樹園や 家を	
	ša i-sa-am-mu i-il-la-ak alāku 行く、導く
所の 買った 活用出来る	

第40条 (試訳)

婦女子 (ナディトゥム修道女)、商人やある種の企業家は、自分の田畑や果樹園を銀によって (金銀という通貨によって) 売却することができるし、それを購入したような者も、その田畑や果樹園を (財貨を得るために) 活用することができる。

第40条の解釈

女 (ナディトゥム修道女) や商人とか一般人 (ある種の企業家) なども、普通の不動産に関してはその売買にあたることのできる、と定められた

ので、古代社会にあっても、女や商人などが一般的な不動産の取引に参加できたことがこの条文からわかるのである。

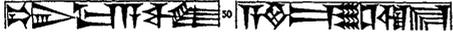
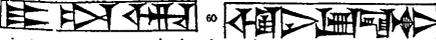
原田慶吉氏の訳は「尼僧、商人または特別受封者は、彼の原彼の園または彼の家を、銀のために与う（売却す）。買主は買うところの原、園または家の封を封す（行使す）。」となっており、これに対して古代バビロニアにおける「イルクム義務（楔形文字第40条の5行目最後部）」という概念を筆者が試訳に使った「活用する」という動詞の代わりに使った中田一郎氏の訳は「ナディートゥム修道女、商人あるいは他のイルクム義務（を負う者）は、自分の耕地、果樹園あるいは家を売ることができる。買手は自分が買う耕地、果樹園あるいは家に付随するイルクム義務を果さなければならない。」となっている。

この楔形文字の冒頭にある aššatum（婦人）を、同じハンムラピ法典第110条や第137条にでてくる lukur（ナディートゥム修道女または女神官）と同じ婦人と考えて良いのかどうか、判断に迷うところである。中田一郎氏は、欧米のアカド語学者の通説通り「ナディートゥム修道女」としているが、原田慶吉氏は単に「尼僧」とのみ訳し、第110条や第137条とは区別しているように思われる。ナディートゥム修道女とは女神官のある種の階層を示す名称で、第110条に出てくる nin-dingir（=entu エントゥム修道女）と同じく、常日頃「落ち度のない日常生活」をしなければならず、結婚する資格はあったものの子供を生むことなどは許されていなかった。すなわちナディートゥムが自分の旦那に子供をませるには、他に妾を入れて子供をませせてその母親としての地位を保ったのである。

この文頭の aššatum をナディートゥム修道女と解釈するのは、多少無理があると思われるが、アカド語文法家にそのような解釈をする人も多いので、一応邦訳の中に括弧つきで入れておいた。ナディートゥムとエントゥムについて論じているハンス J. ベッカー氏もこの第40条の aššatum につ

いては、なんら言及がないので、原田氏のように「尼僧」とだけにしておいたほうが適訳なのかもしれない。

第41条 (原文・逐語訳)

  
 šum-ma a-wi-lum eqlam kirām u<sub>3</sub> bitam  
 もし 人が 畑 果樹園 や 家に  
  
 ša rid-šābē bāirim u<sub>3</sub> na-ši bī-il-tim  
 の 軍人 警官 や 人に 税吏の  
  
 u<sub>2</sub>-pi-ih u<sub>3</sub> ni-ip-la-tim id-dī-in pāhu 値切る、売買契約する  
 売買契約 や 担保を 与える時は niplu 交換、担保  
  
 rid-šābē bāirim u<sub>3</sub> na-ši bī-il-tim  
 軍人 警官 や 人は 税吏の  
  
 a-na eqli šu kirē šu u<sub>3</sub> biti-su  
 へ 畑 彼の 果樹園 彼の 又は 家 彼の  
  
 i-ta-ar u<sub>3</sub> ni-ip-la-tim  
 戻り、 担保を  
  
 ša in-na-ad-nu šum i-tab-ba-al tabālu 取る、所有とする  
 所の 与えられた 彼に 取る

第41条 (試訳)

ある者が、<sup>レドウム</sup>憲兵・<sup>パイルム</sup>軍族、按察官や税官吏の田畑、果樹園や家屋に（ついで）売買契約を取り極めたりあるいは担保（その差額金契約）を設けたりするような場合は、その田畑、果樹園、家屋（などの不動産）は

憲兵・軍族、按察官や税官吏のもとに戻し、それらに課せられた担保（そこで生じた差額料）も取りあげられるもの（自分の所有）とすることもできる。

#### 第41条の解釈

第37条や第38条のところにも出てきたように、<sup>バーイルム</sup>按察官や<sup>レードゥーム</sup>憲兵・軍族あるいは税官吏（中田氏は後方支援担当者という括弧つきで「ビルトゥム義務を負う者」というひとつの特殊な地位を考えている）といった特別の地位にある職業階級の者が所有している不動産についてはその不動産そのものに特別な法的保護がかけられ、それを売買したりあるいは担保を設定したりすること自体が違法とされているのである。それゆえに例え売買契約や担保が既にかけられていても、それらの法的効果はこの条文によってすべて無効なものとしてしまったようである。

この第41条で一番問題になる単語は、3行目と6行目に二度出てくる ni-ip-la-tim という単語である。原田慶吉氏は「補足金」と訳し、中田一郎氏は「差額」と訳す。これは現代の法律用語でいう担保とは多少異なるようであるが、そこで売買（交換）契約を締結する際に出てくる差額金契約のことではないかと思ひ、以上のような試訳とした次第である。これに対してその第41条の原田慶吉氏の訳は「もし人が兵士、<sup>トリヂ</sup>捕手または賦役負担者のものたる原、園または家を交換し、かつ補足金を与えたるときは、兵士、捕手または賦役員負担者は、彼の原、彼の園または彼の家に帰り、かつ彼（補足金受領者）に与えられたる補足金を取る。」となっていたが、それを古代バビロニアの制度のうえで解釈しようとする中田一郎氏の訳は「もし人がレードゥーム兵士、バーイルム兵士、あるいはビルトゥム義務を負う者（後方支援担当者）の耕地、果樹園、あるいは家を交換により手に入れ、差額を与えたなら、レードゥーム兵士、バーイルム兵士、あるいは

はビルトゥム義務を負う者（後方支援担当者）は彼の耕地、彼の果樹園、あるいは彼の家に戻らなければならない。そして彼に与えられた差額を彼は自分の物とすることができる。」となっている。この訳文に関して中田一郎氏は、第36条から始まりこの第41条に至るまで一貫して bi-il-tim というアッカド語を言語の通り「ビルトゥム義務を負う者」というフィネ（A. Finet）氏の概念で押し通しているが、古代の国王のもとで財政を担い税金を集める者をひとつの概念で説明することには無理があるように思われる。

例えば、古代ローマで「財務官」という公職があるが、ある学者はケンソル cēnsor を財務官と訳し他の学者はクアエストル quaestor を財務官と訳すようなものである。すなわち戸主たちの財政状態を調査し、公職担当者への給与となるべきものを支払いそのような宮廷あるいは後の国家に奉仕する者の動産・不動産をどうするかという義務は、古代社会においても場所と状況によってずいぶん異なってくるのは当然で、それを考慮して翻訳する必要があると考えられる。

ついでながらバビロニアという古代国家も兵士や軍備において常に国内の治安を保ちつつ臨戦体制にあるよう準備しておかなければならなかったことは想像に難くない。

#### 第42条（原文・逐語訳）



sum-ma a-wi-lum eqlam a-na ir-ri-su-tim

もし 人が 畑に のため 耕作（小作）



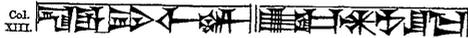
u<sub>2</sub>-še-si ma i-na eqlim šeam la uš-tab-si seu < se

出かけたが、 中に 畑の 穀物を ないなら ašū 出かける、逃げる



i-na eqlim si-ip-ri-im

中で 畑の 労働は



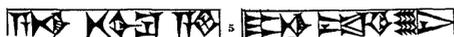
/ la e-bi-si-im u<sub>2</sub>-ka-an-nu-su ma

いないから 完了して



Seam ki-ma i-te šu

穀物を 同様に 隣人と 彼の



a-na be-el eqlim i-na-ad-di-in

に 主人 畑の 払う

bašū ある、持つ

šipru 働く、工作

epešu なす、作る

kanū 確定する

itū 傍ら、側

## 第42条 (試訳)

ある者が、田畑を耕作するために賃借したが、その田畑から穀物を収穫できなかった場合において、(その者の畑の中での労働が完成していないことになるから、自分が田畑から収穫が得られなかったことを証明しなければならない)そして(その後)その者は田畑の所有者にその隣にある田畑(において収穫された穀高)に相応する分の穀物を支払う必要がある。

## 第42条の解釈

田畑の賃貸借に関する法的な解決例を示したものであるが、丁度この条文の中間あたりの解釈が難しい。田畑から穀物を収穫できなかったから、その後続く「その田畑における労働が完了していないこと」を立証すれば賃貸借の賃料の一部が免除されるのかどうか、楔形文字の意味するところが十分でないためその解釈が分れるところである。

多分、これはその田畑が耕作に適するものでなかったことを何等かの証拠をあげて立証することを必要とする、と解すべきであろうと思われる。

しかしながら、それでもなお田畑の所有者には、隣地にある田畑で収穫されたのと同量の穀類に値するものを支払わなければならない、と読むことができる。

この楔形文字によるアッカド語の文章では、このような理解と解釈しかできないが、すでに古代において賃貸借の基礎的理論が成立していたことはこの条文によって明らかである。そのことは原田慶吉氏の訳で「もし人が原を耕作のために出でしめたるに（小作せしめたるに）、〔小作人、原の中に穀物を生ぜしめざりしときは、〔彼等〕作業ずみの土地（耕作地）にしつらえざりしことを彼に確証し、しかる後〔小作人は〕穀物を彼の隣人〔の割合〕に従いて、原の主に与う。」となっていたがいささか文章が理解しにくく、これに対して中田一郎氏の訳は「もし人が耕地を小作のため賃借し、その耕地に大麦を実らせなかったなら、彼らは彼に対してその耕地に播種作業を行わなかったことを立証しなければならない。そして彼は大麦を彼（耕地の所有者）の隣人（の収穫高）にしたがってその耕地の所有者に与えなければならない。」としたのである。この訳文に関して中田一郎氏は、アッカド語のšeamを「大麦」にこだわってられるようだが、英語の crop, frūx も元来は「実り」そこから穀物、農作物の意味が拡大してきたもので、後になって frumentum という語が穀類だけでなく「穀物、小麦」をも意味していても他の農作物全般に拡大して解釈できないわけではないのである。この条文に関連する単語がシュメール語の象形文字（絵文字）から、この時代の楔形文字そして後のアッシリアの楔形文字に移行していった経過は以下の通りである。

なお、この第42条の第3行目まででハンムラピ法典の石柱表面に刻まれた楔形文字の縦書き条文の欄（段落）は、シャマシュ神の下から始まって欄（段）で第12段目の欄が終り、第42条の第4行目からは第13欄（段目）の右端から縦に6～8 cm 読んで、左へ1行ずつ移ってゆくことになる。

絵文字		バビロニア			アッシリア		意味
		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		
					シュメール	アッシリア	
					edin	sēru	平野
					ag ak	ag ak	作る
					Se	Se Seu	大麦

(ibid.)

## 第43条 (原文・逐語訳)

Sum-ma eqla-am la i-ri-iš ma

erēšu 耕す

もし 畑を ずに、 耕さ

it-ta-di Seam ki-ma i-te šu

nadū 投げる

投げ出すなら 穀物を 同様 隣人と 彼の

a-na be-el eqlim i-na-ad-di-in

に 主 畑の 差し出して

u<sub>3</sub> eqlam ša id-du-u<sub>2</sub> ma-a-a-ri

且つ 畑を 所の 投げ出した 鋤で

i-ma-ah-ha-as i-ša-ak-ka-ak ma

mahāsu 打つ、振り返す

振り返し まぐわで均して

sakāku まぐわでならず

<sup>15</sup> a-na be-el eqlim u<sub>2</sub>-ta-ar

に 主 畑の 返す

### 第43条（試訳）

（前の第42条より続いて）その者が、田畑を耕さず放置しておいたような場合、借り主は畑の所有者（地主）にその隣に位置する畑（において収穫された穀高）に相応する分の穀物を支払わなければならない。更にまた、その者は放置しておいた田畑を耕作し、馬<sup>マ</sup>鋤で均して掘り返し（畝をつくって）田畑の所有者に返却しなければならない。

### 第43条の解釈

第42条と第43条が一連の相互に関連する条文か、第42条で一旦切れて、第43条の場合は田畑を賃貸借した者が全く耕作をおこなわないで放置した例と考えるか、難しいところである。規定している内容は重複しているようであるが、第43条のほうは借りた者が全く耕作をおこなわないで田畑が荒れ放題になった場合という条件をつけ加えているので、分けて解釈するほうが良いであろう。

全く耕作しなかった場合、田畑は次の年には使用できなくなるので、その田畑を耕作してもとの所有者（地主）に返還しなければならない、という規定を示したものであるが、その耕作も自分の手で簡単におこなったものではなく、「馬鋤で掘り返して畝をつくって返さねばならない」という厄介な条件を加えているのである。

当時のバビロニアにおいて、田畑を賃貸した時その賃貸料はその田畑で収穫された収穫物で支払われていたもので、借りた者はその田畑をなるべく誠実に耕作し、出来る限り多くの収穫物をあげることが必要であった。それにも関わらず、田畑を賃貸借して何もせず放置した者には翌年からすぐその田畑を耕作できる状態にして返却する義務を示したものと考えられる。この第43条に関して、原田慶吉氏の訳文は「もし原を耕さずして、投げ出したるときは、穀物を彼の隣人〔の割合〕に従いて、原の主に与え、

かつ彼が投げ出したる原に畦を掘り(？)、地をならして、原の主に戻す。」となっていたが、これに対して中田一郎氏の訳は「もし彼が耕地を耕作せず放置しておいたなら、彼は彼(耕地の所有者)の隣人(の収穫高)にしたがって大麥を耕地の所有者に与え、彼が放置しておいた耕地を(深く)犁き、まぐわでならして、耕地の所有者に返さなければならない。」と改訳した。原田氏は ma-a-a-ri i-ma-ah-ha-aš を「畦を掘り(？)……」と疑問符を入れているが、アッカド語の文章としては、「鋤で深く掘り返し……」という単純な意味でただし中田氏がマル括弧で入れた(深く)かどうかはわからないが、あまり問題はないだろう。ともかくこの ma-a-a-ri (第4行目末) とあるのは普通の手で耕すための鋤(クワ)で、その次の第5行目にある i-ša-ak-ka-ak というのは馬に引かせる大きな鋤(クワ)、鋤(スキ)を意味していると思われる。それらに関連したシュメール語の楔形文字への発達は以下の通りである。

		バビロニア		アッシリア			
絵文字	文字	古拙文字	古典的楔形文字	後期楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					al	al	鋤
					mar war <sub>2</sub>	mar	鋤
					uru ur <sub>2</sub>	gus <sub>2</sub> ru	屋根、まぐわ 消す

(飯島紀氏著『アッカド語』国際語学社刊 p.181)

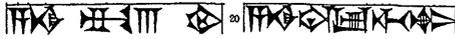
第44条 (原文・逐語訳)



Sum-ma a-wi-lum eqlam ki-kal

ki-kal > karaš 野原

もし 人が 畑を 野の



a-na Sattim 3<sup>k am</sup> a-na te-ip-ti-tim

teptitu 開墾

間 三年の に 開拓

Sattu < mu



u<sub>2</sub>-še-si ma a-ah šu id-di ma

ašū 出かける、逃げる

出たというのに 側に 彼の 投げ出して

ahu 罰 何もせずに、の意味



eqlam la ip-te-te i-na ri-bu-tim ša-at-tim

畑を なかったなら 開拓し には 四 年目



eqlam ma-a-a-ri i-ma-ah-ha-aš

畑を 鋤で 掘り起こし



i-mar-ra-ar u<sub>3</sub> i-ša-ak-ka-ak ma

marāru 鋤で耕す

鋤で耕し まぐわで均して



a-na be-el eqlim u-ta-ar u<sub>3</sub> 10 iku-e

に 主 畑の 返して 10 イクーあたり 1 イクーの誤りか



10 še-gur i-ma-ad-da-ad

madādu 秤量する

大麦 10 グルを 量る (差し出すべし)

#### 第44条 (試訳)

ある者が、原野(に位置するところ)の田畑を三年間のあいだ開墾する(という契約をしたのに)それを放棄して田畑を開拓しなかったならば、四年目には田畑を鋤で掘り起こし(それから)馬鋤<sup>マグワ</sup>ですいて耕やし、田畑の所有者に返還して、(更にその開拓しなかったという代償として)10イクーあたり大麦10グルを計量して(田畑の所有者に)差し出すべきものとする。

## 第44条の解釈

前の第43条から更に進んで、原野における田畑を開墾するという名目で土地を賃貸借した者がその開拓を放棄した場合の土地返還に関する規定で、10イクーあたり大麦10グルの割合で計量して、もとの所有者に返還すべしという規定である。1イクーという土地の広さは、イクーという単位がシュメール時代から変化しているので正確には分からないが、このバビロニア期において約60m<sup>2</sup>くらいであったろうと推測されるのである。なお10グルという重量・容積単位は（第56条でも解説してあるが）3,000シラ（2,550リットル）に相当すると考えられ、大麦の収穫が1イクーあたり1～2グルとみられているので、だいたい損害賠償としては妥当な線が決められていたものと思う。この楔形文字が、シュメール語の象形文字から発達してきた変化は、

絵文字		バビロニア			アッシリア		意味
		古拙文字	古典的楔形文字	後期楔形文字	音価		
				シュメール	アッシリア		
					kar <sub>2</sub> gan <sub>2</sub> ga <sub>2</sub>	kar <sub>2</sub> kan ikū	農地 イク(面積単位)
					gur taru kur <sub>2</sub>	gur tāru qur	(容量単位) lgur・lugal =300sila <sub>2</sub>

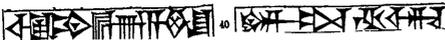
(飯島紀氏著『アッカド語』国際語学社刊 p.169と p.170)

上記のごとくその単位と名称が移行している。

この条文に比較して、もうすでに耕作物が十分に収穫できる田畑を管理する契約を結んだ者が、耕作する牛を他の者にまた貸ししたり飼料を盗んだために田畑を荒して収穫を得られなかったような場合、このハンムラビ法典第25条では本条の6倍の損害賠償を規定しているのである。この第44条に関する原田慶吉氏の訳は「もし人が投げ出しの原（未開墾地）を、三年間開墾のために出でしめ（開墾に出し）たるに、〔開墾者〕彼の側を（に）投げ出して（手を拱きて）、原を開墾せざりしときは、第4年には、

原に畦を掘り、耜を使い、もつて地をならして、原の主に戻し、かつ1イクーに付き、穀物10クールを量る。」であり、それに対して中田一郎氏の訳は「もし人が耕作されないうまになっている耕地を可耕地に戻すために3年間借り受けたが、無為に過ごし可耕地に戻さなかったなら、4年目に彼はその土地を（深く）犁き、マッルム・シャベルで土を砕き、そしてまぐわでならして、耕地の所有者に戻さなければならない。そして、1ブル（約6.5ヘクタール）当たり大麦10クル（約3,000リットル）を計り与えなければならない。」という訳文をあげておられる。もう既に解説したが、楔形文字本文でシュメール語の読み方として10イクー（この楔形文字も飯島紀氏が指摘するように1イクーの誤りかも知れないが）となっていると中田氏は、わざわざアッカド語の1ブル（多分、他の粘土板文書からの直訳）と書き替えているが、中田氏自身がその著者の冒頭に掲げた「度量衡換算表」で、アッカド語の1ブル=18イクー（約6.5ヘクタール）で、このハンムラビ法典石柱をそのまま翻訳するとしたら中田氏の翻訳は完全に誤っている。また、この中田氏の訳語中に片仮名で「マッルム・シャベルで土を砕き、そしてまぐわでならして……」と ma-a-a-ri というアッカド語にこだわっているのは、フィンケルシュタイン (J.J. Finkelstein) 氏の粘土板テキストで [ma] -ia-ri i-ma-aḥ-ḥa-aṣ i-ma-ra-ar (ù i) -ša-ak-ka-ak-ma のアッカド語を尊重しているのだろうが、所詮、前の第43条の解釈で解説したように、これはいくつかある鋤の一種で、原田氏の訳語とした「耜」とあまり変わりなく、マッルム・シャベルなるものがどのようなものか完全に説明できない以上、このような訳文によるこだわりは無駄なことと言えよう。

第45条 (原文・逐語訳)

35		
	šum-ma a-wi-lum eqil su a-na biltim	biltu 税、収入く gu2-un
	もし 人が 畑を 彼の のため 所得	
		
	a-na ir-ri-si-im id-di-in ma	irrišu 農夫
	に 農夫 売って	
		
	u3 bilat eqli su im-ta-ha-ar	mahāru 受ける
	代金を 畑の 彼の 受け取ったならば	
		
	wa-ar-ka eqlam 'i'adad ir-ta-hi-is	rahāšu 氾濫さす
	その後 畑に 神アダドが 洪水を起こし	adad く im
		
	u3 lu bi-ib-bu-lum it-ba-al	tabālu 取り上げる
	又は 津波であれ 覆ったとしても	
45		
	bi-ti-iq-tum sa ir-ri-si-im ma	
	損害は のもの 農夫 である	

第45条 (試訳)

ある者が、自分の（所有をえるための）田畑を農夫（耕作者）に与えて（賃貸借料をえて貸し与え）その代金を受け取ったならば、その後になつてから、アダド神がその田畑に洪水を起こし（嵐によって田畑を水で押し流し）あるいはその田畑を津波で覆った（洪水がその田畑を寸断してしまう）としても、（そうした場合）その田畑の被害は、農夫（耕作人）の負担となるべきものと定める。

第45条の解釈

この条文中（第2行目）に掲げられた動詞 id-di-in は「売る、売買する」が本来の意味であるが、第42条から第44条まで続いてきた条文と関連

すると「賃貸借する」あるいは「その田畑における収穫物を引き渡す条件で貸しあたる」すなわち「その使用料を受けとる」ぐらいに解釈するほうがよいのかも知れない。そうするとこの規定は、「田畑を賃貸借する時にその賃貸料を前払いさせた」という意味に解釈できるが、一応原文のままに田畑の賃貸借（売買）契約として訳出し、括弧内でさらに賃貸借の意味を強調しておいた。なお田畑に洪水を起こしたとされるアダド神は、古代バビロニアにおいて次のような姿をしていたと思われる。この第45条における原田慶吉氏の訳は「もし人が彼の原を、地代のために耕作人に与えて、彼の原の地代を受け取り、その後にアダッド（気候の神）が氾濫し、あるいはまた津波が〔その原を〕浚いたるときは、損害は正しく耕作人のものなり。」となっていた。それに対してはるか後に出された中田一郎氏の訳は「もし人が自分の耕地を小作料とひきかえに小作人に耕作させ、自分の耕地の小作料を受け取り、そのちアダド（嵐）が耕地を水浸しにし、あるいは洪水が耕地を流してしまったなら、損失は小作人に帰属する。」となっている。

アッカド語の *bilat*（本条の第3行目）が「地代」であるのか「小作料」であるのか、あるいは「賃貸借料」であるのか、今日の法律学的解釈では難しいところである。

ハンムラビ法典では、この第45条に続いて田畑の水害について続く第48条



アダド神

（岸本通夫他著、世界の歴史2「古代オリエント」河出書房新社 p.45）  
その楔形文字の変化は第48条参照

にも嵐の神であるアダド神による水害を規定し、またこの先で第53条から第56条まで水害（アダド神）によらない過失あるいは故意による他人の田畑への損害賠償等を規定している。アダド神のような自然の災害によるものと第53条から始まる故意・過失による規定が、古代社会においてどのように考慮されていたか、これらの条文を比較考察することで現代法との違いを大いに認識してもらいたいものと思う。

この第45条のように、自然の災害による損失については主としてその田畑を借りている賃借人（田畑の所有者ではない者すなわち小作人）が、その責務を負わなければならないという原則なるものが古代社会においてすでに成立していた、とみるべきである。

第46条（原文・逐語訳）



sum-ma bilat eqli su la im-ta-har

（上記で）もし代金を畑の彼のいないなら受け取って



u<sub>3</sub> lu a-na mi-is-la-ni

mislu 半分

又はであれで半分



u<sub>3</sub> lu a-na sa-lu-u<sub>3</sub> eqlam id-di-in

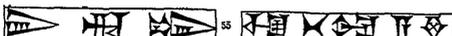
であれで 三分の一 畑を 与えたなら



seam sa i-na eqlim ib-ba-a<sub>3</sub>-su-u<sub>2</sub>

basū ある、持つ

穀物は所に畑ある



ir-ri-Sum u<sub>3</sub> be-el eqlim

農夫と主とで畑の



a-na ap-si-te-im 1-zu-uz-zu  
により 契約 分割する

apSitu 契約  
zāzu 分割する

#### 第46条（試訳）

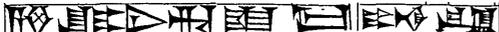
（前の第45条から引き続いて）その者（田畑の所有者）が、田畑の代金（賃借料または使用料）を未だ受け取っていなかったならば、それが田畑の収穫の半分であれ三分の一であれ、代金（使用料）を支払うことになった場合には、農夫はその田畑の所有者と（その後になって）田畑からとれる穀物（収穫物）を、（あらかじめ）決定した割合に従って分割する契約（取り極め）に従わなければならない。

#### 第46条の解釈

前の第45条の規定と違って、田畑の代金（使用料）がまだ全額支払われていない場合には、「売買代金（賃貸料）後払いの制度」をとることを明示している。すなわちこの第46条の条文では、万が一不可抗力によって十分な収穫物が得られなかった危険負担を、土地の所有者とそれを購入する予定だった農夫（小作人）とが契約に従って、平等に負担することになる。この第46条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし彼の原の地代を受け取らず、あるいは<sup>49</sup>〔収穫の〕2分の1小作、あるいは<sup>50</sup>3分の1小作のために、彼の原を与えたる時は、原の中に生ぜしめられたる穀物を、耕作人とその原の主が、割合に従って分配す。」とあり、続いてそれに対して原田氏の〔註〕として「(49-50行) 収穫の2分の1または3分の1を取得する小作」という文章がついている。それに対して中田一郎氏の訳としては「もし彼（耕地の所有者）が彼の耕地の小作料を受け取っていなかったなら、耕地を貸し与えたのが2分の1（小作契約）に基づく場合であれ、3分の1（小作契約）に基づく場合であれ、小作人と耕地の所有者はその

耕地に実った大麦を(小作契約の)割合にしたがって分けなければならない。」となっている。前にも言及したが、この第46条で中田氏が特定している大麦が、確かに穀類ではあったろうが必ずしも大麦だけであったとは限らないと思う。

第47条 (原文・遂語訳)

  
 šum-ma 1r-ri-šum aš-sum 1-na Sa-at-tim  
 もし 農夫が ため 年度にて  
 60   
 mah-ri-tim ma-na-ha-ti šu la il-lu-u<sub>2</sub> -lu は qu の誤り  
 前の 維持費も 彼の ない 得られ ilqu 分け前を得る  
  
 eqlam e-ri-ša-am 1q-ta-bi be-el eqlim erēšu 耕す  
 (他人が) 畑を 耕す と 告げたなら 主は 畑の qibū 言う  
 85   
 u<sub>2</sub>-ul u<sub>2</sub>-up-pa-as ir-ri-su ma apašu 妨げる  
 決して 妨害せず、(彼は) 耕して  
  
 eqil šu i-ni-ri-iš ma i-na ebūrim ebūru < buru<sub>1</sub>s  
 畑は 彼の 耕されるので では 収穫  
  
 k1-ma r1-1k-sa-t1 šu Seam 1-l1-qī<sub>2</sub> rakāšu 契約を結ぶ  
 のように 契約 彼の 穀物を 分ける rikistu 契約

第47条 (試訳)

(第45条と第46条に続いて) 農夫が、前の年度において、(その田畑を耕作する) 維持費も得られなかったので、(その農夫に) 代って (他人が) 田畑を耕す (ことにした) と田畑の所有者が告げられたならば、田畑の所

有者は（その者が耕作することを）決して妨害してはならず、その者はその田畑を耕作して、収穫物が得られたならば（農夫と田畑の所有者が締結した）契約に基づいて、収穫物（穀物）は分配されなければならない。

#### 第47条の解釈

第42条から続く「農夫と田畑の所有者との契約」のなかで、農夫が手に入れた田畑が耕作しても維持費すら手にすることができなかつた場合、農夫は他の者にその田畑を耕作する権利を譲り、その旨を田畑の所有者に知らせたならば、田畑の所有者はその代りの者が耕作することを妨害してはならず、またその耕作によって収穫があったならばその収穫物は最初農夫と田畑の所有者との間で結んだ契約に基いて分配される。すなわち原契約がそのまま耕作を引き継いだ者にも維持される、ということを規定した条文である。この第47条について原田慶吉氏の訳は「もし耕作人が前年度においては、彼の費用の高さまでに達せざりし（費用の採算採れざりし）ゆえを以つて、〔第三者が〕原を耕すべきことを主張したるときは、原の主は決して拒まず、彼の耕作人（新耕作人）は、彼の原を耕して、収穫〔時〕においては、彼の契約に従いて、穀物を取る。」としており、それに対して中田一郎氏の訳は「もし小作人が前の年に元が取れなかつたので耕地を（もう1年）耕作したいと言つたなら、耕地の所有者は反対すべきでなく、むしろ彼の小作人が彼の耕地を耕作すべきである。そして彼は収穫時に彼の契約にしたがって大麦を受け取ることができる。」ともう1年と限つた形で期間の延長を訳そうとしている。この第47条の規定は、法律上「期間の更新」または「契約の更新」とも呼ばれるべきもので、現代法においても存続期間の定めある継続的債権関係において期間が満了した時、前契約と同一の条件で更に債権関係を維持すること、と同様の主旨であると思われる。

もっとも前の年に「耕作する」と農夫が言ってそれに見合った収穫が得られなかったら、そのまま存続期間を延長するというのがハンムラピ法典の主旨であり、現代法では前契約が消滅して同じ内容の新契約が改めて締結されると解釈することを狭義の「契約の更新」と呼んでおり、その点でこの第47条の規範は、正確には単なる「期間の更新」がそのまま認められるべきもの、と解釈すべきである。

第48条 (原文・逐語訳)



sum-ma a-wi-lum hu-bu-ul-lum

もし 人が <sup>Co.</sup> <sub>XIV.</sub> 負債が



e-li šu / i-ba-aš-š1 ma eqil šu

の上に 彼 あり しかも 畑に 彼の



11 adad ir-ta-hi-iš u3 lu-u2 b1-ib-bu-lum

神アダドが氾濫を起こしたり或いは又 津波で



it-ba-al u3 lu-u2 i-na la me-e

覆ったり或いは又 ないため 水の



seum i-na eqlim la it-tab-si

bašū ある

穀物が に 畑 ないならば



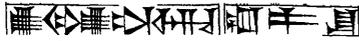
12 i-na ša-at-tim su-a-ti

には 年 その



Seam a-na be-el hu-bu-ul-[li]

穀物を に 主 負債の



u<sub>2</sub>-ul u<sub>2</sub>-ta-ar dup-pa šu

決して 返さず 粘土板を 彼の



u<sub>2</sub>-ra-ad-da-ab u<sub>3</sub> ši-ib-tan

濡らせて (変更し) 利息を

raṭabu 濡らす、滲す

šibtu 利息



ša ša-at-tim šu-a-ti u<sub>2</sub>-ul i-na-ad-di-in

の 年 その 決して 課しない

### 第48条 (試訳)

負債を有している者がおり、(その者の所有する田畑において) アダド神が、その田畑を洪水によって埋めたてあるいは津波で覆ったとしても(その田畑を水によって押し流すかあるいは洪水によって分断する)、さらにまた水が不足していたため田畑から穀物が収穫できなかったという年においては、その年に(限って)その者は債権者に穀物を支払う義務はない。粘土板を水に濡らせて(粘土板が水に漏れると楔形文字を変更できる)もよいし、またその年の利息を支払う必要もない。

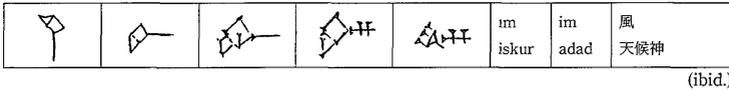
### 第48条の解釈

楔形文字は、普通葦ペンで粘土板に刻印し保存しておくが、契約書など安易なもの場合はそれに火を通して永久保存するようなこともなく、水に濡らせば前に押した文字を変更することもできる。勿論、実際にはきちんとした契約文書の重要なものなど後から変更するようなことはしなかったに相違ないが、普通の火に焼いてない粘土板は水に濡らせばもとの楔形文字を変更した内容に変えることもできたから、この当時の象徴的な表現方法として「粘土板を水に濡らせる」という記述によって、粘土板上に記入した契約上の文章を書き変えることを意味したのである。

すなわち、この第48条によって、負債をおっている人物が、天災などによってその者の管理する田畑から穀物が収穫できなかった場合、その債務者には「契約文書が記された粘土板を湿らせることによって債務負担契約を変更する権利」が与えられた、と考えてよい。このように法律用語として「粘土板を水に湿らせる」という表現は、楔形文字を使用する古代世界において、契約内容の変更を可能にする言いまわしとして各地に普及していったと思われる。

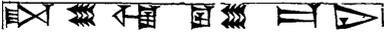
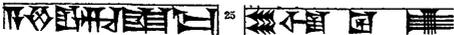
この第48条の嵐の神であるアダド神（第45条の解釈に入れたアダド神の立像参照）による自然災害については第45条のように小作人の責任であっても「その年だけは債権者に穀物を返済しなくとも良い」バビロニア社会での根本原則をこの第48条は定めていたもの、と思われる。この第48条に関する原田慶吉氏の訳は「もし人〔ありて〕、利息債務が彼の上に存するに、彼の原にアダッドが氾濫し、あるいはまた津波が浚い、あるいはまた水無きがため、穀物が彼の利息債務の主<sup>14</sup>に返さず、彼の証書を湿おし、かつその年の利息を決して与うことなし。」この翻訳文中の「湿おし……」に関する原田氏の〔註〕は「(14行) 乾ける粘土を湿おして、文面を変更することである。」と記してある。その一方、中田一郎氏の文章は「もし人がフブッルム・ローンを負っていて、アダド（嵐）が彼の耕地を水浸しにしたか、洪水が耕地（の作物）を流してしまったか、あるいは水不足で大麥が耕地に実らなかったなら、彼は、その年は、彼の債権者に大麥を返済しなくてよく、彼の文書（債務証書）を（一部変更のため）水で湿すことができる。彼はまたその年の利息を与えなくてよい。」と翻訳している。この中田氏の訳文中「フブッルム・ローン」という用語は、楔形文字のアッカド語でこの第48条の1行目末にある hu-bu-ul-lum をそのまま片仮名書きにしたもので、原田慶吉氏が「利息債務」と翻訳している法律用語なのであるが、それが具体的にどのような債務であるかきちんと説明できな

い以上、このような片仮名書きは翻訳用語として使うべきではない、と思われる。なお第45条でその立像を表示した「アダド神」はシュメール時代の象形文字（絵文字）から右に以下のように楔形文字として記載されてきた。



なお、この第48条の第2行目の人称代名詞の後で、ハンムラピ法典石柱の表面に書かれた条文はシャマシュ神の玉座の後脚下から数えて、第13欄（段）が左端で切れ、次の i-ba-aš-ši（～であり）から第14欄の右端に移って、アッカド語の文章が続くことになる。

第49条（原文・逐語訳）

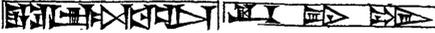
 šum-ma a-wi-lum kaspam it-ti tamkarim もし 人が 銀を より 商人	
 il-qi2 ma eqil ip-še-tim 取って（借りて）畑を 供給の	
 Sa Seim u3 lu Samašsamim	samaššammu<se-giš-i3  の 穀物や 或いはゴマ
 a-na tamkarim id-di-in に 商人 渡し	
 eqlam e-ri-iš ma Seam u3 lu-u2 「畑を 耕して、 穀物や 或いは	erēšu 耕す



samassammim sa ib-ba-aš-su-u<sub>2</sub>

ゴマを 所の 出来た

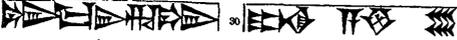
basū ある、持つ



e-si-ip ta-ba-al iq-bi-sum

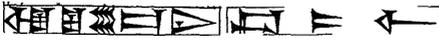
刈り入れて取りなさい」と言った(時)

asāpu 収穫する、集める



sum-ma ir-ri-šum i-na eqlim šeam

もし 農夫が に 畑 穀物



u<sub>3</sub> lu samassammim uš-tab-si

或いは ゴマを 生ぜしめ、



i-na ebūrim šeam u<sub>3</sub> samassammim

時に 収穫 穀物や ゴマの



sa i-na eqlim ib-ba-aš-su-u<sub>2</sub>

所の に 畑 生じた



be-el eqli-ma i-li-qi<sub>2</sub> ma

主が 畑の 取って、



šeam sa kaspi su u<sub>3</sub> si-ba-zu

穀物をの 銀 彼の と 利息分



sa it-ti tamkarim il-qu<sub>2</sub>-u<sub>2</sub>

所の より 商人 取った(借りた)

itti ~と ~より



u<sub>3</sub> ma-na-ha-at e-ri-si-im

そして費用を 耕作の



a-na tamkarim i-na-ad-di-in

に 商人 与える(払う)

### 第49条（試訳）

ある者が、商人より銀（金銀の財貨）を借りて田畑を入手し、穀物やゴマを扱う商人に対して（以下の契約を結んだ場合、すなわち）「この田畑を耕作して出来た穀物やゴマを刈り入れて収穫することができる」と述べた場合、それを耕作する農夫がその田畑で穀物やゴマを収穫したる時、その（穀物やゴマを収穫した）田畑の所有者が、商人より借用しその銀（金額）と利息分は勿論のこと耕作に費やした諸費用の分もその商人に与えるものとする。

### 第49条の解釈

この条文は、このままで終わっているわけではなく、以下の第50条に繋続してゆき、土地（田畑として耕作するにふさわしい農耕地）の購入ならびに賃貸借契約の発生について述べたもので、そのまま後に続いてゆく「支払い不能に陥った債務者を保護する規定」の冒頭である、とみることができる。

原田慶吉氏のこの第49条に関する翻訳は「もし人が銀を商人より取りて（借りて）、穀物あるいはまた胡麻の耕作地を商人に与え、「原を耕して、生ぜしめられた穀物あるいはまた胡麻を刈り取つて運び去りなさい」と言いたるときは、もし耕作人が原の中に、穀物あるいはまた胡麻を生ぜしめたるときには、収穫〔時〕において、原に生ぜしめたる穀物または胡麻を、原の主が正しく取りて、商人より取りたる（借りたる）彼の銀とその利息の〔分の〕穀物、並びに耕作の費用を商人に与う。」であり、それをもとに、中田一郎氏の訳は「もし人が商人から銀を借り受け、大麦あるいはゴマ用に耕された耕地を（担保として）商人に与え、「耕地に種を播き、実った大麦あるいはゴマを収穫し、持っていきなさい」と言い、もし小作人がその耕地に大麦あるいはゴマを実らせたなら、収穫時に耕地の所有者

がその耕地に実った大麦あるいはゴマを取り、商人から借り受けた銀とその利息および農作業の報酬に見合う大麦をその商人に与えなければならぬ。」と単なる原でなく耕地と限定して翻訳しておられる。

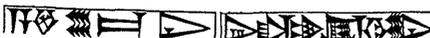
以上みてきたように、原田氏と中田氏ともにこの第49条がこのままでアッカド語の文章が終了している形で翻訳なされている。原田氏自身が指摘しているように、フランスの考古学発掘隊が1901年から1902年にかけての冬にエラムの旧都スーサで発掘すると直ちに碑文の拓本をもとに翻字と翻訳がおこなわれ、シャイユ（シュイユ V. Scheil シェイルと記されることもある）の手でハンムラピ法典石柱の下部が削り取られている箇所が約七段分で約35条と判断されるとともに、ハンムラピ法典は全部で282ケ条よりなる、と決定され、今日の翻訳でもその時の条文の数字が第何条としてそのまま使われている。しかしながら後から発掘された粘土板による「ハンムラピ法典」の各テキストによって考古学的な再考がなされているからこそ、その解釈においてアッカド語の文章がどこまで続き、シャイユの条文分類はそのままで貴重ではあるが「条文」として改めて何ケ条の条文からなるのかをアッカド語の文章としてどこで切れるか常に指摘して翻訳においても考慮してゆく姿勢が必要なのではなかろうか。

### 第50条（原文・逐語訳）

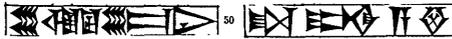
45   
 šum-ma eqlam ir-ša-am u<sub>3</sub> lu-u<sub>2</sub>

（上記で）もし畑 耕し終った 或いは

šeam 穀物の、が落ちている

  
 eql šamassammim ir-ša-am id-di-in

畑を ゴマの 耕し終った 与えた時は



Seam u<sub>3</sub> Sa-maš-sam-mim sa i-na eqlim

穀物や ゴマを 所の に 畑



ib-ba-aš-su-u<sub>2</sub> be-el eqlim-ma

できた 主は 畑の



i-li-qi<sub>2</sub> ma kas-pam us ši-ba-zu

取って、 銀 や 利息分を



a-na tamkarim u<sub>2</sub>-ta-ar

へ 商人 返す

### 第50条（試訳）

（第49条より連続して）耕作し終わった穀物やゴマの田畑を渡したる時に、田畑の所有者は収穫できた穀物やゴマを、その（賃貸借した）商人より借用した銀（金銭の額）と利息分だけ、その商人に返却するものとする。

### 第50条の解釈

賃貸借した金額を返す時期について定めたもので、商人より賃借した銀は穀物やゴマを収穫するために用いるためだったのであるから、穀物やゴマが収穫できた時に返済するのは当然のことであつたろう。

この第50条では、一般の賃貸借契約でどこにでもある極めて常識的な内容を記述してあるにすぎない。しかしながら、この条文に続く第51条、52条は今日常識的に考えられる「公序良俗の原則」に逸脱した規定であるように思われる。この第50条に関して原田慶吉<sup>45</sup>氏の翻訳は「もし耕作済みの穀物の原、あるいはまた耕作済みの胡麻の原を与えたるときは、原の中に生ぜしめられたる穀物あるいはまた胡麻を、原の主が正しく取りて、銀と

その利息を商人に返す。」としており、その翻訳に関して追加した原田氏の〔註〕では「(45行)「穀物の」の語原文に欠くも、脱漏なること疑なし。」と解釈しており、これに対して中田一郎氏の訳は「もし(その人が)〈大麦が〉<sup>71</sup>播かれた耕地あるいはゴマが播かれた耕地を与えたのなら、耕地の所有者が耕地に実る大麦あるいはゴマを取り、銀とその利息を商人に返済しなければならない。」と翻訳しておられる。

原田氏も中田氏もこの規定が前の第49条から連続しているアッカド語の文章とは考えておられないようであるが、連続した規定と考えるとかなり矛盾したところが現れてくる。中田氏は、第30条と第31条に関してはフィンケルシュタイン氏の学説を引用して前の条文の一部と記しているが、他の条文についても第46条、第54条、第116条、第118条、第152条、第153条、第256条、第266条等もそういう形で直前のパラグラフの一部とみなしてはいるものの、この第50条についてはその「等」に入るのかどうかさきえ言及がないようである (op. cit., p.178~179)

### 第51条 (原文・逐語訳)



sum-ma kaspam a-na tu-ur-ri-im tāru 返す

もし 銀が ための 返済の



la i-šu samašsamim a-na ma-hi-ra-ti su-nu ここでも穀物脱落

ないならば ゴマを 従って (相当する) 価格に その mahiru 価格



ša kaspi šu u<sub>3</sub> š1-ib-ti šu

の 銀 彼の や 利息分 彼の



sa it-ti tamkarim il-ku-u<sub>2</sub>

所の より 商人 取った (借りた)



a-na pi si-im-da-at Sar-r<sub>1</sub>-im

šimittu 規格

により 法令 換算表の 王の



a-na tamkarim i-na-ad-di-in

へ 商人 払う

### 第51条 (試訳)

(前2ケ条から続いて) 返済するための銀(金銭)がない場合、商人より借用した銀(金銭)とその利息分に相当するゴマを国王の法令換算表の定めた(金額によって)その額面をもってその商人に支払いがおこなわれなければならない。

### 第51条の解釈

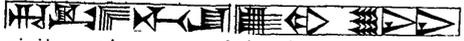
賃貸借したる者が、経済的に困窮して支払いができなくなった時、その支払いにあたる銀に相応する収穫物(この条文ではゴマが掲げられている)をもって支払いにあてることができる、とされているが、その借入金額と利息分を定めた「国王の法令換算表」に定められた分量をもって支払にあてる、と解釈できる。この第51条に関して、原田慶吉氏の訳は「もし返済せんがための銀を有せざるときは、穀物または胡麻を、王の価格標準表の文言に従いて、商人より取りたる(借りたる)彼の銀とその利息に相応する価格関係に従いて、商人に与う。」同じく原田氏の〔註〕は「(58行)「穀物又は」の四字原文には過失によりて欠く。」となっていた。それに対して中田一郎氏の訳は「もし彼に返済する銀がない場合は、彼が商人から借り受けた銀とその利息に見合う〈大麦あるいは〉ゴマをその相場に

したがって、王の勅令通り、商人に与えなければならない。」としている。この第51条の翻訳に関し、中田一郎氏の訳はかなり問題があると言わざるをえないだろう。この当時今日の市場のようなものがあってその都度「相場なるもの」が定められていたかどうか疑問であり、また王の勅令通りというが pi がはたして「勅令」であるか、ラテン語やギリシア語の「勅法」と「勅令」について言及した拙稿を御参照願いたいと思う（拙稿「憲法の史的淵源と象徴」、山梨学院大学『法学論集』44号、p.47～p.56参照）。

### 第52条（原文・逐語訳）

Col. /  XV. / sum-ma ir-ri-sum i-na eqlim se-am  
 （上記で）もし農夫が で 畑 穀物の

  
 u<sub>3</sub> lu samaššammim la uš-tab-si  
 又は ゴマの ないでも（何も）でき

  
 ri-ik-sa-ti su u<sub>2</sub>-ul in-ni  
 契約を 彼の 決して 変更しない

動詞の原形は baSu  
 補語、主語の脱略

### 第52条（試訳）

（前条で規定した穀物やゴマも収穫できない場合のことを述べている）もし、その農夫（耕作者）が自分の田畑で、穀物もゴマも何も収穫できなかった場合、その（原）契約は決して変更してはならないものとする。

### 第52条の解釈

この条文で規定している内容はどうも正確には何を主旨としているのか理解しがたいところがあるが、経済的に困窮して商人より借用した金銭が

返却できなくなった時どうするか、という目的で作られたと思われるが、その場合でももとの契約は決して変更できないというのが、どういう効果をもたらすのかは不明である。

原田慶吉氏は、この第52条のアッカド語による主語をコシャカー氏の説に従って「商人」以外に考えられない、とその〔注〕で述べておられるが、楔形文字原文には何の記述もない。中田一郎氏もその脚注でフィネ等の学説で「A. Finet, Le code, p.61と E. Szlechter, Codex, p.79にしたがう」という形で、この文章の主語を「商人」と二重括弧つきで表示している。筆者はこのような外国人の解釈をそのまま翻訳するようなことはせず、ri-ik-sa-ti「契約」を仮の主語とみなして以上のような試訳を試みてみた。この第52条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし耕作人が原の中に、穀物あるいはまた胡麻を生ぜしめざるときは、〔商人は〕彼の契約を決して変更することなし。」とし、さらに原田氏の〔註〕は「(5行) 主語は商人以外に考えられない。Koschaker, ASAW. 42 S.98.」となっている。これに対して中田氏は人称代名詞「彼」を主語としている。それでは中田一郎氏の訳文とは「もし小作人が耕地に大麦あるいはゴマを実らせなかったとしても、〔彼(商人)<sup>73</sup>は〕彼の契約を変更してはならない。」という風に主語を括弧つきで入れて訳文を書いておられる。

確かにアッカド語の文章として、主語は前の第51条より類推して「商人」であろうが、この第52条で定められているのは、穀物とゴマも収穫できなかったとき原契約を解除できないとする、後のローマ法でいう *Pacta sunt servanda* の原則を明示したもの、と思える。

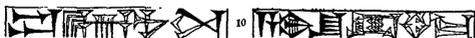
なおこの第52条の最初からハンムラピ法典の石柱表面のシャマシュ神の玉座の後脚下より始まった法典の文章の縦書き欄(段)は第14欄が終って、第15欄の右側から縦に読んで左側に移行してゆくことになる。

## 第53条 (原文・遂語訳)



sum-ma a-wi-lum a-na [kāri] su

もし 人が につき 土手を 彼の



du-[un-nu]-nim a-ah su [id-dī ma]

danānu 強める

堅固にすること 側に 彼の 投げて (放任して)

kāri [su] la u<sub>2</sub>-dan-[nī-in ma]

土手を せず 堅固に (そのため)



i-na kāri [su] bī-tum it-te-[ip-ti]

pitū 破く、開く

に 土手 彼の 裂け目が 開けられて

bitū 破く

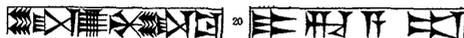
15 u<sub>3</sub> ugaram me-e uš-ta-bil a-wilumugaru < a-gar<sub>3</sub> 田野

田畑に 水が 移行したなら 人は

abālu もたらず、移す

ša i-na kāri su bī-tum ib-bi-tu-u<sub>2</sub>

所の に 土手 彼の 裂け目を 開けた

seam ša u<sub>2</sub>-hal-li-qu i-rī-a-ab

halāqu 失う、破壊する

穀物を 所の 喪失した 弁償する

rābu 返済する

## 第53条 (試訳)

ある者が、自分の(田畑の)土堰堤(土手)を堅固にすることを放棄し(自分の畑に接続する土手の修理をして強固にしておくのを怠り)、その土手(土堰堤)を堅固にしないでいたところ、その土手に裂け目が出来て(穴が)開けられ、(それによって他人の)耕作地を水で押し流してしまった場合、土手に裂け目をつくってしまったその者が(そのために)損失した穀物を(自分で)弁償しなければならないものとする。

### 第53条の解釈

今日もある民法上の過失責任の一般原則を規定しているにすぎない。多分、高台に位置する自分の田畑に接続する土手を堅固にするのを怠り、他人の田畑に損害を引き起こしたる者は、そのことだけで全ての過失責任が負わされ、その被害者に対して損害賠償を負うことがこの条文によって義務づけられている。

近代民法、特に日本の民法で過失による損害賠償を規定するのは民法第410条第2項で、これは一般的に「給付不能による損害賠償」と規定されている。その民法410条の第1項と第2項を以下に示す。

#### 第410条〔不能による選択債権の特定〕

- ①債権の目的たるべき給付中始より不能なるもの又は後に至りて不能となりたるものあるときは債権は其残存するものに付き存在す。
- ②選択権を有せざる当事者の過失に因りて給付が不能と為りたるときは前項の規定を適用せず。

ローマ法学者の原田慶吉氏はこの「給付不能による損害賠償」に関わるハンムラビ法典第52条を以下の如く翻訳しておられる。その原田氏の訳は「もし人が、彼の原の土手を堅固にすることに對し、彼の側を（に）投げ出して（手を拱きて）、彼の土手を堅固にせず、その結果、彼の土手の中に裂目が開けられ、以つて水をして田野を浚わしめたるときは、自己の土手の中に裂目が開けられたる者、喪失せしめたる穀物を賠償す。」であり、その後には翻訳した中田一郎氏の訳は「もし人が自分の耕地の畔の強化を怠り、その畔を強化せず、（そのため）自分の畔に亀裂が生じ、（灌漑）水で耕区<sup>74</sup>（の大麦）を流失させたなら、自分の耕地に亀裂が生じた人は、彼が流失させた大麦を償わなければならない。」となっている。中田氏が楔形原文で第53条の5行目のところを「耕区」と訳し、（注74）を入れているのは、その脚註からロジャー J. Reger 氏が A. GĀR (ugārum)を「灌漑

区」と理解し、流されたのは灌漑区の土であると解釈していることを参考に耕区という訳語を決めたい。

このように「自分の田畑の堺にある土手を当然のごとく堅固にしなければならぬ」はずなのにそれを怠って灌漑水などで他人の畑に被害を与えたりしたような場合、この田畑の所有者あるいは耕作者は、法律的に見た場合、十分な注意義務に違反し法律の要求する一定程度の注意を欠いたるがために予見可能な事実を認識しなかったのだから「過失による損害賠償」の責を負うべきものと解釈され、現代の日本民法第410条の規定と本質的には一致するものと思われる。

農耕社会においては、どうしても水質源開発の技術を必要としており、この第53条から第56条までの規定は、先の第45条と第48条というアダド神による自然災害と異なって、はっきりとした故意・過失の原則を確立させている。

おそらくメソポタミア地方においては、ティグリス河とユーフラテス河とという兩大河から引いた灌漑用水を使った農業用水確保のための「土堰堤」の建設技術が、すでに経験的な手法として体系づけられ、その技術に対応する法的規則も慣習上確立していた、と思われる。

そしてこのような耕作地を囲むような土堰堤が造られ、それを常に補強しておかなければならぬ義務が確立されていたもの、と思われる。この第53条に関わる楔形文字がシュメール時代から創られ変化してきた後を以下に見てみることにしよう。

		バビロニア			アッシリア		意味
絵文字	文字	古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		
					シュメール	アッシリア	
	○				gil <sub>2</sub> rim kil hab	kur <sub>4</sub> lugud <sub>2</sub> lagab nigin <sub>2</sub>	寛短い 塊 囲む
	□□				nigin	puhru	補強する lōsila <sub>2</sub>
					zar sar	zar sar <sub>2</sub>	湧き出る 流れる

(ibid.)

その結果、耕作に従事する人々の慣習的責任と損害賠償の規定がこの第53条と第54条の中にみられるのである。

日本の古代社会でも、律令体制が確立する以前に、すでに4世紀末には現在の大阪府にある狭山地や香川県にある満濃池という農業用水確保の土堰堤の原型が出来あがっていたと推測されているが、はたして古代バビロニア社会においてはどの程度までこうした土堰堤の技術が確立していたものか、現代の考古学的知識レベルではまだ解明できないだろうが、将来何等かの方法と技術によってそうした古代社会の姿がはっきりしてくるものと思う。

第54条 (原文・逐語訳)

sum-ma seam ri-a-ba-am

(上記で)もし 穀物の弁償が

la i-li-i su-a-ti u<sub>3</sub> bi-sa su lēu 出来る

ないなら 出来 彼 と 動産を 彼の bišū 財産 < nis-ga

<sup>25</sup>   
a-na kaspim i-na-ad-di-nu ma

のため 銀 売り渡して、

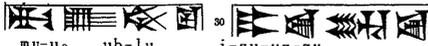


mār-ugarē sa sei šu-nu

農夫達は 所の 穀物に 彼らの

mār-ugarē

<dumu a-gar<sub>3</sub>-meš



mū-u<sub>2</sub> ub-lu i-zu-uz-zu

水が 冠水した (売上金を) 分配する

zāzu 分配する

### 第54条 (試訳)

(前条より続く) その者が、穀物の弁償ができないような場合、(水によって穀物を押し流された田畑の所有者は) その者の動産を銀のため売り渡して(損害をかけられた) 農夫達は水が冠水して損害をかけられた穀物の損害賠償として(動産と銀などの売り上げ金を) 互いに分配することができる。

### 第54条の解釈

ごくあたりまえの過失責任について言及した内容であるが、この土手(堤)というのはおそらく灌漑用の水止め施設で、その土手を強固に修復する当然の義務を怠ったことで他人の田畑に損害をかけたなら、当然その土手の修繕をしておかなかった者は損害賠償の責に任ずるのである。この条文に関する原田慶吉氏の訳は「もし穀物を賠償すること能わざるときは、彼と彼の動産を銀のために与えて(売却して)、自己の穀物を水が浚いたる<sup>27</sup>「田野の息」は、〔売上代金を〕分配す。」となり、そこにつけられた原田氏の〔註〕は「(27行)「田野の息」とはマルク団体民? Eilers 参照。」となっている。ここで原田氏が「田野の息」と翻訳しているのは、その条文末にある註からも明らかなようにアイラース氏 Eilers がマルク団体民とからめて翻訳したものを重訳したのであろうが、原田氏がこのハンムラピ法典の第7条や第14条で訳語として使った「人の息」という用語

と同様コシャカー Koschaker 氏が採用していたような古い概念で、今はもう使われていない。それに対して中田一郎氏の訳は「もし（その）人が大麦を償うことができなければ、人々は彼と彼の動産を売り、（その売上金を）水で大麦を失った耕区のメンバー（耕区の子等）が分け合うことができる。」としている。

この第54条の2行目にある bi-ša を一般的には「動産」と単純に訳しているが、現在考えられている不動産以外のものすべてを意味する動産とは異なることに注意すべきである。

しかしいづれにせよ当時のバビロニアで個人が所有していたいわゆる財産でその時代に通貨に代って交換できたものを通称して bi-ša と言ったのであろう、と思われる。第53条から続く、アダド神による自然災害によらないで耕作者の故意・過失により土堰堤を破損して他の人の有する田畑に損害を与えたる者は、それに対する損害賠償は動産によってなされる慣習法が古代社会において成立していたことを示す条文としてこの第54条が存在するのである。

### 第55条（原文・逐語訳）



sum-ma a-wi-lum a-tap-pa šu

もし 人が 溝を 彼の



a-na si-ki-tim ip-te a-ah šu id-di ma

のため 灌漑 開いたが 側に 彼の 投げ（放置し）たので



eqil i-te šu me-e uš-ta-bil

畑に 近隣の 彼の 水が 被ったならば



seam ki-ma i-te su i-ma-ad-da-ad

(弁償の) 穀物を 同様に 近隣 彼の 量る madādu 量る

### 第55条 (試訳)

ある者が、灌漑の目的で自分の水門（溝）をあけたが、そのまま放置しておいたので近隣の田畑を水で押し流してしまった場合に、その者は（水の被害を受けなかった）近隣の田畑の収穫高に準じて、穀物を推量し（その額をもって）損害の賠償をおこなわなければならない。

### 第55条の解釈

前の第54条は、灌漑用の土手を補強する（強化する）のを怠ったせいで水が近隣の田畑を押し流したのであるが、この第55条は灌漑の目的で自分の田畑にある水門をあけそのまま放置した責任が問われている。

双方とも過失責任という点では同じであるが、第53条の不作为による場合は「損失させた穀物」だけを賠償するのに対し、第54条の作為がある場合は、アッカド語の楔形文字の文面でも多少重く規制されているように思う。これに関する原田慶吉氏の訳は「もし人が彼の溝を灌漑のために開き、彼の側を（に）投げ出して（手を拱きて）、彼の隣人の原を水をして浚わしめたるときは、穀物を彼の隣人〔の割合〕に従いて量る。」これに対して、中田一郎氏の訳は「もし人が灌漑のために彼の用水（の取水口）を開いたが、（注意を）怠り彼の隣人の耕地（の大麦）を水で流失させたなら、彼は彼の（別の）隣人（の収穫率）にしたがって大麦を計り与えなければならない。」となっている。

この第55条の1行目にある a-tap-pa が、一般的には「溝」と訳されるが、田畑に水を導く「水門」のことであろう、と思われる。中田一郎氏は「用水（の取水口）」としたが、それが具体的にはどのような形でいかな

る材料で作られていたかは良く分からない。またšeam が穀物あるいは穀類で当然のことながら大麦も含まれると思われるが、それを大麦だけと断定することはかなり問題があると思われる。

前2ヶ条の第53条と第54条の場合は、明らかに過失責任であるが、この第55条と第56条についてはどの程度に故意・過失が考慮されるか難しいところである。

日本民法の第611条には「賃借物の一部が賃借人の過失に因らずして滅失したるときは賃権人は其滅失したる部分の割合に応じて賃貸の減額を請求することを得」とあるが、流出させた他人の耕地の算定には古代の裁判官もかなり苦慮したものと思われる。

第56条 (原文・逐語訳)

	40		
Sum-ma a-wi-lum me-e ip-te ma			
もし 人が 水を 開いて、			(ibid.)
			
ip-se-tim sa eqil i-te su		ipsetu 裝備、潤達	
供給物に の 畑 隣人の 彼の			
			
me-e uš-ta-bil 10 iku-e			
水が 被ったなら 10 イクーにつき	=		
			
10 še-gur i-ma-ad-da-ad		a	še
大麦 10 グルを 量る (払う)	水	水	大麦

第56条 (試訳)

ある者が、自分の水門を開いて、その隣人の田畑の供給物に水の害を被

らせた場合、(その害を与えた田畑の10イクーにつき大麦10グルの割合で)損害賠償を行わなければならない。

### 第56条の解釈

どうも第55条と関連する規定のように思われるが、この第56条には、水をかけて被害を与えた範囲が前条のように田畑全体でなく、その一部であったことを考慮した規定のように思われる。10イクーについて10グルという損害賠償の額は、同じくハンムラピ法典の第44条の額面と同じである。すなわち1イクー=約60m<sup>2</sup>とみるべきで、田畑における損害賠償の基準として当時のバビロニア社会で認められていたものだろう。

このような土地とそこから派生する収穫物の損害賠償制度は、このバビロニア社会に先立つシュメール時代にすでに確立されていたようで、損害賠償額のグルという単位もシュメールの単位をそのまま継続したものであるが、シュメール時代の初期王朝の頃は、1グル=144シラでこれは今日の重要あるいは容積単位で約122リットル(約500cm<sup>3</sup>)であったとされるが、「ウルナンム法典」で有名な將軍ウルナンムが興したウル第三王朝(B.C.2112年～)からは1グル=300シラ(約255リットル)とされ(この単位とそれを意味する楔形文字については第44条の解釈を参照のこと)、アッカド時代はだいたいこの容積で取り引きがなされたと考えられている。大麦の収穫は、大体1イクーあたり1～2グルとみられているので、この損害賠償は当時の社会にあっては妥当なものであったと推測される。この第56条に関する原田慶吉氏の訳は「もし人が水を開きて、彼の隣人の原の耕作物を水をして浚わしめたるときは、1イクーに付き、穀物10クールを量る。」であり、これに対して中田一郎氏の訳は「もし人が水を導き入れたが、(播種のための)農作業が行われた彼の隣人の耕地を水で流失させたなら、彼は1ブル(約6.5ヘクタール)につき10クル(約3,000リッ

トル) の大麦を計り与えなければならない。」としている。

筆者と中田氏とは1グル(原田氏はクール、中田氏はクルと濁音抜き)の計量が多少異っているため、2,550リットルと3,000リットルとの差が出てくるが、だいたいこの位の額で損害賠償額が支払われた、ということだろう。なお単位としてシュメール語表記ではGURだからグル、アッカド語ではkurru(m)と読むからクル(原田氏はクールと長音にしている)となる。

なお中田氏は「ブルburu(m)」を従来使っていた「イクー」と同じ数量として表示している。その点に関しては中田一郎氏の著書ハンムラビ『法典』Xの「度量衡換算表」を参照されたい。

第57条 (原文・逐語訳)



sum-ma rēum a-na ša-am-mi

もし 牧人が につき 草を

rēu < sipa = pa-udu

sammu 牧草



sēnē šu-ku-lim it-ti be-el eqlim

家畜に 食べさす事 と 主 畑の

sēnu < uš-udu-haz

雌と雄の羊、転じて小家畜



la im-ta-gar ma ba-lum be-el eqlim

せずに 同意 なしに 主 畑の

magāru 同意する



eqlam sēnē uš-ta-ki-il

畑を 家畜に 食べさすならば

akālu 食べる



be-el eqlim eqil šu i-iš-ši-īd

主は 畑の 畑を 彼の 刈り取り

ešēdu 刈り取る



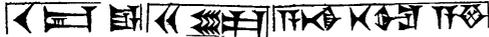
rēum sa i-na ba-lum be-el eqlim

牧人は所の で なしに 主 畑の



eqlam sēnē u2-ša-ki-lu e-li-nu-um ma

畑を 家畜に 食べさせた その上に



10 iku-e 20 se-gur a-na be-el eqlim

10 イクーにつき大麦 20 グルを に 主 畑の



i-na-ad-di-in

払う



še  
大麦

(ibid.)

### 第57条（試訳）

ある牧人が、家畜に草を食べさせる事について田畑の所有者と同意せずに（畑の草を）食べさせた場合に、（しかも畑の主なしに食べさせたようなときは）田畑の所有者は自分の畑を刈り取って、田畑の所有者の同意なしに家畜に草を食べさせた牧人は、10イクーにつき大麦20グル（の損害賠償）を田畑の所有者に支払わなければならないものとする。

### 第57条の解釈

牧人が、家畜を管理する責任について規定した条文であるが、このハンムラビ法典第44条ならびに第56条で規定された過失責任の倍額の損害賠償が定められていることは、牧人の責任の重さがここで改めて問われることになる。

前文の第1段落で示したように、シュメール時代の神話「牧者王ドゥムジ」から「牧者」という称号は、かなり聖なる意味をすでにシュメール時代から有しており、その古拙文字から楔形文字への変遷は、以下のように

𐤀𐤓	𐤀𐤓	𐤀𐤓	sik <sub>2</sub> sip <sub>a</sub> sab <sub>6</sub>	sip <sub>2</sub>	牧者
----	----	----	--	------------------	----

(ibid.)

牧人すなわち「羊飼い」という職種は、ハンムラピ王自身がその呼称を使っているくらい遊牧民族にとっては重要なもので、後にこの称号はユダヤ教とキリスト教によって「牧者、牧師」という聖職者の称号として定着する。一方そのような神話とは別に現実の職業としての牧人についての規定があり、この他人の畑で、牧人が自分の家畜に草を食べさせた事例があげられてこれが後に確立するユダヤ教の聖典『旧約聖書』の出エジプト記第22章4節で、その田畑が「畑あるいはブドウ畑」と変って掲載され、損害賠償としても「自分の畑の最も良い物とブドウ畑の最上の産物」とを比較して、かなり特殊な対象として後々までも記載されるようになる。

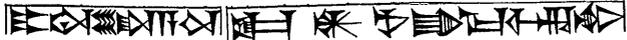
因みに『旧約聖書』の「出エジプト記」第22章4節のヘブライ語原文と「日本聖書協会の新共同訳」は、以下の通り、

בְּעֹרְהָ	אֶת־	וְשָׂלַח	אֶת־	קָרָם	אוֹר	שָׂדֵה	אִישׁ	יִבְעֹרֶה	כִּי	(4)
livestock-of-him	***	and-he-lets-stray	vineyard	or	field	man	he-grazes	if		
וּמֵיטֵב	שָׂדֵהוּ	מֵיטֵב	אֲחֵר	בְּשָׂדֵה	וּבְעֹרֶה					
or-from-best-of	field-of-him	from-best-of	another	in-field-of	and-he-grazes					
				: וְשָׂלַח	כָּרְמוֹ					
				he-must-restitute	vineyard-of-him					
					(ibid.)					

「人が畑あるいはぶどう畑で家畜に草を食べさせるとき、自分の家畜を放って、他人の畑で草を食べさせたならば、自分の畑とぶどう畑の最上の産物をもって償わねばならない」(loc. cit., p.130) のように記述されている。

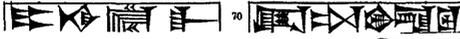
古代ローマの『十二表法』では、「夜間に他人の耕地に放牧して牧草を食いつくさせること」は、謀反、殺人、呪咀、放火、偽証と並んで重罪とされ、死刑をもって制裁されたが、その処刑方法は「犯人が成熟者の場合





i-te-li-a-nim ka-an-nu ga-ma-ar-tim elū 上る、逃げる

脱出した 安全な 公共の地に



i-na abullim it-ta-ah-la-lu

から 城門 殺到したならば

ablu < ka2-gal

halālu 投げ込む、殺到する



rēum sēnē a-na eqlim id-di ma

牧人が家畜を に 畑 連れて行き



eqlam šēnē uš-ta-ki-il

畑を 家畜に食べさせ、



anše  
ロバ

gu<sub>4</sub>  
雄牛

(ibid.)



rēum eqlum u<sub>2</sub>-sa-k<sub>1</sub>-lu

牧人は 畑を 食べさせた



i-na-ša-ar ma i-na ebūrim 10 iku-e

観察して 時に 収穫の 10 イクーあたり



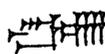
/ 60 še-gur a-na be-el eqlim

大麦 60 グルを に 主 畑の



1-ma-ad-da-ad

量る (払う)



šab  
豚

áb  
雌牛

(ibid.)

### 第58条 (試訳)

(前の第57条に示された、他人の田畑に侵入して草を食べさせた) 家畜がその後になって (その草を食べさせた) 田畑から脱出して、安全な公共の場所に (国の公共の広場など) その城門から殺到したる場合の後 (その城門に放牧完了の合図があがった後に)、(最初に) 牧人が (それらの) 家畜を田畑に連れてゆき、その田畑 (の草) を家畜に食べさせ、その牧人が田畑を食べさせていたことが (他人をして) 目撃されていたのならば、その場合、(その田畑における) 収穫高の10イクーあたり大麦60グル (の割

合)で、田畑の所有者に(賠償額を)支払うものとする。

### 第58条の解釈

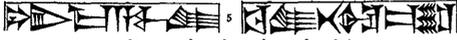
牧人の注意管理責任について、更なる責任を課したものと思われる。牧人が、他人の田畑に家畜を連れて行って牧草や畑の産物を食べさせただけでなく、そのまま家畜が田畑から移動して公共の広場などに集団で暴走したような場合、牧人が田畑の主などに支払う賠償金は、第57条に規定する三倍、一般的に決められた水などによる損害賠償の六倍にも達する(第44条ならびに第56条参照)。それだけ牧人の高度な責任が課せられているとみるべきだろう。この条文に対する原田慶吉氏の訳文は「もし小家畜が牧場<sup>68</sup>より脱出して、全畜群(?)が市の門の内部に閉ぢ込められたる後、牧人が小家畜を原に連れ行きて、小家畜に原を喰わしめたるときは、牧人は喰わしめたる原を見護りて、収穫〔時〕においては、1イクーに付き、穀物60クールを原の主に量る。」となっており、その各文に附属した原田氏の〔註〕は「(68行)本語の意味明らかならず、学説争多し。今仮りに Ungnad, Deimel 等に従う。」となっていた。その一方で、中田一郎氏の訳のほうは「もし小家畜が耕区から引きあげ、(耕区での放牧の)完了の印が(市の)門に懸られたあとで、牧夫が(彼の)小家畜を耕地に放ち、耕地で放牧させたなら、(その)牧夫は(彼の小家畜を)放牧させた耕地を見張らなければならない。そして収穫の時に1ブル(約6.5ヘクタール)につき大麦60クル(約18,000リットル)を耕地の所有者に計り与えなければならない。」となっている。

この第58条の2行目から3行目(原田氏の註では68行目)にかけての ka-an-nu ga-ma-ar-tim elū.... it-ta-ah-la-lu までのアッカド語文章の解釈が難しく、原田氏は「全畜群(?)が市の門の内部に閉ぢ込められたる後……」と訳し、中田氏は「(耕区での放牧の)完了の印が(市の)門に懸

けられたあとで……」と解釈している。いずれにせよこのアッカド語の文章は、かなりの単語を補って解釈せねばならず、正確にその意味を解釈するのはなかなか大変な問題なのである。

ところで、この第58条は、楔形文字原文の第7行目のところで、ハンムラピ法典のスーサで見つかった石柱の表面、立ったハンムラピ大王とその右に座ったシャマシュ神の玉座後脚下のところから始った縦書きの楔形文字の欄（コラム、段）のそこから数えて第15欄目が左側で終了し、第58条の第8行目から次の第16欄（段）の右側端に移行して読んでいかなければならない。そしてこの欄から下が削り取られているので、石柱表面の楔形文字はこの第16欄が一番下になっている。

第59条（原文・逐語訳）

	シュメール 絵文字 (象形文字) の果樹園
Sum-ma a-wi-lum ba-lum be-el kirēm	
もし 人が なしに 主 果樹園の	
	isu 木 nakāsu 切る
i-na kirē a-wi-lum i-sa-am ik-ki-is	
にて 果樹園 人の 木を 切ったならば	
	
1/2 ma-na kaspiḥ i-sa-qaḥ	(ibid.) kiti <sub>6</sub> シュメール時代 果樹園
半 マナを 銀 量る (払う)	

第59条（試訳）

ある者が、果樹園の所有者がいない時に、果樹園の樹木を伐採したならば（その損害賠償として）半マナの銀を支払わなければならない。

### 第59条の解釈

こういう樹木を伐採した時の損害賠償の規定は、ハンムラビ法典以前のシュメール時代に発布されたシュメール語による「リピト・イシュタル法典」にすでに記されている。このリピト・イシュタル法典は、おそらくその全体の五分の一くらいが発掘されているにすぎないが、幸いその損害賠償の規定が第9条と第10条に掲載されており、その第9条には「他人の果樹園に侵入して窃盗をはたらいた時、銀10シケルを支払わなければならない」と記され、それに続く第10条で「窃盗犯が、他人の果樹園の樹木を一本切り倒した時は、その三倍の30シケルの銀を支払う」という記述がある。

ハンムラビ法典の発布された、アッカド時代、最初に重量を規定した「軽量マナ」においては1マナ=60シケルだから、半マナは30シケル、すなわちリピト・イシュタル法典の規定をそのまま継承したものと思われるが、当然のことながらシュメール時代とアッカド時代では通貨の単位は異なっていたと考えられるので、おそらくこの条文はシュメール時代の法規範をそのまま踏襲し、通貨の額も変えられずに記載したものと思われる。この第59条に関する原田慶吉氏の訳は「もし人が園の主〔の同意〕なくして、人の園の中にて樹を伐り倒したるときは、銀半マヌーを量る。」となっていた。そしてその一方で、中田一郎氏の訳は「もし人が（別の）人の果樹園の木を、その果樹園の所有者の知らない間に切ったなら、彼は銀2分の1マナ（約250グラム）を支払わなければならない。」となっている。

この第59条の解釈は、あまりにも単純なアッカド語の文章のため、ほとんどの翻訳者でそれほど解釈の差がいちじるしくみられているわけではない。

いわゆる広義の「器物損壊罪」にあたる規定で、その損害賠償額が半マナ（約250g）の銀と決められている。現代日本の刑法では、刑法第261条に「前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者

は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する」という規定があるが、バビロニアでは、半マナの銀という民事上の損害賠償しか定められていない。日本の刑法で前3条とあるのは、刑法258条に「公用文書等毀棄」、259条に「私用文書等毀棄」、260条に「建造物等損壊及び同致死傷」などが特別に重い罰則を定めているからで、日本の刑法では損壊と並べて傷害という法律用語を用いているが、それらは毀棄と同義と解されている。ハンムラピ法典では「果樹園の樹木を伐採することだけ」が器物損壊罪の条文となって規定されている。

第60条 (原文・逐語訳)

10   
sum-ma a-wi-lum eqlam a-na kirēm

もし 人が 畑を ために 果樹園として

  
za-ga-bi-im a-na nu-kirēm id-di-in

植樹する に 園丁 与えて

zaqāpu 植える

nu-kirū < nu-kiri<sub>6</sub>

< lu<sub>2</sub>-gis-šar



  
nu-kirūm kirām iz-qu-up

園丁が 果樹園に 植樹したならば

15   
šattam 4<sup>kam</sup> kirām u<sub>2</sub>-ra-ab-ba

四年間 果樹園を 成長させた時

šattu < mu

rabū 大きくする



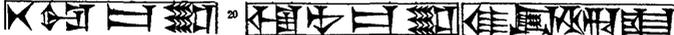
  
i-na ha-nu-uš-tim ša-at-tim

には 五年目

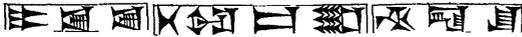
(ibid.)



gišimmar  
ナツメヤシ

  
be-el kirēm u<sub>3</sub> nu-kirūm mi-it-ha-ri-iš

主 果樹園の と 園丁とが 平等に



i-zu-zu be-el kirēm zitti šu zāzu 分ける  
分配し、主は果樹園の分け前を彼の



i-na-za-ak ma 1-li-qi<sub>2</sub> nazāqu 切り落とす、分離する  
選んで取る

## 第60条（試訳）

ある者が、田畑を果樹園として（造園するために）植樹する目的で園丁師に貸し与えた場合に、その園丁師は果樹園に植樹して四年間はその果樹園を成長させ（育成し）なければならない。（そして）五年目からその果樹園の所有者（地主）と園丁師とは（双方がその果樹園の収穫物を）均等に分割する必要がある。（しかしながら）果樹園の所有者（地主）が最初に自分の収穫物の配分を取ることができるものとする。

## 第60条の解釈

田畑とすることのできる土地の所有者（地主）とそれを賃貸して果樹園にしようと思っている者の「土地賃貸借契約」がこの条文である。そして果樹園を経営しようとする園丁師は先ず四年間、植樹した後に十分な管理をして果樹園として果物がとれるように努めなければならない。果物によっては五年で収穫できないものもあるだろうが（日本では俗に、桃栗3年、柿8年というが、メソポタミア地方のナツメは5年が果樹として成熟するかどうかは不明）、それはともかく5年という期間は中近東地域においては妥当な年限であろうと思われる。五年目からはその収穫した果実を地主と園丁で平等に配分するというのが、この条文の主旨であるが、文章の冒頭が地主から始まり、全体からみみると土地所有者の保護が先ず念頭に置かれている、と理解できる。その地主の保護がますます強調されているのが次から始まる第61条以降の規定である。ここで先ず最初にこの第

60条を訳した原田慶吉氏の文章は「もし人が原を〔園（棗園）として〕栽植せんがため、園丁に与え、園丁は園を栽植したるときは、四年園を成長せしめ、第五年には園の主と園丁は平等に分配し、園の主は彼の分前を選択して取る。」となっていた。次いで中田一郎氏の訳は「もし人が（ナツメヤシを）〔植えて〕果樹園にするために耕地を園丁師〔に〕与え、園丁師が果樹園に（ナツメヤシを）植えたなら、彼は4年間果樹園を育てなければならない。そして5年目に果樹園の所有者と園丁師は（果樹園を）等分し、果樹園の所有者が彼の取り分を（優先的に）選び取ることができる。」という風にナツメヤシという片仮名にして訳文を作っておられる。

原田氏と中田氏はともに欧米の学者の解釈をそのまま受け入れて、括弧つきでその樹木が棗椰子と判断しているが、たしかにこの当時からメソポタミアでは棗椰子が多く果樹園に植えられてはいたようではあるが、この第60条にその樹木が確かに棗椰子と特定されて記されているわけではない。この第60条からハンムラピ法典の条文が削り取られている第66条の途中まで、果樹園の規定が続いており、多分同じ果樹のことを規定していると思われるが、それが正確に棗椰子と特定することはできないと思われる。

ハンムラピ法典では、このように果樹園のみの使用权と支配権を樹木が育つ四年間という年限を限って、その翌年である五年目の分配を規定しているが、土地の使用权と支配権（あるいは用益権）について古代ローマの十二表法第VI表の3に、以下の如き規定があったとみられている。

*Usus auctoritas fundi biennium est... ceterarum rerum omnium... annuus est usus.*

「土地の使用权と支配権（用益権）とは二年の間とることができる……（が）……その他のものの使用权と支配権（用益権）は一年の間しか……設けることができない……」

この十二表法の第VI表3の規定は、完全なラテン語の文章として残されておらず、キケロやガイウスの伝えるところから再現され、またウルピアーヌスの解説によって我々は理解することができるだけであるが、その規定した内容は土地に関しては二年間、その他のものについて一年間のあいだ連続して占有していれば、その占有者はそのものに対して所有権を取得することができる、という規定であった。従ってハンムラピ法典のように果樹園に関して五年後にその果実を配分するという主旨の規定ではなかった、と思われている。現代法において、土地使用权は公用制限の一態様における土地の使用权として認識され、一般的に公権と考えられて使用权成立の範囲内で私権である所有権が制約を受ける、と考えられている。そして土地使用权の設置とその行使に関しては、正当な補償がなされなければならず、また不要となれば返還されなければならない、というのが一般的な考え方である。

第61条 (原文・逐語訳)

  
sum-ma nu-kirūm eqlam i-na

(上記で) もし 園丁が 畑を 時に

  
za-ga-bi-im la ig-mur ma

植樹する せずに 完成

  
ni-di-tam i-zi-ib ni-di-tam

放置部分を 残したならば 放置部分は

  
a-na li-ib-bi zitti su i-sa-ka-nu sum

として 分け前

彼の 置く 彼に



(ibid.)



gamāru 完成する



gišimmar

ナツメヤシ

ezēbu 残す

zitti < ha-la

libbu 心、真ん中

sakānu 指名する、固定する

### 第61条（試訳）

（第60条の条文から引き続く）園丁師が、（その）田畑とすることのできる土地に造園を開始したが、それが完成せず、（その一部分を造園しないまま）放置しておいたような場合、放置して残しておいた部分をその者（園丁師）の取り分にしておかなければならない。

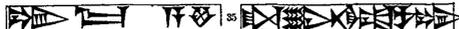
### 第61条の解釈

第60条で、果樹園を造園しようとした園丁師が、無事にその賃貸した全部の土地を植樹して五年たった場合、原則として園丁師と地主の取り分は平等に二つに分けられたが、園丁師がその土地の一部分に植樹せず、手を抜いたままである時、そのまま植樹せずに造園作業が完成していない土地から収穫できたであろう収穫物の分は、園丁師がその責任を追わなければならない、と解釈すべきだろう。

すなわち、第60条で平等原則を先行させてはいるものの、土地の賃貸借においてあくまでも地主すなわち土地の所有者を保護することにバビロニア法の立法意図はあるとみなしなければならない。この第61条に関する原田慶吉氏の訳は「もし園丁が原に栽植するに際し、全部をなし遂げずして、投げ出しの部分（未栽植地）を残したときは、投げ出しの部分、彼の分前として彼に置く。」その一方、中田一郎氏の訳は「もし園丁師が耕地に（ナツメヤシを）植え終わらず、手付かずの地を残したなら、彼はその手付かずの地を彼の取り分のなかに入れなければならない。」となっているようである。

この第60条の解釈として、放置しておいた手つかずの土地に対する具体的な責任の取り方がどうも良くわからないが、おそらく果実の取得分をその土地（放置しておいた土地）の割合に換算して、自分の配分（果実の取得分）を減らさなければならない、という主旨だったろう。

第62条 (原文・逐語訳)

  
Sum-ma eqlam Sa in-na-ad-nu Sum

(上記で) もし畑を 所の 与えられた 彼に

  
a-na kirēm la iz-qu<sub>2</sub>-up sum-ma abšēnum zaqāpu 植樹する

として 果樹園 ないなら 植樹し もし 畝地なら abšēnum < ab-sim<sub>2</sub>

  
bilat eqlim Sa sa-na-tim Sa in-na-du-u<sub>2</sub> nadū 投げる、ネグる 

地代を 畑の の 年 所の 放任した

  
nu-kirūm a-na be-el eqlim

園丁は に 主 畑の 

  
ki-ma i-te su i-ma-ad-da-ad madādu 量る 

同様に 隣人 彼の 量り(払い)

  
u<sub>3</sub> eqlam š<sub>1</sub>-ip-ra-am i-ib-bi-es ma sipru 仕事、工事

且つ畑を 作業地(栽培地) となして、 epešu する、なす

  
a-na be-el eqlim u<sub>2</sub>-ta-a-ar

へ 主 畑の 返す

第62条 (試訳)

(第60条と第61条の条文に引き続いて) (その園丁師として) 貸しあてられた田畑を、その者が果樹園として植樹しなかった場合において、その土地が畝地(耕作に適する土地)であった場合は、造園を放置した年の収穫分を隣人の田畑に準じて計量したものを土地の所有者(地主)に支払う必要がある。(さらに) 園丁師(果樹園の園丁となる目的で土地を賃貸した者)は、その田畑に十分な耕作をおこない(田畑として使用できる状態にして)土地の所有者(地主)にその田畑を返還しなければならない。

## 第62条の解釈

田畑として使用できる土地を、果樹園にする目的で賃貸借したなる者（園丁師）が、その土地を全からく利用してその事業（果樹の植樹など果樹園を造園するのに必要な仕事）をおこなわなかった場合、その者はその土地を使用しなかった逸失利益を賠償するとともに、その土地がもとのように田畑として使用できるようになるまで耕さなければならないことが定められている。しかし、第43条において規定されているような「馬鋤（まぐわ）で耕作することまでが求められているわけではない。その後その土地を地主が何に使うか未だわからないからであろう。この第62条に対する原田慶吉氏の訳は「もし彼に与えられたる原を、園となるよう栽植せざりしときは、もし開墾地なるときは、投げ出されたる年の原の地代を、園丁は原の主に、彼の隣人〔の割合〕に従いて量り、かつ原を作業済みの土地（栽植地）にしつらえて、原の主に返す。」となっていた。そして、中田一郎氏の訳は「もし彼が与えられた耕地に（ナツメヤシを）植えて果樹園にしなかったなら、もし（それが）耕された耕地なら、園丁師は、耕地の小作料を隣人（の収穫高）にしたがって、放置された年数の分、耕地の所有者に計り与えなければならない。そして彼はその耕地に農作業を行い、耕地の所有者に返さなければならない。」となっている。

ところで、このナツメヤシという果実はシュメール時代から既にメソポタミア地方で栽植されていたと考えられ、その象形文字（絵文字）からの発達は以下のように〔第61条の原文・逐語訳右に掲げたクリストファー・ウォーカー氏著、大城光正氏訳『楔形文字』學藝書林、p.13と比較参照〕

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					sis-inmar sa <sub>6</sub> (sag <sub>6</sub> )damaqu	なつめ椰子	

（飯島紀氏著「アッカド語」国際語学社刊 p.187）

シュメール語楔形文字へと変化してゆきアッカド語にもなっていった。

この第62条の楔形文字3行目の冒頭 *bilat* を「地代」とみるか「小作料」あるいは収穫高とみるか、ローマ法学者である原田氏のように地代とした場合、現行民法上は原則として地上権者が地主に支払うべき金銭その他を意味するから、現在の日本民法第274条から第276条のような規定として制限を受ける。次にこうした「永小作料の減免、永小作権の放棄と消滅請求」を定めた第274条～第276条をみてみよう。

日本民法第274条は、「永小作人は不可抗力に因り収益につき損失を受けたるときと雖も小作料の免除又は減額を請求することを得ず」となっており、次の日本民法第275条も「永小作人が不可抗力に因り引続き三年以上全く収益を得ず又は五年以上小作料より少き収益を得たときは其権利を抛棄することを得」と規定されている。続けてその次に規定されている民法第276条では「永小作人が引続き三年以上全く収益を得ず又は五年以上小作料より少き収益を得たときは其権利を抛棄することを得」とこれら三ヶ条の法文には定められている。

このような規定はあるものの、地代というものは社会の生産様式の発展とともに進化するもので、古代のバビロニアにおいては、隣地の収穫分を支払うだけでなく耕作できる土地に直して所有者に返さなければならない規定を有していたことは当然であったと見るべきだろう。日本民法も次の第277条で、「前六条の規定に異なりたる慣習あるときはその慣習に従う」と規定しているくらいだからである。

第63条 (原文・逐語訳)

  
 sum-ma eqlam ki-kal eqlam si-ip-ra-am  
 (上記で) もし畑が 原野なら 畑を 作業地 (栽培地)

<sup>50</sup>   
 i-ib-bi-eš ma·eqlu be-el eqlim eqlu は a-na の誤り  
 となして、 に 主 畑の

  
 u<sub>2</sub>-ta-a-ar u<sub>3</sub> 10 iku-e 10 se-gur  
 返し 且つ 10 イクーあたり大麦 10 グルを

<sup>50</sup>   
 sa sa-at-tim is-ti-a-at i-ma-ad-da-ad  
 につき 年 一ケ 払う

第63条 (試訳)

(第60条～第62条の条文を次いで) (園丁師が賃貸借した) 田畑が原野に位置するのならば、その田畑を作業地 (栽培地) として田畑の所有者 (地主) に返却し、さらに10イクーあたり (の土地に換算して) 10グルの大麦を一ケ年分支払う必要がある。

第63条の解釈

第60条ないし第62条までの条文を受けて、その園丁師が賃貸借した土地が原野 (多分平野部あるいは平坦地であることを言っているのだと思う) であるならば、田畑を地主に返す際に10イクーの土地 (約600km<sup>2</sup>) について10グルの大麦を引き渡さなければならない。この第63条に関する原田慶吉氏の訳は「もし投げ出しの原 (未開墾地) なるときは、原を作業済みの土地 (栽植地) にしつらえて、原の主に戻し、かつ1イクーにつき、穀物10クールを、1年分として量る。」となっていた。その一方、中田一郎氏の訳は「もし (それが) 休閑地なら、彼はその耕地に農作業を行い耕地の所有者に (耕地を) 返し、1年当たり1プル (約6.5ヘクタール) につ

き大麦10クル（約3,000リットル）を計り与えなければならない。」となっている。この中田氏が、アッカド語のブルという単位を使うことについては、もう既に第44条と第57条などの解釈のところで詳述した。

Ki-kal が、全く人の手つかずの「原野」なのか「休閒地」なのか、はさておき、土地を耕作するためには日本民法の第270条にあるように「永小作人は小作料を払ひて他人の土地に耕作又は牧畜を為す権利を有す」ことは、どのような社会においても（原始共産主義を実験したカンボジアのポル・ポト政権下など極端な例外を除いて）当然のこととして認められている。しかしながらバビロニアの社会では、この第63条に先行する第60条の冒頭に「その永小作人がアウィルム階層 a-wi-lum の自由人であることが規定され」そのアッカド語の文章がこの第63条まで続いているので、永小作人の条件が最初からかなり限られて規定されているのである。

そして日本民法では、その第271条に「永小作人は土地に永久の損害を生ずべき変更を加ふることを得ず」とあるが、バビロニアの慣習としては、原野あるいは休閒地を賃借したとしても、返す時は次にすぐ田畑として使える栽培地（作業地）として返却しなければならない、というふうに規定しているのである。なお、この原野（平野）を意味する単語がシュメール語の象形文字（絵文字）からアッカド語の楔形文字に発達した過程は

		バビロニア		アッシリア			
絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
					シュメール	アッシリア	
					edin	sēru	平野

(op. cit., p.176)

のようになっている。

## 第64条 (原文・逐語訳)



šum-ma a-wi-lum kirā šu

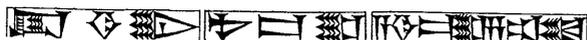
もし 人が 果樹園を 彼の



a-na nu-kirēm a-na ru-ku-bi-im

rakābu 管理する

に 園丁 ため 管理する



id-dī-in nu-kirūm a-dī kirūm sa-ab-tu

与えたならば園丁は 限り 果樹園を 専用する



i-na bi-la-at kirēm šī-it-ti-in

sittu 2/3

から 収穫 果樹園の 2/3 を



a-na be-el kirēm i-na-ad-dī-in

へ 主 果樹園の 渡し



sa-lu-uš-tam šu-u<sub>2</sub> i-li-qi<sub>2</sub>

salšu 1/3

1/3 を 自身が 取る

## 第64条 (試訳)

ある者が、自分の果樹園を管理させるため園丁師に貸しあたえる場合、その園丁師は果樹園を独占して（経営・管理することになるから）その果樹園の収穫物の3分の2を果樹園の所有者（地主）に納め、（残りの）3分の1を自分の（所有物）として取得できるものとする。

## 第64条の解釈

第60条から第63条までに規定された条文の主旨は、土地を果樹園にする目的で賃貸するべく園丁師のほうから申し出てその土地に果樹を植樹するという設定であったが、この第64条は、すでに果樹園となっている土地を

所有する者（勿論自由人たるアウィルム階層の者）が、その果樹園を管理する園丁師を反対に指名して、その管理・運営にあたるというもので、その園丁師は当然のことながら、果樹を植林したり土地を耕やす労力が省かれている。

従って、果樹園となった土地を所有している者の取り分が3分の2で、その果樹園を管理・運営する者の側は収穫物の3分の1を取得できるようにする。この第64条に規定された事項を解釈するにあたり、第2行目末にある動詞 ru-ku-bi-im をどのように解釈するかが問題となる。原田慶吉氏は、この第64条の訳文に「もし人が彼の園を園丁に、栽植のために与えるときは、園丁は園を捕えてある（占有してある）間は、園の収穫の中より、2個分（即3分の2）を園の主に与え、3分の1を彼自ら取る。」という文章を書いておられ、そして中田一郎氏のほうは、更に拡大解釈して翻訳し「もし人が果樹園（のナツメヤシ）を受粉させるため園丁師に与えたなら、園丁師は、果樹園を保有している間、果樹園の所有者に果樹園の産物の3分の2を与え、彼自身は3分の1を取ることができる。」という訳文を掲げておられるが、はたしてこの ru-ku-bi-im という動詞がここまで拡大解釈できるかどうかは疑問である。筆者は「管理させる」という訳語に止めておいた。

第65条（原文・逐語訳）


  
 šum-ma nu-kirūm kirām la u<sub>2</sub>-ra-ak-ki-ib ma 

もし 園丁が 果樹園を せず 管理 

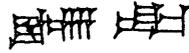


bi-il-tam um-ta-di nu-kirūm
   
 収穫を 減らすなら 園丁は



bi-la-at kirēm a-na i-te su

収穫を 果樹園の 応じて 隣人に 彼の



gišimmar kiri  
ナツメヤシ 果樹園

(ibid.)

第65条はこの楔形文字の行以降途中で削り取られているので不明であるが、このハンムラピ法典の石柱以外にこれに続く粘土板が発掘されている。

### 第65条 (試訳)

(第64条と関連して) (すでに果樹園となっている土地を賃貸した) 園丁師が、その果樹園の管理を(きちんと誠実に)せず、その収穫高を減らすようなら、その園丁師はその近隣にある果樹園の収穫にみあった収穫高を果樹園の所有者(地主)に〔渡さなければならない〕

### 第65条の解釈

文章末の動詞 i-ma-ad-da-ad (渡す) という部分から後が削り取られているが、粘土板として発掘された他の資料から、あと一語でこの条文が完成していることがわかっているのがこのように訳出した。前条と深く関係し、ここに出てくる園丁師は前条(第64条)で述べられた果樹園となっている土地を地主から管理するように依頼された者とみることができよう。その園丁師がきちんと果樹園を管理せず、収穫高を減らしたならば、近隣の果樹園の収穫高と比較してそれに見合ったものを果樹園の所有者に支払わなければならないという、ごく常識的な条文である。この第65条に関する原田慶吉氏の訳は「もし園丁が園を栽植せずして、収穫を減少せしめたときは、園丁は園の収穫を、隣人〔の土地〕の割合に従って量る。」としており、それに対して中田一郎氏の訳は「もし園丁師がその果樹園(のナツメヤシ)に授粉を行わず、収穫を減少させたなら、園丁師はく果樹園

の所有者〉に対して彼の隣人（の収穫高）〈にしたがって〉果樹園の産物を〔計り与えなければならない。〕となっている。この最後の動詞のところを原田氏は第17欄と考えているがここから石柱の下部が削り取られているから17欄があるわけではない。

この第65条においても、第1行目末にある動詞（前の第64条第2行目の ru-ku-bi-im と同じ）u<sub>2</sub>-ra-ak-ki-ib「管理する」の否定形をどこまで解釈の枠を広げるか、という問題があるが第64条を参考にしていきたい。

この後、シャユウ（シュユウ V. Scheil シェイルとも書かれることがある）によって（存在していたと）推定された第66条から第99条までの条文は削り取られていて、正確にはどのような条文が何ヶ条存在していたかわからないが、この「ハンムラピ法典石柱」の他に発掘された粘土板文書によって、だいたい全部の条文を埋め合わせることができると考えられているのである。しかしながら、パリのルーヴル博物館に展示されている現実のハンムラピ法典の石柱がこの箇所だけ削り取られたままになっている以上、本当に粘土板に記されてものと同じ楔形文字が石柱に刻まれていたのかどうか確実に立証することは困難である。また考古学者や歴史学者によってこの箇所に異なった条文数をあげる者もあり、本書も一般的な通説に従って全体を282ヶ条としているのである。それ故にこれ以降の条文は、通説に従った仮の条文番号であることをお断りしておかなければならない。

但し、この空白箇所に一体どのような条文が書かれていたか興味を持つ読者も多いと思われるので、この第65条に次ぐと思われる第66条だけを（ハンムラピ法典石柱原文にないから楔形文字は掲載せず）日本語の訳文だけ仮訳として掲載しておくことにする。

**第66条**（邦訳、条文は粘土板文書からの仮訳である）

ある者が、商人から銀（金銭）を賃借して、その商人から債務の弁済を迫られた場合において、その者に支払う銀がなく、（しかたがないから、その者が）受粉をした後の自分の果樹園をその商人に与え、（その商人に向って）「果樹園の内に実るナツメヤシをすべて銀（債務として）の代りに持参してくれ」と述べた（としたなら）、商人はそれに同意してはならない。果樹園に実るナツメヤシは果樹園の所有者（地主）が取り入れなければならないからである。（その契約をした）粘土板に記述された銀（金銭）とその利息をその者（負債を追った者）は商人にきちっと返済する必要がある。（なぜなら）果樹園に残る残りのナツメヤシは果樹園の所有地（地主）のものであるからである……。」原田慶吉氏は、この削除された部分についても次に第67条の一部分、第70条から第99条まで他の粘土板テキストから条文を何とか復元する形で掲載しておられる。また中田一郎氏も p.24～p.29と五頁以上に亘って、ロス M.T. Roth 氏、ボルガー R. Borger 氏、ドリヴァー G.R. Driver 氏、マイル J.C. Miles 氏、ドンバス V. Donbaz 氏、ソーレン H. Sauren 氏、フィネ A. Finet 氏、アイラース W. Eilers 氏、ハーセ R. Haase 氏など、幾多の学者が試みた粘土板写本の復元を組み合わせたテキストの翻訳などを重ねて、統合した翻訳を試みられている。

この書物では、ハンムラピ法典の石柱に記載された楔形文字のみを翻訳し解釈するという主旨で執筆し始めた原則上、推則される第66条から第99条まではシャイユ（V. Scheil 氏シュイユまたはシェイルとも書かれる）の試みた条文の割付けを尊重して、イランで発見された石柱の原文通りそのまま削除することにする。